

平成 27 年度
千葉県包括外部監査の結果報告書

第 1 監査テーマ

千葉県立学校に係る事務の執行について

第 2 監査テーマ

公益財団法人千葉県消防協会における
出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

千葉県包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩

第1 監査テーマ

千葉県立学校に係る事務の執行について

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	4
5. 外部監査の実施期間	6
6. 外部監査の補助者	6
第2 県立学校の概要	7
1. 教育委員会の概要について	7
（1）教育委員会の組織について	7
（2）教育委員会事務局の所掌事務について	9
（3）教育委員会の予算及び決算の状況について	11
（4）「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（千葉県教育振興基本計画）の概 要	13
2. 県立学校の概要について	17
（1）県立学校の現状について	17
（2）県立学校の施設について	21
（3）県立学校改革の歩みについて	23
第3 外部監査の結果	26
I 総括的意見	26
1. 県立学校に対する監査の視点について	26
2. 県立学校の経営の現状について	38
II 各論としての外部監査結果	91
II-1 財務監査の結果	91
1. 県立学校施設整備及び備品発注等について	91
2. 薬品及び農薬の管理について	97
3. 遊休資産の管理について	100
4. 生産物売払事務について	105
5. 千葉県奨学資金貸付金の実施状況と滞納管理等について	110
II-2 業務監査の結果	115
1. 点検・評価及びその対象事業等について	115
2. 学校評価の実施状況について	148
3. 人事評価の実施状況について	180
4. 教職員の時間外勤務（事実上の残業）について	199

5. いじめ・不登校対策の実施状況について	209
6. 教職員の不祥事対策の実施状況について	212
7. 私費会計について	216
第4 利害関係について	247

略記：

第1期計画：「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成22～26年度）

第2期計画：「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（平成27～31年度）

再編計画：県立高等学校再編計画

いじめ防止法：いじめ防止対策推進法

特措法：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

特措条例：義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

退職手当条例：職員の退職手当に関する条例

私費会計要綱：千葉県立学校私費会計取扱要綱

私費会計マニュアル：県立学校私費会計取扱マニュアル

給付金実施要綱：千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱

計画上の留意事項：平成26年度学校教育目標設定報告書及び学校評価年間計画書作成上の留意事項

作成上の留意事項：平成26年度学校評価実施報告書作成上の留意事項

人事評価の手引：千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引

実態調査：教員勤務実態調査

学校評価WG：学校評価の在り方に関するワーキンググループ

WG報告：地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）

会計指導状況報告書：県立学校会計指導状況報告書

教育委員会：千葉県教育委員会

県教育庁：千葉県教育庁

会計指導班：財務施設課会計指導班

学校司書：学校図書館担当職員

給付金：千葉県公立高等学校等奨学のための給付金

A L T：外国語指導助手 (Assistant Language Teacher)

注：

外部監査結果報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

千葉県立学校に係る事務の執行について

（2）外部監査対象期間

平成26年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成27年度

3. 事件を選定した理由

千葉県は、「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」（教育基本法第17条第2項）として、千葉県教育振興基本計画を策定している。具体的には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下、「第1期計画」という。）と平成27年度から平成31年度を計画期間とする「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下、「第2期計画」という。）である。そのうち、第1期計画では、次の3つのプロジェクトを掲げてそれらの主要な施策及び事業を重点的に推進する取組を行ってきた。

すなわち、「プロジェクトⅠ」として「過去と未来をつなぎ世界にはばたく人材を育てる～夢・チャレンジプロジェクト～」（施策1～3、約60事業）、「プロジェクトⅡ」として「ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり～元気プロジェクト～」（施策1～8、約140事業）、「プロジェクトⅢ」として「教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる～チームスピリットプロジェクト～」（施策1～3、約60事業）である。

このように第1期計画では、千葉県教育の10年後の姿を展望し、それを実現するための目標と施策の方向性及び平成26年度までの5年間に実施する重点的・計画的な取組を示し、推進してきたが、学力向上、道徳教育の充実、いじめの防止、教員の資質の向上や幼児教育・家庭教育の充実など、引き続き重点的に取り組むべき多くの課題を

認識している。また、社会的に自立する力の育成、グローバル化に対応した資質の育成や地域コミュニティとの協働など、社会状況の変化に対応した課題にも取り組むことが必要であるとしている。

この第1期計画の後継計画として第2期計画が策定され、現在、上記のような多くの課題に取り組んでいる。

また、千葉県は、これらの教育振興基本計画を推進するための取組の一つとして、県立学校の魅力づくりに関して、平成24年度を初年度とし、10年後の平成33年度を目標年次とする「県立学校改革推進プラン」を策定し（平成24年3月）、前期（平成24～28年度）と後期（平成29～33年度）に分けて、実施プログラムを具体的に計画し推進している。なお、最初の具体的なプログラムである第1次実施プログラムの策定は「県立学校改革推進プラン」と同じ平成24年であり、第2次実施プログラムは平成26年3月の策定であった。

教育振興基本計画の進捗状況について、千葉県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、毎年度、点検及び評価を実施し公表を行っている（「教育委員会の点検・評価（平成25年度事務を対象）」平成26年9月千葉県教育委員会）。これらのプロジェクト及び施策等の平成25年度における評価の中で目標達成状況（最終成果指標ベース）をみると、プロジェクトIに係る「学習指導」に関する項目については目標（平成26年度）に達していないが、他の2つのプロジェクトについては、それらの目標を達成しているという自己評価の結果であった。

今後の魅力ある高等学校づくりの方向性については、第1期計画の施策の1つに位置付けており、「これからの千葉県を支える人材を育成する進学重点校や将来の専門的職業人を育成する農業・工業・福祉等の拠点校、様々な機能を備え地域に貢献する地元の中心校など、社会の変化に対応し、活力があり、生徒それぞれの豊かな学びを支え、地域のニーズにこたえる、魅力ある県立高等学校づくりを目指す」ことや「県立高等学校再編計画」（平成14～23年度）（以下、「再編計画」という。）の理念に基づいた主な施策に関して、「長期的な視点に立った今後の魅力ある県立高等学校づくりの在り方」を踏まえ推進することとしている。

また、教育振興基本計画の策定時点において、千葉県の教育を取り巻く課題は、「学力向上、豊かな心と健やかな身体の育成、職業への理解と働く意欲の向上、ルールやマナーを大切にする意識の育成、いじめや不登校への対応など」を解決すべき多くの課題と位置付けていた。これらの状況等を踏まえて、県立学校改革推進プランでは高校教育の課題を「生徒の多様化（98%の高校進学率）」、「多様な地域性」及び「自立した人材の育成」の3つに集約している。

一方、再編計画に係る評価（平成27年3月公表）の最終報告の中で、「目指すべき県立高等学校像」の観点及び「再編の方向性」からの評価等が実施され、「様々な形の

魅力ある学校づくりが進展し、成果を上げることができた」等という評価をしつつも、今後も解決すべき課題を認識し、目標の実現を一層進める必要があるものと総括している。

これらの教育振興基本計画等の策定、推進及び評価の過程でP D C Aサイクルが組み込まれ、自己評価を中心として外部有識者の意見を徴取し、客観性を担保する仕組みを構築しているものとも考えられる。

これらの仕組みが運用される現場は、千葉県教育庁の企画管理部及び教育振興部の各課（12課）並びに教育機関である。そのうちの教育機関の中でも、特に県立学校としての高等学校（125校）、特別支援学校（30校）及び中学校（1校）において（平成26年5月1日現在）、又は、教師と生徒等の教育の現場においてこそ、これらの教育振興基本計画等の内容が効果的に推進される必要があるものと考えられる。

これらの千葉県教育行政におけるプロジェクト、施策等を推進する人員体制は、平成26年度においては、県立高校で約7千7百人（全日制：本務教員数6,222人・職員数997人、定時制：本務教員数356人・職員数54人、通信制：本務教員数33人・職員数6人）、特別支援学校で3千4百人（本務教員数2,896人・職員数488人）であり、在学者約10万4千人（県立高校98,528人、特別支援学校5,273人）に対してより良い教育を提供する施策等を展開している。

教育庁の予算及び決算規模は、予算ベースで平成26年度歳出は4,187億円で前年度比4.0%の増加であり、同じく歳入は835億円で前年度比8.2%の増加であった。これに対して、平成25年度決算ベースでは、歳出が3,970億円で前年度比3.6%の減少であり、同じく歳入（調定ベース）が762億円で前年度比3.3%の減少であった。また、教育庁の予算及び決算は、一般会計以外に特別会計として奨学資金の貸付事業を行っている。平成26年度における当該貸付事業の予算規模は14億円程度であるが、収入未済額が平成25年度末現在では4,581万円存在している。

各県立学校の教育財産及び物品等の管理は、従来から千葉県教育財産管理規則等に基づき台帳管理を実施しているが、これら教育財産等の管理についても、それらの老朽化の進行に伴って、耐震化及び長寿命化対策の施策等が求められている。例えば、県立学校施設の築年数（2階建以上又は延べ面積200㎡超の建物）の資料によると、約900棟の建物のうち、平成27年4月1日現在で、建築後30年以上経過している建物は約700棟であり（おおむね8割）、そのうち、大規模改修等が行われていない建物は、約470棟であった（おおむね7割）。一方、過去に発行した教育の普通債残高は1,775億円であり、普通債に占める割合は10.1%であり、将来世代の負担となっている。これらの教育財産等の効率的で効果的な管理については、全庁的な公共施設等のマネジメントの視点との整合性を含めて検証する必要があるものと考えられる。

このように千葉県の県立学校に係る多種多様な行政課題は千葉県が推進する「教育立県ちば」の中でも、引き続き重要な位置付けがなされており、千葉県の教育行政に関わる人的・財産的資源も大規模であることから、包括外部監査のテーマとして選定し、検証する意義は極めて高いものと考えられる。

4. 外部監査の方法

(1) 外部監査の実施目的

平成10年10月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する住民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令、条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性・効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性・効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査の視点

千葉県立学校に係る事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 千葉県立学校の財務事務のうち、教育費及び奨学貸付金に係る歳入・歳出予算の執行等並びに教育財産の管理及び奨学貸付金に係る債権管理等が、関連する各種法令、条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 千葉県立学校の経営管理に関して、生徒や保護者が十分な満足を持って日々の教育を受けることができる学習環境を創造し、維持・向上させているかどうかについて

ついて

- ③ 千葉県教育庁が県立学校の運営に対して指導、助言等を行う事務事業としての「点検・評価」、行政改革の推進、魅力ある県立学校づくりに向けた支援、教職員の人事評価の指導・支援、いじめ・不登校対策、教職員の服務対策等に関して、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等並びに各種計画及びマニュアル等に従い、効果的、効率的に事務事業が推進されているかどうかについて

(4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎としつつも、併せて、千葉県立学校の経営管理に関する評価制度の実施状況を検証することで、経済性・効率性、有効性等を検証するための監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は次のとおりである。

まず、県立学校に関する教育庁各所管課の事務事業について、関連する資料に基づき事業内容の説明を受けて、外部監査の実施に必要な質問を行い、県立学校の運営をめぐる教育庁各課の指導及び支援の関係を把握した。

次に、県立学校の全体像を把握し、財務監査及び経済性・効率性等の監査を実施するための監査計画を進めるために、全ての県立学校を対象とした質問事項をアンケート調査の形式で実施し、全体像の把握に役立てた。

また、県立学校の中から、現場往査の対象として18校を抽出し、現地に出向いて、前述のアンケート調査項目に従い、財務監査及び経済性・効率性等の監査を実施した。現場往査対象の18校の選定基準は、千葉県の9つの学区から1校以上を対象とし、それぞれの魅力ある県立学校づくりの属性を考慮して、進学指導重点校、地域連携アクティブスクール及びコミュニティスクール並びに普通科、農業科、工業科及び商業科等の視点から、1校以上を現場往査の対象とするという基準である。

さらに、県立学校の管理運営と密接に関連すると考えた「点検・評価」事務、「学校評価」事務、「人事評価」事務、いじめ・不登校対策及び教職員の不祥事対策等の事務について、18校に対する現場往査に際して、校長及び教頭並びに事務長等に対して必要な質問を行い、資料の閲覧・分析を行った。このような現場往査の結果を受けて教育庁各部の所管課に対して、検出事項等に係る質問や関連資料の閲覧・分析を行い、必要な監査証拠を入手した。

以上のような監査手続を実施することで、県立学校における財務事務の合规性及び経営管理の経済性・効率性等の監査要点を検証した。

(5) 監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査の結果」(26～246頁)に記載しているとおりであります。監査の結果、指摘事項は13件、意見は63件であった(「Ⅱ各論としての外部監査結果」の集計結果)。

(6) 監査対象

① 監査対象項目

千葉県立学校に係る事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象部局等

監査対象部局等は、千葉県教育庁企画管理部及び教育振興部の関係する各課及び教育機関である。

5. 外部監査の実施期間

平成27年6月29日から平成28年2月24日まで

6. 外部監査の補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

古屋 尚樹(公認会計士)、氏家美千代(公認会計士)、久保 睦江(公認会計士)、
藤井 寿(公認会計士)、榎本 尚子(公認会計士)、草薙 信久(公認会計士)、
高橋 和則(公認会計士)、青木 茂(公認会計士)、豊田 泰士(弁護士)、
松井麻里奈(弁護士)、澤村 暁(弁護士)

(2) 監査品質管理担当補助者

山田 英裕(公認会計士)、須田 徹(弁護士)

第2 県立学校の概要

1. 教育委員会の概要について

(1) 教育委員会の組織について

現行の教育委員会制度は、昭和31年に制定された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて運営されており、教育委員会は都道府県及び市町村(特別区を含む)等に置かれる合議制の執行機関である行政委員会である。この教育委員会は、教育長及び4人の委員(ただし、条例で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会は教育長及び5人以上の委員、町村の教育委員会は教育長及び2人以上の委員も可能)をもって組織している。また、教育の専門家ではない一般の住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆる「レイマン・コントロール」を取り入れている。

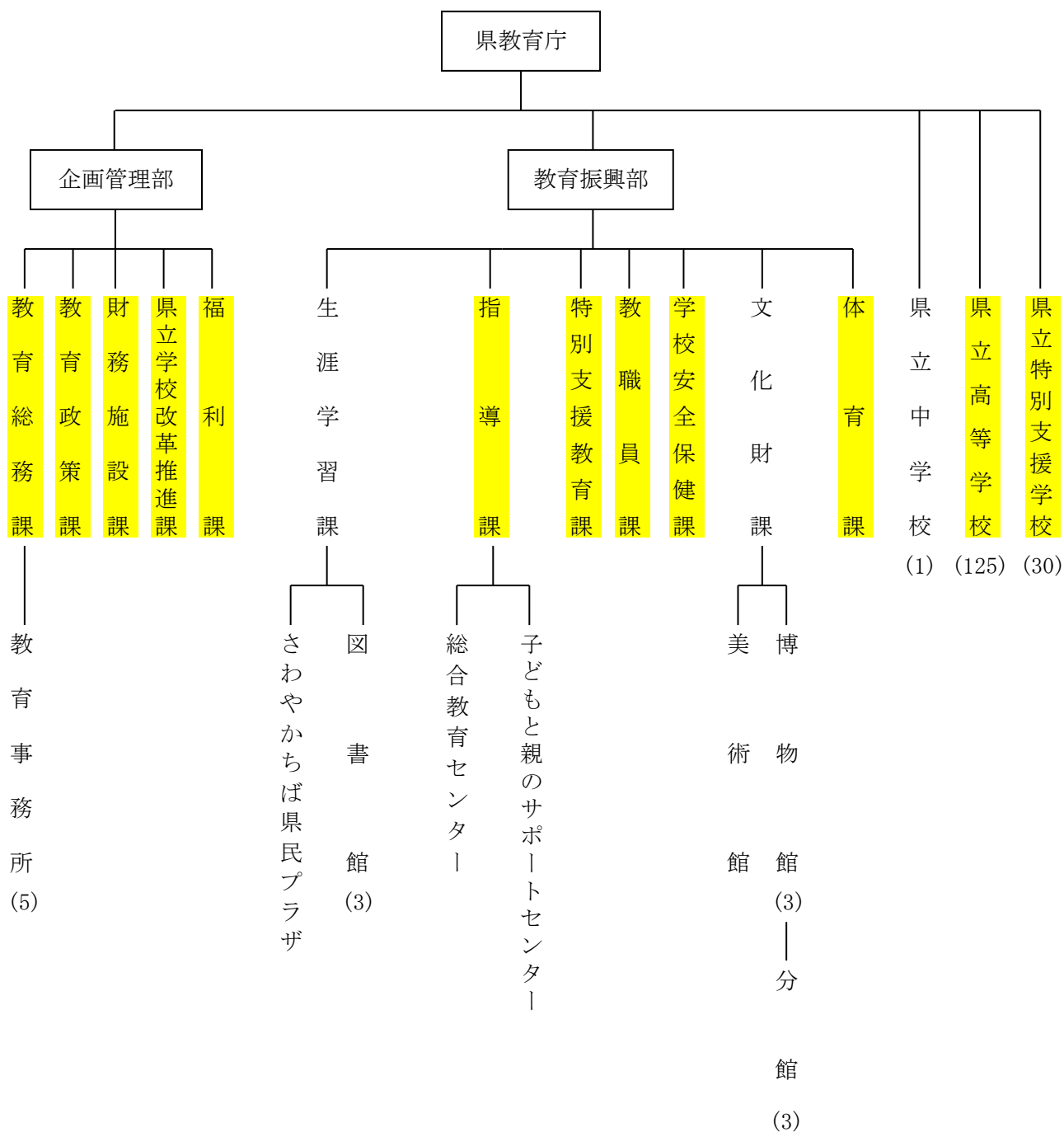
教育委員会事務局の組織は、本庁及び県内の5つの教育事務所である。本庁には、教育長、教育次長、企画管理部長、同次長、教育振興部長、同次長、学校危機管理監の他、431名の職員が配属されており、教育事務所には218名の職員が配属されている。

なお、組織体制(千葉県教育庁(以下、「県教育庁」という。))は次のとおりである。

【 県教育庁機構図 】

[外部監査対象：網掛け部分]

(平成 26 年 4 月 1 日現在)



(2) 教育委員会事務局の所掌事務について

教育委員会事務局の所掌事務は、次のとおりである。

課	室・班	主な分掌事務
教育総務課	総務班	部及び課の庶務会計，秘書事務
	委員会室	教育委員会会議，教育功労者表彰，叙位叙勲
	人事給与室	組織及び定数，人事，県立学校事務職員の人事，職員の給与，教職員給与費の国庫負担
	文書・情報室	法規，公印，公益法人，訴訟事務，行政文書，開示，個人情報保護の庁内調整・指導
教育政策課	教育立県推進室	教育施策の企画・立案，教育統計，教育委員会の点検・評価，行政改革の推進
	教育広報室	広報・広聴，教育行政相談窓口
財務施設課	予算調整室	教育予算の原案作成・執行の総合調整，県議会との連絡，公立学校施設整備費国庫負担金(交付金)，教育財産の取得・管理・処分，千葉県奨学資金貸付
	財務指導室	財務事務の指導・助言，県立学校の管理運営費
	施設整備計画班、 建築班、土木班、 設備班	県立学校の施設設備，建設工事に係る設計・監理・指導
県立学校改革推進課	高校改革プラン推進室	課の庶務会計，再編計画の策定及び推進，通学区域の設定及び変更，隣接県協定，生徒受入計画，魅力ある県立学校づくりに向けた支援，県立高校(学科等を含む)及び県立中学校の設置及び廃止
	特別支援学校整備室	県立特別支援学校整備計画の推進
福利課	経理・貸付班	課・共済組合の庶務会計，共済貸付，調整
	年金班	共済長期給付，恩給，退職手当
	給付班	共済短期給付，公務災害補償，児童手当
	厚生班	福利厚生，教職員住宅
生涯学習課	総務班	部及び課の庶務会計
	学校・家庭・地域連携室	学校・家庭・地域の連携の推進

	社会教育振興室	生涯学習の推進，社会教育の振興，青少年教育の充実
指導課	学力向上室	児童生徒の学力向上の推進，教職員の研修，県立中学入学者決定，県立高校入学者選抜，調整
	教育課程室	幼稚園・公立小・中・高校の教育課程，学習指導に係る指導及び助言
	生徒指導・いじめ対策室	生徒指導に係る指導及び助言，不登校児童・生徒等への支援
	人権教育室	人権教育の企画立案・連絡調整
特別支援教育課	障害児支援室	特別支援教育の体制整備，就学事務
	教育課程指導室	特別支援学校及び小・中学校特別支援学級等の教育課程，学習指導
教職員課	管理室	県立学校教職員(事務職員を除く)及び県費負担教職員の服務，調整
	免許班	教員免許状の授与，免許更新制の運用
	人事室	県立学校教職員(事務職員を除く)及び県費負担教職員の人事，定数，県立学校及び公立義務教育諸学校等の学級編制
	任用室	県立学校及び公立義務教育諸学校の校長及び教員の選考・任免
学校安全保健課	安全室	安全教育の指導・調整，教育庁等及び学校における危機管理対応，防災・災害対策の総合調整
	保健班	保健教育の指導，児童生徒・教職員の健康管理，養護教諭等の指導・研修
	給食班	学校給食の安全衛生管理，児童生徒の食育
文化財課	学芸振興室	県立博物館の管理及び運営，博物館の設置及び運営の指導
	指定文化財班 埋蔵文化財班 文化財普及・管理班 発掘調査班	文化財の指定及び管理，文化財の保護と地域開発との調整，埋蔵文化財の発掘調査
体育課	施設・調整班	県立体育施設整備，課内の調整
	学校体育班	学校体育の指導，調整

社会体育班	社会体育の指導，レクリエーションの指導
競技力向上班	競技の指導・実施，体育大会
高校総体推進室	全国高校総体の開催準備・実施
ちばアガラインマラソン準備室	ちばアガラインマラソンの企画・実施

(3) 教育委員会の予算及び決算の状況について

平成 26 年度当初予算は、第 1 期計画に掲げた 3 つのプロジェクト

○過去と未来をつなぎ世界にはばたく人材を育てる

～夢・チャレンジプロジェクト～

○ちばのポテンシャル(潜在能力)を生かした教育立県の土台づくり

～元気プロジェクト～

○教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる

～チームスピリットプロジェクト～

に重点的に取り組むこととしている。

具体的には、次期「教育振興基本計画」の策定、めざせ東京オリンピックちばジュニア強化事業、学校におけるいじめ防止対策の推進、公立高校授業料無償制の見直し等の他、過密化対策としての特別支援学校の整備や、県立学校施設の耐震化などに重点的に取り組む予算編成としている。

平成 24 年度から平成 26 年度までの一般会計（教育費）及び特別会計（奨学資金）の年度推移は次に示すとおりである。

① 一般会計（教育費）歳入予算・決算推移

（単位：円）

区 分			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
6款 分担金及び負担金	1項 負担金	8目 教育費負担金	162,497,000	162,463,070	161,691,000	161,171,662	162,669,000	162,664,580
7款 使用料及び手数料	1項 使用料	8目 教育使用料	149,395,000	143,510,345	130,684,000	128,340,287	4,002,651,000	3,993,714,964
		7目 教育手数料	181,323,000	181,411,650	183,544,000	184,002,700	182,817,000	182,372,150
	2項 手数料	8目 証紙収入	191,796,000		192,143,000		194,875,000	
8款 国庫支出金	1項 国庫負担金	7目 教育費国庫負担金	76,928,083,000	76,978,027,086	73,530,601,000	73,609,402,129	76,079,130,000	76,062,535,564
	2項 国庫補助金	10目 教育費国庫補助金	1,174,701,500	539,751,118	1,974,325,600	1,113,562,757	1,634,547,000	1,602,942,074
	3項 委託金	8目 教育費委託金	66,242,000	57,312,419	58,633,000	50,551,198	79,218,000	70,431,177
9款 財産収入	1項 財産運用収入	1目 財産貸付収入	12,438,000	12,454,730	12,440,000	12,349,502	144,000	589,688
		2目 財産運用収入	205,000	205,312	181,000	181,057	171,000	171,562
	2項 財産売払収入	1目 不動産売払収入			260,035,000	260,035,651	436,250,000	436,250,397
		2目 物品売払収入	958,000	1,313,195	224,000	700,167	742,000	1,189,480
		3目 生産物売払収入	141,453,000	153,684,627	147,532,000	159,304,819	156,267,000	165,175,234
10款 寄附金	1項 寄付金	4目 教育費寄付金	12,768,000	12,768,206	1,000,000	1,000,000	5,510,000	5,510,000
13款 諸収入	3項 貸付金元利収入	1目 貸付金元利収入	41,000	51,000	108,000	106,000	71,000	90,000
	4項 受託事業収入	1目 受託事業収入	28,953,000	28,589,369	5,602,000	5,473,576	5,930,000	5,843,072
	7項 雑入	1目 雑入	503,145,000	482,798,560	480,955,000	486,130,070	506,415,000	542,483,522
合 計			79,553,998,500	78,754,340,687	77,139,698,600	76,172,311,575	83,447,407,000	83,231,963,464

② 特別会計（奨学資金）歳入予算・決算推移

（単位：円）

区 分			平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			予算現額	収入済額	予算現額	収入済額	予算現額	収入済額
1款 諸収入	1項 雑入	1目 雑入	491,887,000	484,776,605	421,613,000	426,523,140	369,919,000	396,231,957
2款 繰越金	1項 繰越金	1目 繰越金	670,354,000	670,354,356	765,376,000	765,376,381	803,373,000	803,373,221
3款 繰入金	1項 基金繰入金	1目 基金繰入金	255,142,000	255,142,000	324,418,000	320,911,000	235,909,000	235,909,000
合 計			1,417,383,000	1,410,272,961	1,511,407,000	1,512,810,521	1,409,201,000	1,435,514,178

③ 一般会計（教育費）歳出予算・決算推移

（単位：円）

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	
1 項 教育総務費							
1 目 教育委員会費	18,331,000	18,102,824	17,100,000	16,932,461	16,503,000	15,829,832	
2 目 事務局費	8,154,713,000	8,108,512,233	7,409,337,000	7,388,410,919	7,981,227,000	7,966,249,479	
3 目 行政指導費	119,550,000	107,356,120	125,583,000	113,988,434	121,480,000	113,513,256	
4 目 財務管理費	455,163,000	401,755,189	431,277,000	399,556,777	448,406,000	392,903,752	
5 目 教職員人事費	49,398,985,000	46,107,113,675	47,105,272,000	46,531,947,569	45,848,270,000	42,746,488,283	
6 目 教育指導費	1,379,932,000	1,340,570,556	1,337,810,000	1,291,490,516	1,389,305,000	1,339,041,634	
7 目 福利厚生費	1,100,549,000	1,080,839,811	959,639,000	936,795,984	1,002,481,000	983,262,382	
8 目 教育センター費	176,570,000	157,802,786	145,476,000	129,885,957	135,118,000	122,829,062	
9 目 恩給及び退職年金費	178,871,000	178,341,670	149,587,000	149,518,568	126,122,000	125,965,105	
2 項 小学校費	153,758,984,000	152,985,224,534	144,152,168,000	143,978,489,505	148,834,042,000	148,712,574,181	
3 項 中学校費	88,394,383,000	88,052,701,493	83,818,295,000	83,757,403,800	87,096,452,000	87,066,976,203	
	2 目 中学校教育振興費	7,242,000	4,958,618	7,310,000	6,486,978	7,900,000	7,088,254
4 項 高等学校費							
1 目 高等学校総務費	68,959,080,000	68,671,555,080	64,819,751,000	64,762,644,410	67,252,918,000	67,186,443,031	
2 目 全日制高等学校管理費	3,129,864,000	3,028,260,244	3,195,649,000	3,118,994,522	3,255,995,000	3,209,162,838	
3 目 定時制高等学校管理費	100,458,000	93,166,836	100,040,000	94,468,282	106,016,000	103,456,136	
4 目 教育振興費	750,698,000	413,993,537	858,572,000	695,543,591	3,754,137,000	3,715,856,581	
5 目 学校建設費	5,682,529,350	5,207,746,334	5,944,174,440	5,526,182,406	7,288,033,528	6,654,548,459	
6 目 通信教育費	17,446,000	12,119,819	17,582,000	13,592,169	19,212,000	13,410,411	
7 目 実習船運営費	313,569,000	307,854,116	325,858,000	323,205,403	326,817,000	316,631,030	
5 項 特別支援学校費							
1 目 特別支援学校総務費	28,533,306,000	28,285,256,508	27,373,108,000	27,339,128,044	29,134,706,000	29,114,620,113	
2 目 特別支援学校振興費	1,710,373,000	1,662,722,676	1,795,507,000	1,733,119,887	1,911,045,000	1,860,365,417	
3 目 特別支援学校管理費	3,789,247,000	1,199,977,841	6,791,770,700	3,026,007,076	7,010,041,920	6,514,514,811	
6 項 社会教育費							
1 目 社会教育振興費	309,516,000	291,380,066	297,267,000	289,270,583	299,770,000	293,621,027	
2 目 視聴覚教育費	1,954,000	1,853,256	1,725,000	1,704,053	1,040,000	1,025,505	
3 目 青少年教育施設費	466,297,000	462,869,750	460,919,000	460,080,539	474,479,000	473,461,431	
4 目 図書館費	368,818,000	361,216,809	358,966,000	348,852,461	344,183,000	339,691,288	
5 目 文化振興費	284,620,000	257,636,070	92,755,000	77,419,811	96,148,000	93,623,541	
6 目 博物館費	979,657,850	928,532,616	2,283,646,100	2,274,690,707	1,743,417,000	1,729,662,075	
7 項 保健体育費							
1 目 保健振興費	1,015,286,000	938,260,005	989,985,000	962,565,840	1,003,718,000	998,895,119	
2 目 体育振興費	463,026,000	407,433,707	435,647,000	415,267,757	852,693,000	778,361,547	
3 目 体育施設費	863,534,000	673,933,650	881,100,000	856,793,992	818,775,000	815,909,204	
合 計	420,882,552,200	411,749,048,429	402,682,876,240	397,020,439,001	418,700,450,448	413,805,980,987	

④ 特別会計（奨学資金）歳出予算・決算推移

（単位：円）

区 分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
1 項 奨学資金貸付事業費	1,417,383,000	644,896,580	1,511,407,000	709,437,300	1,409,201,000	660,545,370
合 計	1,417,383,000	644,896,580	1,511,407,000	709,437,300	1,409,201,000	660,545,370

（４）「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（千葉県教育振興基本計画）の概要

千葉県のポテンシャルを最大限に活用して、様々な教育課題に着実に対応し、子どもたちが基礎学力を養い、高い道徳性を身に付け、豊かでおおらかに、そして、自信にあふれた頼もしい人間となるよう、明日の千葉県、そして日本の未来を担う子どもたちを家庭・学校・地域が一体となって育てていくことが必要である。

このため、日本をリードする教育県を目指し、子どもたちが、郷土と国を愛し、真の国際人として活躍できる「教育立県ちば」の実現に向けて、千葉県教育振興基本計画第1期計画を策定している。

3つのプロジェクトと14の施策

プロジェクトⅠ 夢・チャレンジプロジェクト

[過去と未来をつなぎ世界にはばたく人材を育てる]

施策の方向と重点的な取組

【施策1】 志を持って、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる

- 取組1 確かな学力の向上
- 取組2 夢をはぐくむ教育の推進
- 取組3 子どもや若者の社会参加の促進
- 取組4 環境を守るために行動できるひとづくりの推進

【施策2】 歴史と伝統文化に親しみ、郷土と国を愛する心を育てる

- 取組1 郷土と国の歴史や伝統文化等について学ぶ教育の推進
- 取組2 文化に触れ、親しむ環境づくり
- 取組3 文化財の保存・継承

【施策3】 異文化を理解し、国際的コミュニケーション力のある真の国際人を育てる

- 取組1 多様な文化を認め合う国際社会の担い手の育成
- 取組2 外国語教育の充実
- 取組3 外国人児童生徒等の受入れ体制の整備

プロジェクトⅡ 元気プロジェクト

[ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり]

施策の方向と重点的な取組

【施策1】 読書県「ちば」を推進する

取組 1 家庭や地域における子どもの読書活動の支援

取組 2 学校等における読書活動の推進

取組 3 図書館における読書活動の充実

【施策 2】 多様な自然、産業、人材などを生かした体験活動を推進する

取組 1 体験活動を通じた心の教育の推進

取組 2 ちばのフィールドを活用した体験活動等の推進

取組 3 実践、実習、現場体験に重点をおいたキャリア教育の推進

【施策 3】 教育現場を重視し、教職員の質と教育力の高さでトップを目指す

取組 1 熱意あふれる人間性豊かな教員の採用

取組 2 信頼される質の高い教員の育成

取組 3 少人数教育の推進

取組 4 教職員の負担軽減と学校問題解決のための支援

【施策 4】 道徳性を高める実践的人間教育を推進する

取組 1 道徳性、規範意識・社会貢献態度の育成

取組 2 自他ともに尊重し命を大切にする心の教育の推進

取組 3 豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成

【施策 5】 フェアプレーの精神を育てるスポーツ、健康・体力づくりと食育を推進する

取組 1 体力向上を主体的に目指す子どもの育成

取組 2 ちばの自然や恵みを生かした食育の推進

取組 3 「みるスポーツ」・「するスポーツ」の推進

取組 4 人々に夢と感動を与える競技力の向上

【施策 6】 一人一人の特性に目を向けた特別支援教育を推進する

取組 1 特別支援学校の児童生徒数増加への対応

取組 2 キャリア教育と後期中等教育の充実

取組 3 適切な教育的支援に向けての支援体制の充実

取組 4 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

取組 5 地域の幼児児童生徒とともに学ぶ機会の充実

取組 6 医療的ケアの実施体制の充実

【施策 7】 豊かな学びを支える学校づくり

- 取組 1 魅力ある高等学校づくり
- 取組 2 私立学校の振興
- 取組 3 地域に開かれた県立学校の促進

【施策 8】 安全・安心な教育環境の整備

- 取組 1 校舎等の耐震化・リニューアル、バリアフリーの促進
- 取組 2 自助・共助の防災意識を高める防災教育と安全教育の推進
- 取組 3 子どもの健康を守る学校保健の充実

プロジェクトⅢ チームスピリットプロジェクト

[教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる]

施策の方向と重点的な取組

【施策 1】 「親学」の導入など、家庭教育を支援する

- 取組 1 家庭教育への支援
- 取組 2 幼児教育の充実
- 取組 3 学校・地域における家庭教育の普及
- 取組 4 思春期の児童生徒や家庭への支援
- 取組 5 親となってかけがえのない子育てを行うための教育の推進

【施策 2】 学校教育と社会教育、国公立教育と私学教育、産・学・官、公と民などのネットワークを構築する

- 取組 1 地域の力を結集した地域教育力の向上
- 取組 2 産・学・官の連携強化による子どもの自立への支援
- 取組 3 社会教育機能の連携強化など、生涯学習社会を目指した取組の支援
- 取組 4 高等教育機関との連携
- 取組 5 県教育委員会と市町村、私学等との連携強化

【施策 3】 様々な困難を抱えている子どもとその家族を支援する取組を強化し、教育のセーフティネットを確保する

- 取組 1 いじめや不登校に対する相談体制の充実
- 取組 2 障害のある幼児児童生徒とその保護者に対する、早期からの教育相談

支援の充実	
取組 3	家庭や生活に様々な困難を抱えている子どもたちへの対応
取組 4	保護が必要な児童対策の充実・強化

2. 県立学校の概要について

(1) 県立学校の現状について

① 学校数・学級数・教職員数・在学者数

(H26.5.1現在 教育政策課調)

種別	学 校 数		学級数	本務教職員数			在学者数		
	計	本校		教員	事務職員	栄養職員			
学 高 校 等	全日制	県立	123	123	2,385	6,222	541	1	93,904
	定時制	県立	1(16)	1(16)	145	356	32	10	3,330
	通信制	県立	1	1	25	33	5	—	1,294
特別支援学校	県立	30	30	1,264	2,896	129	24	5,273	

- (注)
- ・教員とは、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・栄養教諭・常勤講師（臨時的任用講師）である。
 - ・本務教職員数の教員欄には、再任用職員（フルタイム勤務者）を含む。
 - ・県立学校の事務職員及び栄養職員欄の職員数は、県費負担職員数である（臨時的任用職員含む。）
 - ・高等学校の学校数欄の（ ）は併設である。
 - ・県立高等学校の栄養職員とは、技術職員のうち栄養に関する職に就く者の数である。
 - ・特別支援学校の学級数は、実数である。

② 学年別生徒数の推移

ア. 高等学校（本科）

(H26.5.1現在 教育政策課調)

学年		年度	8	13	23	24	25	26	
合 計	計		195,344	174,485	148,974	151,442	150,860	152,565	
	公立		135,089	121,614	102,897	104,388	103,495	104,268	
	私立		60,255	52,871	46,077	47,054	47,365	48,297	
全 日 制	計	公立	132,426	118,652	99,343	100,757	100,003	100,938	
		私立	60,255	52,451	46,077	47,054	47,365	48,297	
	1年	公立	43,204	39,608	33,684	34,612	34,121	34,623	
		私立	19,204	17,502	15,645	16,396	16,471	16,549	
	2年	公立	44,748	39,647	34,153	32,802	33,760	33,255	
		私立	19,838	17,282	15,683	15,247	15,941	16,095	
	3年	公立	44,474	39,397	31,506	33,343	32,122	33,060	
		私立	21,213	17,667	14,749	15,411	14,953	15,653	
	定 時 制	計	公立	2,663	2,962	3,554	3,631	3,492	3,330
			私立	—	420	—	—	—	—
		1年	公立	877	1,067	1,173	1,183	1,085	1,041
			私立	—	230	—	—	—	—
2年		公立	640	795	1,053	964	967	904	
		私立	—	80	—	—	—	—	
3年		公立	600	650	844	916	806	832	
		私立	—	110	—	—	—	—	
4年	公立	546	450	484	568	634	553		
	私立	—	—	—	—	—	—		

イ. 特別支援学校（公立）

(H26.5.1現在 教育政策課調)

学年		年度	8	13	23	24	25	26
幼稚園部			46	59	58	62	60	66
小学部	計		1,181	1,296	1,689	1,716	1,745	1,724
	1年		173	229	264	289	295	273
	2年		187	189	261	267	298	302
	3年		225	223	294	258	269	299
	4年		190	231	312	297	262	275
	5年		199	220	284	318	301	265
	6年		207	204	274	287	320	310
中学部	計		858	870	1,135	1,158	1,176	1,186
	1年		274	289	401	368	379	427
	2年		305	304	375	408	379	376
	3年		279	277	359	382	418	383
高等部	計		1,452	1,659	2,625	2,802	2,855	3,017
	本科	1年	460	538	892	971	984	1,058
		2年	468	555	922	879	962	969
		3年	462	510	771	912	875	955
	専攻科	1年	22	21	16	14	12	16
		2年	28	22	16	14	12	11
		3年	12	13	8	12	10	8

③ 高等学校学科別生徒数

(H26.5.1現在 教育政策課調)

区 分	公立			私立		
	計	男	女	計	男	女
全 日 制 計	100,938	49,753	51,185	48,297	26,003	22,294
普 通 学 校	83,815	39,879	43,936	45,582	24,608	20,974
普 農 業	2,923	1,500	1,423	140	124	16
工 業 業	3,542	3,289	253	—	—	—
商 業 業	4,489	2,246	2,243	1,386	868	518
水 産 産	352	290	62	—	—	—
家 庭 庭	712	41	671	226	60	166
看 護 護	120	6	114	—	—	—
情 報 報	239	180	59	—	—	—
福 祉 教 養	113	18	95	—	—	—
総 合 学 科	1,648	920	728	—	—	—
そ の 他 学 科 (小 計)	2,985	1,384	1,601	963	343	620
理 数 育	961	686	275	/		
体 育 育	509	357	152			
英 語 語	192	55	137			
国 際 関 係 係	1,204	273	931			
芸 術 関 係 係	119	13	106			
音 楽 楽	—	—	—			
定 時 制 計	3,330	1,932	1,398	—	—	—
普 通 学 校	2,677	1,448	1,229	—	—	—
普 農 業	—	—	—	—	—	—
工 業 業	355	336	19	—	—	—
商 業 業	298	148	150	—	—	—
通 信 制 計	1,294	635	659	4,280	2,300	1,980
普 通 学 校	1,294	635	659	4,280	2,300	1,980
専 攻 科 計	101	14	87	—	—	—
農 業 業	—	—	—	—	—	—
水 産 産	11	11	—	—	—	—
看 護 護	90	3	87	—	—	—

④ 卒業後進路

(H26.5.1 現在 教育政策課調)

区分	全日制(公立)			定時制(公立)		
	計	男	女	計	男	女
卒業者総数(T)	31,943	15,681	16,262	733	397	336
進学者等計(A)	15,722	7,608	8,114	79	45	34
大学等進学者	14,281	7,504	6,777	70	41	29
大学短期大学	1,391	94	1,297	5	2	3
大学・短大の通信教育部	9	5	4	4	2	2
大学等の別科、高校等の専攻科等	41	5	36	-	-	-
専修学校(専門課程)進学者(B)	7,015	2,621	4,394	104	45	59
専修学校(一般課程)等入学者(C)	269	133	136	14	7	7
公共職業能力開発施設等入学者(D)	99	87	12	4	4	-
就職者(E)	5,104	3,025	2,079	202	140	62
就職者計(F)	3,732	2,205	1,527	330	156	174
その他						
家事手伝い	75	19	56	13	3	10
進学希望者(予備校)	2,166	1,569	597	-	-	-
進学希望者(在家庭)	327	210	117	45	28	17
臨時的な仕事	660	184	476	198	90	108
外国の学校に入学	50	21	29	-	-	-
施設等に入学	-	-	-	-	-	-
その他(上記以外)	454	202	252	74	35	39
不詳・死亡(G)	2	2	-	-	-	-
再掲						
Aのうち就職している者(H)	1	1	-	-	-	-
Bのうち就職している者(I)	1	-	1	-	-	-
C、Dのうち就職している者(J)	1	1	-	-	-	-
大学等進学率A/T	49.2	48.5	49.9	10.8	11.3	10.1
就職率(E+H+I+J/T)	16.0	19.3	12.8	27.6	35.3	18.5

注：公立は「専修学校(一般課程)等入学者」に「進学希望者(予備校)」を含まない。

⑤ 学科別進路状況(公立高等学校)

(H26.5.1 現在 教育政策課調)

区分	合計	全日制														定時制				卒業年度			
		計	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	理数	体育	英語	国際	福祉	総合	情報	芸術	計	普通		工業	商業	
卒業者総数(T)	32,676	31,943	26,453	908	1,043	1,481	114	227	40	324	182	111	394	38	512	77	39	733	563	70	100	33,782	
進学者等計(A)	15,801	15,722	14,202	63	124	434	4	77	40	223	122	76	309	10	50	47	22	98	87	3	8	19,187	
大学等進学者	14,281	14,202	13,250	44	110	353	2	42	2	157	113	55	242	5	37	39	21	68	60	2	6	13,372	
大学(学部)	1,033	1,031	946	-	2	-	-	1	1	69	2	-	8	-	1	1	2	2	-	-	-	1,098	
私立	13,318	13,250	12,028	44	110	353	2	42	2	157	113	55	242	5	37	39	21	68	60	2	6	13,372	
短大(国・公立)	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	4	
(本科)私立	1,393	1,389	1,218	19	3	65	-	30	-	4	5	9	19	5	12	-	-	4	4	-	-	1,535	
大学・短大の通信教育部	13	9	7	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	2	-	2	12	
大学等の別科、高校等の専攻科等	41	41	1	-	-	1	2	-	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56	
専修学校(専門課程)進学者(B)	7,119	7,015	5,839	157	151	464	15	90	-	5	24	36	72	9	118	20	15	104	80	11	13	7,288	
専修学校(一般課程)等入学者(C)	283	269	185	53	24	3	1	1	-	-	-	-	-	-	2	-	-	14	14	-	-	126	
公共職業能力開発施設等入学者(D)	103	99	59	3	25	5	2	-	1	-	-	-	-	-	4	-	-	4	3	-	1	136	
就職者(E)	5,306	5,104	2,851	518	693	532	80	45	-	1	33	2	5	17	315	12	-	202	148	30	24	5,331	
就職者計(F)	4,062	3,732	3,315	114	33	58	12	18	-	87	5	9	48	2	24	5	2	330	249	27	54	4,823	
その他																							
家事手伝い	88	75	57	1	4	6	-	2	-	-	-	-	3	-	2	-	-	13	11	1	1	91	
進学希望者(予備校)	2,166	2,166	2,029	1	2	10	-	3	-	79	1	2	36	-	3	-	-	-	-	-	-	2,697	
進学希望者(在家庭)	372	327	293	4	4	6	-	4	-	8	-	6	-	-	1	1	-	45	42	2	1	360	
臨時的な仕事	858	660	542	73	14	17	3	3	-	3	1	1	2	1	-	-	-	198	135	24	39	813	
外国の学校に入学	50	50	37	1	-	3	-	1	-	-	-	-	7	-	1	-	-	-	-	-	-	52	
施設等に入学	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
その他(上記以外)	528	454	357	34	9	16	9	5	-	1	-	1	-	20	-	2	74	61	-	13	807		
不詳・死亡(G)	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
Aのうち就職者(H)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	
大学(学部)	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	
短大(本科)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
大学・短大の通信教育部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大学等の別科、高校等の専攻科等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
Bのうち就職している者(再掲)(I)	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	
C、Dのうち就職している者(再掲)(J)	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
大学等進学率(A/T)	48.4	49.2	53.7	6.9	11.2	28.3	3.5	32.2	100.0	71.0	65.9	57.7	68.3	26.3	9.6	51.9	56.4	10.8	12.3	2.9	8.0	47.6	
就職率(E+H+I+J/T)	16.2	16.0	10.8	57.0	66.4	36.0	70.2	19.8	-	0.3	18.1	1.8	1.3	44.7	61.7	15.6	-	27.6	26.3	42.9	24.0	15.8	

⑥ 教職員（本務者）の状況

(H26.5.1現在 教育政策課調)

区分			本務教員数							県費負担		
			計	校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	学校栄養職員	
高等学校	全日制	公立	計	6,697	130	189	6,012	184	-	182	575	1
		男女	4,723	122	178	4,312	-	-	111	248	-	
		女	1,974	8	11	1,700	184	-	71	327	1	
	定時制	公立	計	356	1	19	297	20	-	19	32	10
		男女	289	1	19	251	-	-	18	15	-	
		女	67	-	-	46	20	-	1	17	10	
通信制	県立	計	33	1	1	30	1	-	-	5	-	
	男女	22	1	1	20	-	-	-	3	-		
	女	11	-	-	10	1	-	-	2	-		
特別支援学校	公立	計	3,236	35	70	2,762	79	8	282	143	28	
		男女	1,304	25	54	1,068	1	1	155	68	2	
		女	1,932	10	16	1,694	78	7	127	75	26	

- (注)・教頭欄には副校長を、教諭欄には主幹教諭・指導教諭を含む。
 ・教諭、養護教諭には再任用職員（フルタイム勤務）を含む。
 ・養護教諭、養護助教諭、事務職員、学校栄養職員は臨時的任用職員を含む。
 ・高等学校の栄養職員とは、技術職員のうち、栄養に関する職に就く職員のこと。

(2) 県立学校の施設について

① 建物・運動場保有状況

ア. 中学校

(H26.5.1現在 財務施設課調)

区分		保有面積		必要面積	整備資格面積
		面積	構造比率		
		m ²	%	m ²	m ²
校舎	計	3,009	100	3,181	171
	木造	32	1	-	-
	鉄骨コンクリート造 鉄骨その他造	2,970 7	99	-	-
屋内運動場	計	850	100	1,138	288
	木造	-	-	-	-
	鉄骨コンクリート造 鉄骨その他造	850 -	100	-	-
屋外運動場	6,201	-	-	-	
寄宿舎	計	-	-	-	-
	木造	-	-	-	-
	鉄骨コンクリート造 鉄骨その他造	- -	-	-	-

イ. 高等学校		(H26.5.1現在 財務施設課調)			
区分	保有面積		必要面積	整備資格面積	
	面積	構造比率			
	㎡	%	㎡	㎡	
校舎	計	1,437,803	100	1,497,442	119,212
校舎	木造	8,004	1	—	—
	鉄筋コンクリート造	1,267,474	88	—	—
	鉄骨その他造	162,325	11	—	—
屋内運動場	計	280,810	100	258,671	18,478
屋内運動場	木造	1,689	1	—	—
	鉄筋コンクリート造	258,833	92	—	—
	鉄骨その他造	20,288	7	—	—
屋外運動場		3,126,948	—	—	—
寄宿舎	計	2,859	100	—	—
寄宿舎	木造	—	—	—	—
	鉄筋コンクリート造	2,255	79	—	—
	鉄骨その他造	604	21	—	—

ウ. 特別支援学校		(H26.5.1現在 財務施設課調)			
区分	保有面積		必要面積	整備資格面積	
	面積	構造比率			
	㎡	%	㎡	㎡	
校舎	計	215,087	100	297,133	115,681
校舎	木造	203	—	—	—
	鉄筋コンクリート造	177,679	83	—	—
	鉄骨その他造	37,205	17	—	—
屋内運動場	計	32,297	100	36,074	13,094
屋内運動場	木造	—	—	—	—
	鉄筋コンクリート造	32,225	100	—	—
	鉄骨その他造	72	—	—	—
屋外運動場		254,678	—	—	—
寄宿舎	計	11,497	100	6,657	2,266
寄宿舎	木造	10	—	—	—
	鉄筋コンクリート造	11,455	100	—	—
	鉄骨その他造	32	—	—	—

② 校地の保有状況

(H26.5.1現在 財務施設課調) (単位: ㎡)

保有区分 学校区分	保有校地面積				借用校地面積
	建物敷地	運動場	実験実習地・その他	計	
中学校	6,673	6,201	0	12,874	271
高等学校	2,704,194	3,126,948	1,574,624	7,405,766	261,115
特別支援学校	480,319	254,678	50,383	785,380	50,153

③ 水泳プールの保有状況

(H26. 5. 1 現在 体育課調)

区 分	学校数 (含分校)	設 置 数	設 置 率
	校	施設	%
高 等 学 校	125	46	36.8
特別支援学校	30	21	70.0

④ 柔剣道場の保有状況

(H26. 5. 1 現在 体育課調)

学 校 数	施 設 数	設 置 率
校	施設	%
125	122	97.6

(3) 県立学校改革の歩みについて

教育委員会では、中学校卒業生数の減少や高度情報化社会の進展、生徒の多様化などに対応するため、平成 14 年 11 月に再編計画を策定し、これまで、三部制時制、中高一貫教育校など新たなタイプの学校づくりや、学校規模・配置の適正化等を進めてきた。

しかし、グローバル化や高度情報化の進展、産業・就業構造の変化等が急速に進み、高校教育には、多様な進路希望への対応やキャリア教育・職業教育の充実、地域との連携の一層の推進などが求められている状況を踏まえ、再編計画の成果や課題を把握し、より一層魅力ある学校づくりの推進を図るため、平成 19 年度までの再編実施校及び併設型中高一貫教育校（千葉中学校）を対象として評価を行い、前期分の評価としてまとめた。さらに、評価を踏まえ、将来にわたり広く県民から信頼される高校教育を展開するため、今後の魅力ある高等学校づくりの在り方を視野に入れながら、当面の課題及び長期的な視点に立った課題への対応について検討する「魅力ある高等学校づくり検討委員会」を設置し、検討委員会からは、「長期的な視点に立った課題については、相応しい検討組織を整え、新たな計画を策定する必要がある」とする報告を得た。

一方、国においては、新しい時代の学校づくりを目的として、平成 18 年 12 月に教育基本法を改正し、続いて学校教育法などの関連法令の見直しが行われた。県教育委員会では、そうした動きに応じて、平成 22 年 3 月に千葉県教育振興基本計画を策定した。基本計画では、計画の推進により、郷土と国に誇りと愛着を持った真の国際人を育てる「教育立県ちば」の実現を目指すこととし、重点的な取組の一

つとして今後の魅力ある高等学校づくりの方向性を示した。

これらを踏まえ、平成 22 年 5 月に、外部委員による「県立学校改革推進プラン策定懇談会」を設置し、再編計画に続く、新たな計画の策定に向けた検討を始めた。平成 23 年 11 月には、「県立学校改革推進プラン【最終案】」を公表し、パブリックコメントや県主催による説明会、教育関係者・関係団体などからの意見聴取等を経て、「県立学校改革推進プラン」を策定した。

新たな計画では、本県の高校を取り巻く状況、国の動向や県の施策などを踏まえ、時代の要請に応えるとともに、千葉県教育振興基本計画に「公私が協調・共存して高校教育の充実に努める」としていることを踏まえ、私立高等学校と協調・共存しながら、互いに切磋琢磨し、その質的向上に努める必要があると考えている。

本計画においては、「道德教育の推進」や「キャリア教育・職業教育の推進」を重点事項として掲げ、この 2 点に留意しながら計画を進めることとし、普通科については、一層の特色づくりを推進するとともに、専門学科・総合学科については、専門の学びを生かした教育の充実や活性化などを推進することとしている。

さらに、時代の変化に適切に対応するとともに、厳しい社会の中でも常に志を持ってたくましく生きる力や倫理観、望ましい勤労観・職業観、郷土への誇りと愛着等をはぐくむ教育に取り組むこととしている。

① 基本コンセプト（目指すべき県立高等学校像）

以下に示したコンセプトは、全ての学校が目指すものであり、その実現が生徒のみならず県民にとっても魅力のある高等学校となるものである。

また、魅力ある高等学校づくりに当たっては、各学校が自ら何をなすべきかを十分考え、それぞれの主体性を発揮しながら、あらゆる実践を重ね、本県の将来を担う人材を育成するため、豊かな心と確かな学力、健やかな体を育てる教育の推進を図るとともに、倫理観や望ましい勤労観・職業観を持って、積極的に社会に貢献する態度や、郷土への誇りと愛着をはぐくむ教育に、より一層取り組む必要がある。

- i 生徒が志を持って学び、夢をはぐくむ学校
- ii 生徒や教職員が生き生きと活動して、元気のある学校
- iii 地域の人が集い、地域に愛され、地域とともに歩む学校

② 改革の方向性

基本的コンセプトを具現化するため、以下に掲げる 8 つの方向性に基づき、計

画を推進する。

- i 道德教育の推進
- ii キャリア教育・職業教育の充実
- iii 生徒の多様なニーズに対応した新たなタイプの学校の設置
- iv 確かな学力の向上
- v 学校と地域の連携による教育力の向上
- vi 学校規模や配置の適正化
- vii 学校の再編・学科の再構成
- viii 効果的な学校運営

第3 外部監査の結果

I 総括的意見

1. 県立学校に対する監査の視点について

(1) 概要

① 県立学校と県教育庁各課との関係について

今回の外部監査の対象機関は、県立学校であるが、その県立学校の経営を指導管理し、様々な側面から支援する組織として、県教育庁の各課が位置付けられるため、県立学校の教育機能に対応する県教育庁の各課の所掌する事業にも、合規性のみならず、経済性・効率性等の視点で双方が有機的に機能しているかについても検証することとした。ここで、県教育庁各課が所掌する事業のうち、監査対象である県立学校に関わる所掌事務との関係を次のとおり一覧表に示すこととする。

【県立学校と県教育庁各課との関係】 (「平成26年度千葉県教育便覧」より加工)

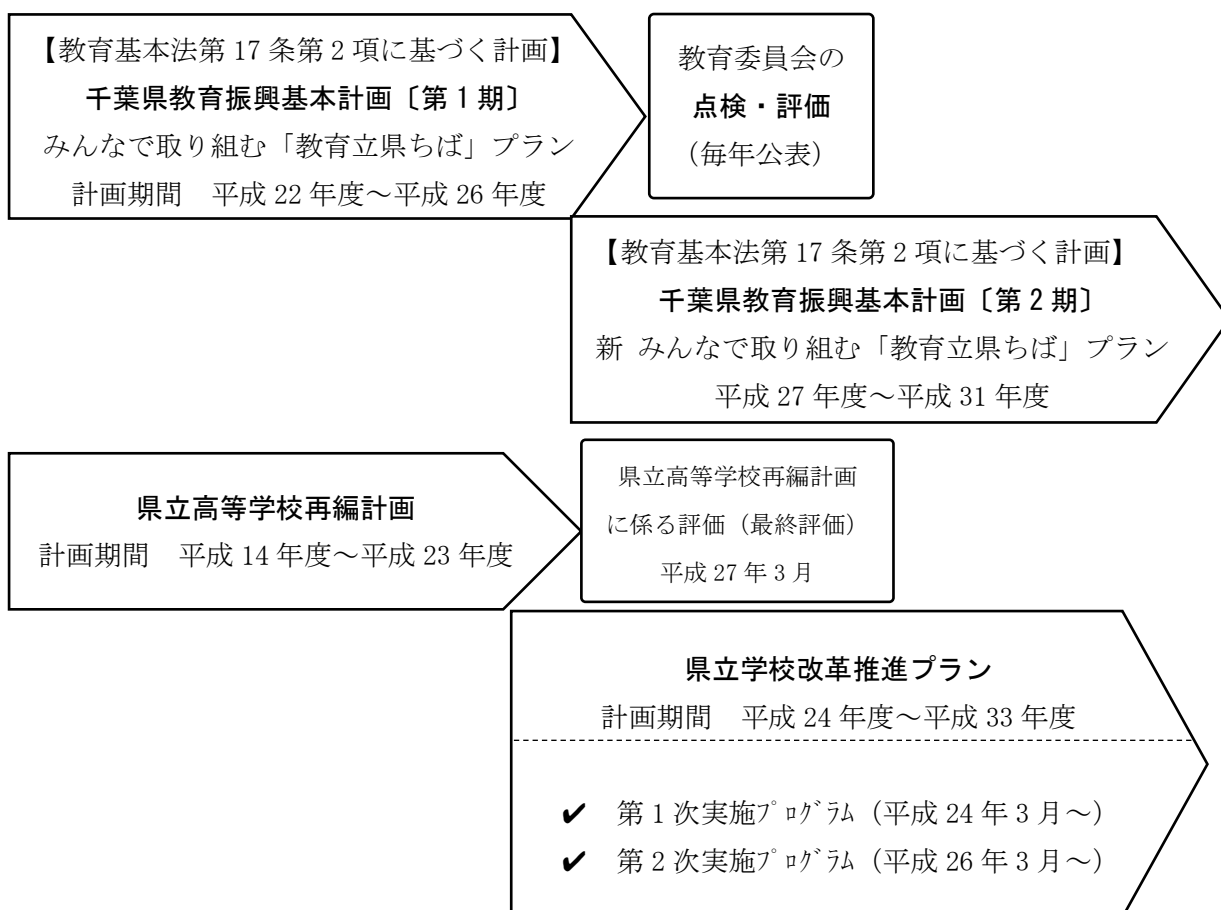
県教育庁	所掌事務概要		県立学校	
教育総務課	教育委員会会議、組織・定数、人事、給与、訴訟事務等	指導等	県立高等学校	
教育政策課	教育振興基本計画、教育委員会の点検・評価等			
財務施設課	公立学校施設整備費国庫補助金、教育財産の所得・管理等、奨学資金貸付、財務事務指導等、県立学校管理運営費、施設設備・建設等			
県立学校改革推進課	県立学校の改革推進、県立特別支援学校整備計画の策定・実施等			
福利課	共済組合事務、退職手当、公務災害補償等			
指導課	教職員研修、教育課程、学習指導・生徒指導等、不登校対策等			
教職員課	教職員の服務・人事・定数、免許更新制、学級編成、校長・教員の選考・任免等		報告等	県立特別支援学校
学校安全保健課	安全教育の指導・調整、危機管理対応、保健教育指導、健康管理、学校給食、食育等			
体育課	学校体育指導・調整等			
特別支援教育課	教育体制整備、就学支援、教育課程、学習指導等			

この一覧表からも分かるとおり、県教育庁各課は、県立学校との関係で様々な指導・支援の機能を果たしている。それらの中で、県教育庁と県立学校との有機的な関係を検証する対象として、県教育庁が推進する教育行政の中でも極めて重要な位置付けである千葉県教育振興基本計画とその点検・評価、再編計画とその評価、県立学校改革推進プラン等を踏まえて、「点検・評価」事務、「学校評価」事務及び「人事評価」事務を主たる検証対象とした。

千葉県教育行政においても、P（計画）・D（実施）・C（検証）・A（反映）の経営サイクルを効果的に運用することが求められていることから、財務監査を本旨とする外部監査の中でも、経済性・効率性等の観点から検証して意見を述べる必要があるものと判断したためである。

ここで、千葉県教育振興基本計画とその点検・評価、再編計画とその評価及び県立学校改革推進プランの関係を示すと次の図のとおりまとめることができる。

【 教育行政を取り巻く諸計画の関係図 】



今回の包括外部監査のテーマは、「千葉県立学校に係る事務の執行について」とした。外部監査である以上、合規性の監査を基本とし、財務監査の機能の強化に寄与することを目的に今年度も包括外部監査を実施したが、県立学校という校長を頂点とするひとつの経営体を監査対象としたことから、併せて、県立学校の経営状況についても、監査意見として言及することとした。各県立学校が実施する教育振興基本計画上の各種事業と学校独自で実施している事業の実施状況及びその結果に関する評価を概観し、それを踏まえて、生徒や保護者、学校関係者及び第三者からの学校評価を分析し、その実施状況を評価した。その詳細な監査の結果は、第3外部監査の結果のⅡ-2で示した業務監査の結果で述べている。

このような計画事業等の実施状況や学校評価の結果を左右する大きな要因として、教職員のマンパワーが重要であり、各県立学校で日々奮闘する教職員の人事評価についても、その仕組みや運用状況について、実際の目標管理や業績評価の結果を書類上及び現場往査時の校長、教頭等とのディスカッションにより把握し、監査意見を述べることとした。

学校の主役は生徒であり、生徒の学習する意欲を引き出し、その能力の開花を目指す学校経営が進められていなければならない。そのためには、学習指導を行う校長、教頭等をトップとする教職員集団のチームワークが十分に発揮される学校経営でなければならない。したがって、県立学校に対する監査の視点として、学校経営が生徒や保護者の立場から、効果的になされ、生徒の学習活動や部活動及び生徒会活動等に対する有効な支援となっているかどうかにも意を用いて監査を実施した。

(2) 手 続

上記の各計画等の内容を閲覧し、県教育庁担当課から事業説明を受けて、必要な質問を行った。また、各計画の評価に係る資料を求め、閲覧・分析し必要な質問を行った。さらに、現場往査対象県立学校18校において、各計画で推進されている事務事業に関する認識、進捗状況等を直接かつアンケートにより把握し、必要な質問等を行った。

(3) 結 果

① 第1期計画の進捗管理について（意 見）

概要で示したとおり、第1期計画はその計画期間を平成22年度～平成26年度

として実施され、平成 27 年度からは第 2 期計画が展開されている。

第 1 期計画及び第 2 期計画は、3 つのプロジェクト（Ⅰ～Ⅲ）とそのプロジェクトを推進するための諸施策及びそれら諸施策を実施するための諸事業という 3 段階の計画体系となっている。第 1 期計画の計画体系を示すと次のとおりである。

i 「プロジェクトⅠ」:

「過去と未来をつなぎ世界にはばたく人材を育てる～夢・チャレンジプロジェクト～」 ⇒ 施策 1～3 ⇒ 約 60 事業

ii 「プロジェクトⅡ」:

「ちばのポテンシャル（潜在能力）を生かした教育立県の土台づくり～元気プロジェクト～」 ⇒ 施策 1～8 ⇒ 約 140 事業

iii 「プロジェクトⅢ」:

「教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる～チームスピリットプロジェクト～」 ⇒ 施策 1～3 ⇒ 約 60 事業

このような第 1 期計画の進捗状況の評価結果を踏まえて、現在の第 2 期計画の目標が策定されているが、その状況は次の表に示すとおりである。

【第 1 期計画進捗状況の評価と第 2 期計画の目標値策定状況】

(単位:%)

区 分	第 1 期計画		大 小	第 2 期計画	
	20 現状	26 目標		(25 現状)	31 目標
【プロジェクトⅠの総合評価】学校評価における保護者アンケートにおいて、「学習指導」に関する項目について「満足」、「概ね満足」と回答した保護者の割合	79.0%	85.0%	>	80.9%	増加を 目指します
【プロジェクトⅡの総合評価】学校評価における保護者アンケートにおいて、「子どもの様子（規範意識や協調性）」に関する項目について「満足」、「概ね満足」と回答した保護者の割合	84.1%	85.0%	<	87.2%	増加を 目指します
【プロジェクトⅢの総合評価】学校評価における保護者アンケートにおいて、「学校・家庭・地域が連携してこども育てる環境が整っている」と回答した保護者の割合	82.0%	85.0%	<	85.4%	増加を 目指します

出典：第 1 期計画及び第 2 期計画より。

注：「20 現状」とは、「平成 20 年度の現状値」を意味する。他も同様である。なお、3 つの目標について、第 2 期計画では各プロジェクトの目標から総括的な目標に位置付けを変更している（第 1 期計画と違い、第 2 期計画の 3 つの指標の境界線が点線であるのは「総括的な目標」であることを示している。）。

この表から分かることは、次のとおりである。

- i 第1期計画におけるプロジェクトⅠの目標は85.0%であったが、平成25年度現在では80.9%であり、目標値に達していないこと。
- ii プロジェクトⅡ及びⅢは、平成25年度現在において、計画目標値に達していること。
- iii 第2期計画においては、第1期計画の各プロジェクトの評価指標のあり方が見直され、3つのプロジェクトに共通の総括的な評価指標という位置付けとなっていること。
- iv 第1期計画と異なり、第2期計画の目標値は具体的に示されず、「増加を目指します」としていること。

このような評価体系と特徴については、根本的に次のような問題を含んでいるものと考えられる。外部監査の開始時点から教育政策課に対して暫定的に次のような趣旨の意見を述べてきた。

- i 第1期計画における指標達成度の結果に係る原因分析が適正に実施され、明確に公表されていないこと。
- ii 第2期計画における目標を一律に「増加を目指します」としており、数値評価ではなく、「増加」か「減少」かだけで評価する仕組みに変更していること。
- iii そもそも、プロジェクトを評価する評価指標（目標項目）は、下位の諸施策や諸事業との関係で、因果関係にあるのか、単に相関関係にあるということなのか判然としない状況の中で、3つのプロジェクトごとの総合評価指標を改善するための下位の施策や諸事業の改善努力が、総合指標としての保護者の満足度指標等を直接増加させることができるのかどうか、判断することが難しく、また、事後的検証もできにくいと考えられること。
- iv 各プロジェクトの評価指標については、各学校で実施している学校評価の中で、「学習指導」・「子どもの様子」・「学校・家庭・地域の連携」に関連する保護者等へのアンケート調査の結果を指標値として活用しているとしている。しかし、18校の現場往査時に質問等により確認した結果を踏まえると、その学校評価におけるアンケート調査の実態からは、各プロジェクトの評価指標の算定には問題が含まれていることが分かった。すなわち、県立学校によっては特に保護者からのアンケートの回収率が大きく異なっており、そのような状況の中で、評価指標値の算定においては全保護者の回答内容が単純平均化されている。例えば、アンケートの回収率の高い学校（船橋高等学校や木更津高等学校等）の評価の傾向が、結果として評価指標の実績値に大きく影響を与える結果となる可能性が高く、一方、保護者からのアンケート調査の回収率が低い学校

(下総高等学校等)の実態が適正に反映されない可能性が高いという問題があること。

以上のような問題点については、各プロジェクトの総合評価指標とその目標値及び実績値が実際に評価結果として取り扱われ、報告書として公表されるため、県教育庁の主要な計画に対する評価結果について、実態を忠実に反映した結果としてはその結果の理解や解釈を誤らせる可能性が高いものと考ええる。

したがって、第2期計画における全体総括の評価指標の実績値が各プロジェクトの実態を適切に表しているのかどうか、諸施策や諸事業との関係について、どのような因果関係か、又は相関関係に基づき、評価をする方針であるのかについて、再度検討し、少なくとも評価体系の限界についても明記することで、当該計画の利害関係者(生徒、保護者、学校関係者及び学校を取り巻く第三者としての利害関係者)の適正な理解が得られるよう努めることを要望する。

② 事業の縦割りの改善について(意見)

県教育庁の各事務事業担当課からの事業説明を受けた段階では、概要に示した「点検・評価」、「学校評価」及び「人事評価」等に関しては、各県立学校にとって、教育予算の令達と執行管理等の財務会計とともに、有機的に関係性を意識して実行されるべき重要な事務事業等であると認識した。人体の各機能で言えば、脳と各臓器を結ぶ神経系統や動脈と静脈の血管と血流、リンパに例えられるものと認識した。

しかし、このような認識の下で、現場往査対象の18の県立学校において、校長、教頭及び事務長等に対して必要な質問等を行った結果、「点検・評価」、「学校評価」及び「人事評価」等の関係が、県教育庁の担当課が明確に分かれていることもあり、有機的に関連した運用がなされているわけではないことが分かった。確かに、県立学校が置かれた状況及び課題は多種多様であり、「点検・評価」、「学校評価」及び「人事評価」を直接関連させることが困難である場合も存するものと考えられる。しかし、各事務事業等については、本来有機的に関連性を持って実践されるべきものが少なくないものと考えられるが、一部の例外を除き、いわゆる「縦割りの」に実施されている実態も把握することができる。例えば、学校評価の手法のひとつとしてのアンケート調査の項目について、県教育庁の事業や学校独自の事業と有機的に関連させ、個別具体的なアンケート項目が設定され、計画事業等の評価を受けるといった仕組みが導入されているわけではないことも確認することができる。

また、人事評価における各教職員の目標設定において、点検・評価対象事業の推進に係る日々の学習支援活動等に係る指標が設定されておらず、点検・評価と人事評価が有機的に関連性を持って認識されていないものと考えられる。

したがって、県教育庁の担当各課において推進している「点検・評価」、「学校評価」及び「人事評価」等のそれぞれについて、各県立学校にそれらに関連する事業説明を行う際には、自らの担当事業以外の事務事業との有機的関連を常に意識して説明を行い、文書をもってそれらの関連性を具体的に示すなど、各県立学校における実際の運用に寄与する指導及び支援を行うよう要望する。また、各事務事業に係る研修の実施の際には具体的事例を用いた形式の研修内容にし、県立学校の校長、教頭及び事務長をはじめとする教職員の理解を促進することに意を用いられることを要望する。

なお、「点検・評価」、「学校評価」及び「人事評価」等の個別の監査結果については、第3Ⅱ-2 業務監査の結果で詳細に述べることとする。

③ 地域の学校応援団としての専門家の登用について（意見）

県教育庁は、平成14年度からの再編計画や平成24年度からの「県立学校改革推進プラン」等の推進にもあるとおり、魅力ある県立学校へと学校の統合再編や学習カリキュラム等の再構築及び推進に努めてきており、大きな変革を行っている。

例えば、少子化に伴って生徒数が減少している学区においては、県立高等学校の統合を行った結果、使用しなくなった校舎を、かねてより児童・生徒数の増加によって過密化の解消が課題であった特別支援学校として活用した事例もある。このように学校の統合を行っているほか、魅力ある県立学校づくりの推進のため、教員基礎コースの設置（千葉女子、安房）、医療系コースの設置（東葛飾、長狭）、国際コミュニケーションコースの設置（柏井）、理数に関する学科の設置（佐倉）、農業教育の充実（茂原樟陽）、工業教育の充実（千葉工業）、福祉教育の充実（松戸向陽、長狭等）、環境コースの設置（館山総合、銚子商業）、防災の学びの導入（銚子）、コミュニティ・スクールの設置（多古、長狭）、地域連携アクティブスクールの設置（泉、天羽等）、観光に関するコースの設置（鶴舞桜が丘）など、学校の質的変革も行い、地域における生徒や保護者の需要に的確に対応する努力を行ってきた。

このような変革を実施してきた県教育庁の学校再編計画等において、地域における重要な拠点としての県立学校のあり方も徐々にその効果が挙がってきている事例を把握することもできる。例えば、地域の専門家やボランティアの導入としてのスポーツエキスパート（銚子商業高等学校等）の事例などである。また、特に地域社会に対して大きなインパクトを与えた秀逸事例として、銚子商業高等学校における地元鉄道会社への社会的貢献の事例（教育課程及び部活動の一環としてのクラウドファンディングの成功による銚子電鉄修復支援活動の事例）があった。また、同校は、大学や食品メーカーとの共同開発商品を次々に打ち出している。例えば、

地元飯岡産のメロンを活かした新商品の開発・販売という実践教育を行っている。そこには学習活動や部活動等に熱心にコミットする教職員や生徒の姿があった（公益財団法人千葉県青少年協会主催の「平成 27 年度青少年育成千葉県民会議推進大会」におけるパネルディスカッション（平成 27 年 11 月 7 日開催）でも詳細に紹介されている。<http://www.seishoukyou.biz-web.jp/com/event/kenminkaigi.html>）。

一方、県立学校の学習活動、部活動及び進路指導等に教職員だけではなく、地元のボランティアや専門家がコミットすることを積極的に促すことはいまだ積極的ではないものと感じられる。

例えば、スポーツ面だけではなく文化面でも、部活動に地域のエキスパートを導入する事例及びキャリア教育やビジネス科等の簿記教育等に地元の会計専門家等を活用する事例は限定的である。

したがって、現在推進されている地域との連携を更に拡大する取組を容易にし生徒及び保護者の需要に的確に応えていくことができるようにするために、カリキュラム改革や部活動等の指導者への地域の専門家の登用の仕組みの構築を推進することを要望する。

④ 財務監査の結果に基づく仕組み改革提案について

ア. 教育財産の整備及び利活用について（意見）

県立学校の施設や設備の老朽化の状況は早急に対応すべき教育行政のひとつであるものと考えられる。平成 27 年度までは国の方針もあり、学校施設の耐震化の対策に集中していた。その中で、本来の老朽化対策として、長寿命化の施策（予防保全の考え方の導入を含む。）は県総務部資産経営課の上位の計画策定結果（平成 27 年 12 月原案公表）を待って、県教育庁としても対策を本格的に策定し実施することで対応することとなっていた。

実際に各県立学校の耐震化の実施状況を見てみると、千葉女子高等学校のように、普通教室棟の耐震化工事の実施時期と同時期にかねてからの改修要望事項であったトイレ改修工事を実施している。一方、他の県立学校では、耐震化工事の実施に併せて従来からの施設設備の改修要望に対応することが行われていない事例も、現場往査では少なからず聴取することがあった。

施設整備の要望調査は、財務施設課に対して毎年度、主として予算編成時期に合わせて各県立学校が要望を文書により行っており、その要望調査を受けて財務施設課の中で、修繕工事（機能維持）での対応か、施設の大規模改修（普通建設事業費としての資本的支出）等での対応かを判断し、各県立学校への箇所付けを

行っている。

そもそも、教育財産の第1次的管理責任は学校長にあることに鑑みると、県立学校の施設・設備の修繕や大規模改修等の必要性の判断及び施設整備の具体的要望を学校長が行う際に、当該管理責任に基づき、整備の必要性及び要望の優先順位を判断することができる、具体性のある一定の基準・要件等を財務施設課等との間で共有することが、効果的で効率的な施設等の整備事務に資するものと考えられる。そのような判断基準を認識することができなかった。

各県立学校の施設整備等の実施に係る透明性と信頼性を確保し、生徒及び保護者等に対して十分な説明責任を果たすためにも、次のことを検討するよう要望する。

まず、教育財産の第1次的管理責任は学校長にあることに鑑み、学校長が学校現場でその管理する学校施設等の整備の必要性及び優先順位の決定の際に考慮すべき要素や判断基準を財務施設課が示すことによって、施設整備の要望段階で合理的な整備対象案件を選択することができるよう、情報の共有化を図るよう要望する。

その上で、各県立学校での施設整備の要望調査を行う際に、生徒及び保護者等から、利用者の視点に基づき、学校長が示す一定の合理的ルールに従って施設整備の要望を調査する具体的なアンケートの仕組みを再構築すること。現在の学校評価におけるアンケート項目には具体性が乏しいため、学校評価を所管する県教育庁の担当課及び関係各課においても、具体的な施設整備の要望調査につながる具体的な質問項目を設定するよう、県立学校に対して指導及び支援することを要望する。

次に、財務施設課における施設整備等の優先順位付けの透明化等のためにも、その箇所付けを判断する際には、単に老朽化に係る長寿命化施策だけではなく、その将来における必要性を見直す視点も重要であると考え。原則として、学校長が教育財産を一体的に管理し、その利用方法についても学校教育に支障が生じない範囲で、教育財産は利用されるべきものと考えられるが、それら教育財産の多様な利用を促すためにも、教育財産の他の用途への変更（寄宿舎等の遊休部分の転用等）や地域の住民への開放（ホールやプール及び圃場の遊休地等）等の視点も加味した施設整備の考え方を教育庁各課及び県立学校で、横断的に検討することを要望する。その際、当初教育財産として整備された施設等が社会経済情勢の変化や人口構成の変化等により、全く利用されなくなったり、大半が遊休状態になったりしている状況を周辺住民や地元企業関係者とともにミニ集会の議題にするなどして、改善することを考慮することも重要であると考え。

さらに、学校図書室の整備については、単なる物理的な整備だけではなく、授

業との連携を考慮し、学校図書館担当職員（以下、「学校司書」という。）の果たす役割も含めて、実施する必要性を現場往査においても把握した。学校図書室については様々な考え方があるが、知識習得に重きを置く考え方と探求学習に重きを置く考え方がある^注。従来は、学校司書の配置が進まず（安房拓心高等学校等）、司書教諭での対応を行っていたが、学校図書室の機能の重要性に対する認識が進み、徐々に学校司書の配置が進められている。現場往査に際しても、司書教諭から学校司書の配置への転換を把握することができた。

学校司書が配置されている県立学校（茂原樟陽高等学校、館山総合高等学校等）においては、新本の購入（年間予算約 60～70 万円前後）の要望調査方法や新本購入時点での紹介方法（生徒の参加を促した P O P 広告等の活用）等に、学校図書室の更なる活用に対する改革の機運を把握することができた。特に、館山総合高等学校においては、次のような運用を行っていることが分かった。

「マスコミで書店員の手書き P O P の効果が売りに貢献していることを知った。また、ネットサイトでもインパクトのある P O P が紹介されるようになっている。本校でも「この本おもしろかったよ」と言った生徒に、「他の人にも読んでもらえるように短く紹介文を書いてみる？」と誘ったところ「やります」と答えたことで始まった。その後、司書の地区研修で本を持ち寄り「P O P 研修」を行っている。」

また、授業との連携においては、茂原樟陽高等学校において次のような取組を行っていることが分かった。

「①全教科での図書館利用を始め、インターネットによる検索を行っている。必要であれば、学校司書に直接申し出れば、レファレンス機能が活用できる。②特に、農業科、工業科の 3 年次の専門科目「課題研究」における文献調査や事前調査で使用する。」

しかし、一部の進学指導重点校においては、学校図書室が放課後の受験対策学習の場所として利用されていることも事実である。

したがって、学校司書の配置を前提として、図書室機能と生徒の学習活動との一層の連携のためにも、学校図書室のレファレンス機能等を活かした授業実施との効果的な連携を模索し、授業の探求型、対話型への転換の取組に寄与する学校図書室機能を検討することを要望する。

注：『カリキュラム・イノベーション』東京大学教育学部カリキュラム・イノベーション研究会編 東京大学出版会 第 6 章

イ. 奨学のための給付金の支給について（意見）

奨学のための給付金制度は、次の趣旨で開始されたものである（「千葉県公立高等学校等奨学のための給付金手引き」より）。

「本事業は、平成 26 年 4 月 1 日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 90 号)」が施行されたことに伴い、国が平成 26 年度に創設した補助金制度を活用して教育委員会が実施する事業であり、全ての意志ある公立高等学校等の生徒等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の就学を支援するため、千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（以下、「給付金」という。）を支給するものである。」

この給付制度は、千葉県の制度（「千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱」（以下、「給付金実施要綱」という。））であるが国の補助制度が前提であって、全国の都道府県でも実施されている事業の一つである。したがって、制度の運用については全国一律での運用の側面が強いものと認識することができる。

そこで当該制度実施の初年度である平成 26 年度の運用状況のうち、現場往査対象の 15 校の県立高等学校について実績をみると、次のとおりであった。

【平成26年度現場往査15校給付金支給実績】

区 分		15校計
定数（平成26年度入学：推定）		3,567
在籍者数（H26.7.1現在1年在学生）		2,352
給付対象者	人数（人）	589
	金額（円）	36,328,400
対象者のうち、7、8月退学者	人数（人）	5
	金額（円）	176,800
	備考	-
対象者のうち、9月以降退学者	人数（人）	39
	金額（円）	2,670,400
	備考	-

この表から当該制度初年度である平成 26 年度における給付金の特徴について次のことが分かる。

- i 現場往査対象校のうち県立高等学校 15 校の在籍者数は、平成 26 年 7 月 1 日現在、2,352 人であり、そのうち 25%にあたる 589 人が給付金の支給を受けており、当該制度の活用が少なからずあることが分かる。
- ii 平成 26 年度における 589 人の合計給付額は約 3,633 万円であり、その生

徒 1 人当たりの給付額は約 62 千円であることが分かる。

iii 奨学のための給付金の支給基準は 7 月 1 日に在学していることが前提であり、支給日は 9 月である。この表をみると、7 月 1 日に在籍していた生徒が給付金を申請し、給付を受ける前の 7 月か 8 月に退学した場合でも、給付金を受け取っている人数と金額が、5 人で 18 万円（176,800 円）であることが分かる。

iv 同じく、平成 26 年度受給者のうち、9 月以降、年度末までのうち退学し、他の学校への転学等がその時点で決定していなかった生徒等のデータは、39 人で 267 万円（2,670,400 円）であることが分かる。

このような平成 26 年度の運用状況に係る特徴のうち、iii 及び iv については、給付金実施要綱によると、返還の対象には当たらないことになっている。他の都道府県の実施要綱においても、このような場合であっても返還の対象にはされていない。

しかし、上記の iii の事案については、実際の給付金支給までの間に退学をし、他校への転学の予定がない生徒についても支給する場合、給付金の制度趣旨（「高校生等が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減し、高校生等の修学を支援するため」（給付金実施要綱第 1 条））にかなわないものとも考えられる。県立学校全体としてのデータは県教育庁も外部監査人側も把握していないが、全県立高等学校 130 校のうちの 15 校について、このような結果であったということを慎重に検証すべきものとする。

したがって、国及び千葉県の制度趣旨や他の運用事例等を調査し、制度趣旨にかなわない運用が存在するかどうかについて、地方分権の推進が求められ、質的行政の高度化が期待される地方公共団体としての主体的な判断を要望する。

ウ. 学校のガバナンス改革について（意見）

県立学校においては、校長、教頭及び事務長の下で教職員が、日々、生徒の学習指導、部活動指導、生活指導及び進路指導等に従事する組織体として効果的に機能することが求められる。また、その中では、いじめ・不登校対策や教職員の不祥事対策等に適切に従事することも求められる。それらの対応において、県立学校による効果的対処のためには、法的リスクや会計的リスクが潜在的に横たわっているため、それぞれの専門家の助言を活用することが必須である。

これまで、学校経営において、法律専門家や会計監査の専門家等の助言を求める明確な仕組みが存在していなかったが、地域におけるこれらの専門家が県立学

校の経営に対して積極的に貢献することが可能であるかどうか、関係諸団体との協議を行うことは県立学校が直面する様々なリスクを適切に低減し、コントロールするために、価値があり効果のあることと考えられる。

したがって、次のような事例や場面等において、地域で活動する法律・会計監査等の専門家団体と調整することを要望する。

- i いじめ・不登校対策における指導及び支援の決定等に際しての法的助言等を求める場合。
- ii 教職員の不祥事対策における処分の決定等に際しての法的助言等を求める場合。
- iii 県立学校における財務会計上の処理や私費会計の処理の透明性、信頼性をより経済的、効果的に担保するための仕組みを再構築するための監査機能を強化する場合。とりわけ、平成 21 年度から全庁的に取り組んだ経理事務の適正化に関して、教育庁においては平成 22 年度から財務施設課が各県立学校の財務会計や私費会計の会計指導を開始し、現在に至るまで適正会計の確立に努めてきた。今後は会計指導体制のより経済性・効率性を追求する行政努力と、更に県立学校のガバナンスの向上に寄与する地域の会計監査専門家の活用が求められているものと考えられる。詳細は、第 3Ⅱ-2 の「7. 私費会計について」の内容のうち、「(ウ) 会計指導の頻度及び専門家の活用について」(235～236 頁)を参照されたい。

2. 県立学校の経営の現状について

(1) 県立学校の効果的な運営（アンケート調査の結果より）について（解説）

県立学校において、生徒の学習能力が向上し、部活動が活発となり、生活態度が規律正しく行われ、希望の進路に卒業後進むことができるような効果的な学校経営が実施されているかどうかを把握するために、全ての県立学校に対してアンケート調査を実施した。その調査結果を取りまとめたものが次の一覧表である。

【県立学校（特別支援学校除く。）の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	回答集計結果
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	Yes:111校
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	①10校は全ての教職員と面談 ②1～5割が大半 ③実施しない学校もある。
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面見の良い日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	①:41校、②:26校、③:4校、①・②:26校、①・②・③:11校、①・③:2校、無回答:1校
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	Yes:110校、無回答:1校
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	Yes:110校、No:1校
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	Yes:104校、No:5校、無回答:2校
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	Yes:111校
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	Yes:104校、No:4校、無回答:3校
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	Yes:110校、無回答:1校
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	毎日:21校、週3回:6校、週2回:21校、週1回:33校、月1回:27校、無回答:3校
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	Yes:64校、No:39校、無回答:8校
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	Yes:59校、No:45校、無回答:7校
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	2.8～4コマ:111校
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	Yes:75校、No:29校、無回答:7校
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	Yes:107校、No:3校、無回答:1校
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	Yes:78校、No:25校、無回答:8校
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	Yes:99校、No:8校、無回答:4校
		2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他。	Yes:100校、No:11校
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	Yes:106校、No:5校
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	平均8.7人
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	Yes:93校、No:13校、無回答:5校	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	Yes:57校、No:33校、非該当:21校	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	Yes:100校、No:8校、無回答:3校	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	Yes:110校、No:1校	
8 多彩な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	Yes:98校、No:13校	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	Yes:100校、No:11校	
	3 普通科高校や専攻科高校等の間における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	Yes:70校、No:31校、非該当:10校	
	4 大学との連携はありますか？	Yes:74校、No:33校、非該当:4校	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	Yes:100校、No:11校	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	Yes:95校、No:16校	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	Yes:82校、No:28校、無回答:1校	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	70%以上:7校、40%以上:16校、10%以上:70校、10%未満:8校、不明:10校	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の家庭での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	Yes:71校、No:33校、非該当:7校	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	Yes:62校、No:44校、非該当:5校	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	Yes:9校、No:94校、非該当:8校	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けていますか？	Yes:111校	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	Yes:24校、No:87校	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	Yes:99校、No:11校、無回答:1校	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	Yes:51校、No:57校、非該当:3校	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	Yes:82校、No:25校、非該当:4校	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	Yes:91校、No:19校、非該当:1校	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	Yes:31校、No:68校、非該当:12校	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	70%以上:69校、50%以上:25校、30%以上:13校、30%未満:4校	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	Yes:88校、No:18校、無回答:5校	

このアンケート調査の実施の趣旨は、再編計画にみられる統廃合を含めた魅力ある県立学校づくりの推進の中で、一定の成果を上げてきたものと考えられる県教育庁及び県立学校の経営状況をより詳細に、学校現場に即して把握することが目的

であり、その際に「力のある学校^{注1}」の実践から構築されたモデルを用いて、県立学校の経営状況を評価する尺度を現場の校長、教頭及び事務長等教職員に提供することを目指したものである。

したがって、この項目は監査意見ではなく、外部監査の過程で把握すべき学校現場の統制環境（内部統制のひとつ）の理解の一環であり、監査報告書上では、参考資料としての情報提供に位置付けることとしたい。

ここで「力のある学校」の関連用語として、「力のある子ども」及び「力のある教師」という言葉が使用されている^{注2}。「力のある学校」とは、「勉強ができる子」、「気持ちをはっきり言える子」及び「教師の期待に的確に応えられる子」などで総じて「いくつかの側面で高いポテンシャルを持っている子」とされる。また、「力のある教師」とは、「学習指導、生徒指導、部活指導等の諸領域で、総合力の高さを発揮する教師」としている。

これらの言葉と関連して、「力のある学校」とは、次のように定義されている。

「学校とは授業だけやっていたら良いというものではない。生徒指導や学級活動の領域もあれば、行事や部活動なども盛んに行われている。給食指導や清掃指導といったジャンルもあるし、校種間連携や地域連携といった活動にも取り組まなければならない。要するに、学校、とりわけ公立学校は、専門店としては成り立ちえず、地域密着型スーパーというか、「何でも屋」たらざるをえないのである。問われるべきは、個別的・専門的な優秀性なのではなく、多面的な総合力である。そして、「力のある学校」とは、高い総合力を発揮している学校のことである。」

「力のある学校」とは、・・・「全ての子どもをエンパワーする学校」で・・・

「エンパワー」とは「元気づける・勇気づける」ことである。「その個人が内面に持っている良さやポテンシャルに気づかせる」ことだとか、「自信や自尊感情を回復し、前向きな姿勢になる」こと」としている。

次項では、外部監査で現場往査した各県立学校の概要を示し、併せてアンケート結果を掲載することとする。各県立学校の内容が前述のアンケート調査の集計結果の内容と比較して、どの程度の差異があり、特徴があるかを各県立学校が自ら分析し、評価し、そして改善点があれば改善の方向へ進んでいかれることを期待するものである。現場往査県立学校以外の学校でも、自ら作成したアンケート調査の該当する項目について、集計表等と比較することで同様の分析等ができるものとする。

注1：『公立学校の底力』清水宏吉著 筑摩書房 終章

注2：同書 234 頁

(2) 往査先県立学校の経営状況について（解説）

① 概要

外部監査を実施するに当たり、現場往査先を次のとおり決定した。なお、決定に際しては、県立学校の特徴（進学指導重点校、専門科・コース設置校、地域連携アクティブスクール、コミュニティスクール及びSSH等指定校等）を勘案し、各学区（第1～9学区）によっても偏りが生じないように選定した。

【県立学校現場往査一覧：学区別・往査日程別】

学区	県立学校名	往査日程	
		往査日程	時間帯
第1学区	千葉女子高等学校	8月21日	9時00分～12時00分
	京葉工業高等学校	8月21日	13時15分～16時30分
第2学区	船橋高等学校	9月16日	9時00分～12時00分
	船橋古和釜高等学校	9月16日	13時15分～16時30分
第3学区	関宿高等学校	10月15日	9時00分～12時00分
	野田特別支援学校	10月15日	13時45分～16時45分
第4学区	下総高等学校	9月9日	9時00分～12時00分
第5学区	銚子商業高等学校（海洋校舎含む。）	10月1日	9時00分～12時00分
	銚子特別支援高等学校	10月1日	13時15分～16時30分
	旭農業高等学校	10月2日	9時40分～15時30分
第6学区	東金特別支援学校	9月17日	9時00分～12時00分
	大網高等学校	9月17日	13時15分～16時30分
第7学区	茂原樟陽高等学校	9月18日	9時00分～12時00分
第8学区	長狭高等学校	9月28日	9時00分～12時00分
	安房拓心高等学校	9月28日	13時15分～16時30分
	館山総合高等学校（水産校舎含む。）	9月29日	9時00分～15時30分
第9学区	木更津高等学校	10月16日	9時00分～12時00分
	鶴舞桜が丘高等学校	10月16日	13時50分～16時50分

この一覧表に沿って、高等学校及び特別支援学校別に現場往査対象の県立学校18校の概要を掲載する。

ア. 千葉女子高等学校の概要

(ア) 設立年月：明治33年4月

(イ) 所在地：千葉県千葉市稲毛区小仲台5-10-1

(ウ) 校訓

- i 自敬（自ら心に敬しみ、自主・独立の精神を培い、進んで責任を遂行する実践的性格を養う）
- ii 精思（思索を精にし、合理的で実証的な態度を培い、知恵を磨き、聡明な

判断力を養う)

iii 清純（清純にして高雅な心情を培い，礼節を重んじ，真実と愛情とで友情を深める）

(エ) 重点目標

i 分かる授業の実践によって，学力の向上を図り，第一志望の実現を図る

ii 自主・自立意識の高揚と品位ある生活態度の実現を図る

iii 小・中・高連携や地域との連携を推進し，信頼される学校づくりに努める

(オ) 設置学科：「普通科」、「家政科」

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
60	31	29	6	8	5	1	2	

(単位：人)

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	960		960	840					120	
実数	953		953	834					119	
差異	7		7	6					1	

注：「差異」欄は、定数から実数を差し引いた数値である。以下、同様である。

ii 定時制⇒該当なし。

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,584,792	1,584,792	0
教育使用料		37,971,103	37,971,103	0
教育手数料		1,819,300	1,819,300	0
証紙収入		164,600	164,600	0
雑入		176,714	176,714	0
合 計		41,716,509	41,716,509	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	1,110,456	1,110,456	0

教職員人事費	116,585,931	116,585,931	0
教育指導費	1,223,828	1,223,828	0
福利厚生費	14,256	14,256	0
高等学校総務費	5,820,878	5,820,878	0
全日制高等学校管理費	34,279,684	34,279,684	0
教育振興費	27,625,320	27,625,320	0
学校建設費	3,177,360	3,177,360	0
社会教育振興費	174,017	174,017	0
保健振興費	3,285,905	3,285,905	0
体育振興費	30,000	30,000	0
合 計	193,327,635	193,327,635	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		1,104,400	1,104,400	0
合 計		1,104,400	1,104,400	0

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

注：地方公共団体の予算制度上、「予算現額」とは、当初予算に補正予算を加減した会計年度における最終予算額を意味するが、教育機関としての県立学校では、歳入予算については、各県立学校単位では予算計上はしておらず、財務施設課など教育庁本庁担当課が各県立学校からの収入見込みに基づき、教育委員会として項目ごとに歳入予算を計上している。

また、歳出予算については、会計年度の予算が発行してから教育庁本庁担当課から各県立学校に令達として科目別に予算額が示され、1会計年度において科目別に支出することができる金額の上限額が示されている。したがって、歳出予算・決算額の記載の中で「不用額」が「0」として表示されているのは1会計年度の当初に令達された科目別歳出予算が会計年度終了時点で不用額となる金額を差し引き結果として「0」とするためである。

以下、同様である。

イ. 京葉工業高等学校の概要

(ア) 設立年月：昭和35年4月

(イ) 所在地：千葉県千葉市稲毛区穴川4-11-32

(ウ) 校訓

進取、創造、至誠、明朗

(エ) 重点目標

- i 高い教養と広い視野を持ち、社会生活に対応し得る工業人を育成する。
- ii 創意工夫の能力を培うとともに、ものごとを合理的に処理できる人を育成する。
- iii 勤労を尊び責任を重んじ、実践力の優れた人を育成する。
- iv 健康で明るい進取的な人を育成する。

(オ) 設置学科：機械科、電子工業科、設備システム科、建設科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
74	63	11	0	74	5	0	11	58

(単位：人)

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	720					720				
実数	657	624	33			657				
差異	63					63				

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,119,456	1,119,456	0
教育使用料		28,047,063	28,047,063	0
教育手数料		1,367,300	1,367,300	0
証紙収入		81,600	81,600	0
雑入		186,851	186,851	0
合 計		30,802,270	30,802,270	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
行政指導費	664,538	664,538	0
財務管理費	1,060,560	1,060,560	0
教職員人事費	69,618,936	69,618,936	0

教育指導費	21,000	21,000	0
福利厚生費	74,952	74,952	0
高等学校総務費	6,992,459	6,992,459	0
全日制高等学校管理費	26,088,860	26,088,860	0
教育振興費	26,577,460	26,577,460	0
学校建設費	53,578,800	53,578,800	0
保健振興費	3,176,549	3,176,549	0
合 計	187,854,114	187,854,114	0

【特別会計奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		1,155,550	932,600	222,950
合 計		1,155,550	932,600	222,950

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

ウ. 船橋高等学校の概要

(ア) 設立年月：大正9年10月

(イ) 所在地：千葉県船橋市東船橋6-1-1

(ウ) 校訓：該当なし

(エ) 教育目標：全日制・定時制共通

i 自他敬愛の精神に立って互いに切磋琢磨し、専心研学の校風を樹立する。

ii 創造的な知性と円満な徳性を培い、社会的に有為な人材を育成する。

iii 強靱な体力と旺盛な気力を養い、自学・自律を通して実践力のある人間を育成する。

iv 勤労を重んじ、進んで学習環境の整備に努め、明るい学園を建設する。

(オ) 設置学科：普通科、理数科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
74	52	22		9	5		3	1

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	1040			920						120
実数	1060	605	455	938						122
差異	△20			△18						△2

ii 定時制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
28	20	8		2	2			

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	480			480						
実数	254	155	98	254						
差異	226			226						

注:「差異」欄は、定数から実数を差し引いた数値である。以下、同様である。

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,924,164	1,924,164	0
教育使用料		47,066,616	47,066,616	0
教育手数料		2,242,850	2,242,850	0
証紙収入		438,100	438,100	0
雑入		578,256	578,256	0
合 計		52,249,986	52,249,986	0

ii 歳出予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	決算額	不用額
02 事務局費	117,096	117,096	0
04 財務管理費	973,620	973,620	0
05 教職員人事費	26,598,972	26,598,972	0
06 教育指導費	3,981,152	3,981,152	0
07 福利厚生費	14,256	14,256	0
01 高等学校総務費	8,684,058	8,684,058	0

02 全日制高等学校管理費	37,602,956	37,602,956	0
03 定時制高等学校管理費	4,604,437	4,604,437	0
04 教育振興費	23,396,955	23,396,955	0
05 学校建設費	1,951,560	1,951,560	0
02 特別支援学校振興費	6,693,835	6,693,835	0
01 保健振興費	6,030,801	6,030,801	0
02 体育振興費	102,000	102,000	0
合 計	120,751,698	120,751,698	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		552,500	503,200	49,300
合 計		552,500	503,200	49,300

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

エ. 船橋古和釜高等学校の概要

(ア) 設立年月：昭和 55 年 4 月

(イ) 所在地：千葉県船橋市古和釜町 586

(ウ) 校訓：自立、協力

(エ) 重点目標

i 学び直し指導の工夫・改善、ii 地域連携の充実、iii 安全・安心な教育環境の整備、iv 不祥事ゼロの学校づくり

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
57	41	16	0	7	4	0	1	2

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	720			720						720
実数	590	350	240	590						590
差異	130			130						130

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,000,224	1,000,224	0
教育使用料		26,888,400	26,888,400	0
教育手数料		1,384,250	1,384,250	0
証紙収入		51,600	51,600	0
雑入		415,635	415,635	0
合計		29,794,149	29,794,149	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
行政指導費	550,438	550,438	0
財務管理費	755,892	755,892	0
教職員人事費	22,302,434	22,302,434	0
教育指導費	1,356,138	1,356,138	0
高等学校総務費	179,172	179,172	0
全日制高等学校管理費	12,736,217	12,736,217	0
教育振興費	24,354,000	24,354,000	0
社会教育費	17,000	17,000	0
保険振興費	1,576,000	1,576,000	0
体育振興費	30,000	30,000	0
合計	98,124,578	98,124,578	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	節	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入	奨学資金貸付金返納		925,200	925,200	0
合計			925,200	925,200	0

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

オ. 関宿高等学校の概要

(ア) 設立年月：昭和 62 年 4 月

(イ) 所在地：千葉県野田市木間ヶ瀬 4376

(ウ) 校訓：熱 学 展

(エ) 重点目標

- i 生徒が自己の特性を見つけ、目標や夢を語り、感動が持てる学校づくり
- ii 保護者・地域に信頼される、クリーンでホットな、開かれた学校
- iii 生徒のために「熱く！」「明るく！」「諦めない！」そして「温かい！」職員体制
- iv 連携型中高一貫教育の新たな10年を見据えたさらなる改善

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
30	20	10	6	4	3		1	

(単位：人)

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	360			360						
実数	316	181	135	316						
差異	44			44						

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成26年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		558,072	558,072	0
教育使用料		14,124,800	14,124,800	0
教育手数料		638,450	638,450	0
証紙収入		19,800	19,800	0
雑入		143,377	143,377	0
合 計		15,484,499	15,484,499	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
行政指導費	95,040	95,040	0

財務管理費	702,000	702,000	0
教職員人事費	39,196,432	39,196,432	0
教育指導費	1,169,184	1,169,184	0
高等学校総務費	13,704,837	13,704,837	0
全日制高等学校管理費	12,928,092	12,928,092	0
教育振興費	13,749,300	13,749,300	0
学校建設費	1,092,744	1,092,744	0
保健振興費	1,900,294	1,900,294	0
合 計	84,537,923	84,537,923	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		1,745,700	1,639,100	106,600
合 計		1,745,700	1,639,100	106,600

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

カ. 下総高等学校の概要

(ア) 設立年月：明治33年9月

(イ) 所在地：千葉県成田市名古屋247

(ウ) 校訓

至誠、自律、協同

(エ) 重点目標

i 生徒の充実した学校生活の実践と、希望進路の実現

ii 家庭、地域から信頼される開かれた学校づくりへの取組

iii 時代の進展に対応した教育課程の推進と、教育環境の整備

(オ) 設置学科：生産技術科、航空車両整備科、情報ビジネス科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
40	32	8	9	17	4	1	9	3

(単位：人)

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他

定数	480				240	120	120			
実数	427	338	89		213	102	112			
差異	53				27	18	8			

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
保健振興費負担金		690,552	690,552	0
全日制高等学校授業料		18,319,800	18,186,300	29,700 (不納欠損額 103,800)
教育施設使用料		106,344	106,344	0
全日制高等学校入学金		887,050	887,050	0
証紙収入		15,200	15,200	0
生産物売払収入		5,297,190	5,297,190	0
雑入・その他		294,029	294,029	0
合 計		25,610,165	25,476,665	29,700 (不納欠損額 103,800)

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	1,749,600	1,749,600	0
教職員人事費	66,537,001	66,537,001	0
教育指導費	837,617	837,617	0
福利厚生費	119,836	119,836	0
教育センター費	9,979	9,979	0
高等学校総務費	25,979,316	25,979,316	0
全日制高等学校管理費	40,984,024	40,984,024	0
教育振興費	18,377,100	18,377,100	0
学校建設費	4,860,000	4,860,000	0
社会教育振興費	9,492	9,492	0
保健体育費	2,817,266	2,817,266	0
合 計	162,281,231	162,281,231	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
奨学金貸付金返納		587,800	587,800	0
合 計		587,800	587,800	0

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

キ. 銚子商業高等学校の概要

(ア) 設立年月：明治 33 年 4 月（旧銚子商業高等学校）、昭和 18 年 4 月（旧銚子水産高等学校）、平成 20 年 4 月統合により、千葉県立銚子商業高等学校となる。

(イ) 所在地：千葉県銚子市台町 1781

(ウ) 校訓：質実剛健、進取創造、親切奉仕

(エ) 重点目標

- i 学力向上、ii 進路指導の充実、
- iii 生徒指導の充実、iv 開かれた学校づくりの推進

(オ) 設置学科

- i 全日制：商業科、情報処理科、海洋科
- ii 定時制：商業科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
57	43	14	14	13	6		6	1

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	840									
実数	763	378	385				606	157		
差異	77									

ii 定時制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
11	10	1	1	2	1	1		

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	160									
実数	35	18	17				35			
差異	125									

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,331,712	1,331,712	0
教育使用料		33,465,552	33,440,852	24,700
教育手数料		1,432,050	1,432,050	0
証紙収入		52,400	52,400	0
生産物売払収入		999,560	999,560	0
雑入		1,473,188	1,473,188	0
合 計		38,754,462	38,729,762	24,700

ii 歳出予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	3,505,428	3,505,428	0
教職員人事費	90,861,897	90,861,897	0
教育指導費	1,856,744	1,856,744	0
福利厚生費	28,748	28,748	0
高等学校総務費	20,065,152	20,065,152	0
全日制高等学校管理費	55,455,432	55,455,432	0
定時制高等学校管理費	2,125,588	2,125,588	0
教育振興費	31,443,115	31,443,115	0
学校建設費	31,754,749	31,754,749	0
実習船運営費	159,790	159,790	0
保健振興費	3,418,470	3,418,470	0

体育振興費	102,000	102,000	0
合 計	240,777,113	240,777,113	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額 (単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		669,000	631,200	37,800
合 計		669,000	631,200	37,800

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

ク. 旭農業高等学校の概要

(ア) 設立年月：明治44年4月

(イ) 所在地：千葉県旭市口1

(ウ) 校訓：至誠、勤勉、剛健

(エ) 重点目標

i 「知・徳・体」の育成、ii 個性の伸長、

iii 学校と保護者・地域との連携をより一層強化し、地域に信頼される学校づくりを推進するとともに、農業高校ならではの特色を生かした「魅力ある学校づくり」を目指す。

(オ) 設置学科：畜産科、生産技術科、食品流通科、生活科学科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制 (単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
40	30	10	8	15	4	2	9	

(単位：人)

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	480				480					
実数	464	208	256		464					
差異	16				16					

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育負担金		781,632	781,632	0
教育使用料		19,318,359	19,318,359	0
教育手数料		858,800	858,800	0
証紙収入		10,400	10,400	0
物品売払収入		307,640	307,640	0
生産物売払収入		8,276,030	8,276,030	0
雑入		225,826	225,826	0
合 計		29,778,687	29,778,687	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	843,307	843,307	0
教職員人事費	89,991,401	89,991,401	0
教育指導費	1,290,335	1,290,335	0
福利厚生費	66,636	66,636	0
高等学校総務費	16,145,436	16,145,436	0
全日制高等学校管理費	31,694,108	31,694,108	0
教育振興費	21,155,600	21,155,600	0
学校建設費	19,969,763	19,969,763	0
社会教育振興費	29,320	29,320	0
保健振興費	1,989,647	1,989,647	0
合 計	183,175,553	183,175,553	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		388,800	43,200	345,600
合 計		388,800	43,200	345,600

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

ケ. 大網高等学校の概要

(ア) 設立年月：平成 20 年 4 月

(イ) 所在地：千葉県大網白里市大網 435 - 1

(ウ) 校訓：協調、創造

(エ) 重点目標

- i 学力の向上と進路指導の充実、ii 面倒見のよい生徒指導の推進、
- iii 部活動の活性化、iv きれいな学校づくりの推進、
- v 開かれた学校づくり、vi 道徳教育を推進し、さらなる充実を図る。
- vii 綱紀・服務規律を保持し、不祥事の防止を図る。
- viii 生徒募集に全力をあげる。

(オ) 設置学科：普通科、生産技術科、生物工学科、食品工業科、農業経済科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
56	39	17	0	17	5	0	9	3

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	720			240	480					
実数	712	353	359	241	471					
差異	8			-1	9					

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,175,760	1,175,760	0
教育使用料		29,047,822	28,945,922	101,900
教育手数料		1,356,000	1,356,000	0
証紙収入		36,400	36,400	0
物品売払収入		20,000	20,000	0
生産物売払収入		16,890,582	16,890,582	0
雑入		241,268	241,268	0
合 計		48,767,832	48,665,932	101,900

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	1,278,352	1,278,352	0
教職員人事費	119,011,621	119,011,621	0
教育指導費	1,115,871	1,115,871	0
福利厚生費	58,968	58,968	0
教育センター費	0	0	0
高等学校総務費	15,755,714	15,755,714	0
全日制高等学校管理費	61,458,224	61,458,224	0
教育振興費	27,956,520	27,956,520	0
学校建設費	56,440,914	56,440,914	0
社会教育振興費	21,280	21,280	0
保健振興費	2,770,892	2,770,892	0
合 計	285,868,356	285,868,356	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		2,262,000	875,600	1,386,400
合 計		2,262,000	875,600	1,386,400

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

コ. 茂原樟陽高等学校の概要

(ア) 設立年月：平成 18 年 4 月（旧茂原農業高等学校[明治 30 年 2 月 15 日創立]と旧茂原工業高等学校[昭和 38 年 4 月 1 日創立]が統合した。）

(イ) 所在地：千葉県茂原市上林 283

(ウ) 校訓：創る、育む、輝く

(エ) 重点目標

i 希望あふれる夢の創造、ii 豊かでたくましい心の育成、

iii みんなの力で輝く未来を

(オ) 設置学科：

生産技術科、生産流通科、緑地計画科、電子機械科、電気科、環境化学科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
81	63	18		22	6	0	16	0

(単位:人)

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	720	360	360		360	360				
実数	711	488	223		361	350				
差異	9	△128	137		△1	10				

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,179,072	1,179,072	0
教育使用料		28,682,427	28,682,427	0
教育手数料		1,367,300	1,367,300	0
証紙収入		94,000	94,000	0
物品売払収入		120,000	120,000	0
生産物売払収入		17,137,984	17,137,984	0
雑入		339,420	339,420	0
合 計		48,920,203	48,920,203	0

ii 歳出予算・決算額

(単位:円)

目	予算現額	決算額	不用額
社会教育振興費	517,673	517,673	0
保健振興費	2,452,524	2,452,524	0
高等学校総務費	15,861,779	15,844,109	17,670
全日制高等学校管理費	57,510,328	57,222,822	287,506
財務管理費	9,104,184	9,104,184	0
教育振興費	30,799,735	30,782,995	16,740
学校建設費	19,533,960	19,533,960	0
教職員人事費	110,429,966	110,429,966	0

教育指導費	817,827	817,805	22
福利厚生費	120,960	120,960	0
教育センター費	9,337	9,337	0
合 計	247,158,273	246,836,335	321,938

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額 (単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		2,226,800	1,741,900	484,900
合 計		2,226,800	1,741,900	484,900

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

サ. 長狭高等学校の概要

(ア) 設立年月：大正11年5月

(イ) 所在地：千葉県鴨川市横渚100

(ウ) 校訓：誠実、勤儉、高潔

(エ) 重点目標

- i 多様な社会の変化に対応し、自ら未来を切り拓く確かな学力を身につけ、個性や創造性に富む人間を育成する。
- ii 責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間を育成する。
- iii 健康や体力の増進に積極的に取り組み、高い志を持ち、失敗を恐れず挑戦することのできる活力ある人間を育成する。

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制 (単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
33	17	16	7	6	3		1	2

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	480			480						
実数	486	216	270	486						
差異	△6			△6						

ii 定時制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
10	7	3	2	1	1			

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	160			160						
実数	25	17	8	25						
差異	135			135						

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		815,058	815,058	0
教育使用料		19,566,246	19,566,246	0
教育手数料		945,500	945,500	0
証紙収入		29,600	29,600	0
雑入		249,055	249,055	0
合 計		21,605,459	21,605,459	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
行政指導費	60,000	60,000	0
財務管理費	1,062,936	1,062,936	0
教職員人事費	72,494,572	72,494,572	0
教育指導費	42,000	42,000	0
福利厚生費	20,600	20,600	0
高等学校総務費	1,344,131	1,344,131	0
全日制高等学校管理費	23,102,026	23,102,026	0
定時制高等学校管理費	2,370,443	2,370,443	0
教育振興費	19,154,785	19,154,785	0
学校建設費	981,978	981,978	0
社会教育振興費	395,838	395,838	0
保健振興費	9,429,891	9,429,891	0

体育振興費	101,678	101,678	0
合 計	130,560,878	130,560,878	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		1,288,800	1,288,800	0
合 計		1,288,800	1,288,800	0

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

シ. 安房拓心高等学校の概要

(ア) 設立年月：大正11年4月

(イ) 所在地：千葉県南房総市和田町海発1604

(ウ) 校訓：質実剛健、自治協同

(エ) 重点目標

i 心身共に健康で、実践力を備えた生徒を育成する

ii 基礎学力を定着させ、生徒一人一人の個性と能力を伸ばして進路希望を実現させる

iii 基本的生活習慣を定着させ、規範意識を育てる

iv 生徒を地域で活動させることを通して、有用感と自己肯定感を持たせるとともに、地域に信頼される学校づくりをより一層推進する

v 部活動・学校行事を活性化させ、帰属意識を持たせる

(オ) 設置学科：総合学科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
37	27	10	3	14	4	0	7	3

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	480									480
実数	474	262	212							474
差異	6									6

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		788,256	788,256	0
教育使用料		19,387,180	19,387,180	0
教育手数料		909,650	909,650	0
証紙収入		28,800	28,800	0
物品売払収入		588,600	588,600	0
生産物売払収入		18,133,750	18,133,750	0
雑入		146,657	146,657	0
合 計		39,982,893	39,982,893	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	865,512	865,512	0
教職員人事費	75,668,357	75,668,357	0
教育指導費	1,234,330	1,234,330	0
福利厚生費	76,337	76,337	0
教育センター費	10,000	10,000	0
高等学校総務費	10,950,957	10,950,957	0
全日制高等学校管理費	47,718,784	47,718,784	0
教育振興費	27,648,460	27,648,460	0
学校建設費	9,914,400	9,914,400	0
保健振興費	2,469,590	2,469,590	0
体育振興費	72,000	72,000	0
合 計	176,628,727	176,628,727	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		1,506,300	1,506,300	0
合 計		1,506,300	1,506,300	0

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

ス. 館山総合高等学校の概要

(ア) 設立年月：平成 20 年 4 月

(イ) 所在地：千葉県館山市北条 106

(ウ) 校訓：明るく、清く、正しく

(エ) 重点目標

- i 基本的な生活習慣や規範意識を定着させ、心身ともに健康な生徒を育成する
- ii 実学志向の教育システムを活用し、生徒の希望に応じて、専門性の深化が図られるように支援し、確かな進路実現を目指す
- iii 教職員の不祥事根絶に向けた組織的な取り組み体制を確立し、地域から信頼される学校づくりに努める

(オ) 設置学科：家政科、商業科、工業科、海洋科、定時制普通科、専攻科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
55	39	16	11	41	7	8	11	15

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	専攻
定数	620					120	120	240	120	20
実数	479	295	184			104	109	145	114	7
差異	141					16	11	95	6	13

ii 定時制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
12	11	1	2	2	1	1	0	0

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	160			160						
実数	41	26	15	41						
差異	119			119						

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		905,328	905,328	
教育使用料		23,308,350	23,302,840	5,510
教育手数料		855,100	855,100	
証紙収入		65,600	65,600	
生産物売払収入		4,381,498	4,381,498	
雑入		350,239	350,239	
合 計		29,866,115	29,860,605	5,510

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
事務局費	1,296	1,296	
財務管理費	1,880,280	1,880,280	
教職員人事費	217,908,842	217,908,842	
教育指導費	1,303,232	1,303,232	
福利厚生費	768,744	768,744	
高等学校総務費	12,525,103	12,525,103	
全日制高等学校管理費	48,615,387	48,615,387	
定時制高等学校管理費	3,274,510	3,274,510	
教育振興費	21,252,735	21,252,735	
学校建設費	11,405,880	11,405,880	
実習船運営費	137,317,701	137,317,701	
社会教育振興費	24,583	24,583	
保健振興費	3,535,242	3,535,242	
体育振興費	30,000	30,000	
合 計	459,843,535	459,843,535	

【特別会計：特別会計奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		1,884,500	1,453,600	430,900
合 計		1,884,500	1,453,600	430,900

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

セ. 木更津高等学校の概要

(ア) 設立年月：明治 33 年 2 月

(イ) 所在地：千葉県木更津市文京 4 - 1 - 1

(ウ) 校訓：質実剛健、自主自律

(エ) 重点目標

- i 理数科の設置やSSH（スーパーサイエンスハイスクール）指定に向け、全職員の共通理解を図り、職員一人ひとりが当事者意識を持って、学びの質的転換と新しい学校づくりの準備にあたる。
- ii 「勉強」「部活動」「学校行事」に全力で取り組み、お互いに切磋琢磨することにより、幅広い人間的資質（「逞しさ」）を身につけさせる。
- iii 進学指導重点校として、また地域の公立高校を牽引する役割を担う学校として、生徒と教師の信頼関係に基づいた質の高い学習指導と進学実績の向上に努める。
- iv すべての生徒に基礎学力の定着を図るため、補習・講習を充実させる。また入学後の早い段階から家庭学習の習慣化に努める。
- v 学校内外の人的資源を活用した学習指導・進路指導を推進し、生徒一人ひとりが将来の生き方を主体的に考える力と進路実現に向けた意欲を高める。
- vi 全職員が同一歩調で生徒指導にあたり、基本的な生活習慣を確立させるとともに、社会の一員として自律できる規範意識や公正な判断力を身につけさせる。
- vii ホームページや学校説明会等の広報活動を充実させ、開かれた学校づくりを進める。
- viii 学校における安全・安心の確保に努めるとともに、事故・不祥事の防止について不断の意識改革を図る。

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
66	51	15	4	7	5	1	1	0

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	960			960						

実数	973	499	474	973						
差異	△13			△13						

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		1,612,944	1,612,944	0
教育使用料		38,462,815	38,462,815	0
教育手数料		1,836,250	1,836,250	0
証紙収入		344,800	344,800	0
雑入		201,771	201,771	0
合 計		42,458,580	42,458,580	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
事務局費	106,367	106,367	0
行政指導費	50,000	50,000	0
財務管理費	1,645,056	1,645,056	0
教職員人件費	45,950,906	45,950,906	0
教育指導費	21,000	21,000	0
教育センター費	16,846	16,846	0
高等学校総務費	7,106,963	7,106,963	0
全日制高等学校管理費	24,663,408	24,663,408	0
教育振興費	24,294,600	24,294,600	0
学校建設費	3,337,200	3,337,200	0
保健振興費	3,115,959	3,115,959	0
合 計	110,308,305	110,308,305	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		493,200	493,200	0
合 計		493,200	493,200	0

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

ソ. 鶴舞桜が丘高等学校の概要

(ア) 設立年月：平成 17 年 4 月

(イ) 所在地：千葉県市原市鶴舞 355、千葉県市原市鶴舞 1159 - 1

(ウ) 校訓：誠実、創造、感謝

(エ) 重点目標

- i 豊かな人間性を持った責任感ある誠実な社会人を育成。
- ii 時代の変化に対応した 21 世紀型の新しい専門教育の実施。
- iii 地域と連携し、伝統を継承発展させた特色ある学校づくりの推進。

(オ) 設置学科：食とみどり科、総合ビジネス科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
36	27	9		10	4		4	2

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	360				240		120			
実数	237	132	105		146		91			
差異	123				94		29			

ii 定時制⇒該当なし

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		399,096	399,096	0
教育使用料		12,311,701	12,311,701	0
教育手数料		497,200	497,200	0
証紙収入		24,800	24,800	0
生産物売払収入		6,996,390	6,996,390	0
雑入		239,874	239,874	0
合 計		20,469,061	20,469,061	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
行政指導費	59,400	59,400	0
財務管理費	2,418,120	2,418,120	0
教職員人事費	78,041,214	78,041,214	0
教育指導費	792,324	792,324	0
福利厚生費	44,523	44,523	0
教育センター費	10,000	10,000	0
高等学校総務費	8,753,622	8,753,622	0
全日制高等学校総務費	30,751,130	30,751,130	0
教育振興費	12,466,080	12,466,080	0
学校建設費	26,662,932	26,662,932	0
保健振興費	1,481,010	1,481,010	0
合 計	161,480,355	161,480,355	0

【特別会計：奨学資金】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
雑入		724,375	577,375	147,000
合 計		724,375	577,375	147,000

ii 歳出予算・決算額⇒該当なし

タ. 野田特別支援学校の概要

(ア) 設立年月日：平成元年4月

(イ) 所在地：千葉県野田市鶴奉147-1

(ウ) 校訓：元気に、仲良く、自分から

(エ) 重点目標

i 不易流行の視点を大切にする

ii 職員の学校経営参画意識を強化する

iii 保護者・地域との連携を強化する

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職員数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
74	28	46	12	9	4	1	2	2

区分	児童・生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
実数	129	90	39	129	—	—	—	—	—	—
差異	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		93,748	93,748	0
教育使用料		3,480	3,480	0
生産物売払収入		520,880	520,880	0
雑入		111,711	111,711	0
合 計		729,819	729,819	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	961,200	961,200	0
教職員人事費	24,123,061	24,123,061	0
福利厚生費	98,301	98,301	0
特別支援学校総務費	800,549	800,549	0
特別支援学校振興費	47,864,981	47,864,981	0
特別支援学校管理費	85,608,089	85,608,089	0
保健振興費	1,491,398	1,491,398	0
合 計	160,947,579	160,947,579	0

チ. 東金特別支援学校の概要

(ア) 設立年月：昭和 48 年 4 月

(イ) 所在地：千葉県東金市北之幸谷 502

(ウ) 校訓：自立をめざして かがやく瞳 ひかる汗

(エ) 重点目標

- i 特別支援学校の専門性の向上
- ii 地域力を生かした指導内容の充実
- iii 保護者・地域・関係機関との協働

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位：人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
76	29	47	7	27	4	0	2	21

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数										
実数	136	85	51	136						
差異										

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		135,884	135,884	0
教育使用料		7,880	7,880	0
生産物売払収入		1,376,000	1,376,000	0
雑入		351,524	351,524	0
合 計		1,871,288	1,871,288	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	1,038,312	1,038,312	0
教職員人事費	135,739,767	135,739,767	0
福利厚生費	183,621	183,621	0
特別支援学校総務費	710,086	710,086	0
特別支援学校振興費	62,183,372	62,183,372	0
特別支援学校管理費	177,680,550	177,680,550	0

保健振興費	1,580,956	1,580,956	0
合 計	379,116,664	379,116,664	0

ツ. 銚子特別支援学校の概要

(ア) 設立年月：昭和54年4月千葉県移管（昭和38年銚子市立養護学校認可）

(イ) 所在地：千葉県銚子市三崎町3-94-1

(ウ) 校訓：心豊かにたくましく

～一人一人の幼児児童生徒のよりよい社会参加・自立に向けて意欲的・自発的に学べる環境を整え、豊かな人間関係を育み、個々の可能性を広げられる教育活動の実現をめざす～

(エ) 重点目標

- i 個に応じた指導の一層の充実
- ii キャリア教育の充実
- iii 道徳教育の充実
- iv 安全・安心な学校づくりの推進
- v 交流及び共同学習の推進
- vi 専門性の向上と特別支援教育のセンターとしての役割の充実
- vii 組織的な学校運営の推進

(オ) 設置学科：普通科

(カ) 教職員数・生徒数

i 全日制

(単位:人)

本務教職員数			兼務 教員数	職 員 数				
計	男	女		計	事務	技術	実習助手	その他
74	34	40	9	23	4	0	2	17

区分	生徒数			学 科 別 生 徒 数						
	計	男	女	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	他
定数										
実数	86	57	29	86						
差異										

(キ) 平成 26 年度予算・決算額

【一般会計：教育費】

i 歳入予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
教育費負担金		62,332	62,332	0
教育使用料		7,700	7,700	0
物品売払収入		100,000	100,000	0
生産物売払収入		795,210	795,210	0
雑入		112,823	112,823	0
合 計		1,078,065	1,078,065	0

ii 歳出予算・決算額

(単位：円)

目	予算現額	決算額	不用額
財務管理費	2,182,848	2,182,848	0
教職員人事費	38,656,185	38,656,185	0
教育指導費	273	273	0
福利厚生費	145,531	145,531	0
特別支援学校総務費	946,759	946,759	0
特別支援学校振興費	42,518,117	42,518,117	0
特別支援学校管理費	58,217,738	58,217,738	0
社会教育振興費	17,513	17,513	0
保健振興費	2,136,542	2,136,542	0
合 計	144,821,506	144,821,506	0

② アンケート結果

ア. 千葉女子高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小 項 目	千葉女子高等学校
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 面談を通じ、希望や個性などの把握を図り、校務分掌で適材適所となるようにする。個々に目標を設定する。
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	1 5割程度
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良いいに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	①② その理由：「一人一人との対話を大切にしているから」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「対話の機会をできるだけ多くする」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「授業公開・研究授業等」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「年度当初の職員会議・校長の目標申告等」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1 HP以外的手段：「学校だより・開かれた学校づくり委員会等」
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員1」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	180
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	2 不可能な理由：「人材の確保」
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	2
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な共有の仕組み例：「職員会議、学年会議、SC・養護教諭等との会議」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1 必ずしも持ち上がりとは限らない。
	6 生徒のやる気を引き出す取組づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「アクティブラーニング、本時の目標の明確化」
		2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	②③ 相互理解の実施例：「ノート提出、学年通信」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1 参加促進策：「連絡黒板の活用」
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	6
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「英語・国語・理科・保健等」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「発達障害等に配慮した取り組み」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「宿題・課題等の提出、家庭学習を前提とした授業の進め方」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「課外学習、夏季・冬季課外、土曜補習」	
8 多彩な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「歴史民俗博物館での博学連携」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「小・中・高連携授業、お兄さん・お姉さんと学ぼう」	
	3 普通科高校や専攻科高校等間における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「初任研・フォローアップ研修での他校との連携」	
	4 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「千葉大学HOC、東邦大学実験講座・サイエンスカフェ、教育基礎講座等」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「三者面談、必要に応じて家庭訪問」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「三者面談、必要に応じて電話連絡等」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「まちcomiメール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	1/3	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1	
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「授業中は切る」	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1 ノーチャイム導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等	1 具体的な取組み例：「掲示物、植栽の整備」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「清掃活動」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「清純」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	0	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	92%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等	1 具体的な事例：「オーケストラ部・合唱部・なぎなた部・弁論部等」	

イ. 京葉工業高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	京葉工業高等学校
1	校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	1
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見のよいに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	②
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	1
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	2
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	4
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1	
6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	
	2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	2	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	1	
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様なもの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1	
	4 大学との連携はありますか？	1	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	35%	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	2	
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	35%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1	

ウ. 船橋高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】			
大	中項目	小項目	船橋高等学校
1	校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：職員との積極的なコミュニケーション等
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	3割
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	②
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「コミュニケーションを図る」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「初任研」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「教育計画」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員、1名」
		4 学校のHPの更新は年間何度程度でしょうか？	160
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.5
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「学年文書の共通化等」
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な共有の仕組み例：「職員会議」	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1	
6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「情報の時間」	
	2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1 相互理解の実施例：「学年通信等」	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1 参加促進策：「文化祭等での取組」	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	17	
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「情報、公民」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「平成24～26年度に障害のある生徒を受入れた」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「授業で指導」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「夏季休業、土曜日、平日の朝、放課後等」	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様なもの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「SSHでの取組多数」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「中学校での理科出前授業、小学校教員向けの総会の研修会実施」	
	3 普通科高校や専攻科高校等の間における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「SSHでの取組多数」	
	4 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「千葉大での単位修得、東京外語大との連携、SSHにおける連携多数」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「保護者面談」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「保護者面談等」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「Webによる連絡」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	80 具体的な取組み例：「保護者参観等」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「授業中は不可」	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けていますか？	1	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「実験室の設備更新」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	2	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「専心研学」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	125%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「SSH、課題研究の発表、合唱部、オーケストラ部、野球部、サッカー部等」	

エ. 船橋古和釜高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	船橋古和釜高等学校
学校 の 総 合 力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：分掌配置、面談
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	1 全員と年5回の面談実施
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見のよいに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	1 複数でも選択の回答でも可。その理由：「①、②」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「年5回の面談」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「若手教員研修の講師」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「年度当初に職員会議で配布」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教頭」
		4 学校のHPの更新は年間何度程度でしょうか？	週2～3回
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3～4
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「講師等の採用」
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な交友の仕組み例：「拡大委員会 職員会議」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任回りの持ち上りの制度はありますか？	1
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「部活動、生徒会活動、ボランティア活動等」
		2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1 相互理解の実施例：「学年通信」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	8
	7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「英語、社会」
		2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1
		3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「学校での授業を充実させている」
		4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「スタディサポートの実施」
	8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「地域夏祭りボランティア等」
		2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「出張授業」
		3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1
4 大学との連携はありますか？		1 具体的な取組み例：「秀明大学の学生ボランティア」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「文書・手紙の手渡し、郵送」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「学校HPにより」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	0	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	1 具体的な取組み例：「面談と組み合わせる実施のほぼ全員」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	0	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「校内での使用禁止」	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けていますか？	1 ノーチャイム導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	1 無	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「掲示物の充実。校内美化清掃」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1 学校評価アンケート	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「花壇整備。腸内清掃ボランティア」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「地域連携アクティブスクール」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	1 具体的な関わり例：「着付け教室の実施」	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	44～45%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「弓道部インターハイ出場、陸上部関東大会出場」	

オ. 関宿高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】		関宿高等学校	
大	中項目	小項目	
学校の総合力	校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：職員との面談
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	30%
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面談の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われるか？	②
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「風通しの良い職場環境づくり」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「OJT、アドバイス」
	目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「職員会議での口頭及び文書による説明」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1 HP以外の手段：「PTA広報誌・広報S-net等」
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員2名」
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	200回
	柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「データの共有」
	きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な共有の仕組み例：「職員会議」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1
	生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取組の事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「毎朝の声かけ」
		2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	②③④
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	6
多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「DIG」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「試験問題の振り仮名追記」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「常課テスト」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「成績不振者・進学者補習」	
多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様なもの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「公民館・商工会」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「連携型中高一貫教育」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	2	
	4 大学との連携はありますか？	2	
家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「保護者面談週間」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「HP」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「一斉送信メールの活用」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	5%	
学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1 面談週間等での聞き取り	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「校内使用禁止」	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1 ノーチャイム制導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいますか？	2	
学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1 生徒会アンケート	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「美化・保健委員会」	
誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「地域の子供を地域で育てる」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	1 具体的な関わり例：「学区安全サポートクラブ」	
可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	30%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「レスリング、吹奏楽」	

力. 下総高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	下総高等学校
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：目標申告
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	1 2割
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面談の良いに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	2
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「教職員への声かけ、校長教頭の情報交換」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	0
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「職員会議」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教務部」
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	60
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.2
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	0
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	0
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「文化祭を生徒職員で作上げる」
		2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1 相互理解の実施例：「2」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	0
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	9
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「アクティブラーニングの積極的な取り組み」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「習熟度に応じた少人数授業」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	0	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「成績不振者に対する補習」	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「インターンシップ」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「食育支援事業」	
	3 普通科高校や専攻科高校等の間における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	0	
	4 大学との連携はありますか？	0	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「家庭訪問、個人面談、中学校訪問」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「HP」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	0	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	6%	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	0	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	0	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	0	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けていますか？	1 ノーチャイム制導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	0	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「植栽」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	0	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「花壇づくり」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「養気」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	0	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	68%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「自動車部」	

キ. 銚子商業高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	割合	銚子商業高等学校
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1	
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	5%	
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面対見の良いに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	①	
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1	
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1	具体的な取組み例：「情報の共有化」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「チームティーチング」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1	周知手段：「1回目の職員会議にて配布」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1	
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1	担当教職員：「広報委員会7名」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	50回以上	全日制 年間50回以上 定時制 できる限り
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	0	
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1	
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3～4	
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1	具体的な取組み例：「校内システム」
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	具体的な交友の仕組み例：「生徒指導委員会」、「学年会議」	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1	2年次からのコース制で担任の持ち上がる	
6 生徒のやる気を引き出す取組づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	協働的な学びの取組：「資格取得に向けた補習の実施」	
	2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1	相互理解の実施例：「③」一部「②」	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1		
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	15	全日制9名 定時制6名	
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1	対話型授業の事例：「総合実習等生徒の意欲を引き出している」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1	具体的な取組み例：「定時制に外国籍の生徒が在籍」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1	具体的な取組み例：「課題の提出等」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1	具体的な取組み例：「資格取得に向けた補習」	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	具体的な取組み例：「昨年度柔道部、本年度野球部の外部指導者導入」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1	具体的な取組み例：「昨年度ヒラメの稚魚放流・部活動での合同練習」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1	具体的な取組み例：「部活動での合同練習」	
	4 大学との連携はありますか？	1	具体的な取組み例：「千葉科学大学との教育提携、千葉商科大学との連携」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	具体的な取組み例：「面談週間の実施6月」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「授業公開週間等で授業公開の実施」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	2		
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	15%	取組み例：「PTA総会参加15%」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1	授業評価の中での授業への準備アンケート	
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1	具体的な制限手法：「授業時に通信機器の提出で学校預かり」	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1	具体的な制限手法：「いじめ等にならない使用の指導」	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1	ノーチャイム制導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2		
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1	具体的な取組み例：「除草作業の協力」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1	学校評価アンケート	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1	「吹奏楽部の校内戸締りの確認」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	「質実剛健・進取創造・親睦奉仕」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2		
14 可能性を伸ばさず幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	75%	1年生の全員加入、全体としては75%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1	具体的な事例：「野球部・吹奏楽部等」	

ク. 旭農業高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】				
大	中項目	小項目	旭農業高等学校	
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1	
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	10割	
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	③	複数でも選択の回答でも可。その理由：「校長の裁断が後に覆ることはなかった。」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1	
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1	具体的な取組み例：「面談と積極的な声掛け」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「授業研究と校内研修」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1	周知手段：「口頭とペーパー」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1	
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1	担当教職員：「2」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	30回以上	
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1	
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1	
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.5	
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1	具体的な取組み例：「ICT活用」
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	具体的な交友の仕組み例：「朝会と職員会議」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1	
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	協働的な学びの取組：「科目：課題研究や総合実習」
		2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1	相互理解の実施例：「②・③」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1	参加促進策：「文化祭実行委員を公募することをきっかけにしている」
		4 生徒会への参加者（役員等）は現在、何人ですか？	9人	
	7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	2	
		2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1	具体的な取組み例：「ユニバーサルデザインの導入」
		3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1	具体的な取組み例：「週末等に課題を課す」
		4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1	具体的な取組み例：「単位修得のための補習を実施している」
	8 多彩な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	具体的な取組み例：「農業担い手育成プロジェクト」
		2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1	具体的な取組み例：「農業体験による交流及び共同学習を小学生や幼稚園と行っている」
3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？		2		
4 大学との連携はありますか？		1	具体的な取組み例：「千葉科学大学とシバヤギの共同研究を実施している」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	具体的な取組み例：「家庭訪問」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	2		
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	2		
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	1	具体的な取組み例：「平均5%程度」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実施調査を実施したことはありますか？	2		
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1	具体的な制限手法：「授業時間は教員に端末を預ける」	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2		
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けていますか？	1	ノーチャイム制導入の有無：○「有」／「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2		
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1	具体的な取組み例：「植栽の整備」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2		
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1	具体的な取組み例：「庭木の手入れ」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	校風を表す具体的な言葉：「勤勉・至誠・剛健」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2		
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	46.80%		
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1	具体的な事例：「学校農業クラブ行事の入賞校として先輩が後輩を刺激している」	

ケ. 大網高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	大網高等学校
学校 の 総 合 力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	1
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	1
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「見て・認めて・ほめる」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「校務分掌を編成する際、できるだけベテラン職員と若手職員を組み合わせるようにしている。」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「年度当初の職員会議に文書を配付。」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員3名」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	1 週に数回
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教員の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	2 不可能な理由：「教員の持ち時間」
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	16コマ
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「成績処理、調査書等のICT化」
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な交友の仕組み例：「各学年会議、生徒指導部会議、教育相談係等」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1
		2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1 相互理解の実施例：「②」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	11
	7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「グループワーク、プレゼンテーション」
		2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「特別支援教育委員会及び教育相談係において個別のケース会議を開催」
		3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「家庭学習課題の提示、提出」
		4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「基礎補修、資格取得講習」
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「農業研修会、高大連携授業等」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「地域の小・中・特別支援学校との連携の農業体験授業」	
	3 普通科高校や専攻科高校等間における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	0	
	4 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「農業経済科における東京情報大学との連携授業」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「三者面談」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「頻繁にHPに掲載」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「ライン初」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	10%	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	2	
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「授業中は携帯電話を使用しない。」	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 教室で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	2 ノーチャイム制導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「教室等の環境美化活動」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「毎日の清掃、毎月の安全点検」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「校訓 強調 創造」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	70%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「ソフトテニス部、柔道部、陸上部 関東大会出場」	

コ. 茂原樟陽高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	茂原樟陽高等学校
学校 の 総 合 力	1 校長先生の リーダー シップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：目標申告の提示 朝管理職とともに各主任層が出席し、学校運営の改善化を図る。
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	20%
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われませんか？	①② 複数でも選択の回答でも可。その理由：「①、②」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1 校長の方針を具体化する上で、調整と指導力が必要である。
	2 教職員の信 頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「週1回の打合せを行い、学校運営状況を診断する。朝の管理職打合せに主任層が出席」
		2 ペテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「若手教員育成チーム 学科内での研修」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「第2回職員会議で文書配布」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1 HP以外の手段：「学校だより「樟陽ニュース」、PTA会報」
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「情報管理部、教頭 両者とも教員」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	50回以上 随時 週に1回程度
	4 柔軟な組織 力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を醸成したことはありますか？	1 公務員や看護受験対策で進路指導部や他教科の職員が指導している。
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1 不可能な理由：「効果大と見ている、」
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「文書等のデータ記録」
5 きめ細かな 生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な交友の仕組み例：「学年主任会議、生徒指導部会議における情報共有」	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1 1学科1クラスのため	
6 生徒のやる 気を引き出 す集団づく り	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「ペアワーク、LHRの活用、学校行事、クラス対抗となる球技・スポーツ大会」	
	2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1 相互理解の実施例：「②③⑤樟陽ニュース」	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1 参加促進策：「4月部活動紹介」	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	12人	
7 多様な学び を促進する 授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「英語、公民、世界史、理科総合」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「事故後、様子を見て登校させている。」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「宿題、課題等の設定」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「教科のみならず、検定試験や資格取得、発表会に向けたプロジェクト学習など」	
8 多彩な資源 を活かした 地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「地域創生会議等での要求や意見を参考にしながら、茂原市社会福祉協議会と駅前花壇の共同植栽、野菜活用」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「多数ある。食育推進事業で小学校との連携、中学校への出前授業、学校紹介に生徒と共に説明会に参加、特別支援学校との食の講習」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「教員の研修で県内の他の農業関係高校職員参加の研修計画を作成し運営」	
	4 大学との連携はありますか？	1	
9 家庭との信 頼関係の構 築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「6月第2週 11月の保護者面談週間」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「HPと文書配布」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「PTA役員や理事へはメール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	15%	
10 学習習慣形 成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1 学校評価で時間でなはいが学習状況を調査	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律 のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1 ノーチャイム制導入の有無：「有」／「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいますか？	1	
12 学習意欲が 高まる教育 環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「安全点検、月1回の教室整備」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1 月1回の安全チェックを実施	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「月1回の安全チェック」	
13 誇りと責任 感のある学 校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「チーム樟陽 何事も組織的にみんなで対応」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2	
14 可能性を伸 ばす幅広い 教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	65% 約65% 1年生82%程度	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「インターンシップ報告会、先輩を囲む会、学科ごとの生徒による進路説明会」	

サ. 長狭高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】		長狭高等学校	
大	中項目	小項目	
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：面談や日常の声かけなど、職員とのコミュニケーションを円滑に行う。良いところを積極的に評価し、モチベーションの向上を図る。
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	10割
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	1 複数でも選択の回答でも可。その理由：「①、②」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「円滑な人間関係づくりと明るい職場」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「若手教員の研修会へのアドバイザー的参加」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「職員会議」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「学校運営協議会担当教員」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	50
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.2
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「省略出来ることは省く。会議を減らす。」
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な共有の仕組み例：「教育相談担当が集約し職員会議で共有」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「主体的な取組を促す授業展開の工夫」
		2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	0
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1 参加促進策：「学校行事での活躍」
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	9
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「グループ討議」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	0	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「自宅での課題提出」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「夏季スペシャル講座・進学課外」	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多様な資源、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「大学・医療福祉機関との連携」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「学習支援ボランティア・異校種での授業」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	0	
	4 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「医療・福祉コースへの講師派遣」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「個人面談」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「メールでの行事予定配信」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	具体的な手段例：「まちコミメール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	50% 具体的な取組み例：「学年保護者会・分野別進路説明会」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	0	
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「授業中禁止」	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1 ノーチャイム導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「エアコンの設置」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「清掃活動の徹底」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「誠実 勤儉 高潔」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	1 具体的な関わり例：「学校運営協議会」	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	86.40%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「書道・写真・柔道・野球」	

シ. 安房拓心高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	安房拓心高等学校
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：授業改善についての工夫の設定
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	0
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面見の良いに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われるですか？	2
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「日頃の会話の機会の重視」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「授業参観等の奨励」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「プリント配付、説明」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員4」
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	36
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	0
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1 不可能な理由：「 」
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.2
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「情報の電子化」
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な共有の仕組み例：「生徒指導委員会」	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	2	
6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取組の事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「清掃活動等」	
	2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1 相互理解の実施例：「学校便り、生徒指導部便り等」	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1 参加促進策：「各委員会の積極的活動」	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？		
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「ALTを活用した英会話」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「教材の精選や変更」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	2 具体的な取組み例：「 」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「進学・公務員補習・測量等実習・教科の補習」	
8 多彩な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「道の駅整備や道の駅での本校生産物の販売」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「南房総市花いっぱい運動」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	2	
	4 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「大学の授業体験」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「必要に応じて家庭訪問」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「HPによる情報発信」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「保護者宛一斉メール配信」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	2%	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	0	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「スマホ等の使用制限」	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	0	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1 ノーチャイム制導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいますか？	0	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「教室・自習室等の整理」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	0	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「校舎内外の清掃活動」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	0 校風を表す具体的な言葉：「拓心」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	0	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	85	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「農業クラブ研究発表大会多数入賞」	

ス. 館山総合高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	館山総合高等学校	
学校の総合力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：目標申告書を利用する	
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	2	
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	2	複数でも選択の回答でも可。その理由：「斬新な発想を期待」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1	
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1	具体的な取組み例：「準備室等を回り、意見交換」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「分掌ごとに若手を指導」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1	周知手段：「職員会議資料」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1	HP以外の手段：「開かれた学校づくり委員会」
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1	担当教職員：「教員：コンピュータ委員会」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	365	
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1	
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	2	不可能な理由：「持ち時間が長い」
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	4.3	
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1	具体的な取組み例：「ICTの活用」
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	具体的な交友の仕組み例：「委員会の開催」	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上がりの制度はありますか？	1		
6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	協働的な学びの取組：「実験・実習の活用」	
	2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1	相互理解の実施例：「②、③」	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1	参加促進策：「生徒会活動の積極的PR」	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	7		
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1	対話型授業の事例：「生徒の発表活動」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1	具体的な取組み例：「ユニバーサルデザインへの取り組み」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1	具体的な取組み例：「基礎学力テスト」	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1	具体的な取組み例：「検定への補習や進学補習」	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	具体的な取組み例：「観光学習」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1	具体的な取組み例：「出前授業」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1	具体的な取組み例：「本校専攻科への進学」	
	4 大学との連携はありますか？	2		
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	具体的な取組み例：「家庭訪問」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「学級PTA, 保護者面談、通知表」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1	具体的な手段例：「マメール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	10%		
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	2		
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1	具体的な制限手法：「授業中の利用禁止」	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2		
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1	ノーチャイム制導入の有無：「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	1		
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1	具体的な取組み例：「清掃活動・掲示物整理」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1		
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1	具体的な取組み例：「清掃活動」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	校風を表す具体的な言葉：「明るく、清く、正しく」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2		
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	70%		
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1	具体的な事例：「カッター部全国大会上位入賞」	

セ. 木更津高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】		木更津高等学校		
大	中項目	小 項 目		
学校 の 総 合 力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：前例に従わず教職員の「これをやりたい」を大切にしている	
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	100%	
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良いに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	①②③	複数でも選択の回答でも可。その理由：「組織構成員の状況による。但し、もっとボトムアップがあれば嬉しい」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1	
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1	具体的な取組み例：「コミュニケーション、仕事を任せる」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「分掌等ベテランと若手でペアを組ませる」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1	周知手段：「職員会議、文書配布、説明」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1	HP以外の手段：「学校案内とともに別刷りで配布」
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1	担当教職員：「教員1」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
	4 柔軟な組織力	1 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	365回	平成26年度
		2 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1	
		3 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1	
		4 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.1	
	5 きめ細かな生徒指導	1 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1	具体的な取組み例：「分掌等での協力体制」
		2 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	具体的な交友の仕組み例：「情報伝達経路の明確化」
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	協働的な学びの取組：「外部講師を招いての講演」
		2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1	相互理解の実施例：「年次通信」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1	参加促進策：「教員の呼びかけ」
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	9名	
	7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1	対話型授業の事例：「グループ討議、ペアワーク、課題研究」
2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？		1	具体的な取組み例：「補習授業、個別指導」	
3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？		1	具体的な取組み例：「週末課題」	
4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？		1	具体的な取組み例：「夏期課外講座」	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	具体的な取組み例：「DNA研究所による出張授業」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1	具体的な取組み例：「小・中学校出前授業（理科・書道）/生徒の小学校実習体験（先生補助）」	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	2		
	4 大学との連携はありますか？	1	具体的な取組み例：「千葉大教育学部との高大連携」	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	具体的な取組み例：「家庭訪問」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「HP」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1	具体的な手段例：「マ・メール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	16%	具体的な取組み例：「授業公開」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1		
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1	具体的な制限手法：「口頭にて周知」	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2		
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1	ノーチャイム導入の有無：「有」/「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	2		
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等	1	具体的な取組み例：「内壁の塗装」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2		
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	2		
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	校風を表す具体的な言葉：「自主自律」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2		
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	97%		
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1	具体的な事例：「木高祭（文化祭）・リーダー研修会」	

ソ. 鶴舞桜が丘高等学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	鶴舞桜が丘高等学校
学校 の 総合 力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：研修の紹介
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	4割
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われるか？	①②③ 複数でも選択の回答でも可。その理由：「すべては生徒のため」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「授業観察・意見交換」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「授業の工夫」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「職員会議」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員11名：コンピュータ委員会」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	80回
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を職したことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	3.2
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「デジタルデータの共有化」
	5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な交友の仕組み例：「生徒指導部会議」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	1
	6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「ボランティア活動」
		2 生徒との相互理解を深める取組を行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	②③ 相互理解の実施例：「教科内の定期的なノート確認」
		3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1 参加促進策：「ビデオ紹介」
		4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	7
	7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「英語・社会・数学・農業実習など」
		2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1 具体的な取組み例：「福祉」
		3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	1 具体的な取組み例：「総合的な学習の時間」
		4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	1 具体的な取組み例：「資格取得」
	8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「福祉教育」
		2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「出前授業」
		3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「部活動での合同チーム」
		4 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「職員の研修等」
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「三者面談」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「文書・ホームページ」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「まちcomiメール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	25% 具体的な取組み例：「PTA総会・授業参観・学園祭」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	1	
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1 ノーチャイム導入の有無：「有」/〇/無	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいますか？	1	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の装飾や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「①あいさつの励行②時間厳守③机上机下の環境整備」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	1	
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「ボランティア活動」	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「生徒の面倒見の良い学校」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	1 地域文化の伝承（学園祭での紹介）	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	45%	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1 具体的な事例：「平板測定の取組など」	

タ. 野田特別支援学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】		野田特別支援学校		
大	中項目	小項目		
学校 の 総 合 力	1 校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：モラルアップ委員会による教材・教具展の開催	
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	10%	
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面談の良いに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	②	複数でも選択の回答でも可。その理由：「現場の意見を吸い上げるボトムアップによる調整が望ましいと考える」
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1	
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1	具体的な取組み例：「研修会・モラルアップ委員会・親睦会」
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「OIT・モラルアップ委員会」
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1	周知手段：「資料・口頭説明」
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1	HP以外の手段：「学校だより・職員室掲示・階段表示」
		3 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1	担当教職員：「教員・1名」（教員または事務職等の区別と人数を回答してください。）
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	10	
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	2	
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	0	
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	6	具体的な取組み例：「8:30～14:40まで担当クラスの指導にあたる」
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1	具体的な取組み例：「情報化の推進」
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	具体的な交友の仕組み例：「会議等での定期的な報告等」	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上げの制度はありますか？	2		
6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組みを行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	協働的な学びの取組：「作業学習（高・中）、生活単元学習（小・中）、生徒会活動（高・中）」	
	2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1	相互理解の実施例：「学級通信・学年だより・連絡帳の利用」	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1	参加促進策：「全員参加（高・中）」	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	7		
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1	対話型授業の事例：「常にそうである」	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1	具体的な取組み例：「常にそうである」	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	2		
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	2		
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多様な多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	具体的な取組み例：「交流及び共同学習、現場実習、校外学習等」	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	2		
	3 普通科高校や専攻科高校等の間における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	2		
	4 大学との連携はありますか？	2		
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	具体的な取組み例：「家庭訪問、個別面談」	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1	具体的な取組み例：「連絡帳」	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1	具体的な手段例：「まこみメール」	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	68%	具体的な取組み例：「運動会、文化祭、授業参観」	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	2		
	2 学校内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2		
	3 家庭内におけるSNS（facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2		
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	2	ノーチャイム制導入の有無：「有」/「無」	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいますか？	2		
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1	具体的な取組み例：「教室や廊下環境の整備、掲示物の工夫」	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2		
	3 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	2		
13 誇りと責任感のある学校風土	1 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	校風を表す具体的な言葉：「チームのぞ」	
	2 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	2		
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	88%	中学部・高等部生徒が対象	
	2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	2		

チ. 東金特別支援学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小項目	東金特別支援学校
1	校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	1
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	①②③
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
	2 教職員の信頼関係	1 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1
		2 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1
	3 目標の共有	1 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1
		2 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1
		3 学校のHP更新等制作担当者はいませんか？	1
		4 学校のHPの更新は年間で何回程度でしょうか？	12
	4 柔軟な組織力	1 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を働いたことはありますか？	1
		2 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		3 1人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	6
		4 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1
5 きめ細かな生徒指導	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1	
	2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	2	
6 生徒のやる気を引き出す集団づくり	1 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組を行っていますか？例えば、協動的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1	
	2 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	1	
	3 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	1	
	4 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	9人	
7 多様な学びを促進する授業づくり	1 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	2	
	2 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	2	
	3 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	0	
	4 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	2	
8 多様な資源を活かした地域連携	1 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1	
	2 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	2	
	3 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	1	
	4 大学との連携はありますか？	1	
9 家庭との信頼関係の構築	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1	
	2 学校での生徒の学習活動等を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1	
	3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1	
	4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	8割	
10 学習習慣形成への支援	1 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	2	
	2 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
	3 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2	
11 安全で規律のある雰囲気	1 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	1	
	2 教員の中で授業開始時間にルーズな教員はいませんか？	1	
12 学習意欲が高まる教育環境	1 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1	
	2 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2	
13 誇りと責任感のある学校風土	1 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1	
	2 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1	
14 可能性を伸ばす幅広い教育活動	1 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	1	
	2 部活動参加率は概算でどの程度ですか？	3割	
		1 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	1

ツ. 銚子特別支援学校の経営状況について

【県立学校の総合力に係るアンケート内容】

大	中項目	小 項 目	銚子特別支援学校
1	校長先生のリーダーシップ	1 教職員の能力を引き出す工夫をしていますか？	1 具体的な工夫例：指導内容・方法についての助言、資料配布
		2 人事評価実施の際に、目標設定時や業績評価時点での面談（年間2回）以外に、再度中間的な面談を行っている場合、教職員の何割と中間面談を実施されていますか？	0
		3 校長先生のリーダーシップとして、①部下の教職員に対する面倒見の良さに日本型のリーダーか、②先生方の自由な発想を重んじる調整型のリーダーか、③欧米的なトップダウン型のリーダーか、いずれであると思われますか？	①、②
		4 教頭先生のリーダーシップが重要であると考えていますか？	1
		5 教職員の信頼関係を構築するために校長・教頭・副校長として具体的に努力していることはありますか？	1 具体的な取組み例：「積極的に授業参観して助言する」
		6 ベテラン教員が若手教員を育てる取り組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「指導教官的な立場で授業を編成」
		7 学校の各年度における教育目標を全教職員に周知していますか？	1 周知手段：「職員会議」
		8 学校教育目標をHPに掲載し、広く適時適切に周知していますか？	1 HP以外の手段：「学校だより」
		9 学校のHP更新等制作担当責任者はいますか？	1 担当教職員：「教員」
		10 学校のHPの更新は年間何回程度でしょうか？	6
		11 生徒の基礎学力を支えるために校内・校外の人的資源の最適な組み合わせを図る取組の一つとして、他教科の教師が数学や英語等の学習に支援にはいる取組を聞いたことはありますか？	1
		12 貴校では上記1のような取組は可能ですか？	1
		13 人の教員の1日当たり授業数は概算で平均何コマですか？	6
		14 教員の事務負担を軽減する方法を導入していますか？	1 具体的な取組み例：「文書の統一・簡略化」
2	教職員の信頼関係	1 生徒指導における生徒情報の共有の仕組みはありますか？	1 具体的な交友の仕組み例：「職員朝会で共通理解、ケース会議」
		2 例えば、1年生から3年生までの担任団の持ち上りの制度はありますか？	2
		3 生徒との良好な人間関係を築く日常的な取組みを行っていますか？例えば、協働的な学びを重視した取り組みの事例を教えてください。	1 協働的な学びの取組：「教師主導ではなく生徒同士の発言を重視した作業学習の取り組み」
		4 生徒との相互理解を深める取り組みを行っていますか？例えば、①教師との交換ノート、②学級通信、③学年通信、④校長通信、⑤その他のうち、実施していることを複数回答で教えてください。	2
		5 生徒会活動への生徒の参加を積極的に促していますか？	0
		6 生徒会への参加者（役員数等）は現在、何人ですか？	0
		7 「教え込み式の知識伝達」に対話型の授業を実施することはありますか？	1 対話型授業の事例：「教科等を合わせた指導」
		8 外国にルーツを持つ生徒や障害のある生徒等に配慮した授業を実施することはありますか？	1
		9 基礎学力定着等のためにも予習・復習等の家庭学習を具体的に奨励していますか？	2
		10 放課後や夏季休業等における補習を行うことはありますか？	2
		11 地域の多種多様な、もの、情報、施設、組織及び機関等を活用した学校教育活動を行っていますか？	1 具体的な取組み例：「校外学習、社会資源・社会人活用」
		12 小学校・中学校との連携を高校として実施している具体的な事例はありますか？	1 具体的な取組み例：「交流学習、居住地校交流、通級指導」
		13 普通科高校や専攻科高校等における校種間の学習・教育活動の連携はありますか？	2
		14 大学との連携はありますか？	1 具体的な取組み例：「ボランティア等の受け入れ」
3	きめ細かな生徒指導	1 生徒の家庭環境を適切に把握する仕組み（聴き取りや家庭訪問等）はありますか？	1 具体的な取組み例：「面談週間、家庭訪問」
		2 学校での生徒の学習活動を保護者に適時適切に伝達する仕組みはありますか？	1 具体的な取組み例：「連絡帳」
		3 ICT（メール等）を活用した保護者への連絡手法を採用していますか？	1 具体的な手段例：「まちcomiメール」
		4 授業参観や学校行事への参加率は概算で平均どの程度でしょうか？	1 具体的な取組み例：「約7割」
		5 生徒の過程での学習時間の実態調査を実施したことはありますか？	2
		6 学校内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	1 具体的な制限手法：「バッグから出さない」
		7 家庭内におけるSNS（Facebook、ライン、ツイッター等）の利用制限（時間的・場所的）を生徒に対して行っていますか？	2
		8 授業の始まりと終わりをチャイムなどによってルール付けしていますか？	2 ノーチャイム制導入の有無：「有」/「無」
		9 教職員は、学習意欲を高める校内環境を創造するためにできることを行っていますか？例えば、校舎の内外の壁面の塗装や植栽の整備等。	1 具体的な取組み例：「教室環境づくり、環境整備」
		10 学習意欲を高める環境整備のために、生徒は何を望んでいるかアンケート調査等を実施したことはありますか？	2
		11 生徒も学習意欲を高める校内環境を創造するための活動に参加していますか？	1 具体的な取組み例：「清掃研修」
		12 教職員や生徒、保護者や地域の人々が共有する、県立学校に相応しい校風を表す言葉はありますか？	1 校風を表す具体的な言葉：「心豊かにたくましく」
		13 地域ボランティアは学校運営にかかわっていますか？	1 具体的な関わり例：「居住地校交流時の学級補助」
		14	可能性を伸ばす幅広い教育活動
2 上級生が下級生のよい手本となるロールモデルはありますか？例えば、部活動で全国大会の常連校である等の、当該部活動等。	2		

Ⅱ 各論としての外部監査結果

Ⅱ-1 財務監査の結果

1. 県立学校施設整備及び備品発注等について

(1) 概 要

県立学校における施設整備及び備品等の発注については、職務分掌に基づき担当課が入札や随意契約等により実施している。

大規模改修工事については、平成 18 年度までは耐震化工事と併せて外壁改修や屋上防水、トイレ改修等を実施していたが、平成 19 年度からは耐震化工事に重点を置くことにより大規模改修工事は中断していた。しかし、施設の老朽化が著しく、その対策が喫緊となるものが生じてきたことから、平成 22 年度より大規模改修工事を再開している。補修・改修工事については、各学校からの整備要望に基づき、財務施設課職員が現地調査の上、翌年度の枠予算で対応すべきものを箇所付けする。

参考までに、平成 22 年度以降に実施した大規模改修工事の状況は以下のとおりである。

【県立学校における大規模改修の実施一覧：平成 22 年度以降】

年 度	学 校 名	棟 名	整 備 内 容
22 年度	千葉大宮高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	市川東高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	松戸南高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	流山おおたかの森高等学校	特別教室棟	外壁改修
	野田中央高等学校	管理特別教室棟	外壁改修
	市原緑高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	姉崎高等学校	普通教室棟	外壁改修
	安房拓心高等学校	屋内運動場	外壁・屋上防水改修
	成田西陵高等学校	特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	佐倉西高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	一宮商業高等学校	特別教室棟	外壁改修
	君津高等学校	管理棟	外壁・屋上防水改修

	京葉工業高等学校	教室・管理室棟	トイレ改修
	若松高等学校	普通教室棟	トイレ改修
	京葉高等学校	普通教室棟	トイレ改修
23 年度	泉高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	八千代東高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	松戸向陽高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	国分高等学校	普通教室棟	外壁・屋上防水改修
	生浜高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	八千代西高等学校	管理特別教室棟	外壁・屋上防水改修
	君津高等学校	体育館	外壁・屋上防水改修
	東金商業高等学校	特別教室棟	トイレ改修
	磯辺高等学校	普通教室棟	トイレ改修
	土気高等学校	普通・特別教室棟	トイレ改修
24 年度	千葉女子高等学校	普通教室棟	トイレ改修
25 年度	船橋高等学校	管理普通教室棟	トイレ改修

耐震化工事については、平成 23 年に起きた東日本大震災を契機に、文部科学省より平成 27 年度までの完了指示があったものの、入札不調により一部未了のものがあり、平成 28 年度までの完了を見込んでいる。

参考までに、県立学校における平成 18～27 年度までの耐震化の実施状況は以下のとおりである。

【県立学校耐震化の実施状況：平成 18～27 年度】 (単位:棟、%)

年 度	全棟数	耐震性あり	耐震性なし	耐震化率
平成 18 年度	941	591	350	62.8%
平成 19 年度	934	598	336	64.0%
平成 20 年度	929	611	318	65.8%
平成 21 年度	916	637	279	69.5%
平成 22 年度	897	651	246	72.6%
平成 23 年度	884	672	212	76.0%
平成 24 年度	887	710	177	80.0%
平成 25 年度	886	743	143	83.9%
平成 26 年度	887	791	96	89.2%

平成 27 年度	901	853	48	94.7%
----------	-----	-----	----	-------

注：各年度 4 月 1 日時点の数値である。

(2) 手 続

施設整備及び備品発注等の手続を把握するため、i 企画管理部財務施設課及び教育振興部指導課に対する質問、ii 工事台帳、備品台帳及び設計書・仕様書等の閲覧、iii 各県立学校において施設の視察、iv 校長及び事務長に対する質問を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

① 施設整備に関する優先度の判断基準について（意 見）

補修・改修工事の箇所付けの判断は、施設整備の要望調査に基づき、財務施設課職員による現地調査を実施し、その状況を具体的に把握した上で、児童生徒に危険が及ぶ恐れがあるか、教育活動に著しい支障が生じかねないものか等の観点から総合的に判断し決定しているということであった。それに加えて、使用頻度や危険性、代替施設（方法）の有無等、様々な要素を勘案しており、財務施設課では、画一的な基準を設けることは困難であるとしている。

しかし、総括的意見でも述べたように、そもそも、教育財産の第 1 次的管理責任は学校長にある。そのことに鑑み、県立学校が施設整備要望を行う際に当該管理責任に基づき、整備の必要性及び要望の優先順位を判断することができる一定の基準・要件等を財務施設課が各県立学校に対して示し、その基準又はルール等に基づき、各学校長が施設整備の要望を行って、最終的には上記のような総合的な判断基準により箇所付けを実施する仕組みも考えられ、そうすることで、より透明性のある施設整備の意思決定プロセスと評価することができる。しかし、現在の仕組みは、このような意思決定プロセスではない。

例えば、千葉女子高等学校においては平成 24 年度に校舎の耐震化工事を実施しているが、同年度におけるトイレ改修の予算（1 校）についても同校に割り当てられている。財務施設課の説明によると、同一年度に 2 つの工事を実施するため、効率性の観点から工事を一括で発注し、実施したということであるが、各県立学校からのトイレの改修要望が多くある中で、どのように改修等工事の緊急性や優先度を判断したかについて、その意思決定プロセスを把握することが難しい。

学校関係者からのヒヤリングからも、施設整備の要望は切実な問題であり、平成 26 年度に財務施設課が実施した調査では、施設整備の要望は全 155 校で実に 2,112 件にもものぼる。厳しい財政状況の中ではあるが、限られた予算であるからこそ、施設整備の優先度の意思決定に係るプロセスの透明性を確保できる体制を構築するよう要望する。

② 授業で使用するパソコンの発注について（意見）

各県立学校で使用する実習用のパソコンの発注については、普通科は指導課、農業・工業・水産等に関する学科、総合学科等の職業学科は財務施設課の管轄となっている。従来、普通科はリースによる調達を実施しており、職業学科については平成 26 年度までは産業教育施設事業の補助金による購入での調達を実施していた（補助金は購入のみを対象）。当該補助金は平成 26 年度までの支給であるため、平成 27 年度における職業学科のパソコンの調達については、財務施設課において購入又はリースの有利判定を実施した。その結果は以下のとおりである。

【パソコン調達：購入とリースとの有利判定】

取引種類	PC 種類	取得価額見積	判定
購入	CAD あり	12,073,284 円	○
	CAD なし	10,401,614 円	○
5 年リース	CAD あり	13,039,092 円	×
	CAD なし	11,233,680 円	×

上記のように、財務施設課による検討ではいずれも購入による調達が有利という判定である。なお、このような有利判定の検討に際しては、金利負担等を考慮せずに行っているものであり、厳密な比較手法ではないものと考えられる。

したがって、従来どおりの管轄課での発注では、平成 27 年度は指導課がリース、財務施設課が購入での調達となり、それぞれの調達方法が異なる結果となる。しかし、同一の資産を購入するに当たり調達方法が異なるのは不合理であり、指導課においても有利判定を行うか、共通管轄下での発注を実施するよう要望する。同様に、他の資産の調達プロセスにおいてもこのような不合理を排除し、効率的かつ無駄のない職務分掌を整備するよう要望する。

③ 6 次産業に対応するカリキュラム及び施設の整備について（意見）

少子化による生徒数の減少に歯止めをかけるために各県立学校が様々な施策を講じている中で、生徒の卒業後の進路確保や自立等を目的として、農業及び水産業

における付加価値モデルを学校経営の一環として考慮することが重要であると考ええる。

例えば、視察を実施した高等学校において、茂原樟陽高等学校では乳製品の加工施設が撤廃された後、再整備がなされていないのに対して、安房拓心高等学校では乳製品の加工施設を保有し、加工品の販売も実習可能なカリキュラムとなっているため、同じ畜産に関する学科であっても、実習内容に差が生じているのが現状である。学校の魅力度を測る上で、どのような学科でこういった内容の実習を受けられるのかは重要な要素であり、そのような観点から、カリキュラムの魅力度を向上させるためにもその手段としての設備等の整備が必要であるかどうかを、カリキュラムの整備の一環として検討するよう要望する。

また、近年、農林水産省が農林漁業の「6次産業化」を推進しており、そのような流れの中で、県としても教育機関を含めた取組が期待されている。6次産業とは、農畜産物、水産物等の生産を行う第1次産業、それらを原材料とした食品加工を行う第2次産業、更に流通、販売を行う第3次産業を一貫して展開することにより、雇用と所得の確保や、地域資源の活用等を促進する取組をいう。例えば、現在行われている高等学校や民間農業者における取組については、以下のようなものがある。

<高等学校における取組>

ア. 茨城県立鉾田農業高等学校

鉾田農業高等学校では、平成26年度から流通情報科の1年生に育成プログラムを実施しており、当該プログラムは平成26年6月に国の認証を受け、国家資格「食の6次産業化プロデューサー(略称・食Pro)」の教育機関となった。生徒は授業を通してハーブの栽培から加工、販売までを体験し、2年生修了時に「食Pro」を取得する。

(平成26年7月3日 茨城新聞より)

イ. 静岡県立焼津水産高等学校

焼津水産高等学校では、漁業・水産業及び水産物流通の高度化・グローバル化に対応した、水産業界をリードする専門的職業人の育成を目的とした研究開発の課題により、文部科学省より平成26年度スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールの指定を受けた。研究開発の具体的な内容は、消費者ニーズや社会の動向を客観的に把握する能力を身に付けさせるとともに、漁獲、加工、流通、消費までを一つの産業として捉え、これらをマネジメントする能力を備えた次代の漁業・水産業においても活躍できる人材の育成を図るものである。

(文部科学省ホームページより)

＜民間農業者等における取組＞

ア. 有限会社サンファーム（岩手県盛岡市）

同社では、耕作放棄地が増加傾向にある中、農地を有効活用するため、従来の稲作経営に加え、新たに果樹栽培を開始した。具体的には、周辺地域で競合の少ない加工用果樹品種に着目して、生果・冷凍果実の出荷とコンポートなどの加工に取り組んでいる。

活用した支援施策は、総合化事業計画認定（平成 23 年）、6 次産業化推進整備事業（平成 24 年）であり、取組の効果としては、平成 24 年度の果実加工品の売上高が前年比で約 4 倍となったことが挙げられる。

（農林水産省ホームページより）

イ. 有限会社相澤良牧場（神奈川県横浜市）

同社では、従来自社ブランド牛乳の加工、販売を委託で行っていたが、高コストでありながら、販売価格に転嫁できないという問題を抱えていた。そこで、自社が主体となった加工、販売を行うため、ジェラートの開発による高付加価値化を着想した。

活用した支援施策は、総合化事業計画認定（平成 24 年）、6 次産業化地域支援事業（平成 25 年）であり、取組の効果としては、平成 24 年度の売上高が前年比で約 1.5 倍となったことが挙げられる。

（農林水産省ホームページより）

上記の例にもあるとおり、国家的なレベルでの 6 次産業に対する推進策を踏まえると、成長産業の一つとしての魅力を提供することは、農業、水産業における学校、学科の生徒数の減少に対して一定の効果を与えることが予想される。付加価値のある生産物を、一貫したサプライチェーンの中で実習できることの魅力、また、そのような実習経験のある人材を社会に送り込めることの意味を考慮したカリキュラムの整備は、次世代の人材育成、ひいては日本経済の貢献に大いに資すると考えられる。

当然のことながら、カリキュラム編成の工夫のみならず設備の新設、更新等を要するため実現は容易ではないが、長期的かつ魅力的な学校経営の施策としての検討を要望する。

2. 薬品及び農薬の管理について

(1) 概 要

県立高等学校における薬品及び農薬の取扱いについては、各県立学校に配置された取扱責任者の下で独自の帳簿を作成し、受払を含む在庫管理が行われている。また、第三者の視点での検証として、指導課が不定期で各学校における保管状況の視察を行っており、また、薬品等の適正管理に関する通達及びアンケートを適時に実施することにより、適正管理に係る指導を行っている。

(2) 手 続

各県立学校における薬品及び農薬の取扱いが適正に執行されているかどうか確かめるために、校長、事務長、取扱責任者及び指導課に対する質問、薬品及び農薬の保管状況の視察、管理簿の閲覧等を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることとする。

① 薬品及び農薬の在庫管理について（指 摘）

薬品及び農薬の管理にあたっては、「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）」、「毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号）」、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（平成 12 年 1 月 11 日 付け文初高第 501 号）」が参考となる。以下に掲げるこれらの法律及び通知に照らすと、現状の運用に関しては以下のような問題がある。

毒物及び劇物取締法

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

毒物及び劇物の保管管理について

2 毒劇物取扱責任者の業務については、(中略) 毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの

使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

上記の趣旨に鑑みれば、薬品及び農薬の管理については県下で統一的な管理方法を策定の上、種類ごとの受払簿の作成、重量での受払及び在庫の記録、在庫量の定期的な棚卸しを実施すべきである。しかしながら、現状は統一的な管理マニュアル等は存在せず、受払簿のフォーマットや記帳方法も各県立学校に一任されている状況である。参考までに、その一例を示す。

(例1. 旭農業高等学校)

農(動)薬品名 ()				殺菌 <u>殺虫</u> 除草・その他		千葉県立旭農業高等学校		
年月日	受け(使用前量)	払い(使用量)	現在量 ml g (残量)	対象病虫害	希釈倍率	使用場所	備考(作物名、家畜名等)	農場長印
27. 4. 29	9kg ml	9kg ml	0 ml	木田 休ドロイオミ	倍	稲苗	1箱 75g-A992 殺虫	(禁書)
27. 4. 30	500x7 ml	500x7 ml	0 ml	除草 水田	倍	水田	0a 500ml 1x411アゾアール	(禁書)
27. 5. 1	2000 ml	600 ml	1940 ml	除草	1000倍	学校水田、理室	コンパルレル	(禁書)
27. 5. 12	1000 ml	100 ml	900 ml	アブラムシ コナジラミ	1000倍	理室	A+A4乳剤 殺虫	(禁書)
・ 1	100 ml	100 ml	0 ml	Aモカリバエ オオタバコガ	1000倍	理室	アース 殺虫	(禁書)
・ 4	100 ml	100 ml	0 ml	ゾビム	1000倍	理室	アース 殺虫	(禁書)
27. 5. 13	19400 ml	400 ml	19000 ml	除草	1000倍	水田、学校水田	コンパルレル 除草	(禁書)

帳簿の冒頭に農薬品名の記載がなされておらず、また、3行目の現在量と4行目の使用前量が異なるため、当該帳簿においては複数の品目が管理されていることが想定される(3行目の現在量と7行目の使用前量が一致しているため、この2行が同一品目であることが考えられる)。このように、複数の品目が同一の帳簿で管理されているため、特定の品目の受払状況を第三者が把握することが困難な状況である。

(例2. 安房拓心高等学校)

分類	薬品名	形状	容量	在庫数			備考(俗称)
				未開	開封	他	
単体	カドニウム	粉	25g		1		
	亜鉛	粉	500g		4		
	アルミニウム	粉	500g	5	1		
		粉	25g		1		
	還元鉄	粉	500g	1			
	スチールウール(000番)	線			2		
	鉄	粉	500g		6		
	銅	粉	500g		4		
	リチウム	塊	25g		2		毒劇物庫内
	カリウム	塊	25g		2		毒劇物庫内
ナトリウム	塊	25g		3		毒劇物庫内	
水銀	液	500g		1			

在庫量を開封、未開封の別（本数単位）で把握しており、未開封の容器における残量の把握がなされていない。そのため、本数に変動のない持ち出しや紛失が生じた場合に、当該事実を認識することができない。

上記例のように、在庫管理及びその方法が各県立学校に一任されているため、管理水準に幅が生じているばかりか、管理のための諸法令や文部科学省からの通知に基づき想定される管理水準にも達していない状況が散見される。特に、使用の見込みがない薬品及び農薬を事実上保管している往査対象の県立学校では多かった。

したがって、往査先県立学校も含めて、全ての該当する県立学校においては、薬品や農薬等に係る盗難または紛失は事故等に直結するため、管理のための諸法令や文部科学省からの通知及び指導課等からの指導文書等に基づき、統一的な取扱いを検討し、適正な在庫管理を実施されたい。

② 毒物及び劇物の表示について（指 摘）

毒物及び劇物の表示については、「毒物及び劇物取締法」において下記のとおり規定されている。

（毒物又は劇物の表示）

第十二条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

また、この条文を踏まえ「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」において、以下のような通達がなされている。

（四） 毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。

しかし、現状ではこれらの条文及び通達は必ずしも遵守されていない。「毒物及び劇物の保管管理について」においても、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他のものを貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。」とあり、適切かつ安全な在庫管理の観点から、上記の規定については厳格に遵守されたい。

③ 指導課等による検証について（意 見）

薬品及び農薬については、特に慎重な取扱いが求められるため、第三者視点での検証は重要である。現状、各県立学校に対しては指導課が不定期で各学校における保管状況の視察、文書による通達及びアンケートを行っている。視察時には理科担当の指導主事が、学校安全・施設・設備等の点検の一つとして、薬品の管理について①適切な保管管理（保管場所、薬品庫の施錠等）がなされているか、②薬品の出納簿が付けられているか（定期点検と使用量及び在庫量の確認）の観点から、化学準備室等の現場視察を行っている。また、直近における指導課の文書による通達は以下のとおりである。

- ・ 平成 24 年 5 月 保管状況に関するアンケートを実施
- ・ 平成 24 年 11 月 紛失事故の発生に伴う注意喚起の通知
- ・ 平成 27 年 3 月 文部科学省からの依頼に伴う管理強化の通知

上記のように、指導課による形式的な検証はなされているものの、以下の理由により実効性については不十分であるといえる。

- ・ 視察時に統一的なチェックリスト等を使用していない
- ・ アンケートは学校が自ら記入したものを回収するのみで、回答の正当性について検証がなされていない
- ・ 文書による通知は、事故の発生や他所からの依頼という外部要因に基づいて実施されており、定期的な検証となっていない

薬品及び農薬の取扱いに関しては、紛失等の事故が起きてからの対策では遅く、諸法令や通達にのっとり事故を未然に防ぐ対策が重要である。チェックリストの作成に当たっては、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」の別紙 1「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目」が参考となる。

したがって、指導課及び学校安全保健課においては、各県立学校での薬品等の適正管理のため、現場調査を含めて実質的な調査を定期的実施されたい。

3. 遊休資産の管理について

(1) 概要

千葉県教育財産管理規則では学校施設の管理は各県立学校に委ねられていることから、県立高等学校における遊休資産についても、財務施設課において集中的、

かつ網羅的な管理は行われておらず、事実上、県立学校ごとの管理に委ねられている。

(2) 手 続

各県立学校の遊休施設について現況を把握するため、アンケート（遊休施設の有無、施設名）を実施し、また、各県立学校の訪問時に校長及び事務長に対する質問を実施した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることにする。

① 遊休地の賃貸借契約について（指 摘）

各県立学校に対してアンケートを実施し、また、現場往査対象校である18校に対する視察時の質問等を実施することによって、賃貸借している土地のうち、遊休となっている土地が把握された。その概要は次のとおりである。

【賃貸借の遊休地の事例】

所在地	地目	面積	所有者名
南房総市和田町小向字荒田 163-5	山林	4,958 m ²	A
南房総市和田町小向字丙井後 20	山林	9,917 m ²	B

（安房拓心高等学校 契約書及び財産の管理状況調より）

注1: 契約期間はいずれも昭和36年4月1日より「両者合意により皆伐完了せる日まで」とされている。

注2: 借用料は「伐採時純益折半」とされている。

注3: 校長及び事務長は契約の経緯については把握しておらず、借用料の支払実績も近年はないということである。

事実上、上記の契約は長年にわたり放置状態と考えられるが、現在の山林の所有者は相続、贈与、売却等により契約当初から異動している可能性がある。また、契約書上は賃貸借契約とされているが、賃借料の発生がない場合は使用貸借契約と評価される場合がある。この場合においては、所有権を取得した契約当事者の相続人以外の第三者に対して契約の対抗ができず、明渡し要求には原則として応じる必要がある。

現状では、学校側で当該契約を存続させる必要性は感じておらず、仮に明渡し要求があったとしても学校運営上の不都合は生じないと考えられる。しかし、法的には当該契約は存続しているため、早急に土地所有者等の契約当事者を特定し、契約の更新又は解除を進められたい。また、上記のような契約が存在することに鑑みると、賃貸借契約に基づく土地等の活用状況について、定期的に網羅的な調査を行うことで情報を集約し、財務施設課として適切な指導又は支援を行うよう要望する。

② 遊休状態のプールの取扱いについて（指 摘）

当年度の監査で視察を行った 18 校のうち、6 校において水泳プールが遊休状態であったが、公有財産台帳上でその旨の記載がなされていない。

学 校 名	使 用 状 況
旭農業高等学校	平成 12 年頃より不使用
安房拓心高等学校	平成 18 年頃より不使用
京葉工業高等学校	平成 9 年頃より不使用
大網高等学校	平成 16 年頃より不使用
鶴舞桜が丘高等学校	平成 4 年頃より不使用
茂原樟陽高等学校	平成 10 年頃より不使用

注：京葉工業高等学校のみ、種目名を現在の使用状況である「貯水そう」に変更している

この表により、該当するプールは 9～23 年間、使用されていないことが分かる。このように長年使用していないプールについて、教育財産として引き続き管理することが望ましいものであるのかどうか、生徒、保護者、周辺住民及び地域の公的又は民間機関等の意見を聴取する機会を設けることも考えられる。

学校教育の一環として教育財産を当初の用途で使用し続けることができなくなった財産については、地域住民等にも財産の活用に係る要望を聴取し、実現可能なプール施設の代替的な活用法を検討されたい。その際、行政財産としての用途が事実上ないものと判断される場合、行政財産の用途廃止の決定を行い、行政財産から普通財産へと組み替えることも必要である。

また、千葉県教育財産管理規則第 29 条では、「管理者は、その管理する教育財産について教育財産台帳を整備し、異動のあった都度、これを修正しなければならない。」とされており、用途の異動や使用状況の変更等があった場合は、公有財産台帳（工作物台帳）へ反映させるよう留意されたい。

③ 遊休資産の効率的な利用について（意見）

財務施設課による遊休資産の把握がなされていない状況の中、県立学校においては、生徒数の減少等の要因によって相当数の遊休資産が存在すると考えられる。各県立学校の視察時においても、一般教室を多目的教室に転用したり、また、多目的ホールを近隣住民に開放したりしている事例等の工夫は確認できた。しかし、各県立学校が保有している財産について、十分な効率性をもって活用しているとは言い難い状況である。

例えば、視察の対象校であった下総高等学校においては一部遊休状態の寄宿舎があり、具体的な現況は以下のとおりである。

【下総高等学校寄宿舎の一部利用状況】

名 称	面 積	現 況
男子棟	1,029 m ²	遊休状態
男子棟空調機械室	30 m ²	遊休状態
女子棟	861 m ²	寄宿舎として使用中
女子棟空調機械室	30 m ²	寄宿舎として使用中
サービス棟	550 m ²	食堂、調理室棟として使用中
教養棟	284 m ²	集会又は部活動施設として使用中
教養棟空調機械室	20 m ²	集会又は部活動施設として使用中

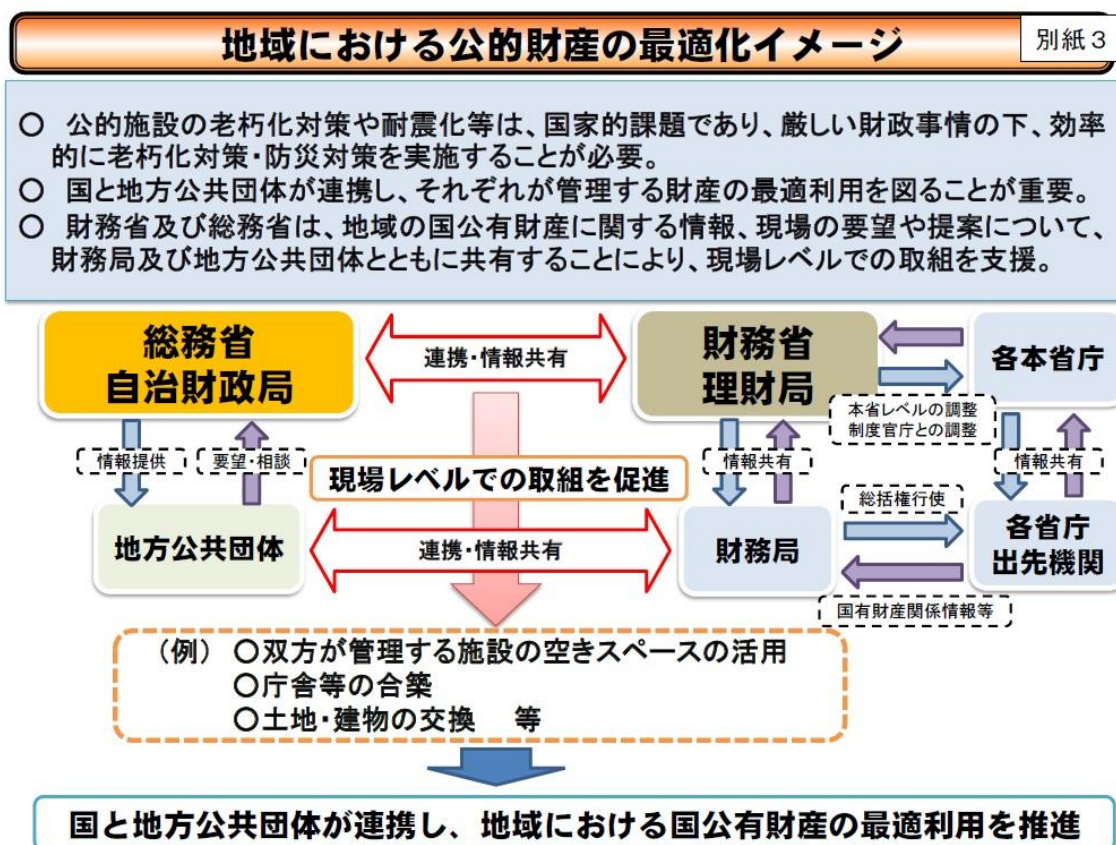
男子棟については、平成27年7月から8月の間、一時的ではあるが工事に伴い管理部門の使用実績がある。また、インフラ等は整備されたままであり基本料金を負担している状態である。現在、学校側で特に利用方法の具体案は持っていないが、成田市から非常時における市民の一時収容施設としての使用法を打診されている。確かに、原則としては、学校長が教育財産を一体的に管理し、その利用方法についても学校教育に支障が生じない範囲で、教育財産は利用されるべきものと考えられるが、将来的にも遊休である財産については、このような原則にこだわるよりも教育財産の多様な利用を促すことを検討することも一方で重要である。

このような状況を踏まえると、保有資産の最適な利用を図るために、例えば以下のような施策を検討することを要望する。

- i 成田市が提案するような、非常時の収容のための施設として準備することを前提とすると、継続的に一定の教育目的での利用が不可能となるが、そのような利用形態で問題がないか検討する。
- ii 地元のイベントや学園祭開催時のゲストハウスのような利用が可能かどうか、有償での提供も視野に入れて規定類の整備も含めて検討する。

- iii 遊休資産の地元有効利用の促進として、地元住民、公共機関、民間法人等からアイデアを募集し、地元には喜ばれる公共の施設として、その利用形態を決定し運用する。
- iv その他、普通財産に組み替えることにより、民間企業等への有償貸出を検討する。

また、国や地方公共団体の財政事情が厳しい中、「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）」においても、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公財産の最適利用を図る」と明記されたところである。「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について（平成 26 年 8 月 29 日付け 総財務第 149 号）」において、以下のような連携が示されている。



（出典：内閣府ホームページより）

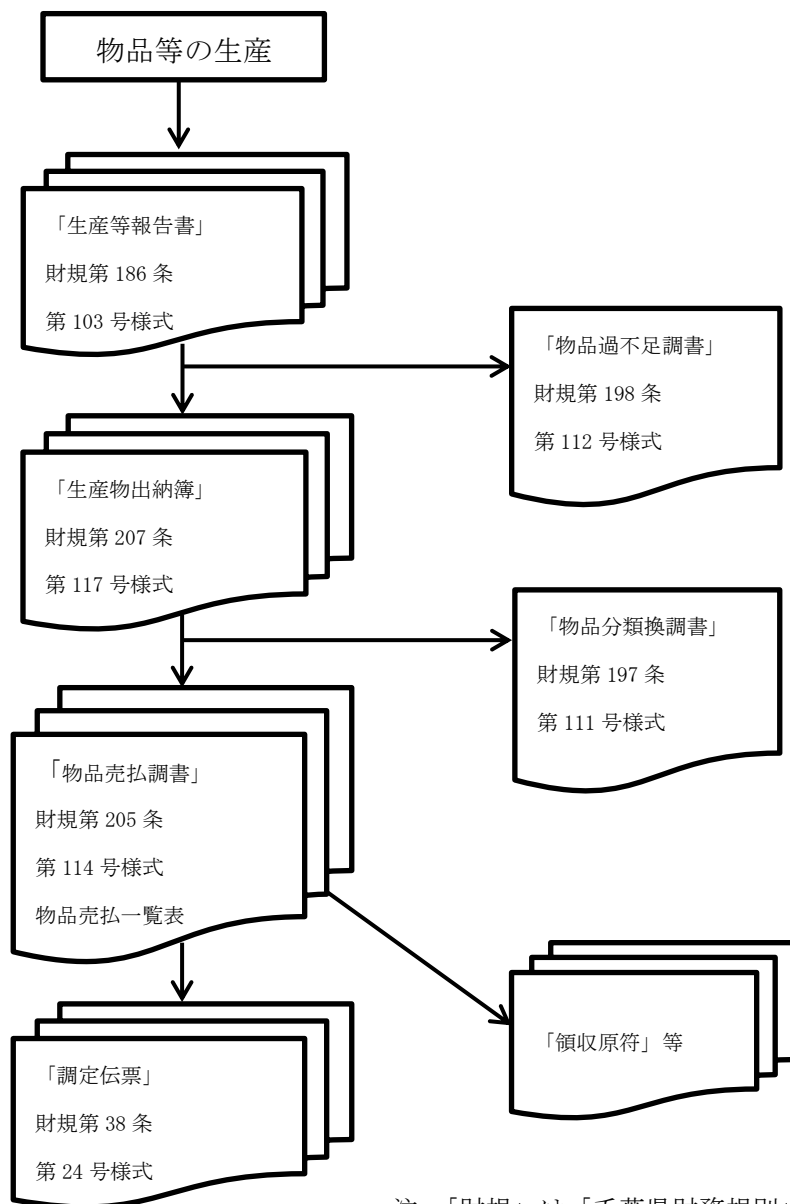
これら国等の動きを注視し、総務省及び財務省の公有財産の最適利用の事業と可能な限り連携することを目指して、公有財産のより効率的な活用を達成するよう目指す必要がある。そのためにも、遊休財産の活用支援のための情報管理及び各県立学校における取組に対する支援が可能となる体制の構築を要望する。また、総務部資産経営課が策定し公表している「千葉県公共施設等総合管理計画」の中でも、施

設等の長寿命化とともに施設の統廃合・集約化が計画されている。したがって、校舎等をはじめとする教育財産の長寿命化とともに、各県立学校が実施する遊休財産の有効活用に対して適切な指導又は支援策を検討するよう要望する。

4. 生産物売払事務について

(1) 概要

県立高等学校においては、実習の際に生産された草花や缶詰等の加工品を外部に販売することにより収入を得ている。生産物等が発生した場合、以下のプロセスによって生産から販売までの記録及び会計処理が行われる。



注：「財規」は「千葉県財務規則」をいう。

販売価格の設定に関しては、「農業実習に伴う生産物等に関する会計事務について」（昭和 61 年 3 月 28 日付け教財第 195 号）の別紙で「実習販売予定価格設定基準」が示されており、該当する県立学校では、その基準に基づき現在では独自に販売価格を決定している。すなわち、担当教諭が近隣の小売価格の調査（電話での問合せ、チラシ及び店頭での確認）、インターネットショップ価格の調査等により価格案を作成し、校長及び事務長が決定する。現場往査で確認した県立学校の中のひとつでは、基準価格については、調査した価格の 80%程度とされる場合があり、物品等の等級によって以下のようにランク分けがなされていた。

【等級別生産物等の販売価格設定基準】

規 格	価 格
基準価格	小売価格等の 80%程度
A 級	基準金額の 100%
B 級	基準金額の 80%程度
C 級	基準金額の 70%程度
D 級	基準金額の 50%程度

販売価格は該当する県立学校の権限で決定されるため、特に、財務施設課に回覧されてチェックを受けたり、そこで販売価格が変更されたりするものではない。過去 3 か年の生産物売払収入の実績推移は次の表のとおりである。

【生産物売払収入の過去 3 か年の推移】

(単位：千円)

学 校 名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3 か年計
薬園台高等学校	1,946	1,536	1,672	5,155
流山高等学校	4,102	4,247	4,155	12,505
清水高等学校	267	281	240	790
成田西陵高等学校	8,837	9,054	8,295	26,187
下総高等学校	5,919	5,265	5,297	16,481
多古高等学校	2,937	2,923	2,751	8,612
銚子商業高等学校	546	619	999	2,164
旭農業高等学校	8,518	8,485	8,276	25,280
大網高等学校	14,532	16,198	16,890	47,622
茂原樟陽高等学校	15,016	15,426	17,137	47,581
岬高等学校	4,801	5,466	6,085	16,353
勝浦若潮高等学校	5,568	6,978	5,402	17,950
安房拓心高等学校	14,327	16,572	18,133	49,033
館山総合高等学校	2,541	2,261	2,292	7,096

上総高等学校	6,717	6,368	6,218	19,304
君津青葉高等学校	5,247	4,890	4,272	14,410
鶴舞桜が丘高等学校	3,753	5,463	6,996	16,213
17校合計	105,583	112,041	115,118	332,743

(2) 手 続

各県立学校が定めている業務フローに従って事務を執行しているかどうかを検証するために、生産等報告書と物品過不足調書、調定伝票の記録が生産物出納簿と整合しているかどうか、また物品等の売上時に発行した物品売払調書、領収原符等の記録が、決定された販売価格及び生産物出納簿の払出数と整合していることをサンプルチェックにより確認した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

① 生産物売払収入の財源の活用について（意 見）

各県立学校における施設の改修及び修繕の要望に対し、県の財政として十分に応えることが困難な状況の中で、学校独自で生産物売払収入は貴重な財源の一つとして活用が期待される。特に、地域に根差した教育機関として、地域社会で敬意と親しみを持って受け入れられ、住民からの貢献を誘引することができる活動として、各県立学校の生産物販売は大きな役割を果たしているといえる。そのような県立学校と地域との関連性の中で、生産物に更なる付加価値を付与し、その財源をもって学校施設の改修及び修繕に充当する仕組みの構築も可能と考えられる。

例えば、現在の基準価格を小売価格の80%から100%に引き上げると、各等級の販売価格は以下のとおりとなる。

【等級別生産物等の販売価格変更基準】

規 格	価 格
基準価格	小売価格等の100%
A級	基準金額の100%
B級	基準金額の80%程度
C級	基準金額の70%程度
D級	基準金額の50%程度

販売数量は一定との仮定を置くと、各県立学校の生産物売上高はそれぞれ 20%増となる。参考までに平成 26 年度における売上高及び実績から、増加金額を試算すると次に示す表のとおりである。

【基準価格を小売価格の 100%として場合の試算結果】 (単位:千円)

学 校 名	試算 (A)	実績 (B)	(A) - (B)
薬園台高等学校	2,006	1,672	334
流山高等学校	4,986	4,155	831
清水高等学校	288	240	48
成田西陵高等学校	9,954	8,295	1,659
下総高等学校	6,356	5,297	1,059
多古高等学校	3,301	2,751	550
銚子商業高等学校	1,199	999	199
旭農業高等学校	9,931	8,276	1,655
大網高等学校	20,268	16,890	3,378
茂原樟陽高等学校	20,565	17,137	3,427
岬高等学校	7,302	6,085	1,217
勝浦若潮高等学校	6,483	5,402	1,080
安房拓心高等学校	21,760	18,133	3,626
館山総合高等学校	2,751	2,292	458
上総高等学校	7,461	6,218	1,243
君津青葉高等学校	5,127	4,272	854
鶴舞桜が丘高等学校	8,395	6,996	1,399
17 校合計	138,142	115,118	23,023

上記の試算は販売価格の上昇によっても販売数量の減少は生じないという前提によっているが、学生による生産物という付加価値、住民による間接的な学校経営への貢献といった観点からは、販売価格の上昇は必ずしも著しい販売数量の減少には繋がらないものとも考えられ、各県立学校における独自財源の確保の手段となることが期待される。

上記のように従来の基準価格から上乘せした部分を、各県立学校における設備改修及び修繕の財源に充当することができれば、各県立学校における設備改修及び修繕の要望にも少なからず貢献ができるものと考えられる。生産物売払収入のある各県立学校から寄せられている設備改修及び修繕の要望の中で、比較的少額の予算で対応が可能と考えられるものには以下のようなものがある。

【生産物売払収入該当の県立学校における設備改修等の要望施設及び要望内容】

学 校 名	施 設 名 称	要 望 内 容
薬園台高等学校	管理・特別教室棟	窓枠改修
流山高等学校	特別教室棟	流し台水漏れ修繕
清水高等学校	体育館	ライン改修
成田西陵高等学校	屋内運動場	ライン改修
下総高等学校	農業実習棟	黒板改修
多古高等学校	渡り廊下	渡り廊下塗装
銚子商業高等学校	情報処理実習棟	冷房設備修理
旭農業高等学校	屋内運動場	屋根改修
大網高等学校	特別教室棟	床改修
茂原樟陽高等学校	記念館	階段補修
岬高等学校	草花育苗温室	屋根補修
勝浦若潮高等学校	漁業実習場	外壁改修
安房拓心高等学校	体育館	ライン改修
館山総合高等学校	BDF 棟	窓枠手摺取付
上総高等学校	部室	屋根等塗装
君津青葉高等学校	収納兼作業室	棟取り壊し
鶴舞桜が丘高等学校	園芸実習室	屋根改修

注：(平成 26 年度調査) 平成 27 年度 施設整備事業計画調一覧(財務施設課) より

各県立学校の視察時においても、学校側での設備改修及び修繕の要望は強く、魅力ある学校運営という観点からも設備の管理・維持は重要な項目である。

生産物売払収入は現在、一般会計教育費の歳入予算のうち、財産収入(財産売払収入)で収納されている。その収入を財源として、当該県立学校の関連する経常的な支出、特に肥料や飼料代等に充当する等のルールで予算が設定されている。地域からの貢献としての増収部分については、該当する県立学校の修繕・改修予算に係る施設整備の支出に充当するというルールを、現在のルールに追加することが目的を達成するための手段のひとつとして考えられる。

したがって、生産物売払収入のない学校の取扱い等の課題もあるが、生徒の実習の成果を生かし、各県立学校がある程度の裁量権を持って修繕契約等を締結できるような制度の創設を要望する。

5. 千葉県奨学資金貸付金の実施状況と滞納管理等について

(1) 概 要

教育委員会では、高等学校等に在学しており、経済的理由で修学が困難な者に対して、これらの者の修学を容易にすることにより有為な人材を育成することを目的として奨学資金の貸付けを行っている（千葉県奨学資金貸付条例第1条）。

県立学校に通う者は各学校長へ、その他の学校に通う者は教育委員会へ申請をし、県立学校に通う者については各学校にて、その他の学校に通う者については財務施設課にて管理を行っている。また、平成17年度には、旧日本育英会（現日本学生支援機構）が貸付けを行っていた奨学資金の、平成23年度には千葉県私立中学高等学校協会が貸付けを行っていた私立高等学校生徒奨学金の移管を受け、その移管後に貸付けを行ったものについては財務施設課で管理している。

なお、千葉県奨学資金の貸付及び返還状況の推移は以下のとおりである。

【千葉県奨学資金貸付及び返還状況の推移】

(単位：人、円)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸付者数	1,541	1,548	1,843	2,138	2,300	2,135
貸付金額	424,714,000	438,535,000	542,809,000	643,230,000	707,790,000	659,173,000
調定額	78,194,737	122,843,689	169,619,838	213,809,439	263,612,448	327,516,005
調定件数	5,485	9,222	13,102	18,408	24,396	31,822
調定人数	1,172	1,548	1,895	2,335	2,854	3,572
収入済額	63,851,253	99,270,288	139,962,278	175,618,405	218,388,840	270,949,757
収入未済額	14,343,484	23,573,401	29,657,560	38,191,034	45,223,608	56,566,248
収納率	81.7%	80.8%	82.5%	82.1%	82.8%	82.7%

財務施設課では、県立の各学校に対して債権回収マニュアルを作成して債権管理の指導を行うとともに、県立学校以外の学校に通う者の奨学金並びに旧日本育英会及び千葉県私立中学高等学校協会から移管を受けた奨学金の管理をしている。また、県立の各学校において法的措置対象者とした者に対する法的措置についても、同課にて行っている。

なお、平成26年度の学校種別の滞納状況は次の表のとおりである。この表の中で、「県内県立」については、各県立学校において管理を行い、それ以外のものについては財務施設課において管理を行っている。

【平成26年度 千葉県奨学資金貸付金返還金 滞納状況】

(単位：円、件、人、%)

区 分	調定金額	調定件数	調定人数	収納済金額	収納済件数	収納済人数	収納率	収入未済金額	収入未済件数	収入未済人数
県内県立	119,436,519	12,003	1,558	103,156,705	10,247	1,514	86.37	16,279,814	1,756	192
私立	200,210,171	18,876	1,914	161,362,137	14,906	1,828	80.60	38,848,034	3,970	304
その他国公立	7,869,315	943	99	6,430,915	787	98	81.72	1,438,400	156	14
合 計	327,516,005	31,822	3,571	270,949,757	25,940	3,440	82.73	56,566,248	5,882	510

注：「県内県立」は千葉県における各県立学校が管理している貸付金を、また、「私立」、「その他国公立」は財務施設課が管理している貸付金を意味する。

(2) 手 続

財務施設課及び各県立学校からのヒヤリングを行い、貸付申請書・借用証書・督促状・催告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、合規性等を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることにする。

① 保証意思の確認について（指 摘）

現場往査を行った県立高等学校のうち、木更津高等学校以外の高等学校では、貸付申請書や借用証書に記載のある連帯保証人に対して保証意思の確認を行っていない。また、木更津高等学校も含め、保証人に対しては何ら保証意思の確認を行っていない。その理由としては、県のマニュアルに記載がないからということ県立学校の現場では考えていた。

しかし、債権回収マニュアルには「貸付申請書の記入に当たっては、申請者本人、連帯保証人（親権者）及び保証人に自署・押印を徹底させ、借受及び保証の意思を確認する。」（債権回収マニュアル5頁、4(1)イ）、「奨学金借用証書の記入に当たっては、申請者本人、連帯保証人（親権者）及び保証人に自署・押印を徹底させ、借受及び保証の意思を確認する。」（債権回収マニュアル5頁、4(2)イ）と記載がある。

保証意思の確認を怠ると、後日保証人から保証意思を否認され、債権回収に支障を来す可能性がある。そのため、各学校においては、保証意思の確認を徹底されたい。また、財務施設課においては、債権回収マニュアルに記載のある保証意思の確認について貸付マニュアルにも記載し、各学校の奨学金担当者が保証意思の確認を徹底するよう指導されたい。なお、保証意思を確認した際は、その旨を交渉記録に記載し、後日保証意思について争われた場合に備える必要がある。財務施設課においてはこの旨も併せて指導するとともに、各県立学校において保証意思を確認した旨の記録を残すよう徹底されたい。

② 保証人の立て方について（意 見）

奨学金の貸付けに当たり、原則として親権者1名を連帯保証人、親権者以外の者

1名を保証人とすることが求められている（千葉県奨学資金貸付条例施行規則第4条）。

県は、債権回収マニュアルにおいて、連帯保証人について請求対象としながら、保証人については借受人・連帯保証人に納付を促すことを依頼する対象として捉えており、催告や法的措置の対象としていないことから、保証人については請求対象としておらず、身元引受人という位置付けで捉えていると考えられる。

もともと、奨学資金は経済的に困窮する者への貸付けであり、その親権者である連帯保証人も経済的に困窮していると考えられ、連帯保証人の担保価値は低い。一方、単純保証人については分別の利益（民法第456条）が認められるため、債権額の半分しか請求することができず、担保として弱い。そのため、債権回収の観点から親権者以外の者についても連帯保証人とするよう要望する。

③ 単純保証人に対する請求について（指 摘）

債権回収マニュアルによると、単純保証人に対する催告については、「本人及び連帯保証人と連絡が取れない又は納付の約束が守られない場合は、保証人を訪問して、本人等に返還を促すよう依頼する」（債権回収マニュアル8頁、5(3)ケ）と記載があるのみで、単純保証人に対する請求については何ら記載がない。

単純保証人は催告の抗弁権（民法第452条）、検索の抗弁権（同第453条）、分別の利益（同第456条）を有するものの、請求は可能である。保証人の保証がある債権について、督促後相当の期間経過してもなお履行がない場合には、保証人に対して履行の請求をしなければならない（地方自治法施行令第171条の2第1号）。したがって、借受人や連帯保証人に対して請求しても支払がない場合は速やかに保証人に対する請求を行うよう債権回収マニュアルを改訂されたい。また、各学校担当者においては借受人、連帯保証人に請求しても連絡も支払もない場合には保証人に対して請求されたい。

④ 分納誓約について（意 見）

滞納者から分納申入れがあった場合、納付誓約書を提出させて事実上の分納を認めている。しかし、分納を認めるに当たっては、原則として履行延期の特約の要件（地方自治法施行令第171条の6）を満たす必要がある。納付誓約書の提出は債務者からの提案に過ぎず、期限の利益を付与するものではないが、事実上であっても分納を認める以上、履行延期の特約の要件を定めた地方自治法施行令の趣旨に反することのないよう、収入・支出・資産・負債等について具体的に事情聴取し、分割納付を認めることが客観的・合理的にみて徴収上有利といえる場合にのみ分納を認

めるべきである。したがって、具体的事情を勘案せず、納付誓約書により安易に分納を認めることは控えるよう要望する。

⑤ 法的手続について（意見）

県では、1年以上返済がなく、かつ、滞納額が3万円以上の者については法的措置の対象者とし、財務施設課が裁判所に対して一括して支払督促を申し立てることとしている。

支払督促は債務者の住所地を管轄する裁判所に申し立てる必要がある、借受人と連帯保証人について管轄裁判所が異なる場合は同時申立てができない。また、債務者から異議が出た場合は訴訟に移行する。さらに、将来分の請求はできない。加えて、支払督促の申立てと仮執行宣言付支払督促申立ての2度の申立てが必要である。一方、訴訟提起は借受人や連帯保証人の住所地にかかわらず債権者の住所地を管轄する裁判所に行うことができる。また、滞納者については将来分についても請求可能である。さらに、訴訟提起時に仮執行宣言付判決を求めることにより1回の申立てで済む。

したがって、法的措置の手段として支払督促よりも訴訟提起の方が一回的解決に資するうえ、手続も簡易であるため、支払督促ではなく訴訟提起をするよう要望する。

なお、支払督促の申立てを行い、債務者から分納申入れの異議が出された場合、納付誓約書を取り付けて支払督促の取下げを行っている。この場合、再度の滞納があり法的対象者となった際、改めて支払督促等の法的措置を講ずる必要がある。一方、訴訟提起をした場合は、債務者からの分納申入れに対しては訴訟上での和解が可能であり、今後滞納した場合は和解調書を債務名義として強制執行可能となる。すなわち、改めて訴訟を提起する必要はない。この点においても、訴訟の方が一回的解決に資するといえる。

⑥ 強制執行の実施について（指摘）

債権回収マニュアルによると、支払督促の申立てを行い、仮執行宣言付支払督促が確定した者については、強制執行を行うこととなっている。また、法令上も、債務名義を取得した後、相当期間経過後も支払がない者に対しては強制執行をしなければならないとされている（地方自治法施行令第171条の2第2号）。しかし、強制執行を行った実績はない。債務名義を取得した者については、無資力であると認められる等特段の事情のない限り、給与や預金の差押えを検討し、勤務先も預金口座も不明な場合は動産執行の申立てをする等、速やかに強制執行申立てをされたい。

⑦ 債権放棄及び不納欠損処理について（意見）

奨学金債権は私債権であるから、時効期間が満了しても、債務者の時効援用がないと消滅しない。そのため、債務者が所在不明で時効期間が満了していても、権利としては存在し続けており、収入未済額は年々増加している。回収可能性が低い債権については、回収コストを投じるよりも、速やかに放棄を行うべきである。したがって、時効期間が満了している債権については、債権放棄を検討されたい。

また、債務者が破産により免責許可決定を得た場合や、長期間生活困窮状態が継続しており資力の回復が見込めない場合にも、同様に債権放棄を検討されたい。ただし、借受人に対して債権放棄を行うと、連帯保証人に対する債権も付従性により消滅することとなるため、連帯保証人からの回収可能性も検討した上で債権放棄を行うよう要望する。

⑧ 文書の保存年数について（指摘）

奨学資金関係の書類について、文書の保存年数は10年とされている。もっとも、奨学資金の返済は長期にわたることに鑑み、保存年数の始期は奨学資金が完済したときとすべきである。各学校担当者に文書の保存年数を確認したところ、貸付申請書については提出時から10年と考えているという回答や特に意識していなかったため不明であるという回答が散見された。貸付申請書や借用証書は法的措置を講じる際の重要な証拠書類であるが、完済されるまで保存するという意識に欠ける県立学校があった。それらの貸付申請書や借用証書は、完済後に過払金の返還請求がなされる可能性もある。したがって、財務施設課においては、貸付申請書、借用証書及び連帯保証人変更届等一定の重要文書の保存に係る起算点及び保存年数について、奨学資金の完済から起算して10年とする旨を各学校担当者に周知徹底されたい。

⑨ 滞納整理の人員について（意見）

県立学校に通っていた者に係る滞納整理等の事務については各県立学校にて管理を行っているが、私立や国公立の学校に通っていた者については財務施設課で管理をしている。返還担当者は2名であり、担当する件数は約300件ということである。このほか、県立学校に通う者が法的措置対象者になった場合は、その対応も行うこととなり、財務施設課における担当者の負担は大きい。

一方、県内県立学校では収納率が86.3%であるのに対し、私立学校では80.6%、

国公立の学校では81.7%となっており、県内県立学校の収納率が高く、私立学校及び国公立学校の収納率は低くなっている。これは、県立学校では、学校担当者が奨学金管理を行い、生徒の実情を把握しているため、それぞれの比較において、収納率の向上に寄与しているものと考えられる。

したがって、債権管理の適正化のために、また、県財務施設課の事務負担を軽減し、さらに、収納率の向上につなげるためにも、県立学校以外の私立学校及び国立学校の債権管理事務についても、私立学校や国立学校の事務担当部門に対して、奨学金管理の協力依頼を行うことができる仕組みを検討されるよう要望する。

II-2 業務監査の結果

1. 点検・評価及びその対象事業等について

(1) 点検・評価について

① 概要

千葉県では、第1期計画を平成22年3月に策定し、これらを実現するための3つの目標(プロジェクト)や施策の方向性を示しつつ、当面の5年間(平成22~26年度)に実施する重点的な取組を盛り込み、具体の施策を展開している。また、教育委員会(点検・評価の所管課は教育政策課である。)では、第1期計画の推進に当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年実施している点検・評価を活用して進行管理を行っており、第1期計画において重点的な取組に位置付けて実施した施策・事業を点検・評価の対象として位置付け、報告書を作成して、県議会に提出するとともに、県民に公表している。

平成26年度における事務を対象とした点検・評価のスケジュールは、次のとおりである。

【平成26年度点検・評価スケジュール】

区 分	内 容
3~4月	各担当課で所管事業の成果や課題を整理して「事業整理票」を作成
5~6月	「事業整理票」を基に「報告書」(素案)を、教育政策課が作成
7月中旬	「報告書」(素案)の外部有識者への説明及び質問、意見の聴取 「報告書」(素案)の教育委員への説明・意見聴取 上記の意見や指摘事項を踏まえた「報告書」(修正素案)の作成
8月中旬	「報告書」(修正素案)の外部有識者への説明・意見聴取 上記の意見や指摘事項を踏まえた「報告書」(原案)の作成

9月上旬	教育委員・教育庁幹部・各課長等による会議での検討 意見や指摘事項を踏まえた「報告書」(最終案)の作成
9月中旬	「報告書」(最終案)の教育委員会会議での議決
9月下旬	「報告書」を議会に提出 「報告書」をWebサイトで公表

また、平成26年度事務における点検・評価の対象となった事務事業数は、次のとおりである。

【平成26年度点検・評価対象事業数】 (単位：事業)

区 分	施 策	取 組	事 業
プロジェクトⅠ	3	10	62
プロジェクトⅡ	8	29	144
プロジェクトⅢ	3	14	62
合 計	14	53	268

なお、教育政策課では、効果的な教育行政を推進し、県民への説明責任を果たしていくため、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価に関する調整を行っている。

② 手 続

教育委員会の点検・評価(平成26年度事務を対象)等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合及び分析等)を実施し、併せて教育政策課に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 点検・評価の対象について(意 見)

教育振興基本計画は、県がその後の5年間で取り組むべき重点的、計画的な取組を示したものであり、県における教育政策の基本的計画であり、教育施策の根幹をなすものである。また、教育庁の所管する事務事業は、その大半が教育振興基本計画に基づいて実施されているものであり、一部、教職員の福祉に

関すること等、内部的な管理に属する事業や軽微な事業を除き、ほぼ網羅的に事業を掲載したものとなっている。したがって、教育委員会の事務の管理及び執行の状況を適切かつ合理的に示すものとして、当該計画の進捗状況を踏まえた「点検・評価」を実施している。

平成26年度事務における点検・評価の対象となった事務事業数は、268事業と膨大である。「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」に記載する事業については、ページの構成、全体のボリューム、各事業の重要度等を勘案しながら決定しているということであるが、その結果、「施策別の実施状況」の記載において、重点施策推進計画（工程表）に事業名の記載があるにもかかわらず、「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」には全く記載がない事業もある。平成26年度事務を対象とした点検・評価のうち「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」に関する記載がない事業は次の表のとおりである。

【「施策の効果（成果と課題）」や「今後の取り組みの方向性（改善策等）」に関する記載がない事業一覧】

区分	施策	取組	事業名	予算額	担当課	
プロジェクトⅠ	1	(1)	「学力・学習状況」検証作業	645千円	指導課	
			「学力向上推進会議」等の活用	209千円	指導課	
			指導主事学校訪問等	0千円	指導課	
		(2)	夢チャレンジスクール	2,007千円	生涯学習課	
			中学生の1日高校体験入学	0千円	指導課	
			高校生等防災パワーアップ講座	330千円	防災政策課	
			学校における消費者教育の推進	369千円	生活安全課	
			環境学習人材育成・活用事業	3,548千円	環境政策課	
			「ちば・ふるさとの学び」テキストの活用推進	0千円	教育政策課	
			「チーバくん・ふるさと・ことばかるた」の活用	0千円	指導課・教育政策課	
	2	(1)	国旗・国家の意義や大切さの理解を深める取組	0千円	指導課	
			学校体育実技（武道）認定・指導者養成講習会	150千円	体育課	
		(2)	県立美術館・博物館展示事業	35,780千円	文化財課	
			県立博物館における郷土食の講座・体験事業	391千円	文化財課	
			管理指導事業	2,556千円	文化財課	
(3)	遺跡見学会	0千円	文化財課			
プロジェクトⅡ	1	(1)	母子保健児童事業	0千円	児童家庭課	
			幼稚園等における読書活動の推進	0千円	指導課	
			優良・優秀学校図書館の認定等環境整備事業	0千円	指導課	
	3	(2)	図書横断検索システムの充実	75,953千円	中央・西部・東部図書館	
			「総合的な学習の時間のコーディネーター」養成	244千円	指導課	
	5	(1)	指導主事による授業（保健体育科）参観指導助言	0千円	体育課	
			ちば食育活動促進事業	3,167千円	安全農業推進課	
		(3)	国際千葉駅伝開催事業	22,000千円	体育課	
			県民体育大会の開催	6,300千円	体育課	
			県立学校体育施設開放事業	1,910千円	体育課	
		6	(2)	平成26年度全国高等学校総合体育大会開催事業	248,000千円	体育課
				特別支援学校職業指導委嘱講師配置事業	3,635千円	特別支援教育課
	指導主事訪問			0千円	特別支援教育課	
	特別支援学校教諭免許法認定講習			1,680千円	教職員課	
	8	(3)	特別支援教育コーディネーター研修事業	179千円	指導課	
			県立学校特別支援教育専門家チーム派遣事業	203千円	特別支援教育課	
			千葉県特別支援学校・作品展	23千円	生涯学習課	
			医療的ケア担当者の専門性向上研修事業	478千円	特別支援教育課	
			「コミュニティ・スクール」実践研究事業	539千円	生涯学習課	
			高等学校再編事業	258,549千円	財務施設課・県立学校改革推進課	
プロジェクトⅢ	2	(3)	学校保健課題解決支援事業	0千円	学校安全保険課	
			薬物乱用防止対策事業	1,888千円	健康福祉部業務課	
			県立学校文化施設及び交流施設開放事業	2,562千円	生涯学習課	
3	(3)	さわやかちば県民プラザ学習・研修事業	1,776千円	県民プラザ（生涯学習課）		
		柏の葉アカデミア講座	190千円	さわやかちば県民プラザ		
		特別支援教育就学奨励費	600,000千円	財務施設課		
		(3)	私立高等学校等授業料減免事業	883,719千円	学事課	

（教育委員会の点検・評価平成26年度事務を対象より抜粋）

県では、重点施策推進計画(工程表)に位置付けた主な施策・事業、いわゆる事務事業が点検・評価の基本単位になっている。事務事業は予算計上、執行の単位であり、点検・評価とは関係なく存在するものである。確かに、点検・評価を行う際も事務事業をそのまま利用すれば、対象とする事務事業数は膨大になるものの、取捨選択する手間を省くことができる。しかし、教育庁が所管するほとんど全ての事務事業を対象に点検・評価を行おうとすれば、作業量が増加し、結果として一つ一つの点検・評価がおざなりになる可能性もある。また、点検・評価では、はじめにプロジェクトや施策の目標があり、その後に目標を実現するための手段として事務事業が位置付けられているはずである。現在の点検・評価は、事務事業それ自体を評価しているものであり、それを束ねる施策やプロジェクトの評価については、直接的にも間接的にも整合性を持って体系的に評価を行っていないものと考えられる。

文部科学省の学校評価ガイドラインにおいても、目標設定は「学校運営の全分野を網羅し、総花的に設定するのではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選」し、重点として設定する目標を実効性のあるものにすべきとしている。

したがって、優先順位の高い事業以外の事業についても、現在のように、記載をすることが施策と事務事業の体系を認識する上で重要であると考え、重点的に評価を行う必要があると考える事務事業については、その旨記載して、施策との関係については、単に相関関係があるという漠然とした印象で点検・評価を行うのではなく、どのような因果関係があるのかについても、検討を行うことを要望する。その上で、事務事業が推進する上位の施策や3つのプロジェクトにとって、より因果関係が強いものと認識できる事務事業について、重点的に評価指標を厳選し、適切な目標値を設定して、進捗管理をより適切に透明性を高めて行えるよう、点検・評価の仕組みの再構築を要望する。

イ. 目標の明確化について（意見）

点検・評価報告書では、施策の実施状況を検証し、今後の取組の方向性（改善策等）が記載されているが、今後の対応や課題の中味が抽象的であり、具体的な改善策であるとまでは言えない事業がある。

「教育委員会の点検・評価に関する参考資料（法施行準備版）」においては、点検・評価の導入の目的に関して、「事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高い」と明記されている。PDCAでは、結果を

評価するための目標がなければ、チェックの段階で課題の存在を把握できないため、PDCAサイクルをより効果的に回すためには、基本方針を更に展開し、明確な目標を設定することが必要である。

県の点検・評価は、重点施策推進計画(工程表)に位置付けた主な施策・事業を対象として行われているため、具体的な改善策を提案するには、施策・事業ごとに目標を明確化することが必要である。明確な目標と具体的な改善策を設定することで、改善策の効果を測定することも可能である。

今後は、事業ごとに数値目標を設定するとともに、その評価に際しては、効率性、有効性及び必要性等の観点で評価することを要望する。また、各事務事業に係る今後の対応や課題に関しても、具体的な改善策を明確化するよう要望する。

ウ. 高等学校への数値目標の展開について（意見）

重点施策推進計画(工程表)に位置付けた主な施策・事業の中には、その実施主体を県立高等学校が担っているものも含まれる。このような施策・事業については県立高等学校自らが事業ごとの数値目標を具体的に設定する必要がある。

そこで、各県立学校への往査の過程で、教育振興基本計画におけるプロジェクトごとの施策の下に配置されている事務事業の中で、高等学校として事業を実施しているものについて、プロジェクトごとの数値目標の設定状況を調査した。このうち、銚子商業高等学校では、以下の表のとおり、プロジェクトごとに数値目標を設定していた。

区分	施策	取組	事業名	数値目標の指標	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
					目標値	実績値	目標値	実績	目標値	実績
プロジェクトⅠ	1	(2)	中学生の1日高校体験入学(全日制 商業・情報処理科)	参加人数	400	631	400	656	400	581
			中学生の1日高校体験入学(全日制 海洋科)	参加人数	80	69	80	60	80	35
			中学生の1日高校体験入学(定時制 商業科)	参加人数	20	18	20	28	20	15
			小・中・高連携の特別授業	開催回数	2	2	2	2	1	0
プロジェクトⅡ	3	(2)	ちば「授業練習の公開日」	他校への派遣人数	4	4	4	6	5	4
			(4) 教職員のメンタルヘルス対策事業	研修開催回数	3	3	3	3	3	3
	4	(2)	サイバー犯罪を抑制するための広報啓発活動	研修開催回数	1	1	1	1	1	1
			(1) スポーツエキスパート活用事業	外部人材人数	/	/	1	1	1	1
	5	(3)	県立学校体育施設開放事業	開放時間	1,000	1,006	1,000	1,007	1,000	1,078
			(4) 競技力向上推進本部事業	職員数	1	1	1	1	2	2
	7	(3)	めざせ東京オリンピックちばジュニア強化事業	職員数	/	/	/	/	1	1
			県立学校における「開かれた学校づくり委員会」設置事業	委員会開催回数	3	3	3	3	3	3
	8	(1)	県立学校施設整備事業(大規模改修)	金額	/	/	/	/	8,359,200	8,359,200
			高等学校再編事業(魅力あるコースの設定)	金額	/	/	/	/	240,000	108,000
3	(3)	学校給食衛生管理	検査実施回数	12	12	12	12	12	12	
		学校を核とした1000カ所ミニ集会	参加者	50	47	50	27	50	36	
プロジェクトⅢ	3	(1)	スールカウンセラー等配置事業	相談回数	100	65	100	85	100	55
			千葉県奨学資金貸付制度	貸付人数	/	2	/	2	/	4
			公立高校授業料無償制度の見直しに伴う就学支援金及び就学のための給付金の支給	給付人数	/	/	/	/	/	255

このようにプロジェクトを支える施策ごとの事務事業について、明確に数値目標の指標を設定して、年度ごとの目標値に対する実績値を対比させ、点検・

評価を行っている高等学校は、18校の現場往査でも数少なかった。このような数値化による点検・評価の実施は、透明性や客観性の面で分かりやすい。この表で記載されている事業を観察すると、目標値と実績値とがかい離している項目を即座に把握することができ、原因分析と改善策を具体的に検討することができるように考えられる。例えば、プロジェクトⅢのうち、そのための施策3の取組事務事業として「(1) スクールカウンセラー等配置事業」があるが、相談回数という指標が具体的に設定され、目標値の100回に対して、実績が平成26年度で55回と低い状況にあることが分かり、学校としての課題も明確になる。

したがって、他の県立学校でも可能な限り、事務事業ごとに具体的な数値目標の指標を設定して、目標に対応する実績値を把握して、学校の課題を明確に把握する仕組みを創設するよう要望する。

(2) スクールカウンセラー等配置事業について

① 概要

ア. 事業概要について

近年のいじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心のあり様と関わる様々な問題が生じていることを背景として、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要が生じている。

平成26年度においては、児童生徒のカウンセリングや保護者、教職員等の助言、援助にあたり、学校における教育相談体制の充実、強化を図るために、臨床心理士等、心理臨床の専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラー（SC）を公立小学校35校、全公立中学校326校、県立高等学校70校、教育事務所等6か所に配置している。また、児童生徒の置かれた環境への働きかけ等を支援するために、社会福祉士等、教育や福祉の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を地区不登校等対策拠点校5校に配置している。

なお、平成26年度における高等学校でのスクールカウンセラーの活動状況は、次の表のとおりである。

【相談件数及び相談人数】

(単位：延べ相談件数/述べ相談人数)

区分	派遣校数	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
相談件数	児童生徒	4,783	41.1%	4,862	40.9%	5,168	38.8%
	保護者	972	8.4%	921	7.7%	1,129	8.5%
	教職員	5,878	50.5%	6,101	51.3%	7,018	52.7%
	小計(件)	11,633	100.0%	11,884	100.0%	13,315	100.0%
平均件数	児童生徒	68.3		69.5		73.8	
	保護者	13.9		13.2		16.1	
	教職員	84.0		87.2		100.3	
	小計(件)	166.2		169.8		190.2	
相談人数	児童生徒	5,203	39.1%	5,113	37.0%	5,531	35.1%
	保護者	1,013	7.6%	997	7.2%	1,192	7.6%
	教職員	7,098	53.3%	7,699	55.8%	9,041	57.4%
	小計(人)	13,314	100.0%	13,809	100.0%	15,764	100.0%
平均人数	児童生徒	74.3		73.0		79.0	
	保護者	14.5		14.2		17.0	
	教職員	101.4		110.0		129.2	
	小計(人)	190.2		197.3		225.2	

【内容別相談件数】

(単位：延べ相談件数)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
①いじめ	113	1.0%	144	1.2%	116	0.9%
②不登校	1,994	17.1%	1,644	13.8%	2,272	17.1%
③対人関係	2,176	18.7%	2,291	19.3%	2,375	17.8%
④教師・生徒間の関係	332	2.9%	343	2.9%	418	3.1%
⑤卒業・進路	1,160	10.0%	975	8.2%	1,119	8.4%
⑥性格・身体	2,651	22.8%	3,064	25.8%	3,298	24.8%
⑦部活動	202	1.7%	265	2.2%	278	2.1%
⑧家庭の問題	1,194	10.3%	1,250	10.5%	1,409	10.6%
⑨非行等問題行動	670	5.8%	630	5.3%	592	4.4%
⑩その他	1,141	9.8%	1,278	10.8%	1,438	10.8%
合計	11,633	100.0%	11,884	100.0%	13,315	100.0%

【内容別相談人数】

(単位：延べ相談人数)

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
①いじめ	135	1.0%	190	1.4%	145	0.9%
②不登校	2,244	16.9%	1,928	14.0%	2,682	17.0%
③対人関係	2,465	18.5%	2,623	19.0%	2,748	17.4%
④教師・生徒間の関係	384	2.9%	383	2.8%	538	3.4%
⑤卒業・進路	1,270	9.5%	1,085	7.9%	1,296	8.2%
⑥性格・身体	3,078	23.1%	3,540	25.6%	3,970	25.2%
⑦部活動	228	1.7%	304	2.2%	316	2.0%
⑧家庭の問題	1,413	10.6%	1,521	11.0%	1,698	10.8%
⑨非行等問題行動	804	6.0%	740	5.4%	704	4.5%
⑩その他	1,293	9.7%	1,495	10.8%	1,667	10.6%
合計	13,314	100.0%	13,809	100.0%	15,764	100.0%

【その他の活動件数】

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	件数	件数	件数
①学区小学校への対応	0	5	70
②児童生徒を対象した講和等	57	61	70
③職員を対象とした研修会・会議等への参加	413	436	177
④保護者を対象とした研修会	15	25	16
⑤外部への働きかけ（関係機関との調整、広報活動等）	308	356	170
⑥全員面接			23
⑦その他	313	430	182
合計	1,106	1,313	638

（スクールカウンセラー等校種別活動状況より抜粋）

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅲ チームスピリットプロジェクト
施策	3 様々な困難を抱えている子どもとその家族を支援する取組を強化し、教育のセーフティネットを確保する
取組	(1) いじめや不登校に対する相談体制の充実
事業名	スクールカウンセラー等配置事業
平成26年度最終予算額	496,927千円
事業概要	いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉機関などの関係機関との連携を図る。
平成26年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー 公立小学校 35校 年間 105時間、全公立中学校年間 209時間（うち中学校重点校 5校は年間 418時間）、県立高等学校 70校 年間 209時間、他教育事務所等 6か所 ・スクールソーシャルワーカー 地区不登校等対策拠点校 5校 年間 543時間
事業の成果と課題（平成26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 35校にスクールカウンセラーを隔週で、中学校 5校を重点校として年間 70回（週 2回）配置できたことにより、問題を多く抱える学校において教育相談体制の充実を図ることができた。 ・スクールソーシャルワーカーの配置を教育事務所から地区不登校等対策拠点校に変更し、配置時数を拡充したことにより、福祉的な課題解決に向け、積極的に働きかけることができた。

事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	○学習指導要領における授業時数の標準時間としての35週（平成20当時の配置時間）に戻すことができたことで、児童生徒、保護者、教職員への相談対応が、これまで以上に充実できた。 ●小学校への配置数が少なく、課題を多く抱える小学校への対応が十分にできていない。
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	・小学校配置を計画的に行い、いじめ、不登校等の早期発見、早期対応や暴力行為などの問題行動の低年齢化に対応していく。 ・ソーシャルワーカーの配置のあり方を検討し、家庭環境等に課題を抱えた児童生徒に対して、環境への働きかけや関係機関との連携をこれまで以上に充実させていく。
担当課（室）	指導課 生徒指導・いじめ対策室

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

千葉県教育振興基本計画の進行管理は、重点施策推進計画（工程表）に掲げられた施策・事業について、①重点施策推進計画（工程表）の計画（Plan）－②施策・事業の実施（Do）－③点検・評価（Check）－④改善（Action）というPDCAサイクルに基づいて行われている。スクールカウンセラー等配置事業においては、具体的に次の表のようなPDCAサイクルで点検・評価を行っている。

区分	内容
計画（Plan）	派遣申請書等により、配置校、勤務時間、配置換え等の計画の策定
実施（Do）	配置
点検・評価（Check）	活動状況報告書、勤務状況調査、活用調査研究報告書等により、相談実績等の活動状況や課題等を把握
改善（Action）	次年度配置計画の検討

② 手 続

千葉県スクールカウンセラー等取扱要綱、派遣申請書、雇用書、活動状況報告書、勤務状況調査、活用調査研究計画書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて指導課生徒指導・いじめ対策室に質問等を実施した。

③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 相談時間及び相談日数について（意見）

スクールカウンセラーは、教育委員会に採用され、非常勤の職として各学校に週1回程度の勤務である。平成26年度千葉県スクールカウンセラー勤務状況アンケートにおいて、1日の勤務時間の活用について、次のような回答を得ている。

区 分	平成26年度
① 児童生徒との相談	148分
② 教職員、保護者に対する助言・援助	108分
③ 授業や行事での児童生徒の観察、休み時間等の交流	52分
④ 教職員との情報交換	74分
⑤ その他	35分
合 計	419分

（平成26年度千葉県スクールカウンセラー勤務状況アンケートより抜粋）

注：平成26年度の千葉県スクールカウンセラーとして勤務している者のうち、平成25年度から継続して勤務している者に対して、平成25年度における平均的な1日の日課の所要時間を割り振った回答である。

アンケートの結果、1日の勤務時間の活用の合計時間は419分（6時間59分）となっており、1日の勤務時間である6時間を1時間程度超過している状況にある。この結果は、同アンケート結果での平成25年度における1日当たりの平均的なサービス残業時間約70分と概ね一致している。

学校における相談体制の充実という観点では、スクールカウンセラーの相談時間が短いことや、曜日が限られていることから、児童生徒や保護者が相談したいタイミングに相談できないという課題がある。各学校におけるスクールカウンセラーの派遣が週1回となっている現状では、継続的な相談効果や校内の一体的、組織的な相談体制の確保は難しい場合がある。

したがって、予算制約の中でも、各県立学校における要望を精査し、スケジュールや相談時間帯のより効率的な設定に努め、継続的な相談効果を高めるために、週1回の勤務では対応できない、例外的な勤務も場合に依りて柔軟に検討されることを要望する。

イ. スクールカウンセラーの資質の維持及び向上について（意見）

スクールカウンセラーの新規応募者の採用においては、一次選考では、登録申請書等を基に、臨床心理士等の資格の有無や臨床経験年数等を踏まえて選考し、二次選考で、面接と課題レポート等により、総合的に判断している。また、継続者については、課題レポートとともに、勤務状況調査等を次年度採用の参考としている。採用後は、全体の地区別の連絡協議会（研修会を含む。）を各々年に1回開催し、資質の維持及び向上を図っている。

一方、香取、海匠、山武、長生、夷隅及び安房地区においては臨床心理士の資格を有しているスクールカウンセラーの登録者が不足している状況が慢性化しており、スクールカウンセラーの中には、スクールカウンセラーに準じる者を採用、配置せざるを得ない状況にある。また、県立高等学校においては、グループ化を図り、近隣の高等学校へ配置されているスクールカウンセラーを未配置校に対応することとしている。なお、平成24年度から平成26年度における資格別に配置状況は、次の表のとおりである。

【スクールカウンセラーの配置人数（実人数）】 (単位：人)

区 分	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (計画)
①臨床心理士	177	171	197
②大学教授等	0	2	1
③ ①②2つに該当する者	8	10	6
合 計	185	183	204

【スクールカウンセラーに準ずる者の配置人数（実人数）】 (単位：人)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (計画)
④大学院修了(経験1年以上)	0	6	7
⑤大学・短大卒業(経験5年以上)	31	28	27
⑥ ④、⑤の2つに該当する者	12	13	13
合 計	43	47	47

(「スクールカウンセラー等活用事業」に係る調査より抜粋)

(注1) 人数は実人数である。

(注2) 区分については、次のとおりである。

(1) スクールカウンセラー

① 臨床心理士：財団法人日本臨床心理士資格認定協会に認定された臨床心理士。

② 大学教授等：児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、心理学系の学部の教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る）の職にある者又はあった者。

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

- ④ 大学院修了：大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者。
- ⑤ 大学・短大卒業：大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者。

スクールカウンセラーは、本来の面接業務の専門性ととも外部性の側面を有しているが、一方で、学校組織の一員として、管理職の指導や学校の方針の下で活動を行っているという側面もある。こうした二面性から、スクールカウンセラーと学校の教職員との間において、必要な情報の共有やコミュニケーションを図るための協調性、児童生徒や保護者が安心感を持てる人間性等が求められる。さらに、スクールカウンセラーは、学校における相談体制の一員として位置付けられ、児童生徒に関する状況や悩みに関して、児童生徒やその保護者のプライバシーに配慮しつつ、適切な連携の観点から必要な情報の共有を行うことが求められる。

したがって、地域による人材不足等の要因もあることから、スクールカウンセラーに準ずる者に係る専門性及び協調性等に関するモニタリングを実施することを要望するとともに、一方で、臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラー等の一定の均質化された資質を有する者の配置を増やすことについて検討することを要望する。

ウ. スクールソーシャルワーカーの配置について（意見）

指導課所管のスクールソーシャルワーカー5名は、基本的に地区内の小中学校の事例を扱うこととしており、同じ教育事務所内の地区外小中学校や高等学校に対しては、地区内市町村の児童生徒の支援に支障がない範囲での対応に留まっている。また、下記の表のとおり、関東地方の都県の配置状況と比較しても、千葉県はスクールソーシャルワーカーの配置数が少ない状況にある。

【関東地方の都県におけるスクールソーシャルワーカーの配置状況】（単位：人）

区分	千葉	東京	神奈川	埼玉	茨城	群馬	栃木
平成24年度	5	64	10	36	9		3
平成25年度	5	81	11	44		1	4
平成26年度	7	85	14	48	10	3	7

注：7名のうち、2名は県立学校改革推進課所管分である。（平成27年度事業説明書別紙資料より抜粋）

一方、県立学校への往査の過程で、鶴舞桜が丘高等学校から「多様な生徒が在籍している状況により必要性を感じる。」と、スクールソーシャルワーカーの配置希望が聞かれた等、複数校からの配置要望があった。

したがって、児童福祉に係る問題は深刻な状況にあることから、近隣都県の状況等について情報収集し、県立学校におけるスクールソーシャルワーカーを積極的に展開する方策を真摯に検討することを要望する。

(3) 語学指導等を行う外国青年招致事業について

① 概 要

ア. 事業概要について

外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) (以下、「ALT」という。) は、TT (ティーム・ティーチング) などの活動を通して生徒が授業で生きた英語に触れたり、実際に英語を使ったりする機会の充実に資する重要な存在である。ALTの導入は、昭和62年にJETプログラムとして開始されたことに端を発する。JETプログラムとは、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省、財団法人自治体国際化協会の協力の下に、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを目的とした事業で、ALTのほかに、地域の国際交流活動に従事する国際交流員、地域においてスポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員を含めた総称である。

県では、国際社会に対応した教育の推進の一環として、語学指導等を行う外国青年を招致し、県の外国語教育及び国際理解教育の一層の充実を図っている。

なお、平成24年度から平成26年度における高等学校等へのALTの配置状況は、次の表のとおりである。

区 分	配置先	平成24年度	平成25年度	平成26年度
直接雇用によるALT ^(注1) (名)		20	20	20
	拠点校 (校)	12	12	12
業務委託によるALT ^(注2) (名)		32	33	32
	全日制 (校)	81	88	97
	定時制 (校)	5	4	9
	特別支援学校 (校)	22	22	22

注1：直接雇用によるALTとは、JETプログラム及び姉妹州プログラムにより直接雇用されたALTをいう。

注2：業務委託によるALTとは、ALTが行う教育並びに関連業務及びこれに付帯する業務を外部機関に外注し、外部の受託機関が、ALTその他の人員・ノウハウ等を活用して、責任を持って当該業務を完了するALTをいう。

イ. 平成 26 年度事務事業を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	I 夢・チャレンジプロジェクト
施策	3 異文化を理解し、国際的コミュニケーション力のある真の国際人を育てる
取組	(2) 外国語教育の充実
事業名	語学指導等を行う外国青年招致事業
平成 26 年度最終予算額	215,602 千円
事業概要	国際化社会に対応した教育の推進の一環として、語学指導等を行う外国青年を招致し、外国語教育及び国際理解教育の一層の充実に努める。
平成 26 年度の実績	53 名配置
事業の成果と課題（平成 26 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・直接雇用の外国語指導助手 19 名を常駐校 11 校へ、業務委託の外国語指導助手を希望する学校へ 33 名配置した。 ・語学指導だけでなく国際理解を深める活動等で成果を上げた。 ・配置を希望する学校の増加から、常駐校から他校への派遣等の配置の工夫を行った。 ・配置方法等一層の工夫が必要である。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	<p>○配置希望の学校が増え、外国語指導助手の有効活用が進んだ。</p> <p>●希望増加が顕著であり、希望しても配置できない学校が出てくる可能性が出てきた点が課題である。</p>
進捗状況の自己評価	B
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度並みの配置を行う。 ・配置希望の学校が増えている状況で、予算の増額等が必要である。 ・外国語指導助手の雇用形態や配置方法等についても国の動向を注視しつつ検討をする。
担当課（室）	指導課・教育課程室

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

語学指導等を行う外国青年招致事業においては、具体的に次の表のようなPDCAサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	派遣申請書等により、配置校、配置日数等の計画を策定
実施 (Do)	配置
点検・評価 (Check)	実績報告書、勤務評定記録書、英語教育実施状況調査等により、勤務状況や各学校の活用状況、成果状況等を把握
改善(Action)	次年度配置計画の検討

② 手 続

外国語指導助手任用要綱、語学指導等を行う外国青年招致事業に係る外国語指導助手（ALT）業務委託に伴う業務委託契約書、同仕様書、実績報告書、勤務評定記録書、英語教育実施状況調査等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて指導課教育課程室に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 外国語指導助手との雇用形態について（意 見）

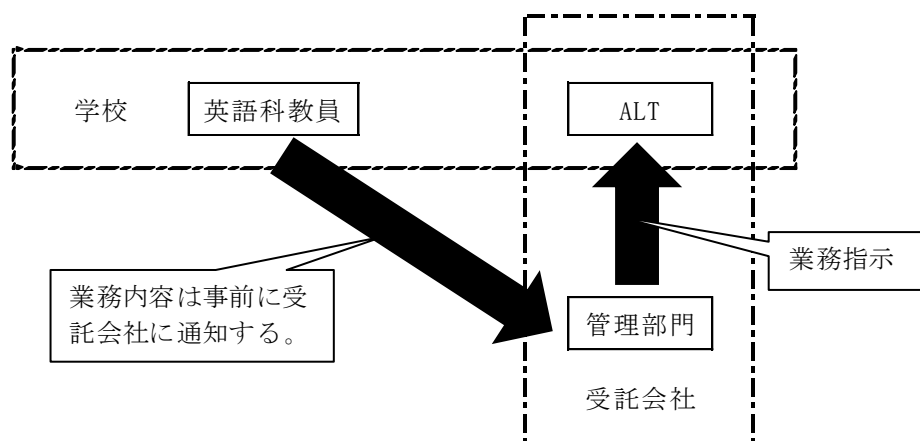
「外国語指導助手の請負契約による活用に係る疑義について（回答）」（平成21年8月28日付け職需発0828第1号）においては、「担当教員が行う授業に係る補助を行う場合、担当教員がALTに対して、指導内容や授業の進め方に係る具体的な指示や改善要求、ALTの行う業務に関する評価を行う場合は、（中略）いずれも請負契約では実施できない」と、明記されている。

県においては、業務委託契約によるALTの配置校の職員に対して、直接雇用や派遣契約との相違点を理解させ、適正な労働形態となるように指導するために説明会を開催している。また、ALT活用授業における英語科教員と業務委託によるALTの役割分担は、次の表のようになる。

区 分	英語科教員	A L T
授業計画	児童生徒の実態や年間指導計画に基づいたA L Tのみで指導できる部分を含む活動計画の策定	
A L T活用		英語提示 英語・文化の体験的指導
授業管理	全体マネジメント	
評価	児童生徒の行動評価	

(平成 26 年度外国語指導助手 (ALT) 業務委託契約に係る説明会資料より抜粋)

なお、業務委託による A L T への指揮命令は受託会社が行うため、指揮命令系統は、次の表のようになる。



(平成 26 年度外国語指導助手 (ALT) 業務委託契約に係る説明会資料より抜粋)

業務委託では、授業内で担当の英語科教員が直接 A L T に対して、指揮命令ができないという制約があるため、業務委託では、授業計画を事前に業務委託会社に依頼することで業務を行っている。これについては、予算の範囲内で多くの学校に配置する際に適しており、A L T の欠員が生じた場合でも直ちに代替の A L T を配置できるという利点がある。一方、直接雇用では、A L T と比べて予算規模が膨らむ点があるが、業務委託に係る制約がなく、英語科教員と A L T が授業内でやり取りができるという利点がある。

学校教育において、生徒が実際に英語を使う機会が授業以外にほとんどないため、英語力の定着を図るために、部活動や特別活動などの授業以外においても、A L T を活用する機会を充実させることが求められる。フルタイムで直接雇用されている A L T は、柔軟な活用が可能であり、その役割は大きく、優秀

な外国人は、各学校における英語教育の中核として活躍し得るとともに、生徒や英語教員のグローバル化への意識改善にもつながる存在である。

したがって、直接雇用の促進を図るため、優秀な外国人はALTのようなアシスタントという形ではなく、特別免許を付与する可能性も検討することにより、教員同士の協力・指導体制等について、より一層緊密で充実した外国語指導体制を構築することができるよう検討することを要望する。

(4) 県立学校教育用コンピュータの整備事業について

① 概要

ア. 事業概要について

社会の情報化に対応して、県立高等学校の児童生徒の情報活用能力を育成し、職業的自立を図るため、教育用コンピュータを整備するとともに、学校から安全にインターネットに接続できる環境を整備し、社会の情報化に対応した情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの更新整備を推進している。

県立高等学校普通科設置校のコンピュータ室に設置しているコンピュータについては、リース契約により概ね5年ごとに更新している。また、農業・工業・水産等に関する学科、総合学科等の職業学科が設置されている県立高等学校のコンピュータ室等に設置しているコンピュータについては、国庫補助事業である産業教育施設整備事業を活用し、購入により概ね7年ごとに更新している。

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	概 要
プロジェクト	I 夢・チャレンジプロジェクト
施策（取組）	1 志を持って、失敗を恐れずチャレンジする人材を育てる
取組	(3) 子どもや若者の社会参加の促進
事業名	県立学校教育用コンピュータの整備
平成26年度最終予算額	591,388千円
事業概要	社会の情報化に対応して、県立高等学校、特別支援学校の児童生徒の情報活用能力を育成、職業的自立を図るため、教育用コンピュータを整備するとともに、学校から安全にインターネットに

	接続できる環境を整備し、社会の情報化に対応した情報活用能力を育成する。
平成 26 年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・教育用コンピュータ整備 ・千葉県教育情報ネットワークの運用管理 ・特別支援学校 4 校
事業の成果と課題（平成 26 年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校普通科 42 校のコンピュータ室の更新をした。 ・県立学校の児童生徒が授業等で安心安全に利用できるインターネット接続環境等の保守・運営等を行った。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題	<p>○計画的に整備することで、安定して授業ができる環境が構築されている。</p> <p>●ネットワーク環境は、日々進化しているため、常に最新の状態にするために、その対応について常に考えていく必要がある。</p>
進捗状況の自己評価	B
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	・国の動向等、今後の教育の情報化を見据えて整備の方法等を検討しながら計画的に進めて行く。
担当課・室	指導課・教育課程室 特別支援教育課

(関連事業整理表より抜粋)

ウ. 点検・評価の流れについて

県立学校教育用コンピュータの整備事業においては、具体的に次のような PDCA サイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	グループ分けした更新計画を策定
実施 (Do)	教育用コンピュータの整備
点検・評価 (Check)	実績報告書、勤務評定記録書、英語教育実施状況調査等により、勤務状況や各学校の活用状況、成果状況等を把握
改善 (Action)	次年度整備計画の検討

② 手 続

高等学校教育用コンピュータ整備事業に係る機器等整備基準、県立高等学校教育用コンピュータ仕様書、教育用コンピュータ導入計画等の関連資料一式を入手し、

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて指導課教育課程室に質問等を実施した。

③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることにする。

ア. 製品サポートが終了したOSの更新について（意見）

平成26年4月9日（日本時間）にWindows XP Service Pack 3（SP3）、Windows XP 64ビット版 SP2 及び Microsoft Office 2003 Service Pack 3（SP3）の製品サポートが終了した。それ以降は、セキュリティ上の欠陥が見つかったり、修正するプログラムが提供されなくなるため、ウイルスに感染したり、不正アクセスを受けたりする危険性が大幅に高まっている。平成26年度におけるコンピュータのOS別台数は次の表のとおりであり、10,809台のうち、8.48%にあたる917台のOSがWindows XP という状況である。

（単位：台）

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
Windows 8	688	615	2,820
Windows 7	5,673	6,880	5,433
Windows Vista	2,323	1,736	1,381
Windows XP	2,734	2,188	917
その他 Windows	278	200	62
Mac OS	55	54	65
iOS	1	5	13
Linux 等	148	105	118
合 計	11,900	11,583	10,809

（学校別コンピュータ保有台数より抜粋）

県では、Windows XP やオフィス 2003 等のソフトウェアに関して、平成26年4月9日をもってマイクロソフト社による脆弱性へのサポートが終了し、その後の十分なセキュリティの確保が困難となるため、完成ソフトウェアを新しいものに入れ替えるか、機器ごと更新するか、機器をインターネットに接続しないといった措置を講じるように注意喚起を行っている。しかし、各学校の運営費

等で整備したコンピュータの更新については、各学校の運営費予算により各学校で行われており、具体的な更新計画はない。

したがって、Windows XP はサポートが終了していることもあり、学校での安全性を確保するには、更新のための予算等を適切に確保することで、可能な限り早期に機器を入れ替える等、OS を更新することを要望する。

(5) 進学指導重点校について

① 概 要

ア. 事業概要

「県立学校改革推進プラン」においては、「道德教育の推進」や「キャリア教育・職業教育の推進」を重点事項として掲げ、この2点に留意しながら計画を進めることとされ、普通科については、一層の特色づくりを推進するとともに、専門学科・総合学科については、専門の学びを生かした教育の充実や活性化等を推進することとしている。また、県教育委員会は、特色ある学校づくりをさらに推進するため、進学指導重点校、自己啓発指導重点校及び中高一貫教育重点校を指定している。

教科指導や進学指導、生活指導に対して意欲と熱意ある教員を千葉県公立小・中・高・特別支援学校教員から公募制度により配置し、各指導重点校がそれぞれの教育方針や課題に積極的に取り組むことができるよう、人事面から支援している。

平成 26 年度現在、進学指導重点校は次の 10 校である。

(平成 16 年度から) 千葉東、船橋、佐原、長生、木更津各高等学校

(平成 19 年度から) 東葛飾、安房各高等学校

(平成 22 年度から) 佐倉、成東各高等学校

(平成 25 年度から) 匝瑳高等学校

具体的な指定校は、地域バランスを十分に考慮して決定されており、公募制の教員人事制度によって、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の中から、指導力のある教員が重点的に配置されている。

イ. 平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果について

進学指導重点校は、千葉県教育振興基本計画の中では次の取組に位置付けて実施しているが、実施する主な施策への事業立ては行われていないため、関連事業整理表は作成されていない。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	7 豊かな学びを支える学校づくり
取組	(1) 魅力ある高等学校づくり

ウ. 点検・評価の流れについて

進学指導重点校は、実施する主な施策への事業立ては行っていないが、毎年 7 月に指導重点校連絡協議会、9 月に教育懇談会を開催し、学校間の意見交換、情報交換及び県教育委員会との協議を通して、各県立学校の進学指導の改善に結びつけている。

② 手 続

指導重点校連絡協議会開催要項、同協議会資料、教育懇談会開催要項、同懇談会資料等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて県立学校改革推進課、船橋高等学校及び木更津高等学校に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 進学指導重点校の目標設定と成果について（意 見）

進学指導重点校においては、地域の進学拠点として特色ある活動を展開することで、県全体の教育力の向上・活性化を図るため、地域バランスを考慮しながら、県内 9 学区の全てに 1 又は 2 校を指定している。県では、地域の進学拠点として指導重点校を指定しているため、統一の数値目標は設定しておらず、学校の実情に応じて数値目標を提示している場合と提示していない場合がある。

なお、平成 26 年度進学指導重点校において、数値目標を掲げている学校は、次の表のとおりである。

区 分	目 標
千葉東高等学校	合格目標値：国公立大学 100 人 難関私立大学 110 人 現役進学率 70%
船橋高等学校	第一志望校への現役合格率 55%以上 難関校への現役合格 250 人以上
佐倉高等学校	学習意欲の向上と学力増進を図るための明確な指導目標に基づく 質の高い指導方法の工夫改善及び学習指導に関する保護者の満足 度 85%以上
佐原高等学校	大学現役進学率 90%以上 国公立大学現役合格者 80 名以上 難関・中堅上位私立大学現役合格者 150 名以上 千葉大学現役合格者数 20 名以上
匝瑳高等学校	卒業時に、入学して良かったと思える生徒の割合 90%以上 大学等現役進路決定率 90%以上 国公立大学への現役合格者 60 名以上

(教育懇談会資料より抜粋)

上記のとおり、船橋高等学校では、「第一志望校への現役合格率 55%以上、難関校への現役合格 250 人以上」との数値目標が掲げられている。しかし、進学大学が第一志望校か否かの特定が難しく、かつ、難関校の定義も行われていないため、数値目標が達成されたか否かの検証は行われておらず、実態としてはスローガンに近い位置付けとなっている。

一方、進学指導重点校は、「組織的で計画的な進学指導を推進し、生徒一人一人の学力の向上を図り、生徒の目標達成を支援する教育活動を展開」している。「生徒の目標」や「第一志望校」が、いつの時点の志望なのかを定義付けていないため、「生徒の目標」が実現できたか否かについて、目標と結果との比較が実施されていない。さらに、難関校の定義も行われていない。

公募制人事制度を通じて力量の高い教員を異動で転入させることは、進学指導重点校に与えられた支援の一つであるが、進学指導重点校の指定による成果は、公募制度による人事施策にとどまっている可能性がある。

したがって、「生徒の目標」を実現するという真の目標と結果との関係を把握し、①計画 (Plan) - ②施策・事業の実施 (Do) - ③点検・評価 (Check) - ④改善 (Action) という P D C A サイクルに基づき、適切な計画の進行・管理を行うことを要望する。

(6) スポーツエキスパート活用事業について

① 概 要

ア. 事業概要

県では、専門的な指導力を備えた指導者を必要とする県立学校に対し、民間の指導者を派遣することにより、子どもたちがスポーツの楽しさ・爽快さ・達成感等を体験する機会を豊かにし、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、運動部活動と地域社会との連携を図っている。

平成 26 年度においては、県立高等学校の運動部活動に、6 月から翌年 2 月の期間に 21 種目、40 名の外部指導者（1 名につき年間 24 回）を派遣している。また、平成 26 年 5 月 16 日の説明会で、「安全な指導」及び「適切な指導の在り方（体罰防止、不祥事防止等）」の研修を行っている。なお、平成 26 年度におけるスポーツエキスパートの派遣状況は、次の表のとおりである。

No	部活動名	派遣人数	No	部活動名	派遣人数
1	弓道	3	12	少林寺拳法	1
2	バスケットボール	4	13	空手道	1
3	卓球	2	14	テニス	2
4	ソフトテニス	1	15	なぎなた	1
5	野球	3	16	ハンドボール	1
6	ソフトボール	2	17	フェンシング	1
7	バドミントン	3	18	ライフル射撃	1
8	ウエイトリフティング	1	19	陸上競技	1
9	剣道	4	20	バレーボール	2
10	合気道	1	21	柔道	2
11	サッカー	3			

(千葉県教育委員会 HP より抜粋)

イ. 平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成 26 年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	5 フェアプレーの精神を育てるスポーツ、健康・体づくりと

	食育を推進する
取組	(1) 体力向上を主体的に目指す子どもの育成
事業名	スポーツエキスパート活用事業
平成26年度最終予算額	2,954千円
事業概要	運動部活動の専門的な指導力を備えた指導者を必要とする県立学校に外部指導者を派遣し、顧問に協力し運動部活動の実技指導等を行う。
平成26年度の実績	県立学校の運動部活動へ外部指導者を派遣
事業の成果と課題（平成26年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な指導力を備えた指導者を必要とする県立学校に対し、民間の指導者を派遣することにより、子どもたちにスポーツの楽しさ・爽快感・達成感等を体験する機会を豊かにするなど、効果があらわれている。 ・教職員の多忙化解消の一つとしても効果がある。 ・生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、運動部活動と地域社会との連携を図ることができた。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	<p>○学校内のみならず、地域との連携を図り、学校の実態にあわせた指導が行われている。</p> <p>○特に危険を伴う競技（弓道、なぎなた、ライフル射撃など）の専門的な指導が必要な学校に派遣し、安全面や競技力向上に成果が現れている。</p> <p>●教員の高齢化や専門性の高さから、部顧問のなり手が少なく、現場からの派遣要望数が多くなっている。予算の範囲内で、学校の実情を考慮しながら派遣しているが、全ての要望には応えられない課題がある。</p>
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の方向性（課題に対する改善策）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の要望数が多く、今後も拡充する方向で取り組んでいく。 ・外部指導者研修会を行い、学校との連携を図り、事故防止、不祥事防止等を確実に行う。 ・外部指導者と千葉県高等学校体育連盟専門部等の協力体制を拡充する。
担当課（室）	体育課・学校体育班

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

スポーツエキスパート活用事業においては、具体的に次の表のようなPDC Aサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	申請書に基づき派遣計画を策定
実施 (Do)	派遣先高等学校の当該部活動顧問を対象として研修実施後、各高等学校へ派遣
点検・評価 (Check)	実績報告書等により、成果の内容等を把握
改善(Action)	次年度派遣計画の検討

② 手 続

関連事業整理表、スポーツエキスパート活用事業実施要項、申請書及び実績報告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて体育課学校体育班に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 運動部における外部指導者の活用について（意 見）

スポーツエキスパート事業の過去3年度の申込数と派遣数は、次の表のとおりである。

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
派遣数	30 名	30 名	40 名
申込数	53 名	51 名	40 名
差異	▲23 名	▲21 名	—

平成 26 年度において申込数が減少している理由としては、平成 24、25 年度は東日本大震災の影響による予算削減に伴い、例年より派遣数が少なくなったことにより、選考に漏れた学校が申込みを断念したと担当課では推察している。また、派遣数に対して申込数が上回った場合には、同一校からの複数申請を一

人に絞る等、指導経歴の差、専門性の高さ、地域との連携の様子等を総合的に判断して選考している。

実施要項では、派遣回数は1運動部につき年間24回とされており、実質的に1運動部について、一人の申請が限度となっている。県立高等学校への往査の中で、長狭高等学校からは、各県立学校一つの部が限度となっているため、より多くの派遣人数が欲しいとの要望が聞かれた。また、派遣先高等学校の当該部活動顧問を対象とした研修資料の説明会Q&Aにおいても、「報償費を受領した外部指導者が自ら他の外部指導者に配分することは関知しないところである。」と明記されていることから、県教育委員会においても、1運動部において複数の外部指導者が関わっていることを認識していると考えられる。

千葉県高等学校体育連盟実態調査の中で、顧問が回答した部活動経営上・指導上の課題は次の表のとおりである。専門的な技術指導に関する課題は29%、他の分掌との兼ね合いに関する課題は22.5%、休日の活動や引率業務に関する課題は22.9%の顧問が回答している。

【部活動経営上・指導上の課題】 (複数回答可)

諸 課 題	割 合
部員数確保に関する課題	55.3%
施設や競技用具に関する課題	44.5%
専門的な技術指導に関する課題	29.0%
部費の使途や管理等活動経費に関する課題	10.9%
休日の活動や引率業務に関する課題	22.9%
けがや事故対応といった安全管理に関する課題	23.3%
部員間や顧問間の人間関係に関する課題	9.4%
他の分掌との兼ね合いに関する課題	22.5%
競技団体等の外部組織に関する課題	4.9%

(平成26年度千葉県高等学校体育連盟実態調査より抜粋)

部活動の顧問は、夜遅くまで残り、場合によっては土日も対応するということが多いと考えられる。教育委員会の調査においては、4. 人事評価の実施状況に係る監査結果（教職員の残業把握義務・改善の方向性含む。）で述べるように、各県立学校において明確に部活動の顧問の教職員の残業時間を把握するには至っていないという現状がある。

スポーツエキスパート事業は、部活動の顧問の活動が軽減できるという側面もあり、教職員の学習指導業務に向けられる時間数が現状よりも確保できるという副次的な効果があると考えられるため、今後も運動部における外部指導者を積極的に活用することを要望する。また、実態調査の結果にもあるとおり、

「専門的な技術指導に関する課題：29.0%」という結果を解消するための専門家の供給について、地域における専門家人材の協力可能性を具体的に調査することを各県立学校及び教育庁所管課に要望する。

(7) 医療的ケア担当者の専門性向上研修事業について

① 概要

ア. 事業概要について

学校における看護師等の配置や職務内容について、法令上の位置付けはなく、教育委員会が、医療的ケアを必要とする児童生徒等の状態等に応じ、雇用、配置している。また、看護師等の免許を持たない教職員も、一定の研修を受ければ、一定の条件のもとに「認定特定行為業務従事者」として医療的ケア^(注1)のうち5つの特定行為（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養）を実施することが可能となっている。

県では、医療的ケアを担当する教員及び特別非常勤職員（看護師を含む）に対して、医療的ケアに関する基本的な知識・技術及び援助の方法について講習会を実施しており、263名の教員が認定特定行為業務従事者として登録されている。また、平成26年度においては、県立特別支援学校^(注2)のうち20校で医療的ケアを実施しており、実施状況は次の表のとおりである。

(注1) 医療的ケアとは、看護師が配置されている特別支援学校において、教育課程のもとで行う日常的・急急の手当のことである。具体的には、①咽頭より手前の吸引、②咳や嘔吐・喘鳴等の問題のない児童生徒等で、留置されている管からの注入による経管栄養（ただし、経管の先端位置の聴診器による判断は除く）、③自己導尿の補助、④その他、医師の指示で認められている範囲である。

(注2) 特別支援学校とは、従来の盲学校、聾学校、養護学校を、障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法第71条に規定されている学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

担当課で作成された関連事業整理表における平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	6 一人一人の特性に向けた特別支援教育を推進する
取組	(6) 医療的ケアの実施体制の充実

事業名	医療的ケア担当者の専門性向上研修事業
平成26年度最終予算額	478千円
事業概要	医療的ケアを担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）に対して、医療的ケアに関する基本的な知識・技術及び援助の方法について講習会を実施する。
平成26年度の実績	・基本研修2回、実技研修6回
事業の成果と課題（平成26年度）	・改正法にのっとり、基本研修、実技研修を、また、看護師においては、病院施設での実技等の研修を行うことにより、安全で確実な医療的ケアを実施できた。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	○改正法に基づいた基本研修を行うことにより、133名の教員等が、特定5行為に関する医療的ケアが行えるようになった。 ○看護師の研修を行うことにより、新しい医療、看護の知識技能を習得できた。
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	・今後も、各県立特別支援学校における医療的ケアが、円滑に実施できるよう研修を行っていく。
担当課（室）	特別支援教育課

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

医療的ケア担当者の専門性向上研修事業においては、具体的に次のようなPDCAサイクルで点検・評価を行っている。

区分	内容
計画（Plan）	研修会の企画立案
実施（Do）	受講希望者の募集 基本研修会（年1回、2日間）と特別非常勤講師（看護師）研修会（年7回）の実施
点検・評価（Check）	医療的ケア実施校の状況確認（医療的ケア実施担当者の増員に対する要望、医療的ケア実施体制（看護師）のスキルの安定化等）
改善（Action）	次年度開催計画の立案

② 手 続

実施要項、千葉県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて特別支援教育課に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 基本研修の開催回数について（意 見）

基本研修は、年に1回、8月に開催しており、基本研修と実地研修を修了したことを県知事に登録された教員は、認定特定行為業務従事者として、各学校において特定行為の実施が可能となる。平成26年度においては、県立特別支援学校のうち20校で医療的ケアを実施しており、実施状況は次の表のとおりである。

(単位：人)

区分	平成26年度
日常生活全般において医療的ケアが必要な児童生徒数（①～⑦計）	360
医療的ケア実施校（校）	20
学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒数	
①教員・看護師対応	169
②保護者（離れる見込みあり）	27
③保護者対応	14
④自己対応	9
家庭・施設のみでの医療的ケアが必要な児童生徒数	
⑤家庭・施設のみ	115
配置されている看護師数	49
認定特定行為業務従事者数（人）	164
医療的ケア未実施校	
⑥学校生活において医療的ケアが必要な児童生徒数	18
⑦家庭・施設のみで医療的ケアが必要な児童生徒数	8

（県立特別支援学校医療的ケア実態調査より抜粋）

医療的ケアの必要な児童生徒等については、特別支援学校ごとに、入学が想定される児童生徒等も含めて把握し、教育委員会に報告して、指導医の依頼等必要な手続を行うなど、体制を整えている。現在、医療的ケアの要望が挙げられた学校に対しては、全ての学校に対応して医療的ケア実施校としている。なお、医療的ケアが必要な児童生徒等が在籍している学校でも、対象の児童生徒等が

訪問学級に在籍をしていたり、家庭や施設でのみ医療的ケアを実施していたりする等、学校生活における医療的ケアを必要としない場合があり、その場合、医療的ケア未実施校に区分される。

医療的ケア運営会議議事録では、「教員が医療的ケアを実施し、子どもと接する中で生き生きし、気持ち充実している様子が見られる」との意見もあった。一方、特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等は増加傾向にあることから、今後、看護師や教員の負担が増える可能性がある。特別支援学校における特定行為は、医療機関等における医療行為とは異なり、学校において児童生徒等が安全な環境で教育を受けられるようにするためのものである。

したがって、看護師や教職員の対応能力には限りがあり、児童生徒等の健康状態が優れない場合の無理な登校は適当でないこと等について、学校と保護者の間で十分にコミュニケーションの機会を持ち、保護者がこの点について認識し、相互に連携協力することが必要であることを共有する等、期待ギャップが生じないように、引き続き日頃の連携協力を図ることを要望する。

(8) 特別非常勤講師配置事業について

① 概 要

ア. 事業概要について

教育委員会では、特別支援学校における幼児児童生徒の障害の重複化、多様化に対応し、より専門的な指導の充実のため、理学療法士^(注1)、作業療法士^(注2)及び言語聴覚士^(注3)等の専門職の活用を図っている。なお、平成24年度から平成26年度における県立特別支援学校における特別非常勤講師としての理学療法士等の外部専門家の配置状況は、次の表のとおりである。

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
理学療法士	7名	7名	8名
作業療法士	6名	6名	6名
言語聴覚士	7名	3名	3名
臨床心理士、臨床発達心理師	-	2名	4名
歯科医師、歯科衛生士	7名	8名	7名
その他	3名	8名	8名
合 計	30名	34名	36名

(特別非常勤講師より抜粋)

- 注1：理学療法士（PT）とは、病院等で医師の指示のもとに患者に理学療法を実施するリハビリテーション医療専門職。医療の他、福祉や行政の分野でも活躍が期待されている。
- 注2：作業療法士（OT）とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示のもとに作業療法を行うことを業とする者。身体障害者や精神障害をもつ患者に対し、専門的な立場から係わるリハビリテーション医療専門職。
- 注3：言語聴覚士（ST）とは、言語や発語・発声の障害、あるいは聴覚に障害がある者に対して評価と訓練・治療を行う専門職。平成10年に言語聴覚士の呼称で身分法が施行された。

イ. 平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果について

平成26年度事務を対象とした点検・評価の結果は、次の表のとおりである。

区 分	適 用
プロジェクト	Ⅱ 元気プロジェクト
施策	6 一人一人の特性に向けた特別支援教育を推進する
取組	(3) 適切な教育的支援に向けての支援体制の充実
事業名	特別非常勤講師配置事業
平成26年度最終予算額	2,025千円
事業概要	特別支援学校における幼児児童生徒の障害の重複化、多様化に対応し、より専門的な指導の充実のため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の活用を図る。
平成26年度の実績	・自立活動支援36名
事業の成果と課題（平成26年度）	・児童生徒の身体の動きや摂食機能の向上のための指導が充実し、状態の改善が図られた。 ・発達障害の児童生徒の増加に伴い心理的な安定等の自立活動の充実を図っていくことが課題である。
事業の成果と課題（計画期間を通して） ※文頭の○は成果、●は課題である。	○専門的立場からの当該児童生徒への指導により、障害による学習上又は、生活上の困難の改善・克服に必要な知識、技能、態度を養うことに成果を上げている。
進捗状況の自己評価	A
次年度以降への施策の報告性（課題に対する改善策）	引き続き事業を継続していく。特に発達障害の児童生徒等への自立活動を充実できるよう、臨床心理士等の活用を拡大する。
担当課（室）	特別支援教育課

（関連事業整理表より抜粋）

ウ. 点検・評価の流れについて

特別非常勤講師配置事業においては、具体的に次の表のようなP D C Aサイクルで点検・評価を行っている。

区 分	内 容
計画 (Plan)	学校課題から職種の依頼に基づき各学校の配置時間等の検討
実施 (Do)	特別非常勤講師による事業の実施
点検・評価 (Check)	授業内容の振り返り、報告書の確認
改善(Action)	学校からの依頼職種の検討結果に基づき次年度以降の配置予定の検討

② 手 続

県立学校非常勤職員取扱要綱、特別非常勤講師任用・雇用具申書、特別非常勤講師任命（雇用）届出書、特別非常勤講師依頼計画、特別非常勤講師実施報告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合及び分析等）を実施し、併せて特別支援教育課に質問等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 特別支援学校における外部専門家の活用について（意 見）

県立学校への往査の過程で、野田特別支援学校では、身体のケアが必要な児童生徒に対し、階段やスロープを用いた自立活動の改善、克服が行われていることを確認した。しかし、理学療法士等の外部専門家の配置がないため、外部専門家（大学教授）を招いた自立活動に関わる実施計画による研修を開催し、自立活動の個別指導計画^(注4)の策定ノウハウを習得している。

また、銚子特別支援学校では、同様に外部専門家の配置がないため、児童生徒が日頃関わっている医療機関等の理学療法士と情報交換を行い、自立活動の個別指導計画の策定に役立てている。その他、特別支援学校における自立活動については、千葉県総合教育センターが主催する研修会への参加等で対応している。

外部専門家の導入については、学校の組織体制との整合をどのように図っていくのか、教職員間で外部専門家の指導、支援等の助言に対する共通理解をどのように図っていくのか等の課題も多い。しかし、これらの課題に対しては、外部専門家の位置付けを見直し、常勤で学校組織の中に在籍する等、専門家といつでも必要な時に相談できる体制づくりを構築することが有用と考える。

したがって、自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、より一層外部専門家との連携協力を図り、障害に応じた適切な指導が継続できるようにするためにも、今後も、理学療法士等の外部専門家を幅広く活用し、より多くの県立特別支援学校へ配置することを要望する。

注4：個別指導計画とは、教育課程全般における児童生徒一人一人の指導計画の作成を考えてまとめたもの。学習指導要領で定められた、自立活動と重複障害者等の指導の計画である「個別の指導計画」を含むものとした考え方に立っている。

イ. 事業の課題の報告について（意見）

特別非常勤講師配置事業においては、県立学校非常勤職員取扱要綱第6条第6項の規定により、実施報告書を作成している。この報告書は、PDCAサイクルでの点検・評価（Check）の際に用いられているが、活用の成果のみが記載される様式となっている。

今後の事業活動の改善に資するためには、活用上の諸問題の現状、活用上の課題等についても報告することを想定して、報告書様式を変更することについて検討することを要望する。

2. 学校評価の実施状況について

(1) 概 要

① 学校評価の概要

ア. 学校評価の経緯について

教育基本法は昭和 22 年に制定されたが、その後、教育を取り巻く環境が大きく変わったことから、平成 18 年に改正がなされた。改正後の教育基本法は「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの教育基本法に掲げられてきた普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育基本理念を明示した。

また、平成 19 年 1 月の教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」において、教育再生のための緊急対応として、「学校教育法の改正」をはじめとする教育 3 法の改正が提言された。

中央教育審議会において、これまでの審議の積み重ねの上に、教育再生会議の第一次報告も参考にしつつ、集中的な審議が行われ、答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要なとされる教育制度の改正について」が取りまとめられたことから、国会審議を経て平成 19 年 6 月に学校教育法が改正された。

学校評価の実施は、小学校設置基準などにより従来、努力義務が課されており、平成 18 年 3 月には「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」が示されていたが、改正された学校教育法においては、各種学校の目的及び目標の見直し等や副校長等の新たな職の設置などと並んで学校評価と情報提供に関する規定の整備が行われており、同法第 42 条で「小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされ、学校評価の実施が義務づけられた。

平成 19 年 10 月には学校教育法施行規則において、i 自己評価の実施・公表、ii 保護者など学校関係者による評価の実施・公表、iii 自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられ、平成 20 年 1 月には文部科学省より「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」に代わる新たな「学校評価ガイドライン [平成 22 年改訂]」が示され、平成 20 年度より改正後の学校教育法に基づく学校評価が開始された。

イ. 学校評価の現行制度について

学校評価は、子どもたちがより良い教育を享受できるよう、その教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取組であり、学校教育法第 42 条における「文部科学大臣の定めるところ」として学校教育法施行規則第 66 条以降において詳細が規定されている。

具体的には、同規則第 66 条において自己評価の実施・公表、第 67 条において保護者など学校関係者による評価の実施・公表、第 68 条においてそれらの評価結果の設置者への報告がそれぞれ定められている。すなわち、一方で、実施・公表が義務付けられている自己評価、他方で、学校関係者評価の実施・公表は努力義務として規定されている。

第 66 条

小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条

小学校は、前条第 1 項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条

小学校は、第 66 条第 1 項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

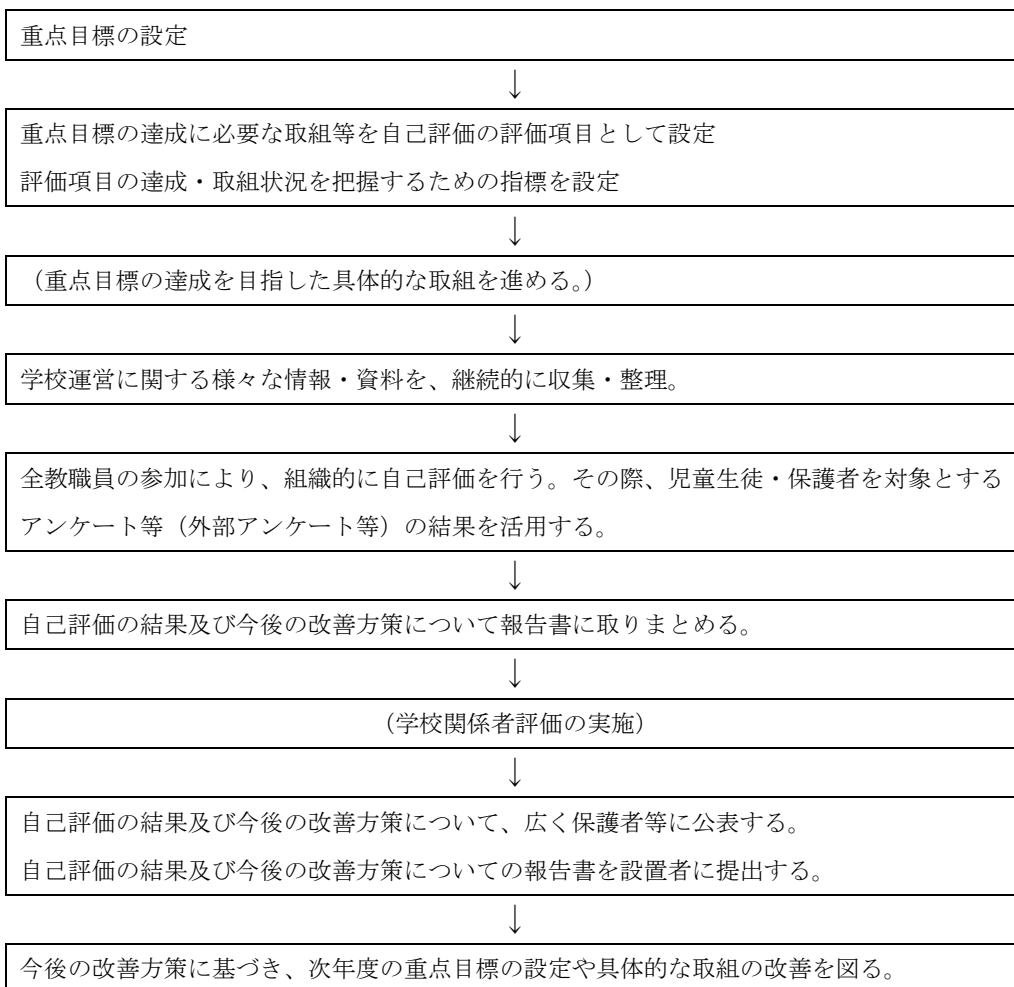
これらの規定は、幼稚園（第 39 条）、中学校（第 79 条）、高等学校（第 104 条）、中等教育学校（第 113 条）、特別支援学校（第 135 条）、専修学校（第 189 条）及び各種学校（第 190 条）にそれぞれ準用されている。

（ア）自己評価

自己評価については、学校教育法施行規則第 66 条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行うものである。

自己評価の実施の流れは次のとおりである。



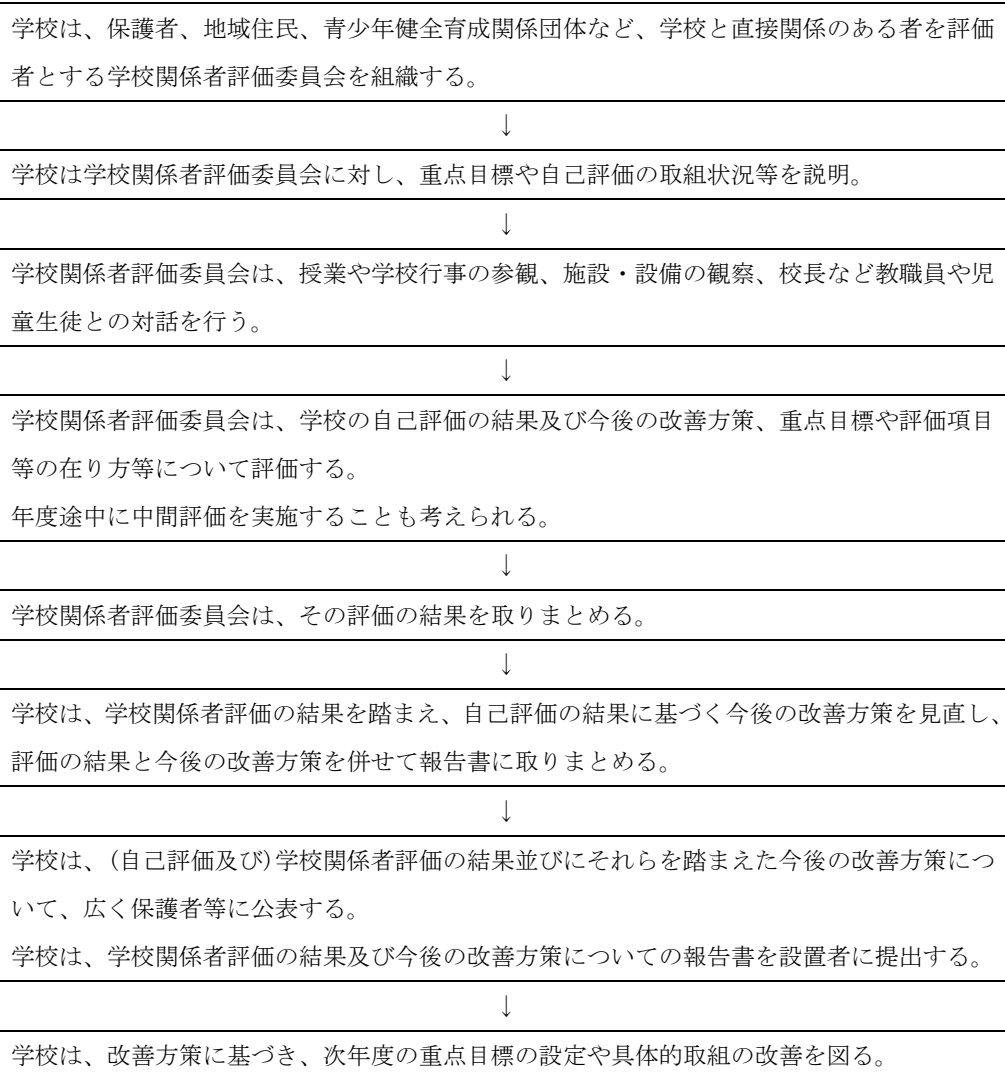
(イ) 学校関係者評価

学校関係者評価については、学校教育法第 67 条に規定されており、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

学校関係者評価は、保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団

体の関係者、接続する学校（小学校に接続する中学校など）の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うものである。

学校関係者評価の実施の流れは次のとおりである。



② 県立学校における学校評価

県は、学校教育法施行規則を受けて、県立高等学校管理規則・県立中学校管理規則・県立特別支援学校管理規則において、学校評価に係る「事項の実施については、教育委員会が別に定めるところによる」ことと定めており、「県立学校に係る学校評価の実施基準」を定めている。

「県立学校に係る学校評価の実施基準」の重要なポイントは次のとおりである。

ア. 学校評価の目的

学校評価は、児童生徒がより良い教育活動を享受できるよう、学校運営の改善と発展を目指し、次の目的で実施する。

- (1) 学校現場においてP D C Aサイクルによる教育活動の活性化を図り、組織的・継続的な改善を図ること。
- (2) 学校評価の過程で、授業公開や学校関係者評価を積極的に導入し、教育活動の状況を保護者や地域へ情報発信することにより、説明責任を果たすとともに、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

イ. 学校評価の意義

- (1) 学校教育目標の設定・具体的方策の立案・自己点検・自己評価等を通して、教職員一人一人の果たすべき役割が明確化され、組織的な教育活動を充実・強化できる。
- (2) 教職員一人一人が持てる力を最大限に発揮し、能力開発に努めることにより、さまざまな教育課題に一層効果的に取り組むことができる。
- (3) 評価結果の公表を通して情報発信することにより、学校への信頼が高まるとともに、保護者や地域との連携が深まる。

ウ. 実施方法等

(1) 自己評価

ア 各学校は、重点的に取り組むことが必要な単年度の目標を具体的・明確に定め、その目標の達成に向けた評価項目・指標を精選して設定する。

イ 各学校は、評価項目・指標に基づき、目標の達成状況や取組状況を評価するとともに、その改善方策を検討する。

ウ 自己評価を行うに当たり、生徒、保護者、地域住民から寄せられた具体的な意見や要望、生徒による授業評価など、生徒・保護者を対象とするアンケート等の結果を活用する。

(2) 学校関係者評価

ア 保護者、地域住民等からなる学校関係者評価に係る委員会を設置する。

イ 学校関係者評価に係る委員会は、授業や学校行事の参観、施設・設備の観察、校長など教職員と生徒との対話等を行い、自己評価が適切

に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する。

ウ ～（中略）～ 保護者等を対象とするアンケートの実施のみをもって学校関係者評価を実施したと見なすことは適当でない。

エ. 公表

(1) 自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について広く保護者や地域住民等に公表する

(2) 日頃の取組など学校に関する情報を日常的・積極的に提供する

(3) 自己評価の結果公表は学校教育法施行規則による義務

オ. 活用

評価そのものが目的ではなく、その分析を踏まえた改善方策の検討・公表することで、PDCAサイクルによる学校運営の改善につなげるのが目的である

県は、この基準に基づき、前年度の学校評価の結果を踏まえた各県立学校の学校教育目標報告書を毎年度5月末までに提出させている。また、毎年度2月末までに学校評価を実施させ、その報告書を提出させている。

学校教育目標の設定に当たっては、「学校教育指導の指針」を踏まえて、学校経営、学習指導、生徒指導、キャリア教育の各領域の重点目標を必ず設定することを要求し、また、各学校の実態に応じて他の様々な領域からの設定を求めている。

このように学校関係者評価については、法令上は努力義務であるが、県においては基準によって全県立学校で実施されている。

③ 第三者評価

第三者評価とは、文部科学省が公表している「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」によると、次のとおり説明されている。

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うものと位置付けられる。

第三者評価は、「学校が自ら学校運営を改善し、その教育水準の向上を図るとともに、適切に説明責任を果たして保護者や地域住民等の理解と参画を得て学校づくりを進めていくため、自己評価や学校関係者評価に加えて、第三者評価を導入することにより、学校評価全体の充実を図る」ことを趣旨とする。

第三者評価は、法令によって実施が義務付けられている自己評価や実施が努力義務となっている学校関係者評価に加えて実施する任意の評価である。「学習指導や学校のマネジメント等について専門性を有する者」や「各学校と直接の関係を有しない者」によって行われる評価であり、任意の評価であることから、「学校関係者評価と第三者評価の両方の性格を併せ持つ評価を行うなど、地域や学校の実情等にに応じて、評価の実施体制は柔軟に対応する」ことができるものとされている。

県の県立学校に係る学校評価の実施基準においては、特に第三者評価について具体的な言及はされていないものの、県が実施した「平成 26 年度 学校評価に関するアンケート」においては、各県立学校から第三者評価の実施有無や第三者評価の実施阻害要因についての回答を収集している。

(2) 手 続

学校評価に係る事務の執行が、法令、条例及び関連規則等に基づき、適正に実施されているかどうかを確かめるため、次の監査手続を実施した。

- i 平成 26 年度の学校評価実施報告書を査閲し必要な質問等を行った。
- ii 県立学校への往査時において、校長や教頭等に必要と認めた質問を行った。
- iii 学校評価の公表状況について、ウェブサイトや広報誌の閲覧を行った。
- iv 往査対象校に対して必要と認めた照会を行った。
- v 所管課である指導課、特別支援教育課へ必要と認めた質問を行った。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 学校評価の実施について

監査の実施に当たり、県立学校に対して学校評価の実施に関する統一的なアンケートの実施を行った。アンケートの主な実施結果については次のとおりであった。

【学校評価に関するアンケートの実施結果】

分野	アンケート項目	「はい」の割合	
		高等学校	特別支援学校
目標設定	学校教育目標設定報告書（第1号様式）の原案は、校長先生が中心になって直接作成されているか？	99.1%	96.2%
評価手段	生徒による授業評価を実施しているか？	98.2%	69.2%
	生徒による先生評価を実施しているか？	64.9%	50.0%
	保護者による授業評価を実施しているか？	86.5%	96.2%
	保護者による先生評価を実施しているか？	57.7%	57.7%
	学校関係者評価を実施しているか？	98.2%	96.2%
公表	学校教育目標設定報告書の内容は公表されているか？	79.3%	57.7%
	自己評価結果及び学校関係者評価の結果はホームページ等で公表されているか？	87.4%	73.1%
	学校評価実施報告書は公表されているか？	55.9%	30.8%
	学校評価の結果に対する改善方策は公表されているか？	52.3%	80.8%

注：回答が得られた高等学校 111 校、特別支援学校 26 校を対象として、未回答の設問についても母集団に含めて集計している。

以上のアンケート結果を精査し、現場往査の対象となった県立学校の学校評価の実施状況を中心に次のような改善点等を述べることとする。

ア. 目標設定について

学校評価を行うに当たっての目標設定は、P D C AサイクルのP (Plan) に相当する重要な要素である。各県立学校は県立学校に係る学校評価の実施基準に従い毎年度5月末までに学校教育目標設定報告書（様式1）及び学校評価年間計画書（様式2）を作成し、所管課に提出している。

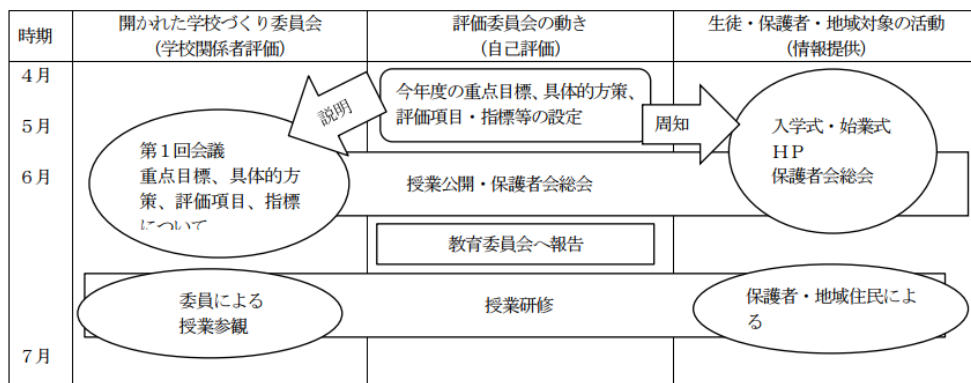
例えば、現場往査対象の県立学校である船橋古和釜高等学校を例に、「学校教育目標設定報告書」及び「学校評価年間計画書」の実際の作成・公表例を次のとおり掲載する。

【千葉県立船橋古和釜高等学校の例（抜粋）】

平成26年度 学校教育目標設定報告書

領域	重点目標	具体的方策 (具体的な取組, 手立て)	評価項目・指標 (評価方法・評価基準)
学校経営	1) 平成27年度地域連携アクティブスクール実施に向けた準備 2) 若手教員の育成 3) 安全・安心な学校づくり 4) 不祥事ゼロの学校づくり	①入学者選抜方法等の変更(6月まで) ②新教育課程の決定(6月まで) ③地域連携教育の充実(大学・商工会議所等) ④制服の改訂(7月まで) ⑤学校PRの工夫 ⑥定期的なHPによる情報発信 ⑦定期的な安全点検の実施 ⑧学校安全計画及び危機管理対応マニュアルの工夫・改善 ⑨職員の資質向上のための研修の実施	①・②アクティブスクール準備委員会・教育課程検討委員会の連携と定期的な開催による決定状況 ③大学生による授業サポートの試みと、インターシップの拡充 ④制服検討委員会の定期的な開催 ⑤1学年生徒の出身中学校別メッセージの作成 ⑥HP更新回数及び地域への閲覧回数 ⑦学校独自の学校安全点検確認表の作成と月1回の安全点検及び改善率 ⑧危機管理対応マニュアルの作成と配布 ⑨職員による学校評価アンケート
学習指導	1) 基礎基本指導の徹底 2) 楽しくわかる授業の実践	①マナトレを1学年では国語・数学・英語で実施し、11月に認定試験を実施する ②独自の常用漢字テストの実施 ③成績不振者に対するスタディサポートを設定し、欠点保有者の減少を目指す ④授業公開の実施 ⑤生徒による授業評価の実施	①マナトレ認定試験合格者状況の把握 ②常用漢字テストの実施(年7回)と結果の把握 ③実施状況と、欠点保有率の推移 ④校内授業研修週間(年1回)、と授業公開(年2回)の実施 保護者・教職員による授業評価アンケートの結果の把握 ⑤生徒による授業評価アンケートの結果の把握 学校評価による生徒の学習意欲の変化の把握

平成26年度 学校評価年間計画書



ここで掲載した学校教育目標設定報告書は、学校経営・学習指導・生徒指導・キャリア教育・その他、各県立学校が識別した領域について、重点目標を定め、目標を達成するための具体的方策に落とし込むとともに、評価項目・指標を記す形式となっている。一方、学校評価年間計画書は、学校評価の実施に係る年間スケジュールを図式化した資料となっている。

そこで、各県立学校から所管課に提出された平成26年度の学校教育目標設定報告書を閲覧した結果、次のような検出事項があり、改善を要するものとして記載する。

(ア) 評価項目・指標について（意見）

各県立学校の学校目標設定報告書等の作成に当たり、所管課は「平成 26 年度学校教育目標設定報告書及び学校評価年間計画書作成上の留意事項」（以下、「計画上の留意事項」という。）を各県立学校に提示している。その中で、「評価項目・指標」については文部科学省「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」の 47 頁から 52 頁を参考とし、具体的方策の取組状況や達成状況を評価できるような指標を記入することとされている。また、必ず設定すべき評価項目・方法として以下の項目を指定している。

【設定が必須となっている評価項目・方法】

領域	評価項目・方法
学校経営	ホームページの掲載内容と更新状況
学習指導	生徒による授業評価アンケートの結果 校内研究授業・研修会の実施回数とその状況
生徒指導	生徒理解のための工夫・取組の状況 (例 個人面談、生徒アンケート等)
キャリア教育	ガイダンス機能を充実するための工夫・取組の状況 (例 進路説明会、個人面談、教員研修会等)

実際に各県立学校が作成した学校教育目標設定報告書においては、採用した評価項目・指標の数は学校により様々であったが、この表に示された必須項目である学校経営の領域を一例とすると、生徒や保護者によるアンケートの結果や開かれた学校づくり委員会による学校評価を評価項目・指標とする県立学校が多く見られたものの、中には「学校の教育活動について保護者・地域の理解を深める」ことを重点目標として「ホームページの掲載内容と更新状況」のみを評価項目・指標に掲げる県立学校も存在した。

他方、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」の 47 頁から 52 頁に記載されている項目には、学校経営の領域に該当すると考えられる評価項目として、以下の例示が含まれている。

■ 組織運営

- ・校長など管理職の教育目標等の達成に向けたリーダーシップの状況、また、他の教職員からの信頼の状況
- ・校務分掌や主任制等が適切に機能するなど、学校の明確な運営・責任体制の整備の状況

- ・職員会議等の運営状況
- ・学校の財務運営の状況（県費、市費など学校が管理する資金の予算執行に関する計画、執行・決算・監査の状況等）
- ・勤務時間管理や職専免研修の承認状況等、服務監督の状況
- ・各種文書や個人情報等の学校が保有する情報の管理の状況、また、教職員への情報の取扱方針の周知の状況
- ・学校運営のための諸事務等の情報化の状況

■ 教育目標・学校評価

○教育目標の設定と自己評価の実施状況

- ・児童生徒や学校の実態、保護者や地域住民の意見や要望を踏まえた学校としての目標等の設定の状況
- ・学校の状況を踏まえ重点化された短(中)期の目標等の設定の状況
- ・目標等を踏まえた自己評価の評価項目の設定の状況
- ・自己評価が年に1回以上定期的に実施されているかなど実施の状況
- ・自己評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・全教職員が評価に関与しているかなど体制の状況
- ・外部アンケート等の実施と自己評価への活用状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況
- ・自己評価の結果の設置者への報告の状況
- ・(データ等)学校の目標・計画等

○学校関係者評価の実施状況

- ・「外部アンケート等」を除き、保護者その他の学校の関係者による主体的・能動的な評価が年に1回以上定期的に実施されているかなど実施の状況
- ・学校関係者評価が自己評価の結果を踏まえたものとなっているかなどの状況
- ・学校関係者評価のための組織（学校関係者評価委員会のほか、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用する場合を含む）の構成等の状況
- ・学校関係者評価の評価者の構成の状況（保護者が含まれているか、など）
- ・学校関係者評価の結果の翌年度の目標等の改善への活用状況
- ・学校関係者評価の結果の設置者への報告の状況

○学校に対する児童生徒・保護者の意見・要望等の状況

- ・児童生徒・保護者の満足度の把握の状況
- ・教育相談体制の整備状況、児童生徒・保護者の意見や要望の把握・対応状況
- ・授業など学校に対する評価が実施されている場合、評価を行った児童生徒・保護者の匿名性の担保への配慮の状況

- ・(データ等)児童生徒・保護者による授業などに関する評価の結果

■ 情報提供

- ・学校に関する様々な情報の提供状況
- ・学校公開の実施の状況
- ・児童生徒の個人情報の保護の状況
- ・学校評価（自己評価・学校関係者評価等）結果の公表状況
- ・学校便りや学級便りの発行など、主として保護者を対象とした情報の提供状況
- ・情報提供手段として、ホームページを活用するなど、広く周知するための工夫の状況

「ホームページの掲載内容と更新状況」は、学校の情報提供に関する取組を示す評価項目として重要な要素の一つではあると考えられる。しかし、学校経営の領域において「ホームページの掲載内容と更新状況」を必須としたことに影響を受けて、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」の47頁から52頁を参考とし、具体的方策の取組状況や達成状況を評価できるような指標を記入する」とした県教育委員会の趣旨を十分に理解していない県立学校があるのではないかと懸念される。

したがって、各県立学校の目標設定や評価項目・指標の設定に関して、所管課から通知される計画上の留意事項は重要な拠り所となっている。必ず設定すべきとした評価項目・方法の内容や項目数の適正性や「作成例」の記載充実も含め、各県立学校がより適切に評価項目や指標を設定できるよう指導を深化されることを要望する。また、各県立学校においては、上記の項目について「具体的方策の取組状況や達成状況を評価できるような指標」を設定されるよう要望する。

(イ) 評価方法・評価基準について（意見）

各県立学校が学校教育目標設定報告書において取り上げた評価項目・指標に関し、「評価項目・指標（評価方法・評価基準）」の記載において、多くの県立学校では評価項目や指標のみを列挙しており、具体的な評価方法や評価基準にまで踏み込んだ記載をしている県立学校は少数であった。

学校目標設定報告書の例示として掲載した古和釜高等学校を一例とすると、「学校経営」の領域において、「⑥HP更新回数及び地域への閲覧回数」という評価項目・指標が掲げられているが、重点目標を達成するために、具体的にホームページを年度中に何回以上更新すれば良いと考えているのか、また、何

回以上の閲覧があれば良いと考えているのかについては触れられていない点である。あるいは、「⑨職員による学校評価アンケート」という評価項目・指標については、重点目標を達成するために職員による学校評価アンケートを単に実施すれば良いという考えで評価項目・指標を定めたのか、それとも予定するアンケート項目について、一定以上の結果を達成したいという趣旨で評価項目・指標を定めたのか判然としない点である。

他方で、評価項目・指標について具体的な評価方法・評価基準にまで踏み込んで簡潔に記載している県立高等学校の例（生浜高等学校）も存在した。

【千葉県立生浜高等学校の例（抜粋）】

（第1号様式）

平成27年度 学校教育目標設定報告書

学校番号 12

学校名 千葉県立生浜高等学校

課程名 全日制の課程

領域	重点目標	具体的方策 (具体的な取組、手立て)	評価項目・指標 (評価方法・評価基準)
学校経営	1 全日制と三部制定時制のそれぞれの特性と、全・定併置校としての利点を活かした学校づくりを推進する。 2 保護者・地域から信頼される学校を目指し、生徒一人一人の能力・適性を伸ばし、社会に貢献できる規律正しい人間性豊かな活動的生徒を育成する。	①分掌・年次で、全定一体の会議を効果的に実施し、重点目標・具体的取組や情報の共有化を図る。将来像を見据えた三部制検討委員会の充実を図る。 ②地域行事・就職先企業や中学校訪問を実施し、学校の特徴を公表し理解を図る。ホームページの内容の充実と「生浜NOW」を筆頭に更新頻度を増やし、周知に努める。 ③袖ヶ浦特別支援学校・生浜西小学校との交流を継続・充実させるとともに、地域活動や地域防犯にも協力する。	①重点目標や具体的取組を明確にできたか。その成果は十分であったか。アンケート評価で90%以上の肯定的回答を目指す。 ②毎日のホームページ更新を継続し、保護者の情報提供に関する肯定的評価を80%以上にする。 ③袖ヶ浦特支と生浜西小との交流を例年以上に活性化。地域活動として美化運動を実施する。
学習指導	1 生徒の興味・関心・意欲を喚起するとともに、基礎学力の向上と定着を図る。 2 生徒の実態に応じた授業改善を図り、分かる授業を展開する。	①教科科目ごとに、定着させるべき基礎・基本を厳選、徹底指導し基礎学力を向上させる。SHR を利用し複数の教員でマナトレを実施することで、基礎学力の定着を図る。 ②数学、英語において習熟度別授業、少人数授業を実施し、個に応じた指導に一層努める。 ③生徒の積極性や能動性を引き出す授業を行うための工夫と検討を行う。また、授業公開や相互の授業研究、管理職による授業観察及び面談、教員・生徒・保護者・地域による授業評価を行う。	①生徒アンケートの「授業の内容が理解できる」の肯定的評価を90%以上にする。 ②職員、生徒の「授業の取組態度」への肯定的評価をそれぞれ85%以上にする。 ③授業公開、観察の回数を年間3回以上とする。 「授業における教材の利用・積極的なコミュニケーション・進捗等」に関する生徒の肯定的評価を90%以上にする。

このように、「評価項目・指標（評価方法・評価基準）」の記載状況について、県立学校による記載水準の差が見られる点について所管課に照会したところ、目標値のようなものの記載は特段要求していないということであった。

この点、文部科学省の審議会である学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議により設置された学校評価の在り方に関するワーキンググループ（以下、「学校評価WG」という。）が平成24年3月に公表した「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）」（以下、「WG報告」という。）によると、「学校評価における目標が抽象的であったり、何をいつまでに行うかが不明確であったり、達成不可能な内容を掲げた

りして、教育活動その他の学校運営の状況を的確に評価できていない学校がある」との報告がなされている。

千葉県に関しては、県立学校全般においてWG報告で指摘するような状況にあるということをここで述べているものではない。しかし、平成26年度の学校教育目標設定報告書により報告されている評価方法・評価基準の記載水準で判断する限りにおいては、学校評価の実効性を高めるために記載の見直しを図っていく余地が高いものと考えられる。

したがって、目標設定における評価方法・評価基準の定めは、その達成状況について自己評価の中で分析・総括させるために極めて重要な要素である。重点目標に対する具体的方策は多岐にわたることから、必ずしも数値的測定が可能な項目ばかりではないとは考えられるが、それぞれの方策について具体的な評価方法や評価基準に踏み込んで記載するよう、各県立学校に対する指導を深化されることを要望する。

また、各県立学校においても、それぞれの方策について具体的な評価方法や評価基準に踏み込んで記載するよう要望する。

イ. アンケートの実施について

学校評価の最も基本となる自己評価を行うに当たっては、「児童生徒や保護者、地域住民を対象とするアンケートによる評価や、保護者等との懇談会を通じて、授業の理解度や保護者・児童生徒がどのような意見や要望を持っているかを把握することが重要」（「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」）とされている。アンケートは目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するための重要な手段となる。県立学校においても、アンケートの実施が自己評価の基礎材料となっており、なかでも生徒によるアンケートは大半の県立高等学校で行われているほか、保護者によるアンケートや職員によるアンケート、地域の方々によるアンケート等が各県立学校の主体的な判断の上で行われている。

各県立学校が実施しているアンケートの質問項目はおおむね類似しており、生徒によるアンケートについては、授業、生活指導、進路指導、部活動に関する項目のほか、入学して良かったかどうか等の質問項目を取り上げている県立学校が多く見られる。他方、保護者によるアンケートについては、生徒によるアンケートにおいて取り上げている項目のほか、教育目標や設備に関する質問項目を取り上げる県立学校が多く見られた。

そこで、監査過程において往査対象とした18校において、アンケートの実施に関連して照会を行ったところ、次項のとおりのお返事であった。

(ア) 授業ごとアンケートの実施について（意見）

往査対象県立学校の18校に対する照会の結果、授業実施者ごとのアンケートを実施していると回答した県立学校は半数の9校であり、アンケート結果についてはおおむね何らかの手段にて教員に伝えられていることが分かった。他方、9校については授業実施者ごとのアンケートを実施していないという回答であった。

授業実施者ごとのアンケート実施は、単に学校評価における自己評価の基礎材料となるだけでなく、人事評価にも活用し得る重要な取組であると考えられる。県立学校の事情によっては特別支援学校など授業実施者ごとのアンケートを実施することは困難であることも推測されるが、一般の高等学校など授業実施者ごとのアンケート実施が可能と考えられる県立学校については、授業実施者ごとのアンケート実施を一層普及させて、生徒等からの評価を適切に授業の方法の改善に活かすとともに、教員の人事評価にも活用されることを要望する。

併せて、授業実施者ごとのアンケートの実施結果の活用は授業改善と人事評価の面でも参考にすることができる要素があることから、教育委員会としても、各県立学校に対する指導を深化されることを要望する。

(イ) 生徒等から徴取した意見に対する対応状況の公表について（意見）

各県立学校が実施しているアンケートは、大半の学校において、意見を自由に記載できる欄を設けるなどの形式を採っており、生徒や保護者などから広く意見を徴するよう努めている様子が伺える。他方、徴取した意見について対応状況まで含めて公表しているケースは半数程度に限られた。また、一部の県立学校では、ホームページにおける公表において、アンケート結果の否定的な回答に対する対応策については触れず、肯定的な回答比率を掲載する事例（例：館山総合高等学校）も見られた。

このような自由記載の意見について内容や対応状況を公表することはPDCAを機能させる観点から重要であり、より多くの県立学校が取り組まれることを要望する。また、「県立学校に係る学校評価の実施基準」においても「評価そのものが目的ではなく、その分析を踏まえた改善方策の検討・公表することで、PDCAサイクルによる学校運営の改善につなげることが目的」とうたっていることから、過年度のアンケート結果を踏まえた改善状況についてアンケート項目に含めるなど、毎年のアンケート実施が継続的な改善活動の実施に繋がるような仕組みを創るよう要望する。

併せて、教育委員会としても、徴取した意見の対応策まで公表するよう、各県立学校に対する指導を深化されることを要望する。

【学校評価アンケートの実施にかかる照会結果】

学区	県立学校名	授業毎のアンケート実施について		生徒、保護者又は教職員によるアンケートの中で		
		個別の授業ごとにアンケートを実施しているか？	授業担当教員にどのように伝えているか？	意見を自由に記載する欄を設けているか？	その内容は公表しているか？	その対応状況を公表しているか？
第1学区	千葉女子高等学校	○	本人集計	○	職員	×
	京葉工業高等学校	×	—	○	○	一部
第2学区	船橋高等学校	○	文書	○	要約	PTA
	船橋古和釜高等学校	○	文書	○	○	○
第3学区	野田特別支援学校	×	—	○	一部	一部
	関宿高等学校	○	文書	○	○	×
第4学区	下総高等学校	×	—	○	×	—
第5学区	銚子商業高等学校	○	文書	○	職員	開かれた学校づくり委員会
	銚子特別支援学校	×	—	○	×	×
	旭農業高等学校	×	—	○	×	職員
第6学区	東金特別支援学校	×	—	○	○	○
	大網高等学校	×	—	×	—	—
第7学区	茂原樟陽高等学校	○	—	○	○	○
第8学区	長狭高等学校	○	文書	○	○	○
	安房拓心高等学校	○	教科ごとデータ共有	○	—	—
	館山総合高等学校	×	—	○	○	×
第9学区	木更津高等学校	○	文書	○	○	○
	鶴舞桜が丘高等学校	×	—	○	○	—

注：「—」は該当なし、又は無回答を示す。

ウ. 自己評価について

教育委員会の所管課が各県立学校に提示している「平成 26 年度学校評価実施報告書作成上の留意事項」（以下、「作成上の留意事項」という。）によると、自己評価の結果について「生徒の具体的な変容が明らかになるように・・・（中略）・・・前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」よう求めている。記入例によると、自己評価の結果に関する前年度との比較には次のようなものが掲げられている。

【作成上の留意事項の「記入例」に取り上げられている数値的指標】

領 域	指 標
学 校 経 営	ホームページの更新回数
学 習 指 導	授業に対する満足度、研究授業の実施回数
生 徒 指 導	遅刻者の延べ人数 パーソナル・アドバイザーの利用の延べ人数
キャリア教育	説明会の実施回数

そこで、実際に各県立学校が作成し提出している「平成 26 年度 学校評価実施報告書」を閲覧したところ、数値による前年度比較が十分になされていない事例のほか、そもそも数値を用いた自己評価を行っていない事例も散見された。

【例：館山総合高等学校の場合】

領 域	自 己 評 価 の 結 果 (達成状況、結果の分析)
学 校 経 営	① 8 月に小学生を対象とした水産教室や、11月に中学生を対象とした学校開放講座「和に親しむ（家庭科教室）」を実施し、好評を得た。 ② ホームページでは本校の特徴である各専門学科の活動や学校行事を中心に、写真で生徒の活動の様子を発信した。また、千葉県実習船「千潮丸」の動静を、リアルタイムに情報発信した。 ③ 情報セキュリティや不祥事防止に関する研修を取り入れて実施した。

【例：鶴舞桜が丘高等学校の場合】

領 域	自 己 評 価 の 結 果 (達成状況、結果の分析)
学 校	① ホームページについては、各行事毎に画像や記事も多く取り入れ随時更新できた。

経 営	<p>②進路決定率は概ね良好である。1年次からの継続的な指導の結果である。また、新教育課程、学校設定科目の具体的な内容についてもまとめることができた。</p> <p>③農業や情報処理、ボランティア活動など、地域や公共機関と連携した活動を実施し好評であった。</p> <p>④授業や研修を通じて、風の丘分校と本校の職員を中心に交流と協力も深まった。</p>
--------	---

県立学校への往査において、校長や教頭といった実際の学校評価において重要な役割を果たしている管理職に対する質問手続を通じて、いくつかの問題点が浮かび上がった。

すなわち、i 学校評価そのものは年度が終了する以前の毎年2月に行わなければならない、評価指標としての数値をどのように算定すべきか明確でない点（例えば出席率など）や、ii 前年度の数値と当年度の数値を比較するにも年度途中の実績を比較することになり比較対象の期間等のベースが異なることから純粋に比較することができない（例えば、ホームページのアクセス数など）点などである。

県立学校によっては、独自に評価点数を定めている事例（例：旧岬高等学校）など各県立学校による創意工夫が見られるが、全体として、自己評価の結果に関する数値を用いた前年度比較の状況にはかなりのバラツキ（偏差）が見られる。作成上の留意事項が「前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」とした所管課の指示が十分に吟味されているとは言い難い状況であった。

所管課によると、数値を記入させることの趣旨は、前年度実績を基礎とした数値目標を定め、その達成状況について自己評価の中で分析・総括させることにあるとしている。しかし、各県立学校の現状として自己評価の質的な担保が十分ではない懸念がある。以上の状況を踏まえて、以下の2点について意見を述べる。

（ア）採用数値の測定について（意見）

年度内に完結させる学校評価の仕組み上、重要な目標値については年度を通じた目標値とは別に、例えば12月末現在での目標値を定める等の一定の配慮が望まれるところであるが、これまで所管課は記入例による案内のほかは具体的な指示を行ってこなかったとしている。所管課が「前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」とした趣旨を尊重し、一層有意義な自己評価とするためには、採用する数値指標や数値の具体的な測定方法について、実態に合ったより具体的な指示や提案を行われることを要望する。

(イ) 目標値について（意見）

そもそも、「前年度との変化等を可能なかぎり数値で記入する」という所管課からの指示は、主に前年度を基礎とした改善状況を数値的にモニタリングしていくという趣旨であるが、「ア 目標設定について」においても触れているとおり、年度の最終局面において行われるべき評価（＝Check）は、年度当初の目標との対比により行われるべきである。前年度の実績は、年度当初の目標を定める上でも、また、当年度の実績を評価する上でも大いに参考にはなるものの、前年度との比較を行うだけでは年度当初に定めた重点目標に対する達成状況を評価することはできない。

「作成上の留意事項」には「年度始めに掲げた具体的方策について、定められた評価項目・指標に基づき、その達成状況や結果を」分析する旨の説明がなされており、「前年度との変化等」という表現中の「等」には目標値という趣旨を当然に含んでいるとは考えられるものの、特に定量的に測定可能な目標に対する達成状況について、数値での記入を行うよう、より明瞭に指示されることを要望する。

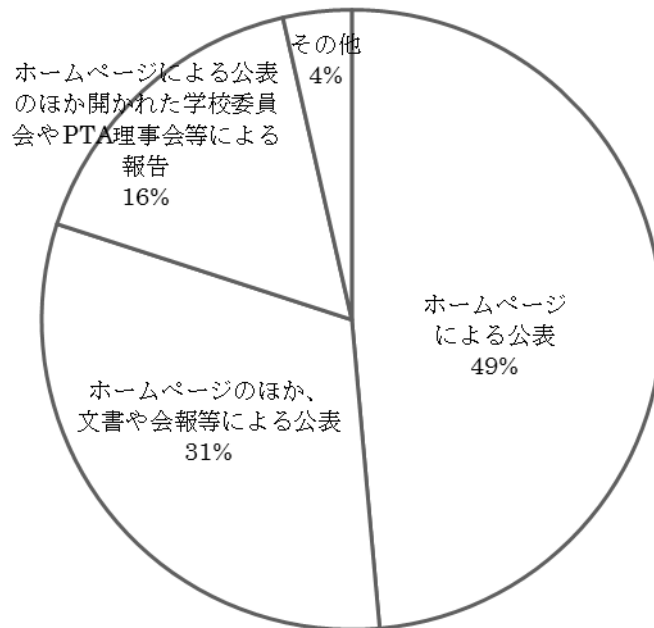
② 学校評価の公表について（指摘）

学校評価は、学校教育法施行規則第 66 条において「自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められており、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」においても、「自己評価の結果の公表に当たっては、単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく、（中略）学校として組織的に P D C A サイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する」こととされている。

また、県立学校に係る学校評価の実施基準においても、「自己評価・学校関係者評価の結果と、それらを踏まえた今後の改善方策について広く保護者や地域住民等に公表する」こととされている。

そこで、学校評価の公表状況について「平成 26 年度 学校評価実施報告書」における各県立学校の回答状況は次のとおりであった。

学校評価の公表手段についての回答状況



注：各県立学校が作成した「平成 26 年度 学校評価報告書」（母集団：140 校）内における「学校評価の公表について」に関する回答内容について、外部監査人が、類似する回答を集約し集計した。

この回答結果によれば、全ての県立学校がホームページ（ウェブサイト）による公表を行ったか、又は行う方針であることが明らかとなった。また、約 3 割の県立学校においては、保護者向けの文書通知や会報への要約掲載などの方法により公表を行っていることが明らかとなった一方で、全体の約半数の県立学校についてはホームページ（ウェブサイト）による公表以外の公表手段について触れられていなかった。

全ての県立学校がホームページによる公表を行ったか、又は行う方針であることから、今回、往査対象とした 18 校について、学校評価のホームページにおける実際の公表状況を確認したところ次のとおりであった。

【学校評価のホームページにおける公表状況】

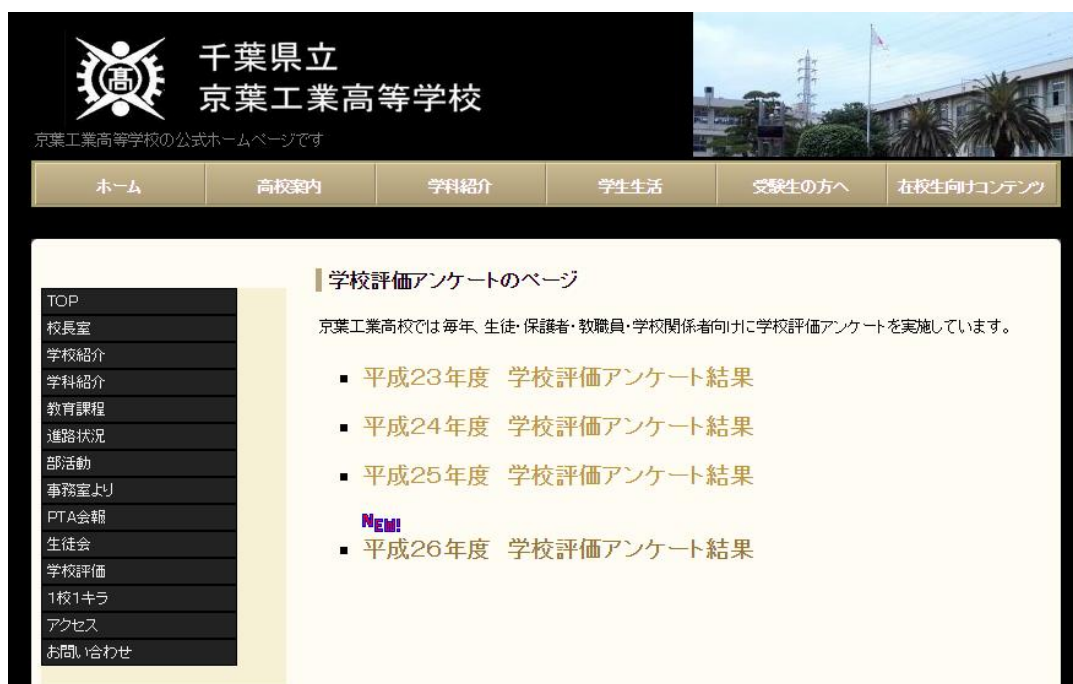
学区	県立学校名	生徒による アンケート結果	保護者による アンケート結果	職員による アンケート結果	地域の方々による アンケート結果	学校教育目標設定報告書	学校評価実施報告書
第1学区	千葉女子高等学校	✓	✓	✓			
	京葉工業高等学校	✓	✓	✓			
第2学区	船橋高等学校	✓	✓		✓		
	船橋古和釜高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第3学区	野田特別支援学校		✓				
	関宿高等学校	✓	✓	✓			✓
第4学区	下総高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第5学区	銚子商業高等学校	✓	✓	✓	✓		✓
	銚子特別支援学校		✓				
	旭農業高等学校						✓
第6学区	東金特別支援学校	✓	✓	✓			
	大網高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第7学区	茂原樟陽高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
第8学区	長狭高等学校		✓	✓		✓	✓
	安房拓心高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
	館山総合高等学校	✓	✓	✓			
第9学区	木更津高等学校	✓	✓	✓		✓	✓
	鶴舞桜が丘高等学校	✓	✓	✓		✓	✓

注：各アンケート結果については、結果に対する独自の考察を公表しているケースも含んでいる。

各県立学校とも、実施したアンケートについてのアンケート結果（集計結果）や結果に伴う考察を公表する傾向が見られるが、「自己評価の結果」が記載された「学校評価実施報告書」の公表を確認できたケースは18校中11校（61%）に限られた。

次に示すホームページ上の公表事例は、学校のホームページ上でアンケート結果の公表をもって学校評価の公表としている事例である。

【ウェブサイトによる学校評価公表（アンケート結果の公表のみ）の実例】



「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」においては、「単に外部アンケート等の結果を公表するのではなく…（中略）…学校として組織的にPDCAサイクルにより自己評価を実施し、その結果を「学校の自己評価の結果」であることを明らかにして公表する」と記載されている。単に外部アンケート等の結果を公表するだけでは学校評価の公表としてガイドラインに従ったものとは言えない。また、県立学校に係る学校評価においても、「自己評価の結果公表は学校教育法施行規則による義務」と明記しており、自己評価の結果公表を伴わない公表のあり方は県立学校に係る学校評価の実施基準に反するものである。

学校評価が義務化されてから既に5年以上が経過しているにもかかわらず、学校評価の公表について、法令の規定の趣旨やガイドラインの記載内容に沿わない事例が数多く散見されるのは、i 学校評価の制度趣旨について、各県立学校の校長や教頭などの管理職における理解不足や方針の相違等があること、ii 教育庁の所管課は様式を定めて学校評価の状況について各県立学校から報告徴収しているが、学校評価の実態についての精査が十分でなかったことから、法令の規定の趣旨やガイドラインの記載内容に沿わない事例を見逃していたこと等に要因があるのではないかと考えられる。したがって、学校評価の公表のあり方について、法令の趣旨やガイドラインの記載内容に従って、学校評価に係る情報の外部公表方法の事例を早急に検証し、各県立学校への周知徹底を図られたい。

なお、学校評価の公表に関する千葉県の状況を近隣他都県と比較すると次のとおりであった。

【近隣都県における学校評価の公表状況】

区分	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県
学校評価の仕組みの公表	-	県教育委員会のホームページにおいて、学校自己評価システムシートの様式や学校自己評価例規を公表している。	都教育委員会のホームページにおいて、学校経営シートの様式や「学校経営計画」の趣旨や内容について公表している。	-
学校評価の公表	各県立学校はホームページや広報誌等で公表しているが、アンケート結果の公表に過ぎず、本来の学校評価の公表に至っていないケースが散見される。	各県立学校は、様式に従い作成した自己評価システムシートをそのまま公表している。	各都立学校は、「経営報告」という呼称で自己評価の結果を公表している。また、都教育委員会のホームページでも集中的に公表されていることから、網羅性も担保されると見受けられる。	各県立学校の学校目標は、開かれた学校づくりの一環として県教育委員会のホームページにおいて公表している。各県立学校のホームページにおいて目標と評価が公表されている。
学校関係者評価の公表	各県立学校次第となっている。	○	-	○

注：他都県における公表状況は関連ホームページの閲覧により理解した範囲において記載している。

千葉県の学校評価の公表に関する取組状況は、法令上の要請から各県立学校が公表しなければならないという点に関して、形式的に各県立学校から報告書として徴取していることに特徴がある。しかし、近隣都県の取組と比較すると更に改善する点が少なくないようにも考えられる。

文科省のウェブサイトにおいては、「教育委員会における学校評価の取組事例」の紹介が一般にも閲覧することができることから、近隣都県の事例に限らず、他団

体の事例を参考にしつつ、学校評価の公表について、より保護者や地域の方々からの理解と連携を促す工夫を図られるよう要望する。

③ 学校関係者評価の実施について

ア. 県立学校における各種取組について（説明）

教育委員会は、安全・安心で地域に信頼される学校づくりを推進するために、学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）を除く全ての県立学校に「開かれた学校づくり委員会」を設置している。地域住民や保護者等の中から校長が推薦した者が委員となり、以下のような取組を行っている。

- ・ 学校運営上の課題解決に向けた検討
- ・ 地域との交流や教育力向上の取組の検討
- ・ 学校関係者評価の実施
- ・ 県内 1000 か所ミニ集会等の企画・運営
- ・ 学校や地域の実情に応じた活動の検討

【平成 26 年度 開かれた学校づくり委員会の平均的な委員構成】

委員構成 学校	教育 関係	医療 関係	育成 福祉関係	地域企業 自治会・住民	PTA 関係	同窓会 関係	その他	合計
高等学校	2.5 人	0.1 人	0.7 人	2.4 人	1.7 人	0.7 人	0.2 人	8.3 人
特別支援学校	2.2 人	0.4 人	2.6 人	1.5 人	1.2 人	0.2 人	0.1 人	8.2 人

注：校長を除く。

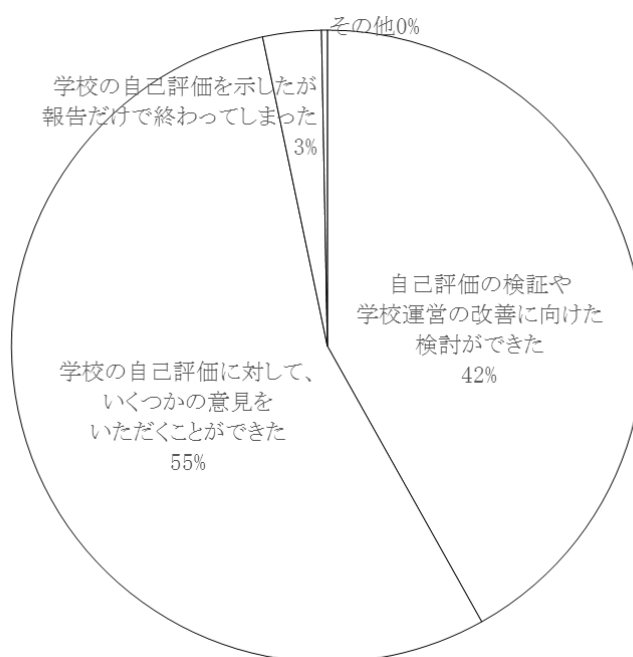
【平成 26 年度 開かれた学校づくり委員会の開催回数】

開催回数 学校	2 回	3 回	4 回	5 回
高等学校	5 校	102 校	15 校	1 校
特別支援学校	4 校	25 校	1 校	—

開かれた学校づくり委員会は各県立学校とも学期ごと年 3 回開催されているケースが多い。このうち 1 回は各県立学校の自己評価の結果を踏まえた各委員の評価を行うこととしており、開かれた学校づくり委員会は学校教育法第 67 条が定める学校関係者評価の機能を有している。

「開かれた学校づくり委員会」の平成 26 年度の活動状況について、所管課はアンケートを実施しており、「開かれた学校づくり委員会」が学校関係者評価の実施に当たり果たした役割について次のような結果となっていた。

【学校関係者評価に係る開かれた学校づくり委員会の役割（アンケート結果）】



このアンケート結果によると、全体の約 97%の県立学校について、「開かれた学校づくり委員会」が学校関係者評価における一定の役割を果たしている状況が伺える。

他方、県の特徴的な取組として、「学校を核とした県内 1000 か所ミニ集会」（以下、「ミニ集会」という）の開催を推進している。これは、地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくりや地域コミュニティの構築を目的として、原則として、千葉市を除く県内全ての公立小・中・高・特別支援学校を会場に、学校職員と保護者や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合うことを目的としている。ミニ集会の狙いは次の 3 つである。

- ・地域住民の声を学校運営に生かす開かれた学校づくり
- ・家庭と地域社会が理解し合い、協力し合う環境づくり
- ・学校を核とした地域コミュニティの構築

平成 26 年度において全ての県立学校がミニ集会を開催しており、授業参観（学校公開）に併せて開催する場合や文化祭等に併せて開催する場合、あるいは、開

かれた学校づくり委員会の拡大会議と位置付けて開催する場合など、開催方法は県立学校により様々となっている。

イ. 学校関係者評価の実態について（指 摘）

法令上の努力義務である学校関係者評価について、県は、県立学校に係る学校評価の実施基準においてその実施を義務付けているのは先に述べたとおりである。その上で、学校関係者評価委員会という委員会を設置するのではなく、開かれた学校づくり委員会にその機能を担わせた上で、ミニ集会の開催も学校関係者評価に活かしているという実態が浮かび上がる。

そこで、開かれた学校づくり委員会が「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」に示された学校関係者評価の実施の流れに従う形で開催されているのか確認する必要があることから、今回、往査対象とした 18 校について、開かれた学校づくり委員会による学校評価と自己評価との関わりについて照会したところ、次項のとおりのお返事を得ることができた。そして、次の 2 点について検出事項が把握され、改善を要するものと考えられる。

- i 生徒によるアンケート結果(集計結果)や保護者によるアンケート結果(集計結果)については、どの県立学校においても「開かれた学校づくり委員会」へ報告や協議を行っているものの、教育委員会に提出予定の自己評価の結果について開かれた学校づくり委員会に報告や協議を行っている県立学校は一部に限られていたこと。
- ii 多くの県立学校は自己評価の結果の取りまとめを「開かれた学校づくり委員会」による学校関係者評価の前に行っているものの、一部の県立学校においては学校関係者評価の後に行っていること。

この 2 点について、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」によると、学校関係者評価は「自己評価の結果について評価を行うことを基本」とされていることから、県における学校関係者評価の主体である「開かれた学校づくり委員会」に自己評価の結果が示された上で学校関係者評価が行われることが期待される。また、「県立学校に係る学校評価の実施基準」においても、「自己評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかなどを評価する」としており、自己評価が行われた後に学校関係者評価を行うことを前提としていることから、多くの県立学校において学校関係者評価の手法に不適切な点があると考えられる。

【開かれた学校づくり委員会による学校評価と自己評価との関わり】

学区	県立学校名	開かれた学校づくり委員会に 報告や協議を行っている事項					結果 教育委員会に提出予定の自己評価	自己評価の結果の取りまとめは いつ行われるか？
		生徒によるアンケート	保護者によるアンケート	職員によるアンケート	地域の方々によるアンケート			
第1学区	千葉女子高等学校	✓	✓	✓			前	
	京葉工業高等学校	✓	✓	✓			後	
第2学区	船橋高等学校	✓	✓		✓		後	
	船橋古和釜高等学校	✓	✓	✓	✓	✓	前	
第3学区	野田特別支援学校	✓	✓	✓			前	
	関宿高等学校	✓	✓	✓			前	
第4学区	下総高等学校	✓	✓	✓	✓	✓	前	
第5学区	銚子商業高等学校	✓	✓	✓	✓		後	
	銚子特別支援学校	✓	✓	✓			前	
	旭農業高等学校	✓	✓	✓	✓	✓	後	
第6学区	東金特別支援学校	✓	✓	✓		✓	前	
	大網高等学校	✓	✓	✓		✓	前	
第7学区	茂原樟陽高等学校	✓	✓	✓			前	
第8学区	長狭高等学校	✓	✓	✓			前	
	安房拓心高等学校	✓	✓	✓			前	
	館山総合高等学校	✓	✓	✓	✓		前	
第9学区	木更津高等学校	✓	✓	✓			前	
	鶴舞桜が丘高等学校	✓	✓	✓	✓		後	

注：「前」は学校関係者評価の前に自己評価の結果を取りまとめることを意味し、
「後」は学校関係者評価の後に自己評価の結果を取りまとめることを意味する。

また、開かれた学校づくり委員会による学校評価と自己評価との関わりについての照会と並行して、開かれた学校づくり委員会の実施要領や議題、議事録の査閲を進める中でも、アンケート結果報告とアンケート結果に基づく協議をもって学校関係者評価として取り扱っているとうかがわせる事例も散見された。

【開かれた学校づくり委員会の議事録例】

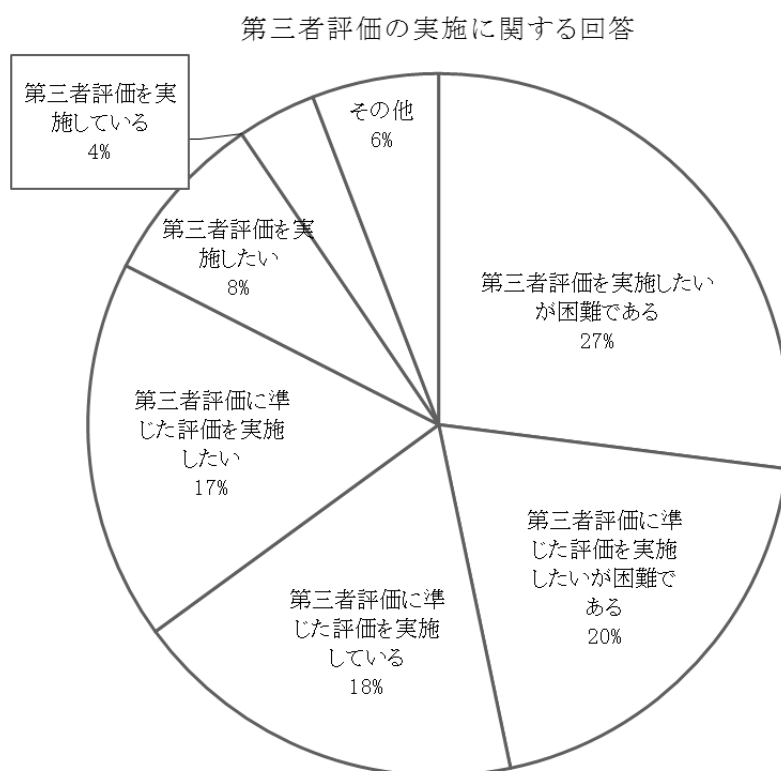
アンケート結果を報告し、アンケート結果に基づく協議は行われているものの、自己評価の結果について報告し、自己評価の結果に基づく協議が行われた様子が認められない議事録の例。

平成 26 年度 第 3 回 「開かれた学校づくり委員会」	
議事録	
///////// (中略) /////////	
6	報告 議事応答
(1) 学校評価について	
全日制アンケート結果について	〇〇教頭より説明
定時制アンケート結果について	△△副校長より説明
(2) 生徒指導の概要	
///////// (中略) /////////	
7	協議 「今後の学校運営について」
(以下略)	

学校教育法における学校関係者評価は努力義務に留まっているものの、県は「県立学校に係る学校評価の実施基準」において学校関係者評価の実施を盛り込んでいることから、県立学校における学校関係者評価の実施は規則上の義務である。しかし、多くの県立学校において自己評価の結果に基づき行うとした学校関係者評価の趣旨が十分に理解されていない実態が浮かび上がった。学校評価WGが公表したWG報告には「学校関係者評価委員に対して自己評価結果等の情報提供が不十分であったり、不明確であったりするため、学校関係者評価が適切に行われていない学校がある」との指摘もあることから、今後、「県立学校に係る学校評価の実施基準」に従い、「学校評価ガイドライン〔平成 22 年改訂〕」の趣旨も踏まえた上で、全ての県立学校が学校関係者評価を適正に実施するよう指導を徹底されたい。

④ 第三者評価の実施について（意見）

学校の第三者評価は法令や条例等で義務付けられているものではなく、各県立学校の主体的判断に任せられている状況にあるのは「(1) 概要」において述べたとおりである。所管課が実施した「平成 26 年度 学校評価に関するアンケート」によると、第三者評価の実施に関する各学校の回答状況は次のとおりであった。



注：県立高等学校及び県立千葉中学校のうち、本質問項目への回答が認められた 137 校（定時制を含む）を対象として集計を行い、複数回答を行った 8 校については「その他」とした。

上記アンケート結果のとおり、全体の約半数が第三者評価ないしは第三者評価に準じた評価の実施を「困難である」と回答している。他方で、「第三者評価を実施している」「第三者評価に準じた評価を実施している」という県立学校も 2 割以上認められたことから、往査対象とした 18 校についてアンケートの回答内容に関する説明を求めたところ、「第三者評価を実施している」「第三者評価に準じた評価を実施している」と記した県立学校について次の見解を得た。

【第三者評価の実施体制及び第三者評価に準じた評価の実施体制】

学区	学校名	第三者評価の実施体制	第三者評価に準じた評価の実施体制
第1学区	京葉工業高等学校	開かれた委員会とミニ集会アンケート (外部参加者)	—
第2学区	船橋高等学校	1月に、地域市民の代表者会議でアンケートを依頼し、実施	—
	船橋古和釜高等学校	—	授業公開日にアンケートを実施
第6学区	大網高等学校	—	開かれた学校づくり委員は、地域の事業者や、商工会、福祉協議会等が委員に入っており、学校関係者評価が第三者評価に準じている
第8学区	館山総合高等学校	—	事前に渡した評価結果に対して、最後の開かれた学校づくり委員会(2月20日)で、個々の委員からの意見をいただき集約したものを第三者評価と認識
第9学区	木更津高等学校	—	12月、学校の自己評価をもとに開かれた学校づくり委員会が学校関係者評価を行った

「第三者評価を実施している」「第三者評価に準じた評価を実施している」との認識を有している県立学校の実際の実施体制については以上のとおりの回答であった。大別すると次の2点に収れんすることができる。

- i 学校関係者評価を行う開かれた学校づくり委員会の委員に第三者的立場の方が含まれている場合
- ii 第三者的立場の方々へのアンケートを実施している場合

所管課によると、一般論として県立学校が実施している開かれた学校づくり委員会による学校関係者評価は第三者評価に準じた効果が期待されるということであった。しかし、何をもって「第三者評価」又は「第三者評価に準じた評価」とするかについては各県立学校の判断に委ねているようである。

「平成 26 年度 学校評価に関するアンケート」は第三者評価についての実施有無を問うに過ぎないことから、第三者評価に対する各県立学校の実施体制についてはアンケート結果で明らかにはされておらず、また所管課も実施体制や実施結果については把握をしていない。第三者評価はそもそも任意の評価であり、実施体制についても柔軟な解釈や対応が認められ得るものではあるが、各県立学校の回答の基礎となる第三者評価の考え方や捉え方が統一的なものでないと推測される以上、実施したアンケートの回答結果をそのまま今後の教育政策に活かすことは困難な状況にあると思慮される。

学校評価に関して各県立学校にアンケートを実施することは、学校評価についての今後の教育行政に対する貴重な資料となり得る。時間と労力をかけて実施したアンケートを実施するからには、アンケート結果を最大限活かせるような工夫が必要であり、今後のアンケート実施においては、第三者評価についてアンケート内で一定の定義付けを行う等の工夫により回答内容の公平性を担保し、アンケート結果を今後の教育政策に活用されることを要望する。

⑤ 学校評価の活用について（意見）

県立学校の学校評価システムは、統一的な評価書様式を定めるとともに、代表的な評価項目（学校経営・学習指導・生徒指導・キャリア教育）における評価結果の記述を求めるものであるが、評価方法・評価基準について明瞭な指標化まで求めている。そのため、自己評価結果や学校関係者評価結果を各県立学校訪問時の個別的な指導の材料とすることはあっても、自己評価結果や学校関係者評価結果に対する県立学校全体としての総括的な分析はなされていない。その結果、教育委員会が評価結果を各県立学校横断的な見地から人事管理及び予算配分に活用することは、検討されていない。

学校評価の実施が組織的な教育活動その他の学校運営の改善につながり、より一層実効性のある仕組みにするためには、県立学校の設置者である教育委員会が各県立学校に対して人事面あるいは財政面でどのような支援が必要となっているのか総括的に分析することが必要であり、そのためには、自己評価結果や学校関係者評価結果を総括的に分析しやすいものに改めることが望まれる。

各県立学校における具体的な評価方法や評価基準に踏み込んだ目標設定については「① 学校評価の実施について（意見）」において述べたとおりであるが、

県立学校の設置者としての総括的な分析を行いやすくする観点から、統一的な評価書様式において一定の共通指標を定める等の対応を行い、学校評価の結果を各県立学校横断的な見地から人事管理及び予算配分に活用すること等を検討するよう要望する。

3. 人事評価の実施状況について

3-1 人事評価制度の概要について

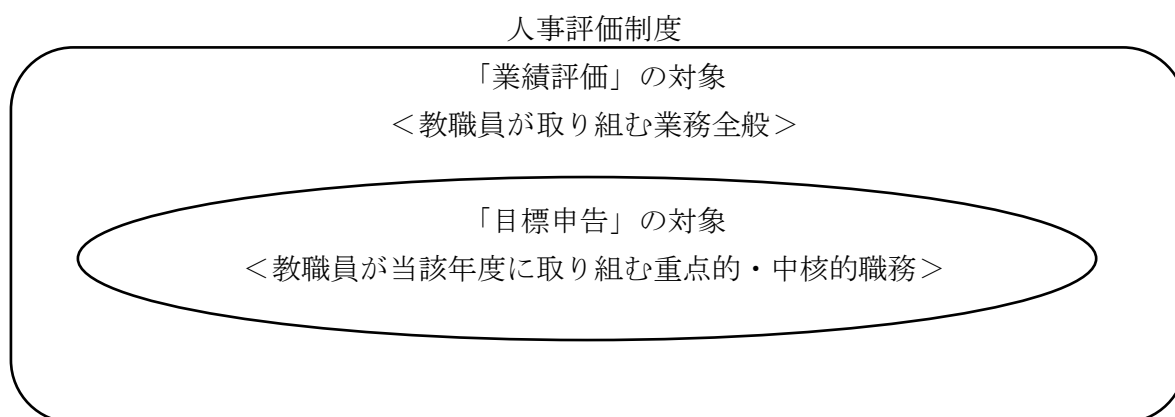
(1) 人事評価制度の目的

教育委員会では、国家公務員制度の改革や中央教育審議会の答申及び知事部局の人事評価制度の改革を踏まえて、「新しい人事評価制度」の構築を、平成 15 年度から段階的に進めている。この新しい人事評価制度は、新たな人材開発や人事評価の仕組みとして、「目標申告」と「業績評価」の 2 つの柱で構成されている。

平成 23 年度からは、「千葉県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「千葉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」に基づき、旧来の勤務評定に替え、職員が職務上の課題を認識して職務に主体的に取り組み、評価者がその職務遂行の状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の能力開発及び人材の育成を図り、もって学校の組織の活性化に資することを目的とする、教職員の人事評価制度を構築している。

(2) 人事評価制度の構成

人事評価制度は次のように 2 つの柱（「目標申告」及び「業績評価」）により構成されている。



(出典：千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引)

目標申告	教職員一人一人が、学校教育目標を具現化するため、自らの職務上の目標を設定し、職務遂行について自ら管理するとともに、職務遂行の状況や達成状況について自己評価する。
業績評価	教職員が職務遂行の過程で発揮した「能力」、職務への取り組み姿勢である「意欲」、職務遂行の結果である「実績」の3つの評価要素で、複数の評価者が教職員の業務全般を評価する。

(3) 人事評価の対象者及び評価者

人事評価の対象者は、県立学校教職員及び市町村立学校の県費負担教職員全体である。一方、評価者については、客観的で公正な評価ができるよう、以下のとおり第一次評価者と第二次評価者を設け、複数による評価を行っている。

評価対象者	評価者	
	第一次評価者	第二次評価者
校長	教育長が指定する者	県教育長 (市町村教育長)
副校長、教頭、船長、事務長	校長	
主幹教諭、教諭、助教諭、講師、 養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、 実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養 職員	副校長・教頭	校長
事務職員	事務長(副校長・教頭)	
技術職員、その他の職員	副校長・教頭・事務長	

(出典：千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引)

(4) 人事評価の期間

人事評価の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間としている。

3-2. 目標申告制度

(1) 概要

① 目標申告制度の定義

人事評価の柱である目標申告制度は、次のとおり定義されている。

千葉県立学校職員 の人事評価に 関する規則第4条 第2項	目標申告は、職員が校長の定める学校の教育目標を踏まえて自らの職務上の目標を設定し、その目標に係る達成の状況について自己評価するものとする。
---------------------------------------	---







② 目標申告実施の時期

区分	申告時期	面談実施時期
当初申告（目標設定）	4月～5月末日	4月～6月
進捗状況の確認	8月中（目安）	必要な場合に実施
最終申告（自己評価）	翌年2月～3月	翌年2月～3月

（出典：千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引）

③ 目標申告書の提出及び面談等の一般的なスケジュール

下記のようなスケジュールの下、職員が自らの職務上の目標を設定し、職務遂行の状況を自ら管理・評価することで、職員の意欲や能力を引き出すこと、また、管理職員と職員とのコミュニケーションの円滑化、更には学校教育目標と職員目標との関連性の向上等を目的として、目標申告制度が運用されている。

時期	目 標 申 告
4 月	目標申告 (Plan) ・校長による「学校教育目標」及び「重点目標」の設定 ・職員による「個人目標」の設定
5 月中	→「目標申告書」の提出 
4 月から 6 月	当初面談 ・校長は「目標申告書」に基づき職員と面談を実施し、指導・助言を行う 
課業期間中	実施 (Do) 
8 月中	進捗状況の確認 ・職員は進捗状況を「目標申告書」に記入し、教頭に提出する ・校長は必要であると判断した場合に職員と面談を実施し、指導・助言を行う 
課業期間中	実施 (Do) 
2 月	最終申告 (Check) ・職員は本年度の成果、今後の課題及び達成度（自己評価）を「目標申告書」に記入し、教頭に提出する ・校長は「目標申告書」に基づき職員と面談を実施し、指導・助言を行う 
年度末	次年度へのフィードバック (Action) ・職員は次年度の個人目標の設定に向けての改善を図る
3 月中	・校長は「目標申告書」の写しを教育委員会に提出する

(千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引に記載の表を一部加工している)

【参考 目標申告書の様式（教諭等）】

様式1の5（教諭・助教諭・講師・実習助手用）

平成 年度 目標申告書

所属	立	学校	職名	氏名	性別	年齢	職	在職年数	年	月
担当学年		担当教科		校務分掌等						
学校の重点目標										
区分	当		初		申		告		進	
	本年度の具体的目標	目標達成に向けての具体的手立て (何を、いつまでに、どのように、どれくらい)		達成の 確率		本年度の成果と今後の課題		達成度		
学 習 指 導					S A B				A B C	
学 級 管 理 ・ 生 活 指 導					S A B				A B C	
学 科 授 業					S A B				A B C	
					S A B				A B C	
					S A B				A B C	
備 考 ・ そ の 他									A B C	

(2) 手 続

教職員の目標申告が「千葉県立学校職員の人事評価に関する規則」等に準拠して適正に行われているか、一連の業務が効果的かつ効率的に実施されているかを検証するため、次の監査手続を実施した。

- i 千葉県立学校職員の人事評価に関する規則、千葉県公立学校職員の目標申告実施要領、千葉県公立学校職員の教職員人事評価実施の手引（以下、「人事評価の手引」という。）等の査閲
- ii 目標申告書の査閲
- iii 往査対象校への現場往査及びヒヤリング
- iv 教職員課へのヒヤリング

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 目標項目の網羅性について（指 摘）

人事評価の手引の18頁には、個人目標の設定のポイントとして次のように記載されている。

[個人目標の設定のポイント]

- ① 目標が当該年度の重点目標と関連しているか。
- ② 個人の校務分掌や担当職務を踏まえた目標になっているか。
- ③ 目標は、目標申告書に明示してある各目標項目にわたって設定しているか。
なお、目標は、重点化して取り組む観点から、「能力開発・その他」欄を除き、全体で3項目（明示してある目標項目が二つの職種の場合は、2項目）から5項目を目安とする。
- ④ 適切な手段とプロセスを明らかにしているか（「何を」、「いつまでに」、「どのように」、「どれくらい」取り組むのか。なお、目標は具体的に設定し、できるだけ数値化やスケジュール化に努める。）。
- ⑤ 努力することで、達成可能な目標になっているか。
- ⑥ 目標設定の水準は低すぎないか。

ここで、上記③において、「目標は、目標申告書に明示してある各目標項目にわ

たって設定しているか。(後略)」と記載されており、目標申告書の各目標項目に少なくとも一つ目標を設定するとしている。目標申告書の各目標項目は、校長、教頭、教諭、事務職員などの職位・職種によって異なるが、そのうち教諭については「学習指導」、「学級経営・生徒指導等」及び「学校運営」が目標項目として目標申告書に明示されている。そのため、教諭は目標申告の際に「学習指導」、「学級経営・生徒指導等」及び「学校運営」の各項目に少なくとも一つは目標を設定しなければならないが、実際に各項目の一つ以上の目標が設定されているか検証した結果は次のとおりである。

【集計対象】

往査対象 18 校より提出された 61 名分の目標申告書

【集計の観点】

目標申告書の「学習指導」、「学級経営・生徒指導等」及び「学校運営」の各区分の一つ以上の目標が記載されているか

【集計結果】

61 名のうち、59 名の目標申告書には「学習指導」、「学級経営・生徒指導等」及び「学校運営」の各区分の一つ以上の目標が記載されていたが、残り 2 名は記載が不足していた。記載が不足していた 2 名のうち、1 名の目標申告書には「学習指導」及び「学級経営・生徒指導等」の 2 区分について目標の設定がなく、もう 1 名の目標申告書には「学級経営・生徒指導等」及び「学校運営」の 2 区分について目標の設定がなかった。

したがって、職員一人一人の目標は、当該年度の学校の重点目標と関連させて設定し、全職員が重点目標と関連した目標に取り組むことにより、より良い学校経営が可能になる。そのため、「学習指導」、「学級経営・生徒指導等」及び「学校運営」の各区分に網羅的に目標を設定することが欠かせない。評価対象者が適切に目標を設定することは当然であるが、評価者も目標申告書を慎重に査閲し、目標設定の漏れがないよう運用する必要がある。教育委員会所管課としても集計結果を精査し適切に指導を実施されたい。

② 目標申告書に記載する数値目標について（意見）

目標申告は、職員が校長の定める学校の教育目標を踏まえて自らの職務上の目標を設定し、その目標に係る達成の状況について自己評価するものとされている（千葉県立学校職員の人事評価に関する規則第 4 条第 2 項）が、数値目標については次のような指示がなされている。

問4：目標申告書に数値目標を入れる必要があるのか。

回答：目標を数値化する効用は、第一に、達成度を評価しやすく、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）のマネジメントサイクルがまわりやすくなることです。第二に、達成基準が明確となることで、本人の意欲の向上が図れることです。第三に、他者に対する説明に説得力が増すことです。しかしながら、教育活動の内容は、様々であり、目標の数値化が難しいものもあります。また、数値化は教育活動の目安、例示となりますが、数値目標の導入に当たっては、数値そのものを追求することが目的にならないよう、特に注意しなければなりません。大事なことは、「目標達成に向けての具体的手立て」をきちんと遂行することであり、数値目標の達成は、その結果であるべきです。これらのことを理解した上で、目標は、「何を」、「いつまでに」、「どのように」、「どれくらい」取り組むのか、具体的に設定し、できるだけ数値化やスケジュール化に努めることが大切です。

出典：人事評価の手引 Q&A 目標申告に関する質疑応答

つまり、必ずしも数値目標の設定が求められるものではないものの、評価者・評価対象者・第三者のそれぞれの観点から目標の数値化の効用は高いとされ、その重要性は強く認識されている。

そこで、実際に数値目標がどの程度設定されているか検証するため、次のとおりデータの集計を行った。

【集計対象】

往査対象 18 校より提出された 61 人分の目標申告書

【数値目標が示されていると判断した基準】

目標申告書の本年度の具体的目標欄の記載において、その結果が具体的かつ客観的に認識可能な目標を数値目標として集計した。

【集計結果】

A 数値目標数	13 個
B 設定目標数合計	463 個
C 数値目標の設定割合 (A/B)	2.8%

【集計された数値目標の例】

- ・遅刻者の前年比 10%減を目指す
- ・部活動での県大会ベスト 8
- ・担当生徒全員を全国商業高等学校協会主催の簿記実務検定試験の 3 級に合格させる

集計の結果、具体的目標として数値目標が設定されている例は少なく、割合は2.8%である。目標の達成基準の明確化、目標の達成度合いに対する評価のしやすさに鑑みると、一段の数値目標の設定を行うよう要望する。

また、目標申告書の閲覧や各県立学校の往査の際の印象として、数値目標の内容が「大学進学率の向上」、「就職率の向上」又は「遅刻生徒数の減少」等、学校としての結果指標等を想定している場合が多い。しかし、教職員の数値目標は、本来、学校としての結果指標ではなく、教職員にとって管理できる日々の活動指標とする必要があるものと考えられる。なぜなら、学校としての結果指標は全ての教職員がチームとして取り組んだ成果を表すものであり、教職員個人の成果を測定する指標としては適切ではないからである。

さらに、活動指標を取り入れる場合、「点検・評価事業」（第1期計画に掲げられた3つのプロジェクト。3つのプロジェクトを具体化した施策ごとに整理された各事業）に具体的に関連させた目標申告の内容とし、その数値目標も各事業を推進するために日々の活動はいかにあるべきであることを具体化した目標値の設定とすることが教職員の目標申告と事業を有機的に連携させることにつながり効果的である。

例えば、プロジェクトⅡ「元気プロジェクト」⇒施策2(3)⇒「キャリア教育推進事業（生涯学習課）」が自校に関連する事業である場合、関連する教職員の目標申告の中では、「生徒の勤労意識や職業理解を深めるために、地元の企業や大学の第一線で活躍する人材を講師に招いたり、職場見学、体験等を働きかけたりして、実際に働くことの意義を深く考える契機を提供する（実現のための交渉、実施、感想文の提出等、年1回以上実施する。）」などのように、千葉県として推進する事業と深く関連付ける工夫を行うことが目標申告と事業との有機的な連携につながるものと考えられる。

現場往査18校において、校長及び教頭等と外部監査人の間で、このような目標設定に関する具体的な手法を意見として述べてきたが、次に示す木更津高等学校の事例を除き、点検・評価事業等との有機的な連携を意図した目標申告の設定方法を把握することができなかった。現場往査の際には、このような設定方法に関する意見について、校長及び教頭等から一定の理解を得られたものとする。

木更津高等学校の事例としては、将来的なスーパーサイエンスハイスクールの指定を念頭に、「SSHの指定、理数科の設置に向け、教科で取り組むことや決定することを整理、共通理解し、本校生徒に最適な学習環境作りに努める。」という目標が設定されていた。

したがって、このように、事業と関連した目標設定を各県立学校が行うことを教育庁所管課においては指導・助言するよう要望する。

③ 目標申告書で設定する目標数について（意見）

目標申告で設定する目標の内容や難易度等により適切な目標数の水準は異なる場合もあるが、目標申告制度を全体として適切に運用するには目標数の水準を維持することが重要である。この点については、人事評価の手引において、次のような指示がなされている。

イ 設定した目標は、目標申告書に明示してある職種別の目標項目（27 ページ以下参照）ごとに、一つ記入します。その場合、「当初申告」欄に、本年度の具体的な目標や目標達成に向けての具体的手立て（「何を」、「いつまでに」、「どのように」、「どれくらい」取り組むのか。）を記入します。また、目標項目が空欄となっている箇所には、各自が取り組みたい職種別の目標項目を記入するとともに、「当初申告」欄にその内容を記入します。

ウ 目標は、目標申告書に明示してある職種別の各目標項目にわたって設定しますが、目標を重点化して取り組む観点から、「能力開発・その他」欄を除き、全体で3項目（明示してある目標項目が二つの職種の場合は、2項目。以下同じです。）から5項目を目安とします。従って、目標の設定が3項目の場合は、目標項目が空欄となっている箇所及びそれに関連する「当初申告」欄への記入は不要です。なお、ここで設定する3項目から5項目の個人目標は、重点的に取り組む目標ですが、職員の職務は幅広く、これら以外にも日常的に様々な職務を遂行することになります。

出典：人事評価の手引 III 目標申告の実施方法

この手引の指示によると、目標を重点化して取り組む観点から目標数は全体で3項目から5項目を目安としている。そこで、実際に目標数がどの程度設定されているかについて検証した結果は以下のとおりとなっている。

【集計対象】

往査対象 18 校より提出された 61 人分の目標申告書

【集計結果】

区 分	目標数
学習指導	115
学級経営、生徒指導	108
学校運営	119
能力開発・その他	78
その他	43
合 計	463

【平均目標数等】

- i 一人当たりの平均目標数：7.59 個（463 個/61 名）
- ii 一人当たり最大目標数：17 個（1 名/61 名）
- iii 一人当たり最小目標数：3 個（3 名/61 名）

集計の結果、一人当たりの平均目標数は 7.59 個となり、最大で 17 個の目標を設定している例もあった（安房拓心高等学校）。すなわち、現状では目標数の目安である 3 項目から 5 項目を上回る目標数を設定しているケースが多い。しかし設定した目標の達成に向けた評価者の取組の実効性を確保し、評価者としても、管理可能性を高めるためには目標数は適切な水準で設定されている必要があると考えられる。

したがって、目標数が多く設定されている現状を改善するには、文書による周知や研修による指導等を積極的に行い、目標申告へのより深い理解を促すよう取り組むことを要望する。

3-3. 業績評価制度

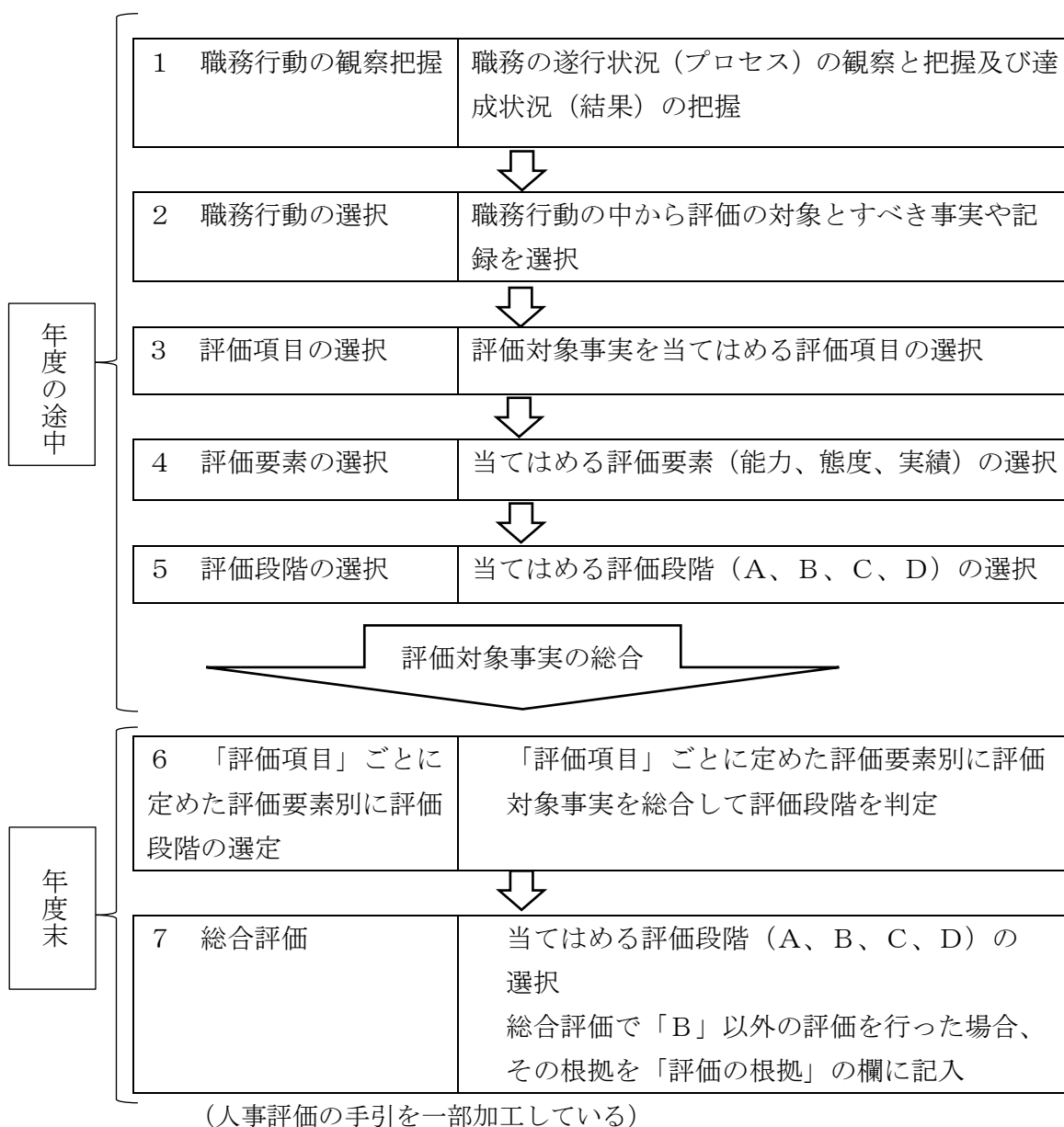
(1) 概 要

① 業績評価制度の定義

人事評価の柱である業績評価は、次のとおり定義されている。

千葉県立学校職員の人事評価に関する規則第 4 条第 3 項	業績評価は、職員の職務遂行の過程において発揮されている能力及び意欲並びに職務の実績について、この規則の定めるところにより、公正かつ確実に評価し、記録するものとする。
-------------------------------	--

② 業績評価の手順



③ 評価項目

教職員の職務は、管理職員の学校経営や職員の育成、教諭の生徒の指導に係る事柄等、広範かつ多様なものであるため、業績評価は、職種別に職務の内容を幾つかの分野に区分した「評価項目」を踏まえて行う。例えば、教諭等の評価項目は、「学習指導」「学級経営・生徒指導等」「学校運営」の3つに区分され、直接、児童・生徒一人一人の指導に係る事柄は、「学習指導」や「学級経営・生徒指導等」の評

価項目で評価し、校務分掌上の企画立案や組織運営に係る事柄は、「学校運営」の評価項目で評価される。

④ 評価要素

評価者は、評価対象者の職務の遂行状況や達成状況を把握した上で、評価項目ごとに定めた「能力」・「意欲」・「実績」の三つの評価要素を踏まえて、評価を行う。

区 分	評価要素
(各評価項目)	能 力
	意 欲
	実 績

また、各評価要素は次のとおり定義されている。

評価要素	評価要素の定義	説 明
能力	職務遂行の過程で発揮される能力	それぞれの職種に求められている職務を遂行する上で発揮された能力を評価する。 職務の遂行に関係しない能力及び職務を遂行する上で発揮されなかった能力については、ここでは評価の対象にはならない。
意欲	職務への取組の姿勢	職務遂行の過程において発揮されている客観的に現れた取組の姿勢を評価する。
実績	職務遂行の状況や達成の状況	職務遂行の状況（プロセス）や達成の状況（結果）を評価する。 評価にあたっては、一連の職務の節目や一つの職務が終了した時点において評価するとともに、達成の状況だけではなく、職務遂行の状況（プロセス）も十分踏まえて評価する。

出典：人事評価の手引

⑤ 段階評価

評価者は職務遂行の状況や達成の状況全般を対象に、「4段階評価基準」に基づき、絶対評価で、「評価要素別評価」を行う。さらに、第二次評価者は、第一次評価者の評価を受けて「総合評価」を行う。

<4 段階評価基準表>

ア. 評価要素の評価基準

評語	評価	評価基準
A	優れている	職務を遂行する上で、着眼点に照らして通常必要な水準を上回っている。
B	良好である	職務を遂行する上で、着眼点に照らして通常必要な水準に達している。
C	努力を要する	職務を遂行する上で、着眼点に照らして通常必要な水準を下回っている。
D	かなりの努力を要する	職務を遂行する上で、着眼点に照らして通常必要な水準を大幅に下回っている。

出典：人事評価の手引

注1：評語とは、成績の評価を表す言葉、評価の段階をいう。

イ. 総合評価の評価基準

評語	評価	評価基準
A	優れている	総合的に判断して、Bを上回っている
B	良好である	「総合評価Bの評価基準」のとおり
C	努力を要する	総合的に判断して、Bを下回っている
D	かなりの努力を要する	総合的に判断して、Bを大幅に下回っている

出典：人事評価の手引

ここで、「総合評価Bの評価基準」は各職種により分かれているが、教諭等の場合は、「学習指導が円滑にでき、学級（ホームルーム）担任、生徒指導及びその他分掌した校務もおおむね円滑にできる」とされており、当該職種に求められる水準を示している。

このような一連の評価作業を通じて、公正かつ客観的な人事評価を実施するとともに、目標申告と一体となって、職員の能力開発・人材育成や学校組織の活性化を図り、学校全体の教育力の向上及び信頼される学校づくりに資することを目的に運用されている。

【参考 業績評価書の様式（教諭等）】

様式1の5（教諭・助教諭・講師・実習助手用）

作成日 平成 年 月 日

平成 年度 業績評価書

No.

所属	立	学校	職名	氏名			
職員コード	在職年数	通算在職年数（年 月）	現在在職年数（年 月）	年齢	歳	性別	

評価項目	評価要素	評価要素の着眼点	一次評価	二次評価
学習指導	能力	知識・技能、コミュニケーション能力・対人関係能力、課題解決能力、説明・調整力、判断力、企画力、情報収集・活用能力	A B C D	A B C D
	意欲	責任感、積極性、規律性、協力性	A B C D	A B C D
	実績	学習指導の実績や改善、正確性、迅速性・効率性	A B C D	A B C D
生徒級指導等・	能力	知識・技能、コミュニケーション能力・対人関係能力、課題解決能力、説明・調整力、判断力、企画力、情報収集・活用能力	A B C D	A B C D
	意欲	責任感、積極性、規律性、協力性	A B C D	A B C D
	実績	学級経営・生徒指導等の実績や改善、正確性、迅速性・効率性	A B C D	A B C D
学校運営	能力	知識・技能、コミュニケーション能力・対人関係能力、課題解決能力、説明・調整力、判断力、企画力、情報収集・活用能力	A B C D	A B C D
	意欲	責任感、積極性、規律性、協力性	A B C D	A B C D
	実績	学校運営の実績や改善、正確性、迅速性・効率性	A B C D	A B C D
総合評価				
A B C D		【評価の根拠】		
第一次評価者	職名 氏名	印	第二次評価者	職名 校長 氏名
				印

(2) 手 続

教職員の業績評価が千葉県立学校職員の人事評価に関する規則等に準拠して適正に行われているか、一連の業務が効果的かつ効率的に実施されているかを検証するため、次の監査手続を実施した。

- i 千葉県立学校職員の人事評価に関する規則、千葉県公立学校職員の業績評価実施要領、公立学校職員の業績評価開示要領、県立学校職員の業績評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱、人事評価の手引等の査閲
- ii 業績評価書、業績評価報告書、業績評価集計票等の査閲
- iii 往査対象校への現場往査及びヒヤリング
- iv 教職員課へのヒヤリング

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 業績評価書の根拠の記載について（意 見）

千葉県立学校職員の人事評価に関する規則第4条第3項において、「業績評価は、職員の職務遂行の過程において発揮されている能力及び意欲並びに職務の実績について、この規則の定めるところにより、公正かつ確実に評価し、記録するものとする。」とされている。評価者は、評価対象者（校長等）の目標申告書に記入された取組の状況や達成の状況を含め1年間の職務遂行の状況や達成の状況全般を対象に、4段階（A、B、C、D）で評価している。

評価者は業績評価書を作成する際に、「4段階評価基準表」に示された「評価要素の評価基準」の「B」（良好）を標準とし、総合的に判断して評価項目ごとの「評価要素別評価」を行っている。さらに、第二次評価者は、「総合評価の評価基準」の「B」（良好）を標準とし、「総合評価」を行っている。第二次評価者は、「総合評価」で「B」以外の評価を行った場合、業績評価書の「評価の根拠欄」に、その根拠を具体的に記入している。

ここで、実際の人事評価に基づく総合評価がどのような分布となっているか検証した結果は次のとおりである。

【集計対象】

往査対象 18 校の業績評価集計票

【集計方法】

業績評価集計票から A、B、C、D の各段階の評価人数を集計

【集計結果】

区 分	A 評価	B 評価	C 評価	D 評価	合 計
人 数	102 名	1,012 名	6 名	0 名	1,120 名
割 合	9.1%	90.4%	0.5%	0.0%	100.0%

第二次評価者が行う「総合評価」で「B」以外の評価を行った場合、業績評価書の「評価の根拠欄」に、その根拠を具体的に記入することになっているため、総合評価で B 評価となった場合は評価の根拠を記載する欄には何も記載されないことになる。しかし、総合評価で B 評価とされ教諭として求められる水準に達しているとしても、その内容は一人一人異なるのが通常である。また、上記の集計結果のとおり、B 評価とされた職員は全体の 90.4% に上り、B 評価の場合に総合評価の根拠を記載する必要はないことが、一部、安易な評価につながっている可能性がある。

したがって、たとえ B 評価の場合であっても、B 評価の位置付けにも対象教職員によっては、上下の評価との境界に近い場合や特別な理由を付する必要がある場合もあるものと考えられるため、そのような場合は特に、評価者としての説明責任を果たし、職員の能力開発・人材育成や学校組織の活性化を図り、学校全体の教育力の向上及び信頼される学校づくりに資するという業績評価の目的のためには、その評価根拠を明示する仕組みに変更するよう要望する。

② 観察・指導記録の整備について（意見）

人事評価の手引において、評価の原則として次のとおり掲げられている。

事実評価の原則	想像や推測ではなく、客観的な実績や職務遂行上の行動等の事実に基づき、「評価要素の着眼点」、「着眼点の参考例」等に照らして評価を行う。
評価期間の原則	過去の実績などにとらわれることなく、評価対象期間内の職務の遂行状況や達成状況について評価を行う。
独立評価の原則	当該校の児童・生徒、保護者、職員、学校評議員等の意見を参考にすることは、評価対象者の職務を多面的に把握するうえで大切であるが、あくまで参考意見として扱い、評価者自身の判断と責任で評価を行う。
平等の原則	性別、信条、性格など職務の遂行に直接関係のない事柄は評価対象にしない。

公正で客観的な評価のためにはこれらの原則に基づき適切に評価を行うことが重要となる。また、公正で客観的な評価は一定時点での観察のみをもって行うことはできないため、評価対象期間にわたり日頃から評価対象者の職務の行動の把握が必要となる。そこで、日頃より評価対象者の実施している授業等を観察し、事実を客観的に把握するとともに、それらの事実や業績評価の参考となる事項等を記録しておくことが重要となる。

そのため、人事評価の手引においても、評価対象者の職務に関し、把握した事実や指導・助言した内容を記入する「観察・指導記録」の様式が示されている。このような「観察・指導記録」を作成することで、記憶や印象ではなく記録に基づいた評価を行うことが可能となる。そこで、現状での観察・指導記録の作成状況について質問を行った。

【質問対象】

往査対象 18 校

【質問①】

授業観察の記録内容は、一定のチェックリストに基づいて授業を観察・評価したものを踏まえて作成されていますか？一定のチェックリストがある場合、ご提出ください。

【質問①の観点】

チェックリストにより観察の観点を明確にするとともに、一定の様式に基づいて記録することで公平性や客観性を確保しているか。

なお、この質問については次の 4 つの選択肢を用意しており、下記のとおり回答を得た。

【回答①】

- i チェックリストがあり、一定の様式に基づき記録
- ii チェックリストはあるが、様式は任意とした記録
- iii チェックリストはないが、一定の様式に基づく記録
- iv チェックリストはなく、様式は任意とした記録

回答	i	ii	iii	iv	該当なし	合計
校数	4 校	3 校	0 校	10 校	1 校	18 校
割合	22.2%	16.7%	0.0%	55.6%	5.6%	100.0%

上記の回答を得た学校のうち、いずれの回答にも当てはまらないと回答した 1 校（銚子特別支援学校）は「基本的に口頭で指示しているため、記録はない」と回答した。

答している。記録がないことをもって適切な評価になっていないと判断するものではない。しかし、人事評価の記録が残らない状況では、評価者の人事異動の際にそれまでの情報が引き継がれなかったり、評価対象者の過去の情報との比較が困難になったりする等の弊害が生じると考えられる。

したがって、授業観察等において把握した事実や指導・助言の内容は文書にて記録することを徹底するよう要望する。

【質問②】

授業観察等を実施して、全ての教員についてその指導記録を作成していますか？

【質問②の観点】

公正で客観的な評価のため、教員の授業の観察と記録を行っているか。

この質問については次の 5 つの選択肢を用意しており、下記のとおり回答を得た。

【回答②】

- i 全ての教員の授業を観察し、その全てに指導記録を作成し指導している。
- ii 全ての教員の授業を観察し、問題がある者に指導記録を作成し指導している。
- iii 問題がある教員の授業を観察し、その全てに指導記録を作成し指導している。
- iv 問題がある教員の授業を観察し、その一部の者の指導記録を作成し指導している。
- v 授業観察は行わず、面接により指導している。

回答	i	ii	iii	iv	v	該当なし	合計
校数	6校	8校	1校	1校	0校	2校	18校
割合	33.3%	44.4%	5.6%	5.6%	0.0%	11.1%	100.0%

上記の回答を得た学校のうち、一部の教員にしか授業観察を実施することができていないという回答が 2 校（旭農業高等学校及び館山総合高等学校）あった。

したがって、公正で客観的な評価のためには、その業務の現場を観察することは不可欠であるため、当然に全ての評価対象者について授業等の職務の観察を実施するよう要望する。

4. 教職員の時間外勤務（事実上の残業）について

（1）概 要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「特措法」という。）第6条第1項は、「教育職員（管理職手当を受ける者を除く。）を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。」と規定している。

その上で、県では、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（以下、「特措条例」という。）第7条第1項にて「義務教育諸学校等の教育職員については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。」と規定している。

そして、同条第2項で時間外勤務を命ずる場合を、①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務、又は④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとするとしている（以下、「超勤4項目」という。）。

他方で、特措法第3条第2項は「教育職員については、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しない。」と規定し、代わりに同条第1項は、「教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。」としている。その上で、県においても、特措条例第3条において、教職調整額の支給に関する規定を設けている。

上記の法令上、県は教職員の時間外勤務の実労働時間に応じた時間外勤務手当等を支給する義務を負っておらず、定額の教職調整額を支給すれば良いことから、各県立学校においては、出勤簿による勤怠管理を行っているものの、タイムカード等による正確な勤務時間の把握は行っていない。

また、平成27年度については、多くの県立学校で勤務時間を超える在校時間の実態について調査が行われたものの、正確な各教職員の実労働時間数については、県及び各県立学校において、詳細には把握していない。

しかし、現実には公立学校の教員は時間外において超勤4項目に該当しない業務について多くの時間従事している。

また、全国の公立高等学校（全日制・定時制）のうち、360校に対し平成18年に実施された教員勤務実態調査（以下、「実態調査」という。）では以下の調査結果

が示されている。

【勤務日・1日当たりの平均労働時間（持帰りを含まない）・残業時間・持帰り時間量】

区 分	労働時間（持帰りを含まない）量	残業時間量	持帰り時間量
第1期 (10/16～10/29)	10時間06分	1時間48分	25分
第2期 (11/6～11/19)	10時間08分	1時間49分	24分
第3期 (11/27～12/10)	9時間47分	1時間32分	28分
全体	10時間00分	1時間43分	26分

（平成18年「教員勤務実態調査（高等学校）報告書」に記載の表を一部加工している）

【勤務日の残業時間内訳】

区 分	第1期 (10/16～10/29)		第2期 (11/6～11/19)		第3期 (11/27～12/10)	
全体	1時間48分		1時間49分		1時間32分	
1	朝の業務	18分	部活動	19分	朝の業務	16分
2	部活動	17分	授業準備	18分	成績処理	15分
3	授業準備	15分	朝の業務	17分	授業準備	13分
4	学校行事	9分	学習指導	7分	部活動	7分
5	成績処理	6分	事務・報告書作成	6分	学校経営	5分

出典：平成18年「教員勤務実態調査（高等学校）報告書」

一方で、教職調整額の給料の4パーセントという支給率は、昭和41年に行われた「教職員の勤務状況調査」から判明した残業時間の長さを基にして、勤務時間の内外に渡る職務を包括的に評価するものとして定められ、現在に至るまで支給率の見直しはされていないが、この調査における1月当たりの残業時間は平均約8時間である。当時と比較して現在の教職員の残業時間は大幅に増加していると考えられるにもかかわらず、教職調整額の支給率は見直しが行われていないため、教職調整額の4パーセント一律支給という現在の制度は実態にそぐわないものとなっている。

また、実態調査の結果において、時間外に処理されている業務を見ると、「授

業準備」や「成績処理」など、通常必要な業務が時間外になされていることが判明しており、通常の業務の処理が勤務時間内だけでは間に合わず、恒常的に時間外に及んでしまっている実態となっている。また、時間外においても、「学校経営」、「会議・打合せ」及び「事務・報告書作成」などの学校運営上の必要性からなされる業務が少なくない。

(2) 手 続

各県立高等学校へのヒヤリングを行い、教育委員会事務局から必要書類を入手して、閲覧・分析し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより合規性等を検証した。

(3) 結 果

① 安全配慮義務及びその履行方法について（意 見）

県及び各県立学校では、教職員の正確な実労働時間について把握することができていない。

ただし、各県立学校における教職員の勤務実態の把握方法は、管理職が巡回して、直接目視により把握したり、校長面談において、常態的な出退勤時間の聞き取りを行ったりしている。また、教育委員会でも、教職員の出退勤時刻や休憩時間の取得状況を把握し、適正な勤務時間の管理を行うよう指導をしたり（「勤務時間の適正管理と休暇等の取得促進について（通知）」（平成 18 年 3 月 30 日付け教職第 542 号））、各県立学校にパンフレット（「多忙化の解消に向けて」）を配布し、表計算ソフトによる各教職員自ら勤務時間の管理の取組を促したりしている。

一方、使用者の安全配慮義務については、県立学校の校長と教職員との関係にも直接関わるものである。すなわち、「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の上記注意義務の内容に従ってその権限を行使すべきものである」（最判平成 12 年 3 月 24 日）とされており、使用者には当該注意義務（安全配慮義務）の内容として、労働者の労働時間を適正に把握する義務を負っている。

そして、当該安全配慮義務については、地方公共団体とその設置する学校に勤務する地方公務員との間においても別異に解すべき理由はない（最判平成 23 年 7 月 12 日）と解されており、各県立学校の使用者たる校長及び県は、教職員に対す

る安全配慮義務の履行として、教職員の実労働時間を正確に把握する義務がある。

したがって、各県立学校において教職員の実労働時間を正確に把握していない現在の状況は、安全配慮義務を十分に履行しているとは考えられない。また、厚生労働省が、平成 13 年 4 月に通達した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」については、基本的に教職員にも適用されると解されていることから、同基準にのっとり、速やかに、タイムカードを導入するなど教職員の実労働時間を把握するための履行方法を検討するよう要望する。

② 超過勤務命令の適切な行使について（意見）

上記のとおり、県及び各県立学校では、教職員の正確な実労働時間について把握することができておらず、時間外労働の詳細な内訳についても把握していない。

この点、教職員が自主的、自発的、創造的に正規の勤務時間を超えて勤務した場合にはたとえその勤務時間が長時間に及んだとしても特措法第 3 条 2 項により時間外手当は支給されない。

他方で、超過勤務命令については、特措条例第 7 条により、例外的な場合に限られ、更に超過勤務を命じる基準は、教職員の健康と福祉を害することとならないよう勤務の実情について十分な配慮がされなければならない。そのため、教職員の時間外勤務が自主的、自発的、創造的になされたものではなく、同職員が当該時間外勤務を行うに至った事情、従事した職務内容、勤務の内容、実態等を踏まえて、校長等から時間外に強制的に特定の業務をすることを命じられたと評価できるような場合、すなわち、同職員の自由意思を強く拘束するような状況下でなされた場合には、違法と評価される可能性があるものと考えられる。

この点、現在の状況では、各県立学校において時間外労働の実態について把握しておらず、当該時間外労働が、教職員が自主的、自発的、創造的に実施しているものであるか、あるいは適正な超過勤務命令に基づくものであるかについて検証することが難しい。

そのため、適正な超過勤務命令の行使を裏付けるために、教職員の時間外労働については、時間だけではなく、その労働内容についても適正に把握するよう要望する。

③ 教職員の超勤時間の削減について（意見）

平成 18 年の実態調査では、1 日当たりの平均残業時間について、5 時間以上の者がいる一方で、0 分の者もいるなど、各教員間で残業時間の長短の差が大きいことが判明している。このような教職員間での残業時間の格差は、部活動の顧問の引

受の有無、職階の違い、担任の受持ちの有無等によりもたらされている。例えば、活動の盛んな運動部の顧問を受け持った教員は、早朝練習や休日の対外試合など実質的な残業時間が相対的に多くなる傾向にある。

教職調整額は、各教員の残業時間の長短や、学校として必要な業務に従事したのか否かにかかわらず、一律に給料に4パーセントを乗じた額が支給される。そのため、部活動や多くの校務分掌を担当し必要な残業を行った教員も、全く残業を行っていない教員も一律の支給率で教職調整額が支給されることになるため、不平等感の醸成につながっていると考えられる。このような現状を放置すると、教員の働く意欲を減退させかねず、結果として児童生徒に対する適切な教育活動の実施にも影響が生じかねない。そのため、何らかの改善策を講じる必要がある。

まず、現状を改善するために必要となるのが、「安全配慮義務」を校長が適切に認識し、教職員の労働実態の把握に努めることである。上記のとおり、校長は「安全配慮義務」を負っていると解されている。そのため、教職員の残業実態を適切に把握し、教職員の業務の見直しが図れるよう、制度の構築を図ることを要望する。

また、今後は教職員の事実上の残業時間を把握する手法を定型化して考案し、勤務実態の記録管理を継続的に実施することも要望する。

さらに、実態の把握を進めると同時に、教職員の過度な業務負荷による事実上の残業を削減していくために、「教職員間の業務の公平配分」と「地域の専門人材の活用・導入」を積極的に行う必要もある。教職員間の業務の公平配分については、実質的に残業をしていない教員でも給料に4パーセントの上乗せがあること自体、実質的には不平等である。したがって、特定個人に業務が偏在しないように校務分掌等を適切に配分すること、また、地域の専門人材の活用・導入については、部活動におけるスポーツエキスパート等の導入の促進と文科系の部活でも同様の制度の導入を目指すこと等の対応を検討するよう要望する。

④ 教職員の超勤時間の把握・分析について（意見）

「①安全配慮義務及びその履行方法について（意見）」で記載したとおり、県及び各県立学校では、教職員の正確な実労働時間について把握していない。ただし、県では例年各県立学校に対し聞き取り調査を行っており、以下の項目について各県立学校の状況を確認している。

- i 教職員の出退勤時刻の把握について
- ii 出退勤時間の把握方法、出退勤記録簿の有無（週休日の部活動指導の状況を含む。）
- iii 職員の時間外勤務の状況及び改善策について（時間外に及ぶ理由、勤務時間縮減の取組等）

また、iについては、出退勤時刻の最早時刻・最遅時刻、平均の出勤時刻、退勤時刻、1日当たりの労働時間が最も短い職員と最も長い職員の労働時間について把握している。この調査に基づけば、学校全体として平均残業時間、勤務時間の把握レベル、定性的な情報としての残業理由等を把握することができる。この調査は最終的に超勤時間の削減につなげることを目的に実施されているが、超勤時間の削減に当たっては、上記の情報だけでなく、全教職員について次のような情報が必要と考えられる。

- i 個人別の詳細な勤務時間データ（出勤時刻、退勤時刻、超勤時間）
- ii 個人別の超勤時間ごとの超勤を行った理由
- iii 教職員個人の属性の情報（性別、年齢、職階、担当教科、部活動の顧問の有無、学級担任の有無等）

詳細な個人別の勤務データを積み上げて、超勤時間が生じている要因を特定し、教職員の学習指導、生活指導、部活指導及び進路指導等の時間配分の改善を行うためには、現状の情報では必要なデータが不足しているものと考えられる。上記で示しているような情報まで網羅した調査方法を検討することを要望する。

また、教職員課がこれまでに実施した聴取調査に基づくデータを整理、集計し分析することで、各県立学校の事実上の残業時間の実態をよりの確に把握し、残業時間の整理・削減と効果的な教員の学習活動等に寄与する支援活動が可能となるのではないかと期待するものである。

したがって、各県立学校の残業時間整理・削減（多忙化解消）の取組のために、本庁部門である教職員課は、各県立学校の特徴及び取組状況等を把握整理して、適時適切なアドバイスに直接つながる取組を仕組みとして導入するよう要望する。

なお、教職員課から入手した資料に基づき、外部監査人の往査先県立学校 18校のうち、当該データが入手可能な 15校（県立高等学校 12校と特別支援学校 3校）について、類似の属性に従い比較のための一覧表を次のとおり作成した。

【各県立学校の属性に基づいた比較：その 1】は、「進学指導重点校」の 2校、「地域との関わり校」としてコミュニティスクール実施校（長狭高等学校）と地元公立中学校 3校との連携型中高一貫校（関宿高等学校）の 2校及び「水産科設置校」の 2校である。また、【各県立学校の属性に基づいた比較：その 2】は、「生産技術科等農業系学科の設置校」の 6校である。さらに、【各県立学校の属性に基づいた比較：その 3】は、「特別支援学校」の 3校である。

【各県立学校の属性に基づいた比較：その1】

区分	進学指導重点校		地域との関わり校		水産科設置校	
	船橋	木更津	長狭	関宿	銚子商業	館山総合
出勤時刻 (平均)	7:50	7:50	7:50	7:50	7:50	8:00
退勤時刻 (平均)	19:00	18:30	18:00	18:30	19:35	18:30
残業時間 (平均)	2.66	2.16	1.66	2.16	3.25	2.00
出勤の 最早時刻	7:00	7:00	7:15	7:00	5:00	6:45
退勤の 最遅時刻	21:30	20:30	20:30	21:00	23:00	23:00
最短の 労働時間	7.75	8.50	8.00	8.50	7.75	8.25
最長の 労働時間	13.00	12.50	13.00	12.00	11.63	14.50
最長-最短	5.15	4.00	5.00	3.50	3.88	6.25

出典：「平成27年度学校管理運営状況に係る実態調査」以下、同様。

注1：時間の表記で、例えば「7:50」は「午前7時50分」を意味し、また、「7.75」は1日の労働時間が「7時間45分」であることを意味する。以下、同様とする。

注2：退勤時刻（平均）から出勤時刻（平均）を差し引いた時間から、定時の勤務時間である8時間30分を差し引いた時間を、残業時間（平均）として記載している。

注3：「最長-最短」は、「最長の労働時間」から「最短の労働時間」を差し引いた時間数で、同一の県立学校の中でも教員によって事実上の残業の負荷が最大でどの程度かい離しているかを示す一つの指標として示した。

注4：船橋高等学校、長狭高等学校及び銚子商業高等学校は「全日制」のデータを掲載した。

注5：「地域との関わり校」の2校のうち、長狭高等学校はコミュニティスクール実施校であり、関宿高等学校は地元公立中との連携型中高一貫校との位置づけである。

【各県立学校の属性に基づいた比較：その2】

区分	生産技術科等農業系学科の設置校					
	旭農業	大網	茂原樟陽	安房拓心	鶴舞桜が丘	下総
出勤時刻 (平均)	8.15	7:40	8:00	8:15	7:48	8:00

退勤時刻 (平均)	18:00	18:25	18:00	17:30	18:40	18:00
残業時間 (平均)	1.25	2.25	1.50	0.75	2.36	1.50
出勤の 最早時刻	6:45	7:00	6:50	7:20	7:00	7:00
退勤の 最遅時刻	21:10	21:00	20:45	20:00	20:00	20:00
最短の 労働時間	7.75	8.25	7.75	7.83	7.75	7.75
最長の 労働時間	12.00	12.75	13.00	10.83	11.00	11.75
最長-最短	4.25	4.50	5.25	3.00	3.25	4.00

【各県立学校の属性に基づいた比較：その3】

区分	特別支援学校		
	野田	東金	銚子
出勤時刻 (平均)	8:15	8:15	8:10
退勤時刻 (平均)	19:30	18:00	19:15
残業時間 (平均)	0.78	1.25	2.58
出勤の 最早時刻	6:30	6:30	7:00
退勤の 最遅時刻	20:30	20:00	20:30
最短の 労働時間	7.75	7.75	8.00
最長の 労働時間	12.50	12.50	12.00
最長-最短	3.75	4.75	4.00

これらの属性別集計データから次のことが分かる。

- i 銚子商業高等学校の出勤の最早時刻が「5:00」となっており、他校と比較して著しく早い。

- ii 銚子商業高等学校と館山総合高等学校の退勤の最遅時刻が「23:00」となっており、他校と比較して著しく遅い。
- iii 生産技術科等農業系学科の設置校では、鶴舞桜が丘高等学校の残業時間（平均）が2.36時間となっており、最小の安房拓心高等学校の0.75時間と比較して、およそ3.14倍となっている。
- iv 特別支援学校では、銚子特別支援学校の残業時間（平均）が2.58時間となっており、最小の野田特別支援学校の0.78時間と比較して、およそ3.3倍となっている。

こういった事実上の残業の削減に取り組む際は、次のような方法で残業を含む業務分析を行うことも考えられる。

まず、各県立学校への往査等で把握した残業については、原因別に類型化すると主に次のとおり分類することができるものとする。

【原因別類型】

- a 学校祭、就職指導等、季節変動的なイベント等で特定の教職員が事実上の残業を行う場合
- b 通常の学習指導等の準備で、各教員が年間を通して平均的に残業を行う場合
- c 季節的なテストの作成や採点、成績評価等で残業が増える場合
- d 教務主任や学年主任としての業務で特定の教員に残業が多くなる場合
- e 学校によっては生徒に対する生活指導等で、自宅訪問などを時間外に行う必要があるために特定の学校や特定の教員に残業が多くなる場合
- f 部活動の練習、校外イベント等への参加等で恒常的又は季節的に事実上の残業を行う場合

上記のように分類される残業については、それぞれに対する残業の解消策も類型化することができるものと考えられる。

【解消策類型】

- A 必要な残業であるが、自らの業務の効率性を高めることによって解消できる事実上の残業
- B 必要な残業であるが、教職員の役割分担を公平にすることによって解消できる事実上の残業
- C 必要な残業であるが、内外の専門家の助けを借りて解消できる事実上の残業
- D 必要とは必ずしも言えない残業に対しては、教員としての学習指導・準備に係るスキル向上によって解消できる事実上の残業

例えば、上記の原因別類型の a に対しては、解消策類型の A や B を組み合わせて対処することもできる。また、原因別類型の f に対しては、解消策類型の B や C の解消策を組み合わせて対処することもできる。このように、事実上の残業を類型化し、更に対応する解消策に当てはめた上で、各県立学校の実態に合わせた具体的な取組につなげることが一つの方法として考えられる。

そして、以上のような方法に基づいて事実上の残業を削減するためには、学校全体として取り組む努力をすること、また、そのために校長・教頭がより一層リーダーシップを発揮することを要望する。

また、このような分析結果については、各県立学校だけの情報としてデータ管理にしてしまうのではなく、他の県立学校にも改革のためのヒントとして、情報を共有することも効果的である。場合によっては、本庁部門である教職員課が説明会等を開催して、各県立学校に当該分析・取組データを配付するなどして、各学校単位での残業削減の目標に資料として活用するなど、県立学校の現場において効果的に活用されるよう要望する。

5. いじめ・不登校対策の実施状況について

(1) 概 要

いじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という。）第 6 条は「地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定し、地方公共団体の義務を明示している。さらに、同法第 7 条は「学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定し、同法第 8 条は「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。」と規定し、学校の設置者、学校及び学校教職員の義務を明示している。

その上で、県は同法第 12 条に基づく「いじめ防止基本方針」を定め、各学校は同法第 13 条に基づく「学校いじめ防止基本方針」を定めている。さらに、各学校は、同法第 16 条に基づく「いじめの早期発見のための措置」として、児童及び生徒に対する、年に 1 回から数回のアンケートを実施している。また、各学校は、同法第 18 条に基づく「いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上」として、各教職員への研修やスクールカウンセラーの導入（70 校にて導入）を行っている。そして、各学校は、同法第 22 条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめ防止委員会等の組織を設置している。

不登校対策については、各県立学校において、上記スクールカウンセラー等を利用した教育相談体制により、対応している。

平成 26 年度の、県内の県立高等学校におけるいじめの認知件数は 197 件で、前年度の 132 件より 65 件増加しており、1 校当たりの認知件数は 1.3 件である。また、県内の県立特別支援学校におけるいじめの認知件数は 24 件で、前年度の 9 件より 15 件増加しており、1 校当たりの認知件数は 0.6 件である。なお、全国の公立の高等学校における平成 26 年度の 1 校当たりのいじめ認知件数は 2.2 件であり、私立及び国立の高等学校を含めた平成 26 年度の 1 校当たりのいじめ認知件数は 2.0 件である。また、全国の公立の特別支援学校における平成 26 年度の 1 校当たりのいじめ認知件数は 0.9 件であり、私立及び国立の高等学校を含めた平成 26 年度の 1 校当たりのいじめ認知件数も 0.9 件である。したがって、県内の県立高等学校及び県立特別支援学校での、1 校当たりのいじめ認知件数は全国平均を下回って

いる。

次に、県立高等学校の平成 26 年度における不登校を理由としている生徒数は 2,939 人で、前年度の 2,845 人より 94 人増加し、全生徒に対する割合は 2.82% で前年度より 0.07 ポイント増加増加している。ただし、いじめを理由とする不登校については確認されていない。

(2) 手 続

各県立高等学校へのヒヤリングや実施されたアンケート用紙の取得等を行い、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、合規性等を検証した。

(3) 結 果

① アンケートの実施方法について（意 見）

各県立学校において、いじめに関するアンケートを年に 1 回から数回実施している。アンケート内容や実施方法については、各県立学校が独自に決定している。高等学校においては、アンケートがいじめの認知の契機となった割合は 46.7% と約半数を占め、特別支援学校においても 16.7% を占めている。

確かに、アンケートによるいじめの認知の効果は非常に高い。しかし、各県立学校において、アンケートを実施する際に、アンケートを生徒に持ち帰らせて記入させる方法ではなく、ホームルームで記入させる方法を採用ところもある。かかる方法の場合には、いじめにおける加害者と被害者が同じ空間で、アンケートの回答を行う可能性もあり、被害者の心理的な圧迫からは、正確な回答を期待できない。

したがって、アンケートについては、生徒に持ち帰らせた上で記入させるなど、生徒からより正確な回答が期待できる方法での実施を要望する。

② いじめの防止等の対策のための組織への外部専門家の関与について（意 見）

各学校は、いじめ防止法第 22 条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」として、いじめ防止委員会等の組織を校内に設置している。かかる組織の構成員は校長を始めとする学校内部の人材が大部分を占めており、一部の学校においてスクールカウンセラーが加わっている。

しかし、同条は組織の構成員として教職員以外に「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」を挙げており、外部の専門家の関与を当然に

予定している。

したがって、スクールカウンセラーを始め、社会福祉士、精神保健福祉士の関与や各学校のいじめ防止対策義務の履行を確認するために法律の専門家である弁護士を関与させるなどし、より効果的な組織を設置することを要望する。

③ いじめ及び不登校対策についての情報の共有について（意見）

各県立学校においては、アンケート等のいじめの早期発見措置の実施やいじめや不登校が発生した場合の対応について、個別に行っており、アンケート方法及び結果や各事例の対応結果について、必ずしも第三者への公表を前提とした資料を作成していない。また、各学校で実施されたいじめ防止委員会等の議事録も作成されていない。

しかし、いじめ防止法第 17 条は、「国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。」と規定しており、学校間においても、連携体制を整備することを求めている。

この点、アンケート方法及び結果や各いじめ事例の対応結果については、特に他の学校にいても参考になる情報であり、また、委員会における議論の内容も、より良いいじめ防止対策を整備していくためには、学校間で積極的に共有する価値が高いと考える。また、不登校対策についての情報共有も必要性が高い。

そのため、各学校間において、いじめ対策や不登校対策について情報共有が可能となるよう、アンケート結果や議事録の資料についての共同のデータベースの作成や事例ごとの対応について記載したマニュアルの作成を要望する。

6. 教職員の不祥事対策の実施状況について

(1) 概 要

教育委員会では、非違行為を行った教職員に対し、平成 17 年に制定した「懲戒処分の指針」に基づき処分等を行っている。平成 26 年度には、監督責任を含め、16 名が懲戒処分を受けている。懲戒処分の対象行為としては、飲酒運転や未成年へのわいせつ行為などの重大な行為もあり、懲戒処分の内容としても、合計 5 名が懲戒免職になるなど、重い懲戒処分が下されている。なお、県では、懲戒免職の場合には、当該職員への退職手当は全額不支給とする取扱いとしている。

教職員への懲戒処分については教育長の他に民間から任命された 5 名の教育委員で構成されている教育委員会で決定されている。平成 26 年度の懲戒処分に対して、千葉県人事委員会に対する不服申立ては行われていない。ただし、平成 27 年の懲戒処分のうち、2 件については不服申立てが行われている。

(2) 手 続

担当課へのヒヤリングを行い、懲戒処分に関するファイルを取得し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施することにより、合規性等を検証した。

(3) 結 果

① 懲戒免職に伴う退職手当全額不支給の方針について（意 見）

県では、懲戒免職処分を受けた教職員への退職手当の支給について、職員の退職手当に関する条例（以下、「退職手当条例」という。）第 12 条で規定している。同条第 1 項では、懲戒免職等を受けて退職した者に対する退職手当の支給について、「当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。」と規定している。この規定は、懲戒免職処分を行う際に、同規定中に挙げら

れている様々な事情を勘案した上で、退職手当の全額不支給又は一部不支給の処分を行うことを規定したものであり、退職手当の全額不支給を原則とすることを明文化しているものではない。

他方で、県は、「職員の退職手当の運用について」の一部改正について（通知）（平成 21 年 10 月 30 日付け人委給第 345 号）という文書において、退職手当条例第 12 条に、「非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則とするものとする。」と記載している。また、県は、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案」した上で一部支給を検討する場合も、同通知において極めて限定的に運用するよう記載し、全額不支給の原則の方針を明示している。

したがって、県は、退職手当条例第 12 条第 1 項が、明文上、懲戒免職処分の場合の退職手当の全額不支給を原則としていないが、その運用においては、全額不支給が原則であり、極めて限定的な場合にのみ一部支給を可能としている。

一方、県の退職手当については、退職手当条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額に、第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とされている。その計算方法は勤続年数が基本とされている。これに関しては、一般的に退職手当の性格については、i 勤続報償としての性格、ii 労働の対価たる賃金の後払いとしての性格、iii 退職後の生活保障としての性格が結合した複合的な性格を有すものとされている。そのため、上記の県の計算方法（勤続年数を基本とする計算方法）からは、基本的には、教職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償としての性格が基調となり、上記の 3 つの性格を結合させているものと考えられる。

このような退職手当に関する 3 つの基本的性格を勘案すると、退職手当が、勤続報償としての性格を基調としていることから、懲戒免職処分に相当する非違行為を行った者については、当該非違行為により、勤続報償をするだけの公務貢献がなかったとして、退職手当を全部不支給とする制度に合理性がないとは一概にはいえない。しかし、退職手当には賃金後払いとしての性格や退職後の生活保障としての性格があることも否定できないことから、懲戒免職処分を受けて退職したからといって直ちに退職手当の全額の支給制限が正当化されるという判例の論理にはなっていないのも事実である（名古屋高判：平成 25 年 9 月 5 日及び津地判平成：平成 25 年 3 月 28 日（前判決の第 1 審）を参照。なお、2 つの判例は、当該事案における退職手当全額不支給処分の適法性について、異なる結論を下しているものの、退職手当の基本的性格については一致した判断を行っている。）。

具体的な運用としては、退職手当条例第12条に規定している「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案」し、特に退職手当を全額不支給とする場合には、当該職員の永年の勤続の功績を全て抹消するほどの重大な背信行為であるかどうかについて、具体的に認定した上で、退職手当の支給制限を判断する必要があるものと考えられる。

したがって、実際の個別具体的な不祥事の事案により適切に対応するためにも、教職員の懲戒免職処分を行う際には、運用上の原則としての退職手当全額不支給の判断を行うかどうかの決定に当たって、退職手当の3つの性格を十分に斟酌して決定を行うよう、要望する。

② 懲戒処分手続への法曹有資格者の関与について（意見）

「①懲戒免職に伴う退職手当全額不支給の方針について（意見）」で述べたとおり、教育委員会では、不祥事を起こした教職員に対する懲戒処分を決定している。懲戒処分の原案については、教職員課を中心とした会議で作成され、他県において参考事例が存在しないような事例の場合には、顧問弁護士等の法曹有資格者の助言を得ている。他方で、制度として法曹有資格者が関与することは予定されておらず、顧問弁護士等に助言を求めるか否かも、担当課の判断に委ねられている。

この点、懲戒処分の中でも、懲戒免職など教職員にとって不利益が重大な処分については、その後、不服申立てが行われる可能性が高い。そのため、懲戒処分の内容の原案を担当課で検討する際に、少なくとも懲戒免職に相当するような事例においては、懲戒処分の根拠となる資料の収集・精査や退職金の支給範囲の検討も含めて、法曹有資格者が関与するような制度を導入することを要望する。

③ 不祥事発生防止のための対策について（意見）

教育委員会では、平成26年1月に教職員向けの不祥事根絶パンフレットを作成し、同年8月には一部の学校が実施した研修事例を取り上げた「若手教員を中心とした研修実施に係る事例集」を作成している。また、平成26年11月には、全校に対し、不祥事根絶のための教職員向けの研修を行うよう指示している。

しかし、研修内容の決定については、各県立学校の判断に任されており、教育委員会も実際に各県立学校が行った研修内容の全部を把握していない。不祥事根絶のための研修については、各県立学校で取り組むことも重要である一方、不祥事根

絶は全教職員に課された課題であり、教育委員会としても、最低限、各県立学校が実施する研修内容を設定すべきである。

また、不祥事が生じていない学校で実施された研修内容と不祥事が生じた学校で実施された研修内容について比較するなど、より効果的な研修を実施するためには、教育委員会においても各県立学校が実施した研修内容を把握し、また、各県立学校においても他校の実施した研修内容の情報を得る必要性は高い。

そのため、不祥事根絶のための研修内容について、教育委員会において最低限の実施項目を定め、また、全校から実施した研修内容の報告を受け、各県立学校が他校の実施した研修内容を得られるための網羅的な情報提供を行うよう要望する。

④ 不祥事再発防止のための対策について（意見）

教職員が不祥事を起こした際に、不祥事に至る経緯や原因については、教職員課は不祥事を起こした教職員や校長などから詳細な聞き取りを実施し、不祥事に至る経緯や原因について分析を行っていることを確認した。また、事故の後、校長に対して、「再発対策防止報告書」の提出を求めるとともに、面談を行い、再度、自己分析と再発防止策について検討し、その結果を各学校等にフィードバックしているということであった。

このような不祥事再発防止の対策の中で、犯罪心理学等に詳しい外部の専門家の関与については正式な関与の仕組みがあるものではない。不祥事の案件によっては、外部専門家の様々な形での支援を要する場合も考えられる。

したがって、不祥事が再発している現状に鑑みると、現在の対応に加えて、より効果的な対応としての外部の専門家の支援についても検討をするよう要望する。

7. 私費会計について

(1) 概 要

① 公費・私費の区分及び私費会計の定義及び分類について

ア. 公費・私費の区分について

学校の教育活動に係る経費には、様々なものがあり、日常の教育活動を展開するための直接的経費である公費（県費等）と保護者からの徴収金等である私費とに分類される。そのうち、私費は、生徒・保護者等個人の負担による経費であり、教育活動に伴い、又はそれに付随して必要となる費用である。

このように、公費・私費の負担区分を明確化することは、私費会計の事務処理を適正に行う上で不可欠であり、予算の編成や執行の上でも必要なことである。さらに、保護者負担の軽減の面からも重要なことと考えられる。公費・私費の負担区分の基準については、おおむね次の表のように区分されている。

【公費・私費の負担区分基準】

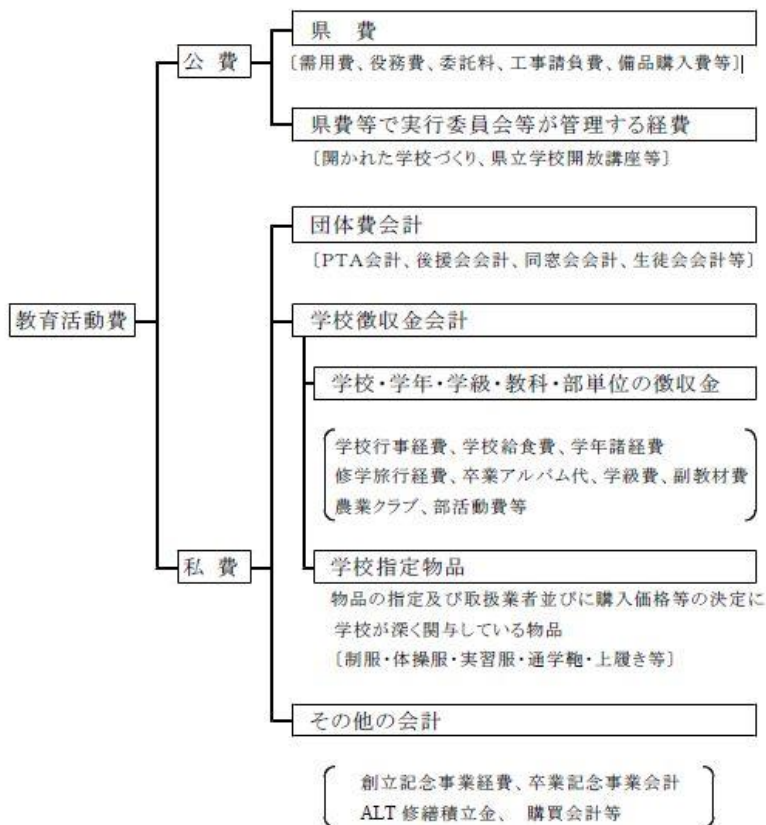
区分	種 類	例
公費 負担	①教育課程に基づく学習指導に必要な経費	教師用教科書・実験実習費等
	②学級・学年・学校単位で共用又は備え付ける物品等の経費	備品・教材用消耗品等
	③教科以外の教育活動に必要な経費	生徒指導・部活関係経費
	④学校の管理運営に必要な経費	光熱水費・環境維持費・運営費等
	⑤教職員の人件費、旅費等	
私費 負担	①諸団体等に関する経費	P T A、同窓会等の運営・活動に関する経費
	②児童生徒の個人の所有物にかかる経費で、学校、家庭のいずれにおいても使用できるものの経費	・学校指定物品等の購入費（制服、体操服、実習服、通学鞆、名札、徽章・校章、証明写真等） ・教材教具等（参考書、ワークブック、テスト類等）
	③教育活動の結果として、その教材教具そのもの、又はそこから生じる効果が児童生徒個人に還元される経費	・修学旅行、遠足、施設見学、音楽鑑賞会、観劇等の参加費 ・実験実習用の経費（書道、美術、音楽、調理及び被服等の材料代等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導関係経費（模擬試験代、資格検定料、適性検査代等） ・学校給食の賄材料代等の補助活動費
④生徒会活動や部活動等生徒の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会主催行事への参加費等（生徒手帳等を含む） ・文化祭等における個人負担に係る経費 ・学校農業クラブ及び学校家庭クラブ等に係る経費 ・文化部・体育部における参加費用等

出典：私費会計マニュアル

イ. 私費会計の定義及び分類について

次に、学校における会計を分類すると、おおむね以下のとおりである。



(私費会計マニュアル1頁のツリー図より)

上の図のうち、団体費会計は、①校長がPTA等の団体の長から会計の委任を

受けた会計、②校長が会計の委任を受けてはいないが、実質的に教職員が役員等として会計処理を行っている同窓会等の会計、③生徒に運営を委ねているが実質的に教職員の指導を受け、学校の管理下にある生徒会会計を対象とする。

学校徴収金会計は、学校、学年、学級及び学科又は部活動の徴収金で生徒に直接還元する経費に係る会計をいう。また、公平かつ透明な事務処理が求められる学校指定物品に係る事務も含まれる。部活動費については校長名で徴収し、教職員が管理するもののみが対象とされている。

その他の会計は、団体費会計及び学校徴収金会計ではないが、同様に取り扱うことが求められる経費が対象である。

ウ. 千葉県立学校私費会計取扱要綱及び県立学校私費会計取扱マニュアルの策定について

私費会計は、教育活動に密接に関わるものであり、学校として関与することは、公的機関としての公共性に関わるものである。また、事務処理に当たっては、日頃から厳正かつ適正な執行を心がけ、県民又は保護者等に対して、その必要性などの十分な説明と会計報告を行う義務がある。さらに、そもそも私費をもって支出することの妥当性も十分に検討し、説明責任を果たすことができるようにしなければならない。

私費会計の管理をめぐるこれまでの経緯をみると、県立学校で私費会計等の会計処理に係る不祥事が次の表のとおり度々発生したことから、教育委員会では抜本的な対策を行うため、平成 18 年度に庁内関係課及び千葉県高等学校長協会をはじめとする教育関係団体の代表を構成員とする「県立学校会計事故対策検討会議」を設置し、そこでの検討を基にして、平成 19 年 4 月に「千葉県立学校私費会計取扱要綱」（以下、「私費会計要綱」という。）及び「県立学校私費会計取扱マニュアル」（以下、「私費会計マニュアル」という。）が策定された。

【会計事故の概要・発生原因】

区分	会計事故の概要	発生原因
生産物売 払収入の 着服	高等学校教諭が、平成 12 年 2 月から 8 月までの間、管理を任されていた農産物の売上金が振り込まれている通帳から 557,000 円を県の歳入とせず着服したものを。	<ul style="list-style-type: none"> ・その都度、生産物売払収入として収納処理すべき売上金を、事務の煩雑さを避けるためと称して、担当職員が本人名義の通帳及び印鑑で売上金を管理していたこと。 ・会計責任者がその事実を把握していなかったこと。 ・生産物の販売から県への歳入処理が行われるまでの処理を複数で確認できる管理

		体制になかったこと。
外国語指導助手に係る経費の着服	高等学校事務職員が、平成 15 年 8 月から 9 月までの間、外国語指導助手 (ALT) のアパートに係る敷金 116,000 円を、退去の際、県の歳入とせず着服したほか、修繕費積立金の清掃費用水増し等により合計 248,340 円を着服したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費である敷金の収納に際し、納入通知書によらず現金で受領するなど、県財務規則に基づく処理が行われなかったこと。 ・ 事務長が指示を徹底しなかったこと。 ・ 私費である修繕費積立金について、県費に準じた処理が行われておらず、監督職員の決裁を経なかったこと。 ・ 監督職員が事後の確認を怠ったこと。 ・ 事務処理を担当者任せとしており、内部牽制機能が働かなかったこと。
県費の架空支出による着服	高等学校事務職員が、架空の業者を財務端末から債権者として登録し、平成 11 年 9 月から 16 年 3 月までの間、請求書等を偽造し、消耗品購入等の架空取引により県費 11,317,397 円を架空業者に支出していたものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権者登録に際し、監督職員による相手方の業務内容等の確認、決裁が行われなかったこと。 ・ 物品の納入、業務委託の完了検査を複数人で行わなかったこと。
生徒会費等の着服	高等学校の生徒会会計を担当していた実習助手が、平成 14 年 11 月から 16 年 2 月までの間、生徒会費や部活動費を不正に支出する、残余金を口座に入金しないなどにより 2,147,392 円を着服したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入金、払戻、帳簿の処理まで当該職員一人が行っていたこと。 ・ 出金の決裁に際し、事務長が帳簿、通帳との照合を怠ったこと。 ・ 監査の際にも帳簿と通帳の照合が行われなかったこと。
団体費、学校徴収金等の着服	高等学校事務長が、平成 15 年 4 月から 18 年 1 月までの間、キャッシュカードの使用や銀行届出印の無断使用により、PTA、後援会等の 7 会計から 13,335,131 円を不正に払い戻し、着服したものの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来、会計処理を掌理し、監査・検査を行うべき立場の者による会計事故であり、チェック機能が全く機能しなかったこと。 ・ 安易にキャッシュカードによる出金があったこと。 ・ 現金による保管を許したこと。

出典：私費会計マニュアル

その後、千葉県立学校においては、私費会計要綱及び私費会計マニュアルに従って、私費会計の運用がなされることとされており、後述のとおり、財務施設課

を中心にして、毎年の会計指導が行われている。

② 保護者負担の軽減について

学校行事等の教育活動の一部は、保護者の経済的負担により賄われていることを教職員が十分認識し、学校行事等を企画する場合は、公費・私費の負担区分を明確にするとともに、コストを意識して精選することが重要である。

そこで、私費会計要綱第 10 条において、団体費会計における生徒一人当たりの月額徴収金は、原則として 1,100 円が限度とされている。関係団体の円滑な運営や活動を維持する必要から限度額を超える場合は、事前に主管課長と協議することが求められている（千葉県教育財産管理規則第 19 条第 2 項の規定により関係団体が使用の許可を受けた冷房装置に関する経費を除く）。

また、私費会計要綱第 11 条においては、校長は入札の導入や定期的な見直しを行うなど、適正かつ効率的な執行に努めること（同 1 項）、団体費会計の会費及び入会金等については、あらかじめ保護者に対しその趣旨が十分に周知されなければならないこと（同 2 項）及び学校徴収金は必要最低限の額とすること（同 3 項）等が定められている。

③ 適正な会計処理の方策について

ア. 文書主義と決裁体制の明確化について

学校徴収金等は保護者等から信託された公金であり、事務処理に当たっては、起案（担当）→回議（分掌係員、係・分掌主任、副校長又は教頭、事務職員、事務長）→決議又は決裁（校長）という意思形成の過程及び責任を明確にするとともに、チェック機能を作用させることが必要である。したがって、全ての意思決定は文書によらなければならないとされている（私費会計要綱第 5 条第 1 項）。

また、校長は、保護者から私費会計に係る金銭を徴収する場合は、徴収目的・徴収金額及び徴収方法等について、保護者に対して事前に周知及び説明を行い、事後に決算報告を行わなければならない（同条第 2 項）。

主な必要書類は以下のとおりである。

- i 事業（行事）実施伺い（起案）（実施計画案、予算案等も含む。）
- ii 「日計表兼収入決議書」又は「収入決議書」：領収済通知書
- iii 「支出（物品購入等）伺兼支出決議書」：見積書、納品書、請求書、振込金受領書（領収書）等証拠書類の添付
- iv 決算報告書

v 「出納簿」

上記書類及び預貯金通帳は、5年間保存しなければならないとされている（私費会計要綱8条2項）。

イ. 事務処理体制の整備及び役割分担の明確化について

私費会計の会計処理に当たっては、適正かつ効率的な執行が重要であり、各会計の取扱体制を整備し、責任体制の明確化を図る必要がある。特に、団体会計においては、「規約」等を整備し、予算の編成、執行、決算及び監査機関等について明確に規定する必要がある。

学校における職務上の主な役割分担は次のとおりである。責任者及び出納責任者は、会計事故防止のため、後述の「県立学校私費会計点検・監査のチェックリスト」の内容を常に確認しながら会計処理を行わなければならないこととされている。

【私費会計に関する職務上の役割分担】

区 分	従事者	役割分担
責任者	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体において別に定めがある場合を除き、すべての私費会計について、事業計画（予算編成含む）、納入通知、経理確認及び会計報告等の事務処理を統括し所属の教職員を指導監督する。 ・ 出納責任者が負う諸帳簿、証拠書類の点検結果を確認する。 ・ 預貯金口座用印鑑を管理する。
出納責任者	副校長又は教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長を助け、すべての私費会計を整理する。（副校長又は教頭） ・ 諸帳簿、証拠書類を毎年2回（収納状況及び収入証拠書類等は原則月1回）以上点検し、結果を校長に書面にて報告する。 ・ 金銭又は物品の収納事務を掌理する。 ・ 通帳を保管する。（事務長）
	事務長	
会計担当者	教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校務、事務分掌に基づき学校徴収金等に係る収入支出等の会計処理を行う。 ・ 諸帳簿、証拠書類等を整理保管する。
監査委員	教職員・保護者から2名（うち保護者1名以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての私費会計を監査し、結果を校長に書面にて報告する。 ・ P T A等の団体にあつては、当該団体の監査委

		員が行う。
取扱業者等 校内選定委員会	校長・副校長・ 教頭・事務長・ 教務主任・ 教職員 保護者 (2名以上)	・修学旅行業務、卒業アルバム制作業務、学校指定物品取扱業者等を選定する。

出典：私費会計マニュアル

ウ. 取扱業者等校内選定委員会について

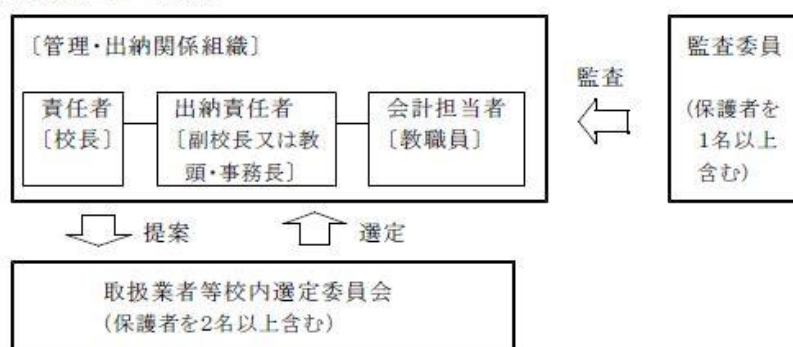
修学旅行、卒業アルバムの制作又は制服、体操服等の学校指定物品に係る業者の選定については、公正な競争の確保や十分な説明責任が果たせる体制が必要であることから、以下の場合、取扱業者等校内選定委員会を設けて選定しなければならない（私費会計要領第4条第6項）。

- i 入札、プロポーザル参加者の選定（予定価格が100万円を超える場合は、原則入札）
- ii プロポーザルによる取扱業者の選定
- iii 制服等の学校指定物品で取扱業者を数社に限定しようとする場合

取扱業者等校内選定委員会の構成員は、校長、副校長又は教頭、事務長、教務主任、その他の教職員に加えて、保護者2名以上でなければならない。また、取扱業者等校内選定委員会の運営方法等については、校長が定める「取扱業者等校内選定委員会事務取扱要領」によるものとされている（私費会計要領第4条7項）。

取扱業者等校内選定委員会、管理・出納関係組織及び監査委員の各役割分担上の関係は次のとおりである。

【各役割分担上の関係】



(私費会計マニュアル6頁より)

エ. 私費会計の管理について

私費会計マニュアル及び私費会計要綱によると、私費会計の管理は千葉県財務規則を準用しているが、そのほか、以下のように行うこととされている。

(ア) 納入金の収納・管理、未納金の把握等について

納入金の収納の方法は、各会計別に金融機関に口座を設けて管理するとともに、口座振替や口座振込によることが望ましい。やむを得ず、事務室等の窓口で現金収納した場合は、領収証書を発行し日計表により決裁を受けるとともに、速やかに金融機関に入金しなければならない。収納当日に金融機関の口座への入金が困難な場合は、事務室等の金庫に厳重に保管する。また、口座振替ができなかったこと等による未納者及び金額を把握し、早期収納に努める。

当該口座に係る通帳の名義は、団体費会計にあつては団体の長とし、学校徴収金会計及びその他の会計にあつては校長とする。金融機関への届出印は、団体費会計にあつては団体の長の職印とし、学校徴収金会計及びその他の会計にあつては校長の私印とし、校長が管理するものとする。

預貯金口座の通帳と印鑑は下表のとおり別々に保管しなければならない。また、キャッシュカードは、作成が禁止されている。

【預貯金口座の管理区分】

会計区分	口座名義	使用印鑑	保管区分	
			印鑑	通帳
団体費会計	団体の長	団体の長の職印	校長	事務長
学校徴収金会計	校長	校長の私印	校長	事務長
その他の会計	校長 代表者	校長の私印、会の職印 代表者の私印	校長 代表者	事務長 代表者

出典：私費会計マニュアル

納入金の収納・管理、未納金の把握等における留意点は以下のとおりである。

- i 現金を受領した際には、「領収証書」「領収済通知書」を発行し、領収印を押印後、領収証書を納入者へ交付する。
- ii 現金を領収した日又はその翌日（金融機関休業日の場合は最も近い金融機関営業日）に入金する。
- iii やむを得ず現金を保管する場合は、担当者が個人で管理せず、事務室等の金庫で厳重に保管し、その金額がわかるよう「現金出納簿」を作成し管

- 理する。また、2万円を超える保管及び長期保管はしない。
- iv 未納金の残高管理業務と、督促業務の担当者を分ける。
 - v 未納の状況は担当外の者でも常に確認ができるようにしておく。

(イ) 支出手続について

会計担当者は、支出伺書及び支出決議書等を作成し、主任、副校長又は教頭、事務長等に回議し、校長の決裁を得なければならない。この場合、支出決議書には、見積書、納品書、請求書、領収書（立替払いの場合）、預金等払戻伝票等の必要な証拠書類を添付するものとする。

口座の印鑑保管者は、支出決議書と預金等払戻伝票を照合し確認した上でなければ届出印を押印してはならない。

支出手続における留意点は以下のとおりである。

- i 支払は口座振込を原則とする。
- ii 現金払いの場合は、領収書を徴する。領収書を徴することができないときは、支払証明書等を作成する。
- iii 概算払いによる支出をした場合は、当該事業終了後速やかに精算する。

(ウ) 経理状況の確認及び決算報告について

会計担当者は、常日頃から経理内容を明確にし、諸帳簿及び関係証拠書類を整備しておかなければならない。また、出納責任者は、定期又は不定期に関係諸帳簿等を年2回以上点検又は確認する必要がある（収納状況等についての各諸帳簿、証拠書類は、原則月1回以上点検し、校長に報告する）。

校長又は団体の長は、当該事業終了後又は当該年度終了後、保護者等に対して決算（会計）報告をしなければならない。なお、当該会計に残高等がある場合には速やかに返金、又は繰越等の所要の手続を行わなければならない。

(エ) 監査について

私費会計は、校長がその目的達成のために必要な経費を保護者等から徴収するものであることから、その目的が完結したとき又は年度末に当該会計の監査を行わなければならない。

監査は、校長が指名した監査委員又は団体会計の監査委員が行い、その結果を校長へ報告する。

(オ) 事務引継ぎについて

会計担当者が交替し、又は異動した場合には、当該取扱い会計の状況について引継ぎを行わなければならない。引継ぎは、現在高及び帳簿、証拠書類等を記した引継目録（要綱別記様式）によるものとする。

責任者及び出納責任者は、異動に当たり会計全般の状況を把握し、引継ぎを行うものとする。

(カ) 諸帳簿等の管理・保管について

預貯金通帳、出納簿及び領収書等の証拠書類は、常に整理し、収支の状況を明確にして担当以外の者でも分かるようにしておかななければならない。

諸帳簿及び証拠書類等は、原則として5年間保存するものとする。また、廃棄等の手続は、原則として、千葉県教育委員会行政文書管理規則及び県立学校行政文書規程に準じて行う。

(キ) 職員研修について

教職員が、取り扱う諸会計の目的や趣旨を十分理解し、会計事務の重要性を認識することは適正な会計処理を行う上で重要である。また、教職員が基本的な会計事務の知識を持ち、共通理解をした上で事務処理を行う必要がある。

このため、以下のような職員研修の実施及び活用によって、公務員及び会計担当者としての責任の自覚及び意識改革を促すこととされている。

- i 全職員を対象として、私費会計の種別、取扱金額、目的、使途、その必要性及び留意事項等について説明を行い、共通理解を図る。特に、私費会計から支出できるものとできないものの区別を周知徹底する。
- ii 会計担当者を対象として、起案処理の方法及び諸帳簿の整理方法等についての実務的な研修を行う。
- iii 事務長は、日常の会計処理において、適時の指導助言を行う。
- iv 校長、副校長又は教頭、事務長等は、他校の先進的な取組又は実践の状況を把握し、自校の会計処理の改善に活かす。

(ク) その他の制限事項について

私費会計要綱第10条によると、以下の制限事項が規定されている。

- i 金融機関、個人及びその他の団体等から借入れを行ってはならない。
- ii 金銭を個人又は団体に貸し付けてはならない。
- iii 私費会計の会計間の貸借は原則として行わない。
- iv 一会計年度の支出は、原則として、当該年度の収入をもって行う。

④ 学校徴収金会計に係る契約について

ア. 契約の方法について

「③ウ. 取扱業者等校内選定委員会について」のとおり、修学旅行、卒業アルバムの制作、制服・体操服・通学鞆等の学校指定物品に係る取扱業者を選定しようとするときで、予定価格が100万円を超える場合は、原則として入札により選定し、契約を締結しなければならない。

また、修学旅行については、ホテルや食事の内容について仕様書の作成が困難である場合や旅行業者の企画内容が選定に重要なポイントとなる場合等は、提案型プロポーザルにより選定することも可能とする。

入札、プロポーザルいずれの場合も3者以上を選定し、複数の業者による競争を行い、1者見積による随意契約は行ってはならない。

イ. 契約期間について

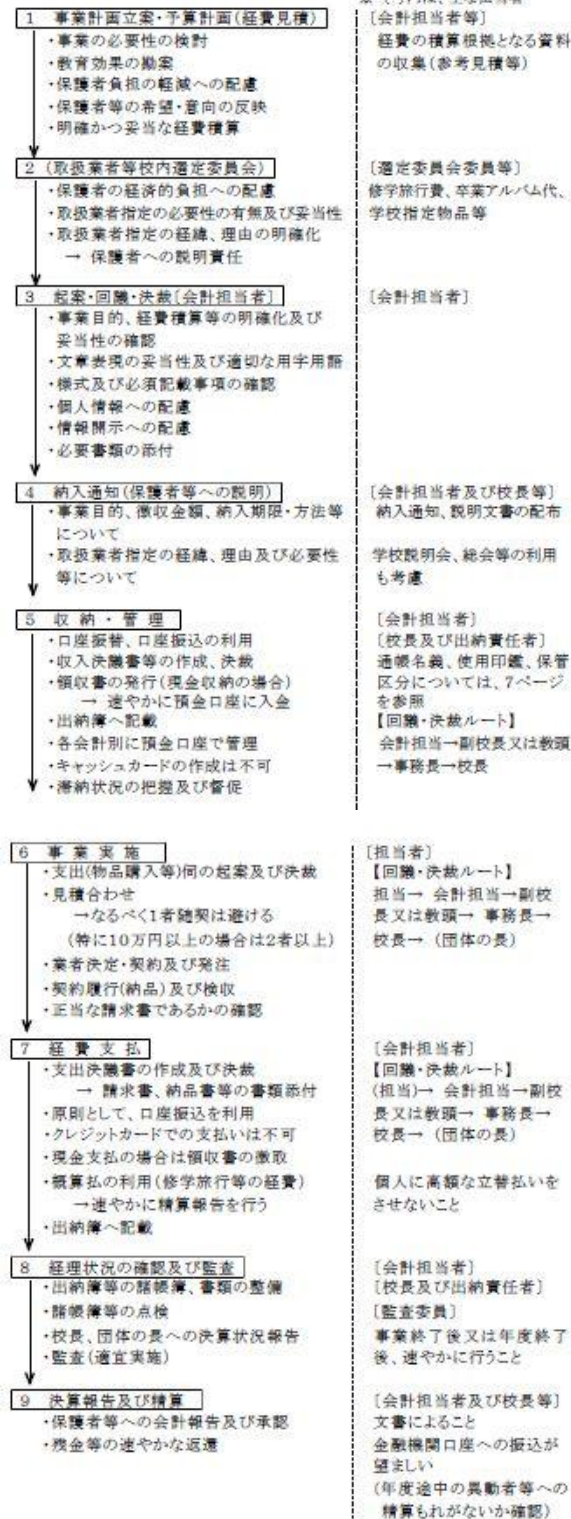
卒業アルバムの作成及び体操服等学校指定物品（制服を除く。）に係る契約期間は、更新の場合も含めて3年を超えることはできない。契約期間が3年を超える前に、入札により取扱業者を選定する必要がある（私費会計要綱第9条）。

⑤ 会計処理上の留意点及び事務処理の流れについて

会計処理上の留意点は、「③適正な会計処理の方策について」及び「④学校徴収金会計に係る契約について」に記載のとおりである。

事務処理の流れは、次の図のとおりである。

【事務処理の流れ(事業計画から精算処理まで)】



(私費会計マニュアル 12～13 頁より)

⑥ 会計指導について

「①公費・私費の区分及び私費会計の定義及び分類について」において記載した私費会計に関する事故に加えて、平成 20～21 年度にも学校関連団体の経費（788 万円）の着服が発生したことを契機にして、私費会計が私費会計要綱及び私費会計マニュアルに従って適切に運用されているかを調査するため、財務施設課において、平成 22 年度以降、毎年度全ての県立学校に原則 3 名体制で赴き、1 日がかり（日帰り）で調査の上、私費会計事務等の指導を行っている。指摘事項は各学校に伝達し、場合によっては後日の改善等の報告を求めている。

私費会計の事務の指導は、県立学校会計指導要領によって行われており、具体的な指導項目（チェックリスト）及び会計指導の指導結果は次の表のとおりである。

【会計指導における指導項目・該当校数】

指 導 項 目		平成 25 年度	平成 26 年度	増減
1	出納簿、決算書及び学校徴収金については会計報告書の作成があるか。	59	65	+6
2	やむを得ず現金で管理している会計（芸術会計・学級費等）についても、出納簿、収入（戻入）・支出（戻出）決議書を作成しているか。	15	17	+2
3	各会計の取扱い体制及び責任体制が確立されているか	0	0	0
4	決議書等は、複数の者による回議を行い、校長等の会計責任者が決裁を行っているか。	11	12	+1
5	私費会計の通帳印は校長が管理し、通帳は事務長が保管しているか。	2	1	-1
6	キャッシュカードを作成していないか	1	1	0
7	やむを得ず現金を保管する時は事務室等の金庫で厳重に保管し、その金額がわかるよう「現金出納簿」を作成しているか。また、その後速やかに支払いや金融機関への入金等を行っているか。	51	25	-26
8	事業終了後の会計報告は、速やかに行なっているか。	22	27	+5
9	中途異動者については、速やかに精算し、会計報告しているか。	54	52	-2
10	単年度決算すべき会計で、残金はないか。	33	19	-14
11	通帳と出納簿の現在残高は、常に一致しているか。	46	24	-22
12	年度末の決算書と出納簿の収支総計・繰越金が一致しているか。	60	42	-18

13	出納簿に、前年度からの繰越金額が記載されているか。	1	4	+3
14	出納簿の計算が正確に行われているか。	12	13	+1
15	学校徴収金等徴収台帳及び徴収調書は作成されているか。	14	1	-13
16	収納すべき者から収納すべき金額が入金されているか。 (未納金額が明確になっているか。)	7	6	-1
17	全ての入金・出金に対して、収入(戻入)・支出(戻出)決議書があるか。	100	85	-15
18	収入の内訳・収入金額が明記されているか。	11	9	-2
19	収入金額の根拠となる領収済通知書等の書類が添付されているか。	32	9	-23
20	未納金の残高管理担当者と督促状発行担当者は分かれているか。	2	3	+1
21	不適当な支出はないか。	44	93	+49
22	他の会計に流用等を行っていないか。	5	4	-1
23	全ての入金・出金に対して、収入(戻入)・支出(戻出)決議書があるか。	69	59	-10
24	支出の根拠となる書類が添付されているか。 ・内容確認→見積書・納品書・請求書や大会の開催要項の写し等 ・支払確認→振込金受領書か領収書等	108	141	+33
25	予定価格が10万円以上の場合、見積合わせしているか。	105	88	-17
26	P T A用務及び生徒の旅費支給、並びに図書カード等の金券支給の際は、個々の領収書、又は支給内訳書に受領日及び個々の受領印(サイン)があるか。	98	72	-26
27	慶弔費など受領印がもらえない場合には、支払証明書が添付されているか。	47	39	-8
28	複数の会計を併せて支出した場合には、それぞれの支出決議書に領収書の写しを添付し、負担の内訳と領収書原本の添付先が明記されているか。	38	20	-18
29	未払いのものがいないか。	13	15	+2
30	個人のクレジットカード・ポイントカードでの支払いはないか。	93	114	+21
31	立替払いされた経費の支出決議書には、立替者本人の受領印があるか。	44	37	-7

32	私費の徴収に先立ち、内容、金額等を保護者に文書で通知しているか。	3	26	+23
33	監査が実施されたことを確認できる、監査報告書等が作成されているか。	78	54	-24
34	会計（決算）報告を、保護者に文書（校長名又は団体の長名）で行っているか。	11	21	+10
35	会計担当が代わった場合、引継目録が作成されているか。	20	27	+7
36	不自然な払い戻しや入金はないか。	2	6	+4
37	金庫に簿外の現金等不自然なものがないか。	0	0	0
38	現金（金券）を担当者が個人で保管していないか。	7	6	-1
39	県費で購入した物品と、私費会計で購入した物品は区別をし、それぞれ備品出納簿・切手出納簿等を作成し管理しているか。	66	46	-20
40	制服や体操服など学校指定物品の選定及び業者選定、修学旅行や卒業アルバムの業者選定について、関係書類を整備保管しているか。	41	20	-21
41	業者に対して、違う品物の納品等を依頼していないか。	0	0	0
合 計		1,425	1,303	-122
平 均		9.2	8.4	-0.8

出典：「会計指導結果」より。

上の表の平成 26 年度の数字は、千葉県立学校 155 校（高等学校 125 校（中学校 1 校含む。）・特別支援学校 30 校）の指導の結果、指導すべき事項があった学校数を表すものである。

平成 26 年度における、指導すべき事項の平均は 8.4 件であり、支出の根拠書類の添付漏れ、個人のクレジットカード・ポイントカードでの支払、不適当な支出などの指摘が昨年度よりも多くの学校でなされている。

（２）手 続

私費会計要綱、私費会計マニュアル、帳簿類、県立学校会計指導状況報告書等の閲覧及び財務施設課に対するヒヤリング並びに各県立学校に対するアンケートにより、各県立学校における私費会計（給食費や冷房費会計の取扱いも含む）の運用が適切になされているかを検討した。

また、会計指導に関する指導結果、指導状況報告書、会計指導結果概要等の書面

の閲覧、財務施設課に対するヒヤリング、会計指導結果のデータの分析等により、会計指導（モニタリング）が適切かつ十分なものであったか及びその効率性について検討した。

（３）結 果

私費会計については県の歳入歳出予算の執行ではなく、その決算についても、基本的に私的自治の原則に基づく適正な会計処理が行われることを基本とすることについて、外部監査の運用においても従来から認識されているところである。したがって、私費会計そのものに対する外部監査の結果として指摘事項を直接述べるものではない。しかし、教育現場である県立学校における私費会計の重要性及び過去の私費会計をめぐる不適正会計の発生状況及びその防止対策としての財務施設課を中心とする会計指導業務の実施等を踏まえて、県立学校において教職員の所掌事務としての私費会計の管理・運用状況や財務施設課を中心とする会計指導業務のあり方、その結果及び指導體制のあり方等については、直接、外部監査の対象とすることができるものとして、今回の外部監査を実施した。以下では、このような認識の下で上記の監査手続を実施し、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 会計指導について

ア. 会計指導の方法について

（ア）会計指導結果の活用について（意 見）

財務施設課会計指導班（以下、「会計指導班」という。）が、各県立学校の指導結果を学校別に集計した「会計指導結果概要」によると、平成 26 年度の会計指導の結果、（１）概要で示した 41 の指導項目に該当した学校数及び前年度からの指導項目の該当件数の増減は次の表のとおりである。

【指導項目の該当件数別学校数・前年度との増減】

指導項目の 該当件数	学校数			
	増加	減少	同数・前年該当なし	
21～23	2	2	0	0
16～20	4	3	0	1
11～15	36	14	21	1
6～10	83	36	40	7

1～5	30	7	20	3
合 計	155	62	81	12

上の表のとおり、指導項目数の増減の観点からは、前年度と比較して指導事項が減少した学校が過半数（81校）であった。また、逆に指導事項が増加している学校も40%（62校）存在している。改善状況が上回っていることは、財務施設課を中心とする会計指導の効果であると評価することができる。ただし、全ての学校で私費会計の運用状況が改善されているとはいえない状況でもある。また、指導事項の件数も1件から23件まで分布しており、私費会計の運用状況に大きな差が出ていると考えられる。

なお、「会計指導結果概要」において、当初は指導項目の該当項目なしとされていたが、実際には6件の指導項目が存在していた学校が1校あった。その理由は、後述する「会計指導結果報告書」から「会計指導結果概要」への転記ミスによるものであったが、「会計指導結果概要」の作成において、指導項目の転記ミス等が放置されないように、担当者以外の役職者等が転記の正確性を確認することで正確性を期する必要がある。

また、会計指導の結果は学校別の「会計指導状況報告書」に私費会計別・作成書類別・項目別にまとめられ、各学校に交付されているが、全体的に見たときの各指導事項への該当性（要改善点）の有無を示した、言わば科目別の成績表のような「会計指導結果概要」は、各学校に交付されておらず、各指導項目に該当した学校数を集計した「会計指導（私費会計）の指導事項」しか送られていない。個別の結果を各学校に通知しないと、各学校独自の問題点をそれぞれの学校が認識することが困難であり、改善点も明確にならないため、会計指導の結果、どの指導項目に該当したのかについて、各学校においては明確に認識することができない可能性がある。

なお、その際は、「会計指導状況報告書」における指導事項と「会計指導結果概要」におけるチェック項目の結びつき、指導項目の区別が必ずしも明確でないもの（例えば、職員賃別金や職員名刺代の支出が、No.21の「不適切な支出」とNo.36の「不自然な払い戻しや入金」のいずれに該当するか）もあるため、会計指導班が作成し利用している、41の指導項目と「会計指導状況報告書」の各項目との対応表を添付し、不適切な会計等に該当する事項が県立学校においても明確に分かるような通知手法が必要であるものと考えられる。

さらに、現状では会計指導の全体的な結果である「会計指導（私費会計）の指導事項」が単に作成されるにとどまり、前年のそれと比較されることによる前年度の会計指導の効果の事後検証や次年度の会計指導に向けて重点項目及び新たな指導項目を設定することなどのために、具体的に役立てられていることが文

書等により確認できなかった。

以上より、各学校別の全体的な指導結果である「会計指導結果概要」の作成に当たって、「会計指導状況報告書」からの転記ミスが発生しないよう、作成者以外においてもチェックするよう要望する。また、「会計指導結果概要」及び「会計指導状況報告書」と各指導事項との対応表を、各学校にそれぞれ送付することを要望する。

また、会計指導の結果（前年と比較しての指導件数の増減等）を検証し、次年度の会計指導における重点項目（全体及び学校別）を設定するなどして、改善すべきポイントに重点を置いたメリハリのある指導を行うことを可能とするために活用することを要望する。

さらに、今後は、過去の会計指導の効果の検証や次年度の会計指導の重点項目（全体・各学校）の設定などに「会計指導結果概要」及び「会計指導（私費会計）の指導事項」を活用するよう要望する。

（イ）指導項目の設定・基準・重要性について（意見）

会計指導班が設定している私費会計の 41 の指導項目（私費会計マニュアル 15・16 頁の県立学校私費会計点検・監査のチェックリスト）には、領収書等への押印漏れやサイン漏れなど形式的なものから、金銭の不適切な流用など私費会計の適切な運用そのものが害されるおそれのあるものまで様々なものが存在し、それらを、①共通事項②出納簿・預貯金通帳③日計表・収入決議書④支出伺兼支出決議書⑤その他に分類している。

しかし、それによると、②、③又は④の各書面の作成等において共通して留意すべき事項がそれぞれ指摘事項となり、重複が生じることとなり、明瞭性に欠けるものと考えられる。例えば、決議書の作成に関する指導事項がNo.2・4・17・23・28・31に分散しており、17と23に至っては全く同じ指導項目であり、分かりづらい構成となっている。

このような分類方法で指摘事項をまとめるのではなく、指導項目を事務処理の流れ（概要⑤の図）に沿って事務の種類別に分類すれば、業務の各場面で担当者が留意すべき事項が明確となるものと考えられる。例えば、経費支払の場面における決議書の作成上の留意事項として、上記指導事項を整理することが考えられる。

また、私費会計の指導項目が多種かつ多項目であり、もちろん全ての項目が重要であるが、ケアレスミス等が不可避でありそれらを完璧に達成させることは必ずしも現実的とは言えないことから、最低限守るべき最重要な指導項目を設けるなど重要度別にランク付けを行い、限られた時間でメリハリのある指導を行うことが適切であると考えられる。そこで、これらの指導項目の中で、私費会計に関す

る横領等の不正に直結してしまう可能性がある金銭の出納に関するものを最重要項目に設定することが適切であると考ええる。

例えば、No.7の現金保管、No.11の通帳と出納簿の残高の一致、No.14の出納簿の計算の正確性、No.37の簿外現金等及びNo.38の現金の担当者保管等である。

次に、指導項目の設定については、作成書類の有無・決裁の有無・証憑の有無・監査の有無等の問題点の存在を指摘して、以後同様の問題が発生することを防止するという、いわゆる発見的内部統制が中心となっている。それと同時に、職務分担及び責任分担の明確化を通じてセルフモニタリングへの方向付けを行うための指導項目を増やすなどして、内部統制の仕組みを構築し強化することで、問題の発生自体を防止するという予防的内部統制が、県立学校の私費会計の自律性を促進することにつながるものと考えられる。したがって、私費会計に係る内部統制の整備・運用の確立が求められているものと考ええる。

ここで、私費会計を踏まえて内部統制の概念を説明すると、次のように考えることができる。すなわち、私費会計に係る活動の有効性及び効率性、会計報告の信頼性、活動に関わる会則等の遵守並びに金銭の保全という4つの目的が達成されているという合理的な保証を得るために、活動に組み込まれ、組織内の全ての関係者によって遂行されるプロセスを内部統制と考えることができる。

また、「会計指導結果概要」における指導項目の該当性について、「該当あり」とするか「該当なし」とするか及び総合所見において後日報告を要する事項としかどうかを決めるための基準はなく、担当者がこれらを会計指導の現場で判断している。軽微な不備にすぎない場合は、会計指導結果には記載するものの、「会計指導結果概要」の作成にあたっては、「該当なし」とすることもある。しかし、これらの判断を担当者に一任すると、客観性に欠ける上に担当者によって判断が異なるおそれがあるため、何らかの客観的な基準を設けることが適切である。実際に、3つもの私費会計（農業クラブ・工業助成金・研究助成金）の監査がなされていない県立学校（下総高等学校）について、「会計指導結果概要」の指摘事項では「該当なし」とされていたが、これを「軽微な不備」といえるかは疑問である。

また、「該当あり」「該当なし」の2種類のみとするのではなく、不備の数や内容などの程度に応じて3～5段階評価による評価を行うことも考えられる。

したがって、例えば、指導項目を事務処理の流れに沿った形で類型化するとともに、重要度別にランク付けすることを検討するよう要望する。

会計指導の内容については、職務分担及び責任分担の明確化を通じてセルフモニタリングへの方向付けを行うための指導項目を増やすなどして、問題の発生自体を防止することを目指すことを要望する。

また、私費会計の運用の適切性のレベルを学校間で比較可能なものとする

ともに、財務施設課及び学校がそれをより詳細に把握するために、「会計指導結果概要」の判断基準を客観的なものとする事及びその評価方法をより分かりやすくするために、2段階ではなく3～5段階評価とすることを検討することを要望する。

(ウ) 会計指導の頻度及び専門家の活用について（意見）

毎年、会計指導班が3名体制で各学校に赴き、一律に会計指導を実施している。

この会計指導班は、班長1名・副主幹1名・主査4名・副主査1名という人員構成であり、次の表のとおり会計指導に従事している。会計指導班全体としての会計指導に関する業務を年間における処理時間及び人日ベースで測定するとその従事割合は、52.4%（3.67人/7人）と推定することができる。

【会計指導に関する年間業務量（平成27年度の見込み）】

業務名	内訳	時間	回	処理時間	人日	回数内容
財務事務の指導・助言（会計指導）に関すること	出張	7.75	493	3,821	493	延べ人数
	事前資料準備	2	159	318	41	県立学校数
	報告書作成	10	159	1,590	205	県立学校数
	再提出資料確認	6	159	954	123	県立学校数
県立学校の会計指導の企画・調整に関すること	計画	90	1	90	12	年度初め
	通知	12	5	60	7	件数（2ヶ月に1回）
	結果	90	1	90	12	年度末
				6,923	893	計
				1,883	243	年間日数（1日7.75時間）
				3.67	3.67	人数

出典：会計指導班作成資料

会計指導班の構成員の平均年齢は40歳代前半であり、千葉県庁職員の平均（平成26年9月1日現在で43歳、給与費は665万5,353円（平均給与月額41万3,376円に期末手当支給率4.1か月を加味して算出）。出典：「予算に関する説明書（平成27年度予算）」）とほぼ同じ水準とみなすことができる。

そこで、会計指導に要する給与費を概算すると、665.5万円×3.67人（年間延べ従事人数）＝2,442.39となり、約2,400～2,500万円と試算される。また、各職員の共済費及び各学校への往査に要する往復交通費（延べ493回）等の諸経費を考慮すると、少なくとも3,000万円程度の人件費及び諸経費を会計指導のた

めに要していると考えられる。

しかし、上述のとおり、概要で示した指導事項の数やその内容の質が学校によって異なり、私費会計において順守すべき事項が守られている程度や内容には大きな差があるにもかかわらず、私費会計において順守すべき事項が守られている程度や内容とは関係なく、一律に毎年行う会計指導が必ずしも適切とはいえない。すなわち、会計指導の結果、指導件数が大幅に減少しているなど改善が著しかったり、金銭の横領等の不正に直結し得るような重大な指導事項がない場合は、学校の内部統制に依拠することができるとして、ローテーション等により数年に一度の往査にとどめたり、逆に、指導事項が多い学校に対しては2日間の会計指導を行うことも考えられる。

さらに、各県立学校が所在する地域において監査・会計等の業務を行っている監査の専門家（公認会計士）を活用して会計監査に基づく指導を行った場合には、経費的にも、現在の会計指導の概算経費である3,000万円程度の費用と比較して、半減する可能性がある。また、私費会計を含む会計指導の仕組みを外部の監査専門家による監査に変えた場合、外部者がチェックするという点で、私費会計の透明性をより高め、地域住民等からの信頼性を得ることができるものと考えられる。また、会計及び監査の専門家として、適切な会計処理を行うための知識・経験を各県立学校に提供するなどの効果が期待できるものと考えられる。

以上より、私費会計の指導事項の数や質的重要性に対応させて、2日間の会計指導を行うこと、又は数年に1度の間隔で循環的に監査を実施するなどの柔軟な会計指導計画を策定するよう要望する。また、地域の会計監査の専門家を会計指導に活用することも検討するよう要望する。

イ. 会計指導の内容について

(ア) 会計指導状況報告書の作成について（意見）

「県立学校会計指導状況報告書」（以下、「会計指導状況報告書」という。）によると、会計指導内容が、そもそも指導事項であるかどうか不明確なものや改善方法が具体的でないものがある。前者は、例えば、「監査：無」とチェックされているだけで、その記載が何を意味するかが分からない。一方、後者は、決算書について単に「マイナス決算されている科目がある」と記載されているにとどまるもので、支出科目に赤字残高があることの意味を明示していない場合などである。

このような指導内容では、後日会計指導内容を見直したときに、改善をすべき事項であったかどうか、又は、どのように改善すべきかが分からなくなっている

おそれがあるため、同種の指摘事項が大量に存在する場合を除き、「何月何日の何の支出（書面の作成）が、どのような理由で、どのような点が問題であり、今後どうするべきか」を具体的かつ明確に記載するべきである。

例えば、「マイナス決算」については、予算管理の徹底のためにも、予算の補正を行うのか、予備費等から流用するのかなど検討することにより、当該科目の残額欄がマイナスとならないようにすべきと指導することが考えられる。また、10万円以上の支出の見積り合わせについては、何月何日のどの支出が該当し、契約の適正を期するよう指導することなどである。

また、事務長聞き取り事項において、「昨年度の会計指導内容連絡票に記載された内容」が把握されていなかった学校（下総高等学校）、会計担当者が異動した際に作成されるべき引継目録の作成漏れがあった学校（大網高等学校、茂原樟陽高等学校など）があったが、それでは会計指導での指摘事項が役立てられなかったり、後任者に引き継がれなかったりすることにつながり、毎年会計指導を行っている意味が失われかねない。そのため、このような場合は会計指導状況報告書において、厳しく指摘すべきである。

そこで、指導事項として、昨年度の会計指導事項が遵守されているかを追加することが適切であると考えられる。または、会計指導状況報告書を前年度との比較で表示するような形式にして、前年度からの改善状況が分かるようにすることも考えられる。

したがって、会計指導状況報告書において、問題点の具体的内容・理由・今後どのように改善すべきかを具体的に記載されるよう要望する。特に、昨年度の会計指導内容連絡票に記載された内容が把握されていなかった場合、または、引継ぎが適切になされていない場合は適切に指導するよう要望する。

また、会計指導状況報告書を、前年度との比較で表示するなどして、改善状況が分かるようにすることを要望する。

(イ) 私費会計における預金残高について（意見）

P T A会計（冷房費会計を除く。）において、アンケート調査を行った結果、平成 26 年度末の学校別・一般会計及び特別会計それぞれの残高は次の表のとおりであった。

【P T A会計の繰越残高別学校数・平均金額】 （単位：千円）

区 分	高等学校		特別支援学校	
	一般会計	特別会計	一般会計	特別会計
5,000～10,000	2	10	0	0

3,000～5,000	6	13	0	0
1,000～3,000	50	27	3	5
0～1,000	50	25	19	15
0（会計なし）	0	33	0	2
合 計	108	108	22	22
平均金額	1,465	2,422	500	684

注1：アンケートに対して回答がなかった学校は除く。

また、平均金額は特別会計の残高がなかった学校は除いて算定している。

上の表のように、高等学校のPTA会計では全体的に預金残高が多い傾向にあり、一般会計も特別会計も平均100万円超の残高を有しており、中には1,000万円に迫る残高のPTA会計（特別会計）もあった。一方、特別支援学校では300万円以上の残高を有するものではなく、ほとんどの会計の残高が100万円未満であった。

私費会計マニュアル及び私費会計要綱において、預金残高についての規定はないが、合理的な理由なく預金残高が多い場合、担当者レベルでは指摘をすることもある。

しかし、周年記念行事での記念品の作成などにより、多額の支出が明確に予定されていないにもかかわらず、著しく残高が多い場合は、私費会計の目的に沿わない不適切な支出の原因となるなど、横領等のリスクが高まると考えられる。したがって、私費会計について、合理的な理由なく予算規模に比して残高が著しく多い場合は、以後の徴収額を減額したり、合理的な割合等で返金したりするなどして、適正な繰越残高を維持することを指導する必要がある。

したがって、私費会計の預金残高が不必要に多いことについては、その理由や今後の使用見込み、改善策等の対策状況等を把握検討することに基づき、適切な指導を行うよう要望する。

（ウ）不適正支出について（意見）

財務施設課は、私費会計の性質上妥当でないが、慣行上支出されているもの（例えば、職員餞別金など）については、不適正支出として指摘し、支出を今後は控えるようにするか、支出を継続するのであれば支出を正当化することができるように会則の変更を促している。ただし、私費会計が基本的には団体等の裁量で運用されるものであることから、強い指導は行っていない。

なお、支出元が学校徴収金の場合は、公金に準じて取り扱われるという性質上、戻入の指示をすることもあるということである。

平成 26 年度における主な不適正支出の指摘は次の表のとおりである。

【会計指導の対象となった主な不適正支出】

学校名	会計名	内 容	金額	指導理由	その後の対応
千葉女子高等学校	P T A 国際交流基金	予防接種、パスポート取得経費		個人の利益となる経費（出張後も保有できる） ※公務出張の場合 職員の旅費に関する条例第30条、国家公務員等の旅費に関する法律第39条の2により実費支給可	戻入処理済（26年度）
京葉工業高等学校	P T A	県立機関への手土産代		必要がない	今年度改善済
	P T A	職員旅費（県費+宿泊費 PTAと分割支給）		公費で支出すべきもの	H25.10月以降について改善済
	機械科	材料費（転出・退学者分込みで購入）		生徒へ直接還元する経費ではない（教材の購入時期が不適当（翌年度分を購入）だったので支出時期を改めるよう指導した）	26年度末も同様の支出有 支出時期についての指導をした
船橋高等学校	全日制音楽科	備品購入（譜面台6,300円 ピアノ椅子32,760円）	39,060円	生徒へ直接還元する経費ではない（学校の備品をして保管される）	戻入処理をした（H26.6.16報告）今年度も類似内容の支出有（他教科）当該会計から支出する内容として適当か再考するよう指導した。
関宿高等学校	P T A・生徒会	職員への餞別金		社会通念上望ましくない	今年度改善済
銚子商業高等学校	学年会計	書道・個人ごとに配布される教材（予備を購入）		生徒へ直接還元する経費ではない（予備を提出する理由はない）	今年度改善済
旭農業高等学校	家庭科（25年2年生活科学科）	物品（白衣） 購入対象者数と支出額の不一致（会計報告で未購入者も支出計上）	1,596円	支出していない経費を計上	該当者と特定し、個人別収支報告の修正依頼
大網高等学校	同窓会特別会計	修繕費		公費で支出すべきもの（団体の理解のもと支出された）	今年度改善済
茂原樟陽高等学校	P T A	個人会費（日本教育会）、職員旅費（県費+駐車場代 PTAと分割支給）	3,100円	個人負担するべきもの（任意加入）。学校の本来の業務。公費で支出すべきもの。	個人会費については戻入処理（H26.9.11報告済）
館山総合高等学校	学年会計	表彰用の図書カード		生徒へ直接還元する経費ではない（一部の生徒が享受するもの。）	
銚子特別支援学校	P T A	校長名刺、卒業証書筆耕料		学校の本来の業務であり、団体から支援されるものではない	今年度改善済

出典：財務施設課作成資料

注 1：会計指導は前回訪問時の指導対象期間後からの証拠書類を対象としているため、学校ごとに会計指導対象期間が異なる。

注 2：「金額」欄のうち、空欄は金額集計の単位や範囲により異なる等の理由のため、便宜的に空欄とした。

この表のとおり、金額が 10 万円を超えるような多額の不適正支出はなく、また、ほとんどのケースでは会計指導に対して、各県立学校において改善がなされていることが認められる。しかし、指摘後に同様の支出がなされたものもあった。

したがって、会計指導が実効的なものとなるよう、規約の変更を含む不適正支出の是正を引き続き各学校に指導する必要がある。また、教育委員会として、職員餞別金の支出を不適切であるとする周知を行うよう要望する。検出された不適正支出について、その金額が多額であったり、著しく妥当性を欠いたりするものが存在した場合は、戻入を促すことを要望する。

(エ) 監査の実施について（指 摘）

「会計指導結果概要」の指摘事項として挙げられていない学校も含め、各学校において、生徒会や農業クラブなどの監査委員による各私費会計の監査が行わ

れていないものが多く見られたが、単に「監査なし」といった指摘にとどまっていた。また、前述「ア. (イ) 指導項目の設定・基準・重要性について (意見)」のとおり、複数の私費会計の監査がなされていない場合でも「会計指導結果概要」において該当なしとされている学校もあった。この点、監事等による監査を実施することによって、会計担当者の会計処理誤りが発見され得ることや相互の牽制機能が働くため、マイナス決算などの決算書の作成誤りや横領等のリスクは大きく軽減されることが期待されることから、監査の重要度は非常に高いものと認識すべきであり、全ての私費会計で監査は必ず実施されなければならない。したがって、会計指導における各学校に対する指摘においても、この点を徹底すべきである。

また、監査がなされている場合であっても、決算書作成者の決算報告が監事等による監査よりも前に行われていた事例があったが(下総高等学校PTA会計)、監査は決算報告の後になされなければならない点にも留意する必要がある。

したがって、私費会計における自律性及び私的自治の原則を前提とすると、私費会計に係る内部での監事監査等が実施されていないことは重要な指摘事項として指導対象とすることを検討されたい。

(オ) 会則等の整備について (意見)

私費会計の成立時期やその経緯は学校によって千差万別であること及び私費会計の会則についての標準的なひな形がないことから、私費会計の会則も各学校によって大きく異なっている。また、私費会計によっては会則がないもの、会則があっても収入に関する規定が、「本会の経費は、会費、入会金及びその他の収入をもって充てる」といったもの以外ほとんどなく、具体的な徴収金額(月・年会費、入会金)の定めがないものも多く見られた。ただし、会則に会費の徴収方法の定めがあっても、異なる徴収方法で会費を徴収したりしているものもあった(銚子商業高等学校の生徒会会計等)。

この点、会則がないか又は会則の中に該当する定めがなければ、支出や収入の根拠、それらの妥当性を検討することができず、結果として私費会計の趣旨に沿わない不適正支出や根拠のない会費等の徴収が発生しかねないという問題がある。したがって、会則等が作成されているか、その会則の中に収入(会費や入会金)及び支出(事業の内容)の根拠規定についての整備状況も指導事項に加えることが適切である。

また、総則(事業の内容)、役員(役員の種類・人数及びその選出)、会議(総会・理事会等)、会計(会費・会計年度等)といった会則において通常規定すべき事項に漏れのない会則を各学校が独自で作成することが困難であることも想

定されることから、財務施設課より、主要な私費会計の会則について、その適用は任意としつつも、基本的なひな形を公表することが考えられる。

したがって、入出金の根拠の明確性及び妥当性の観点から、会則等の作成・整備状況を指導事項に加えることを要望する。また、主要な私費会計の会則について、基本的なひな形を公表することを要望する。

(カ) 運用されていない私費会計について（意見）

運用されていない私費会計についての取扱いについては、私費会計マニュアル等に規定がなく、指導項目として設定されていない。

しかし、県立学校の中には、1年間入出金が全くない私費会計が存在した（下総高等学校の研究助成金会計）。私費会計ではそれぞれ預金口座が開設されており、預金残高を有することから、使われておらずチェックも行き届いていない私費会計の預金口座が、不正な目的で使用されるリスクがある。私費会計は、周年事業の積立等の目的を有するものを除き、原則として1年のサイクルで運用がなされるものであるから、1年間運用されておらず、今後もその見込みがない私費会計については、残高をPTA会計等に繰り入れるとともに、預金口座を解約することが適切である。

したがって、1年間入出金が全くなく、今後も運用される見込みがない私費会計について、その預金口座を解約すべきことを指導項目として設定することを要望する。

(キ) 職員研修について（意見）

適正な会計処理を行うための前提として、教職員が基本的な会計事務（私費会計の種別、取扱金額、目的、使途、その必要性、留意事項等・起案処理の方法及び諸帳簿の整理方法等）の知識を持ち、それらについての共通理解の下事務処理を行う必要があることから、私費会計マニュアルにおいては、職員研修を実施することとされている。

当該職員研修の状況は次のとおりであった。

新任校長研修、転入職員研修（事務長）、新規採用職員研修、県立学校事務職員フォローアップ研修（2年目職員）の中で、私費会計についての研修を行っている。また、毎年全校指導する中で、それぞれの学校に沿った個別の指導を行っているということであった。

この職員研修について、各県立学校で行うノウハウはないものと考えられるため、現在、県立学校に対して会計指導を行っている財務施設課が主催して定期

的に職員研修を行うことが、各県立学校の経理能力を高めるとともに、私費会計の品質管理（チェック能力向上）のために効果的かつ効率的と考えられる。

また、職員研修を行うに当たっては、指摘事項数が少なかったり、質的に特に重要な指導項目の指摘がなかったりするなど、私費会計の運用状況が良好な学校の取組や実践の状況を報告するなどして、情報共有を行い、各学校で活用することが適切である。

したがって、財務施設課が主催して、良好な学校の取組や実践の状況を報告するなど実践に基づく職員研修を定期的に実施するよう要望する。

② P T Aによる空調機器の設置について（意見）

平成 17 年頃から、P T Aの費用負担（冷房費会計等）により、以下のとおり県立学校 76 校（アンケートに回答していない学校を除く。）に空調機器が設置されている。なお、特別支援学校にはP T Aが設置した空調機器はない。

このP T A空調については、保護者からの自発的な設置希望があった場合に、教育財産の目的外使用許可という方式により、その設置を許可しているものであるため、現時点では県が空調機器の設置費用や電気料金などの経常経費を負担することは想定していないということである。すなわち、設置された空調機器は授業等において利用されているが、電気代はP T Aの負担として、冷房費会計等から支出されている。

【県立高等学校に設置されている空調機器の台数】

区 分	普通教室	特別教室	合 計
空調機器の台数	1,935	530	2,465
平均（76校）	25.4	7.0	32.4

出典：アンケート結果より集計した。

P T Aが県立学校に空調機器を設置するに当たっては、まず、P T Aは県立学校の建物について、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項・第 7 項、千葉県教育財産管理規則第 17 条～第 19 条に基づいて教育財産使用許可を申請し、無償使用の許可を得た上で、業者とエネルギーサービス契約を締結し、空調機器のリース（ファイナンスリース）を行って各教室に設置している。また、原則として学校ごとに、P T Aが電気料金も含めた資金計画を作成しているが、これは会計指導の対象とはされていない。P T Aと業者との間の契約についても、県立学校及び財務施設課は関与していないこととしている。ただし、当該契約事務等については、県立学校事務室が実質的に事務処理を行っている。

また、教育財産の使用許可においては原状回復の定めがあり、P T Aが建物を返

還する際に、P T Aの費用で空調機器を撤去することとされており、多額の撤去費用又は違約金（契約期間中に学校の修繕を理由に撤去する場合など。）が見込まれていること及び空調機器が壊れた場合にP T Aが修繕費用を支出することから、これらの費用をあらかじめプールしておく必要があるため、次の表のとおり、特別会計としての冷房費会計で翌年度に繰り越す金額が多額となっている。この表によると、P T A冷房費会計の繰越残高が1,000万円以上の残高を有するものとして、8校把握された。なお、平成26年度における冷房費会計を有する70校の残高の合計は3億4,062万円であり、平均は486万円であった。

【P T A冷房費会計残高別学校数】

冷房費会計残高	学校数
10,000千円超	8
5,000千円～10,000千円	17
1,000千円～5,000千円	33
1,000千円以下	12
0円（冷房費会計なし）	6
合 計	76

出典：アンケート結果より集計した。

前述のとおり、P T Aが空調機器を設置した当初の経緯は、夏休みに補習を実施している学校において、保護者の総意による自発的な設置希望があった際に設置を許可したことが発端である。確かに、当初の経緯に鑑みると、暑さの厳しい7月下旬から8月にかけては、夏休みであるため、通常の授業のための設置ではなかった。このような当初の設置経緯から、現在でも、財務施設課は空調機器の設置費用や電気料金などの経常経費を把握する必要はないと考えている。

しかし、現在では、夏休み以外の暑さの中で授業中、P T Aが設置した空調機器が使用されており、また、夏休みの補習実施校だけが設置しているわけではないことも事実である。そして、県立学校の授業で使用される空調機器は、他の備品と同様に、本来は県が備品として設置すべきものであり、空調機器の使用に要する電気料金等についても、原則として、県が負担する必要があるものとする。

したがって、財務施設課は、県立学校について網羅的に、空調機器の設置費用や電気料金などの経常経費を把握し、その設置可能性を検討し、将来、計画的に予算措置を行うことができるように準備をしておくことも必要であるものと考えられる。

また、教育財産使用許可書においては、使用上の制限として、他の者、すなわち、P T A以外の者に使用させることを禁止している。当該規定は、使用を許可した当該教育財産を他の者に使用させることを禁じる、いわゆる「又貸しの禁止」規定で

あるということであるが、許可を受けたPTAが直接使用するものではない点で、通常の教育財産の目的外使用許可の運用と相違する。

使用許可期間については、千葉県教育財産管理規則第21条本文を根拠として、1年間の使用許可とし、更新するかのように毎年許可をするという運用がなされている。それに対して、PTAと業者間の契約期間は長期間に及ぶものが多く、中には10年以上の長期間の契約期間とされているものがある（京葉工業高等学校では13年）。したがって、教育財産の目的外使用許可期間を超えた空調設備のリース契約がなされている状況にある。

特に、京葉工業高等学校では、PTAと業者との契約において、PTAが空調機器の設置場所である学校の改修等を行う場合があること（契約書第7条2項）及び業者が学校に立ち入ることがあること（同第11条1項）についての定めがある。すなわち、県立学校の改修や立入りがPTAと業者との間で取り決められており、各学校長の財産管理の権限及び教育財産の使用許可制度の趣旨を超えているものと考えられる。

これらのように、教育財産の使用許可をベースにした空調機器の設置によって、様々な問題があるため、このような問題を解決する方策を検討する必要があるものと考えられる。すなわち、県が予算に基づいて空調機器を設置することは今後の課題であると考えられるが、それ以外の方法として、県が一定の施設整備基金を設置して、その基金にPTA会費（冷房費会計における繰越残高及び電気料等の毎年度の経費負担）を受け入れて空調機器を設置又は維持管理するといった方法も検討に値するものと考えられる。現状においては、PTAによる空調機器の設置について、教育財産使用許可に基づく運用もやむを得ない面はあるが、今後は、現状のような原則的取扱い方法といえない手法を見直し、例えば、空調機器設置及び維持管理のための基金の創設による資金の受入れによる管理方法（該当校別の区分経理を前提として）など、費用負担の面では実質的に県以外からの支援を受ける形であっても、県が主体となって空調機器を設置するための仕組みを構築するための検討を実施するよう要望する。

また、冷房費会計は空調機器の撤去まで長期間の運用がなされるケースが多く、撤去等を想定しているため、その残高が多額に上るとしている。これに対して、冷房費会計の資金計画についても、電気料金の支払いや撤去を滞りなく行うことができるかどうかの確認が財務施設課の指導としては不十分であるものと考えられる。

ちなみに、外部監査の過程で実施したアンケート調査の結果をみると、冷房費会計を中心とする特別会計の翌年度繰越が多額である特定の学校を把握することができる。その中でも、特別会計で翌年度繰越残高が1,000万円超である学校は、前述のとおり8校であったが、その内訳は次のとおりである。

すなわち、柏陵高等学校（冷房費会計1,229万円：冷房機27台、その他会計：

206 万円、年間電気使用料金 141 万円)、千葉南高等学校(冷房費会計 1,782 万円：冷房機 24 台、その他会計：647 万円、年間電気使用料金 71 万円)、木更津高等学校(冷房費会計 1,071 万円：冷房機 58 台、その他会計：297 万円、年間電気使用料金 24 万円)、成田国際高等学校(冷房費会計 1,067 万円：冷房機 54 台、その他会計：511 万円、年間電気使用料金 672 万円)、小金高等学校(冷房費会計 1,083 万円：冷房機 24 台、その他会計：なし、年間電気使用料金 15 万円)、佐倉高等学校(冷房費会計 1,134 万円：冷房機 43 台、その他会計：27 万円、年間電気使用料金 49 万円)、磯辺高等学校(冷房費会計 1,326 万円：冷房機 27 台、その他会計：180 万円、年間電気使用料金 127 万円)、土気高等学校(冷房費会計 1,191 万円：冷房機 24 台、その他会計：69 万円、年間電気使用料金 59 万円)であった。

このように多額の繰越金を有している県立学校については、冷房機の台数 1 台当たりの繰越額や電気料等の支払額の負担の分離状況を更に踏み込んで精査することが私費会計の指導においても実施する必要がある。したがって、冷房費会計に関する繰越金、電気料金の負担能力、将来の撤去費用及び修繕資金の適正な規模等についても、指導の対象とすることを要望する。

さらに、PTAと業者との間の契約についても、公用物である学校の管理の観点から契約条項に問題がないかどうかについて、県立学校又は財務施設課がモニタリングするよう要望する。

③ 学校給食費の取扱いについて(指 摘)

外部監査の過程で実施したアンケート調査の結果から、学校給食費の徴収額について把握することができた。その結果として、特別支援学校 15 校に関する学校給食費の年間徴収額を次のとおり取りまとめた。

【給食費の年間収金額別学校数】

給食費の年間徴収金額	学校数
20,000 千円超	4
15,000 千円～20,000 千円	3
10,000 千円～15,000 千円	5
5,000 千円～10,000 千円	3
5,000 千円未満	0
合 計	15

注：アンケート結果より集計した。

上記 15 校の給食費の徴収額合計は 2 億 2,492 万円であり、特別支援学校 1 校平均で 1,499 万円であった。このデータから、給食を実施している特別支援学校 31

校の給食費の総額を推計すると、アンケート結果での合計額の約 2 倍(31/15)の約 4 億 5,000 万円程度であると考えられる。

現在、特別支援学校における保護者が負担している学校給食費について、教育委員会は一般会計における歳入歳出予算に組み入れておらず、私費会計として、私費会計要綱により会計処理を行っている。

その根拠としては次のとおりであるとしている。

- i 昭和 32 年 12 月 18 日の文部省行政実例の回答において、保護者の負担する学校給食費を歳入とする必要はないとしていること。
- ii 現在未納による問題がないこと。

しかし、地方公共団体の会計は、総計予算主義の原則の下、地方自治法第 210 条において、「一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定されている。また、学校給食法第 11 条第 1 項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第 5 条第 1 項において、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの」は、義務教育諸学校及び特別支援学校の設置者の負担とすると規定されており、実際に学校給食に関する経費は歳出として扱われている。そして、同第 2 項において学校給食費は保護者等の負担とする旨規定されているにもかかわらず、数億円にも上る学校給食費を歳入として取り扱わないことは、総計予算主義の考え方に反しているとともに、整合性を欠いていると考えられる。

したがって、特別支援学校で現在行われている学校給食費を私費会計として取り扱う慣行について、一般会計の教育費として取り扱うことを検討されたい。

第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査テーマ

公益財団法人千葉県消防協会における

出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

目 次

	頁
第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	3
5. 外部監査の実施期間	4
6. 外部監査の補助者	4
第2 外部監査の結果	5
I 総論	5
1. 外部監査で解明すべき疑念等について	5
2. 外部監査の方法及び結果の概要について	6
II 各論としての外部監査結果	11
II-1. 監査要点1の監査結果について	11
1. 公益認定申請に際して一部事業を除外することについて	11
2. 関係人調査について	13
II-2. 監査要点2の監査結果について	16
1. 新たな簿外事業に関する関係人調査の結果について	16
2. 消防協会からの回答について	16
II-3. 監査要点3の監査結果について	17
1. 簿外事業A（『消防操法』の作成及び販売等に係る事業）について	17
2. 簿外事業B（公益財団法人日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業）につい て	27
3. 簿外事業C（「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業） について	37
第3 利害関係について	41

略記：

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

認定法：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

消防協会調査：会計外の通帳管理に係る調査報告書

県消防課調査：(公財)千葉県消防協会の会計外の通帳等に係る調査について

簿外事業A：冊子『消防操法』(第4次改訂版)の作成及び販売等に係る事業

簿外事業B：公益財団法人日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業

簿外事業C：冊子「守れ、わがまち」及び「記章」の斡旋に係る事業

消防協会：公益財団法人千葉県消防協会

日本消防協会：公益財団法人日本消防協会

『消防操法』：冊子『消防操法』(第4次改訂版)

注：

外部監査結果報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について

（2）外部監査対象期間

平成26年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成27年度

3. 事件を選定した理由

公益財団法人千葉県消防協会（以下、「消防協会」という。）は、平成26年度千葉県包括外部監査の監査結果を受けて財務会計の精査を行っている中で、公益法人会計における財務会計外の通帳等の存在を確認している。当該通帳等には『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る現金及び預金の出納に係る会計帳簿等を含んでいる。当該通帳等の存在に関しては、次のような疑念を抱かざるを得ない。

- （1）消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。
- （2）消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。
- （3）今回新たに確認された事業を含めて、平成26年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。

そもそも消防協会は昭和23年6月に設立され、平成24年4月に公益財団法人に移行した法人である。平成26年度末現在において、基本財産は1億9百万円であり、そのうち6千万円が千葉県からの出資（出捐）である。消防協会の目的は、「消防防災力

の充実強化を通じて、安心・安全な地域社会を形成するために、消防防災思想の普及啓発、消防防災知識・技術の向上、消防防災活動能力・組織の強化、消防職・団員の士気の高揚及び福利厚生の実を図ることにより、社会公共の安全、福祉の増進に寄与すること」(定款第3条)としている。

また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)に基づく事業区分は、次のとおり4つの事業に区分されている。すなわち、公益事業(防災思想普及事業、教養訓練事業、弔慰救済事業、報償事業及び支部活動事業)、収益事業(施設貸与事業及び千葉県消防会館建設改良)、相互扶助事業(その他事業)(福祉共済制度への加入促進等事業、弔慰見舞事業及び退職者報償事業)及び法人会計である。

平成26年度の監査の結果、消防協会に係る指摘事項等については、年度間決算数値の不整合に係る指摘を含めて、指摘事項11件及び改善意見15件について報告した。その中でも、平成24年度の公益財団法人への移行に際して、11支部の会計の資金残高の取込等に疑念を表明し、再検証を促している。また、貯蔵品の管理についても、金額基準を定め、期末時点で未使用分については、期末棚卸を実施し、資産計上するよう意見を明記している。

このような監査結果に対して、今回の公益法人会計における財務会計外の通帳等の存在が確認されたことは、平成26年度の包括外部監査の手續及びその結果の内容に大きな変更を及ぼすものと考えられる。

すなわち、平成24年度における消防協会の決算書の資金残高等に合理的な疑念を生じた際に、消防協会が管理する全ての通帳の提出を求め、それらの内容の精査を行う監査手續を実施したが、監査資料として提出された通帳は全てではないことが現時点で判明した。しかも、その通帳残高及び取扱金額等に重要性があり(通帳残高:約1,130万円)、また、貯蔵品在庫として把握すべきである資産に重要性があるものと考えられる。

また、公益認定申請の際に提出された申請書類の内容は、今回確認された財務会計外の事業が含まれておらず、公益目的事業割合等に少なからざる影響を及ぼす可能性も懸念される。

平成26年度における消防協会の監査結果において述べたガバナンス及びマネジメントの状況並びに経理的基礎及び技術的能力等の保有状況に関する指摘及び意見に重要な変更を生じる事態が現時点で生じているものと考えられるため、これらの事態に適時・適切に対応するために、平成27年度の監査テーマとして選定し、前述した疑念((1)～(3))等を監査要点とした外部監査を実施することとする。

4. 外部監査の方法

(1) 外部監査の実施目的

平成 10 年 10 月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する住民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性・効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心にし、併せて事務事業の改善等に資する経済性・効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものと考えらる。

(2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

(3) 監査の視点

本外部監査は、次の 3 点を監査の視点として実施することを目的とした特定目的の外部監査である。

- ① 消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。
- ② 消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。
- ③ 今回新たに確認された事業を含めて、平成 26 年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。

(4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点を解明するための監査手続を実施した。詳細な監査手続については、「第2-2(1) 外部監査の手続について」を参照されたい(6~8頁)。

(5) 監査の結果

監査の結果については、「第2-2 外部監査の結果」(5~40頁)に記載しておりである。監査の結果、指摘事項は12件、意見は3件であった(「II各論としての外部監査結果」の集計結果)。

(6) 監査対象

① 監査対象項目

消防協会の出版事業等に係る出納その他の事務の執行を監査対象とした。

② 監査対象法人

監査対象部局等は、消防協会である。

5. 外部監査の実施期間

平成27年6月29日から平成28年2月24日まで

6. 外部監査の補助者

(1) 監査実証手続等実施補助者

氏家美千代(公認会計士)、久保 睦江(公認会計士)、
豊田 泰士(弁護士)、松井麻里奈(弁護士)

(2) 監査品質管理担当補助者

山田 英裕(公認会計士)

第2 外部監査の結果

I 総論

1. 外部監査で解明すべき疑念等について

平成26年度の包括外部監査の結果を受けて、消防協会が行った会計上の精査の中で従来から簿外としていた複数の事業の存在が明らかとなった。そもそも、消防協会の簿外事業は、公益認定を受ける前の会計でも支部会計と称されている会計も含めて、複数の簿外事業が事実上存在していた。しかし、公益認定の申請を行う際には、複数の簿外事業の中でもとりわけ支部会計について、財務会計に正式に取り込むことが主要な懸案事項の一つとされていた。この点については、現職の理事や過去に理事等で公益認定前後に在職した役職員への関係人調査等により明らかとなっている。

また、簿外事業については、消防協会及び千葉県防災危機管理部消防課において、既に調査が実施され、次の表題でその結果が公表されている（平成27年5月15日）。

- ① 「会計外の通帳管理に係る調査報告書」（以下、「消防協会調査」という。）
- ② 「（公財）千葉県消防協会の会計外の通帳等に係る調査について」（以下、「県消防課調査」という。）

それらのうち、県消防課調査の結果では、消防協会調査でも把握された次の3つの簿外事業を示している。

（1）冊子『消防操法』（第4次改訂版）（以下、「『消防操法』」という。）の作成及び販売等に係る事業（以下、「簿外事業A」という。）

- ① 預金通帳残高：10,635,184円（平成27年3月31日現在。以下、同様。）
- ② 過去3事業年度平均支出額：203万円
- ③ 過去3事業年度平均収入額：245万円

（ただし、②には、平成26年度に目的外の支払である193万円が含まれている。）

（2）公益財団法人日本消防協会（以下、「日本消防協会」という。）の斡旋物品の販売等に係る事業（以下、「簿外事業B」という。）

- ① 預金通帳残高：530,121円
- ② 過去3事業年度平均支出額：161万円
- ③ 過去3事業年度平均収入額：164万円

（3）冊子「守れ、わがまち」及び「記章」の斡旋に係る事業（以下、「簿外事業C」という。）

- ① 預金通帳残高：139,912円
- ② 過去3事業年度平均支出額：34万円
- ③ 過去3事業年度平均収入額：27万円

県消防課調査の中では、当該 3 つの事業について簿外扱いすること自体、「重大な手続誤り」であったとしながらも、「私的な流用は認められなかった」と結論付けている。また、このような簿外扱いについては、「前例に従った安易な考えで処理」し、「本来の会計の中で処理すべきであるとの認識が不十分」であったとしている。

それでは、どのような理由により支部会計のみが財務会計への正式な取り込みの対象となったのか、また、それ以外の簿外事業が財務会計になぜ正式に取り込む対象とはならなかったのか等に関して、誰がどの時点でどのように判断したのかを検証する必要性が高いものと考えた。なぜなら、公益認定の申請の際には、法人としての事業について適正な内容の申請書を提出することが求められているためである。

そこで、消防協会が自らの責任で、また、千葉県防災危機管理部消防課が県の所管課として、同時に調査した結果報告書の内容について、外部の視点からゼロベースで検証することを行いながら、次の 3 つの監査要点について解明することを目的として、外部監査を実施した。これら 3 つの監査要点は、今回の包括外部監査のテーマ選定通知の中で記載したものである（「包括外部監査に係る「特定の事件」の選定及び監査の実施について（通知）」平成 27 年 6 月 15 日付け）。

（1）監査要点 1：

消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。

（2）監査要点 2：

消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。

（3）監査要点 3：

今回新たに確認された事業を含めて、平成 26 年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。

これらの検証内容について、以下では、外部監査の手続及びその結果の概要等を示し、Ⅱ．各論としての外部監査結果では、3 つの監査要点に係る監査結果を詳細に記載することとする。

2. 外部監査の手続及び結果の概要について

（1）外部監査の手続について

前記の 3 つの監査要点を中心に外部監査を進めてきたが、それぞれに関連する

監査手続の実施内容についてここで概説する。

まず、監査要点 1 について、平成 23 年 10 月に公益認定の申請書を提出するまでの間に、当時の常勤役員及び参与を中心として、どのような方針に基づき、具体的な業務分担等によって、準備業務が進められていたのかを解明するために、当時の常勤役職員に対する質問等の調査を書類及び対面で実施した（地方自治法第 252 条の 38：関係人調査の実施）。調査内容等の概要は次のとおりである。

① 調査対象：専務理事 A 氏

i 在任期間：平成 23 年 6 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日

ii 調査内容：

消防協会が平成 24 年 4 月 1 日から公益財団法人へ移行するに当たって、監査対象である出版事業等を公益認定の申請書に含めなかった事情の確認及びその理由の適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 7 日 12 時 50 分～14 時 30 分

② 調査対象：常務理事 B 氏

i 在任期間：平成 23 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日

なお、常務理事は平成 23 年 6 月からであり、それ以前の期間は常務理事を兼務しない事務局長であった。

ii 調査内容：

消防協会が平成 24 年 4 月 1 日から公益財団法人へ移行するに当たって、監査対象である出版事業等を公益認定の申請書に含めなかった事情の確認及びその理由の適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 9 日 10 時 00 分～10 時 50 分

③ 調査対象：常務理事 C 氏

i 在任期間：平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日

なお、常務理事退任後、平成 27 年 2 月から 3 月まで職員として消防協会に復帰している。

ii 調査内容：

消防協会が公益財団法人へ移行した後における経営状況等の中で、監査対象である出版事業等が公益財団法人の制度会計として管理されてこなかったことに関する事情の確認及びその適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 13 日 10 時 30 分～11 時 10 分

④ 調査対象：参与 D 氏

なお、参与という役職は役員でも管理職でもなく、特命事項等を主たる業務として実施する職制として、消防協会が設定したものである。

i 在任期間：平成 21 年度～平成 25 年度

ii 調査内容：

監査対象である出版事業等の管理状況の確認及びその適正性の検証。

iii 調査実施日：平成 27 年 11 月 13 日 9 時 30 分～10 時 15 分

次に、監査要点 2 に関して、既に把握されている 3 つの簿外事業の他に、別の簿外事業の実施はないかどうかについて、現在の役職員に対して質問等を実施し、その構成要素としての別の通帳、現金及び帳簿等の存在はないか口頭及び文書によって確認した。また、上記 4 名の関係人に対しても文書及び口頭によって、別の簿外事業を認識したことはなかったかどうか、確認した。

さらに、監査要点 3 に関して、簿外とされている 3 つの事業について、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はないかどうかを検証するために、次の実証手続を実施した。すなわち、3 つの簿外事業に関わる帳簿類（受払簿等）、預金通帳、冊子の発注書、納品書、請求書及び領収書控え等の帳簿及び証憑類等を詳細に照合し、確認が必要な質問を消防協会に対して行い、それらに対する回答を吟味した。その結果として、消防協会及び千葉県防災危機管理部消防課が既に実施し公表している調査結果の内容に信頼性があるかどうかについても検証した。

その際、簿外事業 A に関わる『消防操法』の発注数又は納品冊数等を確認するために、『消防操法』の印刷・製本等業務を請け負っていた E 社に対して、関係人調査を実施し、印刷・製本数を確認した。

また、『消防操法』の監修業務を無償で引き受けている千葉県消防学校の該当する教官に対して監修業務の謝礼の有無についても、対面形式による質問等により調査を実施した。

(2) 外部監査の結果の要約

① 監査要点 1 の監査結果について

消防協会は、平成 23 年 10 月に公益認定に係る申請書を提出するまでの間に、当時の常勤役員及び参与を中心として、どのような方針に基づき、具体的な業務分担等によって、準備業務が進められていたのかについては、次のとおり結論を得た。

まず、当時の常勤役員の中でも専務理事は 3 つの簿外事業について「不知」であったため、それらの事業を公益認定申請書の内容に含めて申請するかどうかの判断の対象にもなっていなかった。当時の専務理事は自らの主たる業務としては、消防協会の移転問題及び 10 支部の会計を公益目的事業として位置付けることへの対応等に集中することと認識していたが、そもそも、3 つの簿外事業そのものの認識がなかった。

次に、当時の常務理事は3つの簿外事業について、公益認定申請の準備段階からその存在を「本会計外」として認識していた。しかし、当時の自らの業務としては、支部会計を正式な会計に取り込むこと及び公益認定を受けることが主たる業務と認識しており、3つの簿外事業については従来からの取扱いどおりで問題ないと考えていたということであった。

さらに、当時参与として公益認定申請業務を担当していた職員は、3つの簿外事業について、一時的な事業として簿外事業としても問題はないと考えて、公益認定申請書類に含める必要はないと判断していた。したがって、上司にも報告せず、公益認定に係る何らかの指示も受けていないということであった。

このように、公益認定申請段階でそれぞれに職責を持った役職員は、自らの業務を限定的に認識しており、当時の消防協会全体の経営とガバナンスに事実上責任を持ち得る役員は残念ながら把握できなかった。また、3つの簿外事業に対する認識の有無の違いはあるが、簿外事業の存在というリスク情報に対する把握と対応が適時適切に行われていなかったものとする。常勤役員と事務局職員との情報伝達が十分ではなかったことと本来は正式な公益法人会計に含めて認識すべき3つの簿外事業に対する認識のギャップが役職員の間には存在していたことが分かった。さらに、3つの簿外事業の存在を認識していた役職員の間には、従来どおりの取扱いに疑問を持たなかった点からも、結果として前例踏襲の弊害が存在していたと考えられる。

以上より、透明性の高い適正な財務書類を作成するために機能すべき内部統制の仕組みが極めて不十分であり、その仕組みの整備に責任を持つべき役員の経営上の相当な注意義務等に少なからざる問題があったと考えられる。

② 監査要点2の監査結果について

既に把握されている3つの簿外事業の他に、別の簿外事業がないかどうかについて、現在の消防協会の役職員に対して、また、公益認定申請前後の役職員に対しても、文書及び口頭により質問を行った結果、当該3つの簿外事業以外には、別の簿外事業を認識したことはなかったという回答を得ている。また、3つの簿外事業とは別の簿外事業に係る現金及び預金又は貯蔵品等の存在があるかどうかの調査等を外部監査人側と現在の消防協会の常務理事等が実施した結果、別の簿外事業を認識することはできなかった。

③ 監査要点3の監査結果について

3つの簿外事業に関わる帳簿類(受払簿等)、預金通帳、冊子の発注書、納品書、

請求書及び領収書控え等の帳簿及び証憑類等を詳細に照合し、確認が必要な質問を消防協会に対して行った結果、実際に入手することができた監査証拠は限定的であったが、その入手した限定的な監査証拠の検証の結果では、『消防操法』等の受払簿の記載に多くの誤った記載が見受けられた。しかし、資金及び貯蔵品等の出納等に重要な不適正取引を確認することはできなかった。

ここで限定的な監査証拠に関しては、資金及び貯蔵品等の出納等に係る必要な帳簿類等の整備が一部なされていなかった。特に、『消防操法』等に係る現金出納帳が作成されておらず、また、同じく当該図書の印刷・製本の発注時の契約書、納品書、印刷会社に預けていた在庫の確認報告書等が確認できなかった。さらに、無償配布分及び直接送付分の図書の証拠書類が保管されておらず、取引の実在性については証拠書類上の確認が取れない状況であった。これらの取引に関して、実際に証拠書類により確認をすることができるものであれば、『消防操法』の現在の在庫数の適正性に関してはおおむね適正であると判断することができる。この点に関して、『消防操法』の印刷・製本等業務を請け負っていたE社に対して、関係人調査を実施し、印刷・製本数を確認した結果は、現在の在庫数の整合性について合理的であると類推することができる。

以上の検証結果より、3つの簿外事業に関する資金及び貯蔵品等の出納等に係る必要な会計上の帳簿や取引に係る証憑類の整備及び保管については、少なくとも重要な不備があったと言わざるを得ず、外部監査の意見を表明するに当たっては、監査範囲の限定を行わざるを得ない状況である。

今後は、3つの簿外事業については、正式な公益目的事業等として位置付け、適正な財務書類の作成のために、公益法人会計に準拠して公益財団法人としての適正な財務規程等に基づき適正な会計処理を実施することができるよう、事務局体制の整備を行い、公益法人制度及び公益法人会計等に対する役職員の認識の向上に努め、監査体制の整備を含めたガバナンスの構築に努める必要がある。

(3) 消防協会への提言

以上のような外部監査の結果を踏まえて、消防協会は今後次のような経営改革及びガバナンス改革を実施する必要があるものと考えられる。

- ① 消防協会が公益法人としての経営を行う際には、前例踏襲主義の悪弊から決別し、消防協会の現在の経営の中に残っている慣行等を根本から見直す習慣を根付かせる努力を常勤役員がリーダーシップを発揮して、消防協会の職員に周知徹底させること。

- ② 常勤役員及び事務局職員は合理的な理由もなく自らの職責を狭く限定し、他の業務には関わらないという思考法から脱却し、公益法人として必要な経営上の有益な情報伝達及び情報共有の仕組み創りに努力すること。
- ③ 役職員の中に存在する公益法人制度に係る認識ギャップを取り払うためにも、意志疎通の良い組織文化創りに努力すること。
- ④ 消防協会の事業の実態を忠実に反映する公益法人会計に係る財務会計システムを早急に再構築すること。
- ⑤ 消防協会が公益法人として会計取引を適正に会計処理し、透明性の高い財務書類等を作成することができよう、また、役職員が経営に係る業務遂行等を適時適切に実施することができるよう、それらの活動を監視し、公益法人としてのガバナンス機能を再構築するために、監事監査の機能を再活性化すること。

II 各論としての外部監査結果

II-1. 監査要点1の監査結果について

監査要点1は、次のような内容である。

「消防協会が公益認定申請を千葉県公益認定等審議会に提出する際にどのような合理的理由により、当該『消防操法』の印刷・製本及び販売等に係る事業を除外したのか。」

1. 公益認定申請に際して一部事業を除外することについて（説明）

企業会計では、投資家を中心とする利害関係者が会計情報を用いて様々な目的に基づく意思決定を行うために有用な情報を提供することが目的とされている。その会計情報の果たす役割としては、様々な利害の調整機能や投資意思決定に対する情報提供機能が期待されている。一方、公益法人においても県をはじめとする寄附者や法人を取り巻く利害関係者の様々な目的に基づく意思決定を行うために有用な情報を財務会計は提供することが期待されている。しかし、今回の外部監査の対象となった3つの簿外事業については、意思決定に有用な情報を提供する財務会計の範囲から除外されていた状況が、従来から継続していたものである。したがって、3つの簿外事業に係る費用及び収益並びに資産、負債及び正味財産については、財務会計上、有用な情報として開示対象とはされてこなかったことになる。一方で、税務上の会計情報として

は、毎年度、取り込まれており、次のような財務書類が税務当局に提出されてきた。

【簿外事業に係る貸借対照表の年度推移】

(単位：円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
資産の部				
現金預金	9,368,444	10,298,837	11,033,147	0
未収入金	221,400	0	469,500	195,000
棚卸資産	722,843	361,886	1,542,403	0
資産合計	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000
負債の部				
負債合計	0	0	0	0
正味財産の部				
一般正味財産	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000
正味財産合計	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000
負債及び正味財産	10,312,687	10,660,723	13,045,050	195,000

注：平成 26 年度末の現金預金 10,635,184 円及び棚卸資産 922,156 円については、消防協会本体の会計に取り込んでいる。

【簿外事業に係る正味財産増減計算書の年度推移】

(単位：円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益				
事業収益				
物品販売（図書）	477,000	707,400	5,362,500	1,258,500
雑収益				
受取利息	1,462	1,593	1,554	1,867
経常収益計	478,462	708,993	5,364,054	1,260,367
経常費用				
期首商品棚卸高	970,302	722,843	361,886	1,542,403
当期仕入高	0	0	4,107,600	0
期末商品棚卸高	▲722,843	▲361,886	▲1,542,403	▲922,156
物品販売手数料			52,644	
経常費用計	247,459	360,957	2,979,727	620,247
当期経常増減額	231,003	348,036	2,384,327	640,120
正味財産期末合計額	231,003	348,036	2,384,327	640,120

簿外事業の総資産は平成 25 年度で 1,305 万円であり、消防協会が正式な財務会計に基づき作成し公表している貸借対照表の総資産（1 億 7,007 万円）の約 8%に該当する重要な事業であると言える。このような簿外事業の財務情報について、経営者である常勤の専務理事及び常務理事は正確にその重要性を認識することなく、従来から法人経営を行ってきたということであるならば、理事としての善管注意義務（民法第 644 条）及び忠実義務（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第 83 条）の履行の面で問題があるものと考えられる。

さらに、消防協会は公益認定について平成 23 年 10 月に千葉県公益認定等審議会に対して申請を行っている。その準備段階において、従来からの簿外事業のうち、支部会計と称されていた会計を公益財団法人の会計として取り込んでいるが、今回の外部監査の対象となった 3 つの簿外事業については、従来どおり簿外のままとした。従来からの複数の簿外事業を正式な財務会計に取り込む最大の機会を逃した原因はどこにあるのか等について一定の結論を得ることが、これからの消防協会の法人経営の面でも、また、公益認定制度の法的な側面からも、避けては通れない問題であると認識しなければならない。なぜならば、日常の業務の中で通常の会計処理と同様に簿外事業に係る会計処理を行い、法人内部でも有効に機能することを期待されている内部統制のあり方に大きな問題があることを看過してきた組織文化を大きく改革しなければならないからである。また、公益認定制度の仕組みとして、公益認定申請時の書類に虚偽の記載をしてはならないというルールがあること（認定法第 7 条、第 64 条）に対して、十分な認識を持つ必要があるからである。

したがって、次の項では公益認定の申請時点で常勤理事等であった者がいかなる認識に基づき、外部監査の対象となっている 3 つの簿外事業を「会計外」の事業として位置付けたのであるかについて調査した結果を記載することとする。

2. 関係人調査について

（1）関係人調査の結果について（説明）

関係人調査の対象である者のうち、3 名は公益認定申請時点（平成 23 年 10 月）及びその準備期間を自らの在任期間の中に含む者であった。そのうち、A は、平成 23 年 6 月から平成 24 年 12 月までの期間、専務理事という常勤の役員として要職にあった者である。また、B は、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの期間、常務理事等という常勤の役員として要職にあった者である。一方、D は、平成 21 年度から平成 25 年度までの期間、役員ではないが参与という要職にあった者である。

まず、当時、専務理事であった A は、就任に当たり消防協会会長から移転問題

や 10 支部の正式な会計への取り込み等に特に注力するよう指示を受けたということである。3つの簿外事業については、その在任期間中、全く認識がなかったこと及び前任者から引継ぎもなかったという回答を受けた。また、毎年度の税務申告の際には担当税理士から当該決算年度に係る申告税額等の説明を受けているが、正式な財務会計と税務上の財務書類との不合理なかい離（簿外事業の分だけかい離していること）について、説明を受けたことがないということであった。また、公益認定の申請をするまでの間に、特命を受けた担当者である参与D等から、簿外事業の存在を説明されたことはないと回答している。さらに、当時、簿外事業の説明を部下である常務理事や参与等から受けた場合には、専務理事としてどのように対応したと考えるかという質問に対しては、躊躇なく、正式な財務会計に取り込み、公益認定申請の際にも申請書類に当然組み込んで申請するよう指示をしたであろうと回答している。現在、消防協会の常務理事を中心に事務局において、平成 26 年度包括外部監査の指摘事項等への措置対応や簿外事業の取込準備作業（変更認定申請準備の作業等）に忙殺されていることについては、早急な解決を願う旨、表明している。

そして、認定法第 7 条及び第 64 条では、公益認定の申請書類に虚偽の記載をしてはいけない旨の文言が罰則も含めて明記されているが、そのことについては、当時、専務理事として簿外事業の存在に関して「不知であった」としている。

したがって、専務理事としての善管注意義務の履行上問題があり、結果として、法的な虚偽の申請書類を公益認定のための書類とした事実は残るが、本人にとって簿外事業は「不知であった」ことから、簿外事業を意図的に公益認定の申請書に含めない決定をした事実を把握することはできなかった。

次に、当時、常務理事であったBは、在任期間中、支部会計を正式な会計へ取り込むことや平成 25 年までに公益認定を受けることが自らの主要な業務であったと認識していた。3つの簿外事業については、前任者から引継ぎはなかったという回答を受けた。また、公益認定の申請をするまでの間に、特命を受けた担当者である参与D等から、簿外事業の存在を説明されたことはないと回答している。しかし、3つの簿外事業について、当時、「本会計外」であるという認識があり、公益認定の申請書類上も簿外事業が含まれていないということを承知していた。ただし、簿外事業に係る預金通帳の残高を直接把握したことはないということであった。簿外事業を公益認定の申請事項に含める必要がないと判断した理由としては、「公益認定申請の本旨（ねらい）は、支部を含めて一体とした組織会計にすること」であると考えていたからとしている。そして、3つの簿外事業を正式な財務会計に含めるよう是正しようとしなかった理由は、「従来どおりで問題がない」と考えていたからということであった。

現在、消防協会の常務理事を中心に事務局において、平成 26 年度包括外部監査

の指摘事項等への措置対応や簿外事業の取込準備作業（変更認定申請準備の作業等）に忙殺されていることについては、早期に是正するしかないと考えている。

そして、認定法第7条及び第64条では、公益認定の申請書類に虚偽の記載をしてはいけない旨の文言が罰則も含めて明記されているが、そのことについては、当時、常務理事として簿外事業の存在に関して認識の甘さがあったと回答している。

したがって、簿外事業についての認識があるにもかかわらず、積極的に是正しようとしなかったことや公益認定申請書類に含まれていないことに対する異議を表明していないという消極的で誤った判断をしていることにおいて、常務理事としての善管注意義務の履行上問題があり、また、忠実義務の履行上も問題があるものと考えられる。

さらに、役員ではないが参与という重要な役職にあったDについては、公益認定申請準備事務の直接の担当であった。ただし、当該準備作業にはコンサルティング会社から業務支援を受けていた。当該会社は現在の財務会計を開発し、現在も保守及び会計処理等を請け負っている会社と同一である。参与Dは、3つの簿外事業についても認識があったが、その是正の必要性はないと考えており、上司からも是正の指示を受けていなかった。また、公益認定申請において、申請事項とすることも考えたが、特に公益法人会計基準等に詳しくないため、また、「同事業は一時的な事業であって、その会計処理を簿外としても適正になされていることから、従来処理を変更して協会の会計に無理に組み込む必要はない」と考えたこと質問に回答している。さらに、公益認定申請業務を支援していたコンサルティング会社からは、簿外事業について特にアドバイス等はなかったという回答を受けた。

現在、消防協会の常務理事を中心に事務局において、平成26年度包括外部監査の指摘事項等への措置対応や簿外事業の取込準備作業（変更認定申請準備の作業等）に忙殺されていることについては、自分としては当時安易に考え過ぎていたという回答を受けた。以上より、参与Dは事務局職員としての忠実義務の履行の面で問題があったものと考えられる。

（2）善管注意義務等の履行について（指 摘）

このような関係人調査の結果に基づき、公益認定申請の前後の時期に理事等として、消防協会を運営していた役職者について、結果として善管注意義務等の履行に少なからざる問題があったことが分かった。そして、3つの簿外事業の取扱いが不適切であったため、適正な財務書類を作成して公益認定の申請書類の基礎とすることができなかった。

また、平成26年度における包括外部監査の結果においても、「年度間の決算数値の不整合（指摘）」、「支部会計合算取込時における検証の不十分性（指摘）」、「附

属明細書の記載誤り（指摘）」及び「日々の仕訳処理（指摘）」等の公益法人会計基準にのっとりた処理がなされておらず、さらに、理事の職務執行の監督及び会計の監査を行う監事監査及び支部監査の機能について問題があったことを指摘している。このような指摘をまとめると、適正な財務書類を作成するために必要な内部統制組織の整備・運用に問題があったということである。

このような問題を抱える消防協会の組織文化等の改革のために、今回の関係人調査の結果を踏まえて、次のような指摘を行うこととする。すなわち、専務理事、常務理事及び参与としての職にある者は、今後、一般法人法及び認定法等の趣旨を熟知する必要がある、公益財団法人としての消防協会の適正な経営に当たっては、理事としての善管注意義務（民法第 644 条）及び忠実義務（一般法人法第 83 条）の履行に努め、また、公益法人会計に準拠した会計処理を行って、適正な財務書類を作成すること等を目的とした有効な内部統制を消防協会内で構築するよう、努められたい。

II-2. 監査要点 2 の監査結果について

監査要点 2 は、次のような内容である。

「消防協会における公益法人会計の財務会計外の事業は、今回新たに確認された事業以外には存在しないのか。」

1. 新たな簿外事業に関する関係人調査の結果について

現在の消防協会の役職員以外で、新たな簿外事業の存在を認識している可能性がある者としては、直近の退職者である役職員が考えられることから、関係人調査の対象者である 4 人の元役職員に対して文書及び対面での質問により、確認を行った。その結果、4 人の元役職員全てについて、今回、外部監査の対象となっている 3 つの簿外事業以外には、簿外事業を認識していないという回答を得た。

2. 消防協会からの回答について

現在の消防協会の役職員に対して、3 つの簿外事業以外に簿外事業がないかどうかについて、質問を行った。また、消防協会の棚卸品の在庫調査を行い、正式な財務会計に含まれる事業や 3 つの簿外事業に係る在庫品以外に、新たな簿外在庫等がないかどうかを確認した。さらに、新たな預金通帳が消防協会本部及び 10 支部に存在しないかどうかについて、文書又は口頭によって質問を行った。

その結果、現在把握している 3 つの簿外事業以外に、新たな簿外事業を把握するこ

とはできなかった。

また、消防協会では常務理事及び参与等が直接 10 支部に出向き、会計処理等の適正性を含めて、簿外の預金通帳及び事業の存在がないかどうかについて、チェックリストを準備して確認作業を行っている（平成 27 年 11 月～12 月）。

その結果、10 支部ともに新たな簿外の預金通帳及び事業はないという回答文書の提出を受けた。

さらに、監査報告書の提出とともに、外部監査人の監査手続の一環として、消防協会から、3 つの簿外事業の監査の対象団体として、3 つの監査要点の検証に必要な監査資料は全て提出したこと等を記載した確認書の交付を受ける予定である。

II-3. 監査要点 3 の監査結果について

監査要点 3 は、次のような内容である。

「今回新たに確認された事業を含めて、平成 26 年度における包括外部監査の対象から実質的に外れた事業において、不適切な資金及び貯蔵品等の出納等はなかったのか。」

1. 簿外事業 A（『消防操法』の作成及び販売等に係る事業）について

（1）概 要

簿外事業 A の内容は、『消防操法』の作成及び販売等に係る事業であり、対応する預金通帳も 1 種類存在する。この簿外事業 A については、次のような視点で外部監査を実施した。

- ① 事業として備えるべき帳簿等の有無について
- ② 受払記録の正確性について
- ③ 預金残高の適正性について
- ④ 現金受領による販売の統制について
- ⑤ 無償配布に係る証憑確認について
- ⑥ 簿外事業に係る直接費の処理の適正性について
- ⑦ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて

（2）手 続

『消防操法』の作成及び販売等に係る契約関係書類の有無、納品及び受払等の帳簿及び証憑類等を閲覧、照合、分析し、不明な点については消防協会に対して、

文書等により質問を行い、上記の視点等について検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 事業として備えるべき帳簿等の有無について（指摘）

『消防操法』の作成及び販売等に係る事業に関連して、監査時点で確認することができた帳簿類等は、次のとおりであった。

i 預金通帳

平成 20 年 5 月 27 日以降の期間の 2 冊。また、後日、追加で銀行から平成 17 年 4 月 1 日以降の「預金取引明細表」を取り寄せている。

ii 「千葉県消防操法解説書受払簿」

受注時に払出時の備忘録として記載。現存するものは、平成 22 年度以降の受払簿である。

iii 『消防操法』印刷・製本等の請求書（平成 25 年 3 月 29 日付け）

平成 25 年度改訂版 6,000 部の印刷製本等費用は 4,107,000 円であった。

iv 最終預け在庫の納品書（945 部：平成 27 年 5 月 11 日付け）

資金及び貯蔵品等の出納等に関する適正性を検証するためには、現金や預金口座による個々の取引と、売上、仕入、経費及び在庫等に関する資料とを照合することが必要である。しかし、通常、会計取引として作成すべき資料が作成されていないこと、また、作成したとされる証憑類でも廃棄したとしている資料が少なくないこと、更に後述するように、現在保管している資料でも不備が少なくないこと等から、検証すべき適正性に関する十分な監査証拠が得られたとは言えない。

通常の間書の印刷、製本、販売に関しては以下のような書類等の整備が想定されるが、当事業に関しては、以下の全ての項目について、少なくとも保管されていない。

- i 間書の印刷・製本発注時の契約書又は発注書
- ii 間書の納入に関する納品書
- iii 印刷会社からの預け在庫に関する報告書
- iv 販売に関する契約書や受注書
- v 販売に関する領収証控
- vi 現金販売に係る記載のある現金出納帳
- vii 在庫受払簿

viii 棚卸資料

なお、法人は、②「千葉県消防操法解説書受払簿」を作成しているが、これはいわゆる受注時の「備忘録」として記載されているもので、納入時の記載や残高の記載がないため実質的に「在庫受払簿」には該当しないものと考えられる。

したがって、今後、正式な財務会計として位置付けるためには、規程等に基づき、『消防操法』に関する各種帳簿及び証憑類並びに契約書又は発注書及び棚卸品出納簿等を作成されたい。

② 受払記録の正確性について（指 摘）

現在保管されている資料の中でも預金通帳に記載された『消防操法』に係る取引と照合することができる資料は、主として「千葉県消防操法解説書受払簿」である。したがって、この受払簿が正しく記帳されているかどうかを検証し、一定時点の在庫冊数と整合するかを確認することが監査上必要であるため、照合作業を実施した。その結果、平成 25 年度発行の『消防操法』に関して「千葉県消防操法解説書受払簿」の記載箇所を集計したものが次の表である。

【『消防操法』に関する受払簿の集計結果】

(単位：冊)

入金方法	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度 (～6/25)		第四次 改訂版 累計 払出
	冊数	左記のう ちキャンセル	冊数	左記のう ちキャンセル	冊数	左記のう ちキャンセル	
現金	2,194	0	517	0	90	0	2,801
振込	1,300	106	249	1	207	0	1,649
キャンセルの記載はない がキャンセルだったもの	120	120	0	0	0	0	0
空欄だったが、実際は 振込があったもの	192	0	0	0	0	0	192
空欄	90	90	0	0	0	0	0
小計	3,896	316	766	1	297	0	4,642
無償 (受払簿記載有り)	61	0	22	0	0	0	83
無償 (受払簿枠外記載/直送)	237	0	0	0	0	0	237
合計	4,194	316	788	1	297	0	4,962

表中の「左記のうちキャンセル」の欄に集計しているものは、払出したものとして受払簿に記載されて、しかもキャンセルと書き込まれていたが、実際は、払出しも入金もなかったものである。『消防操法』は払出し前であるため、本来は受払簿に記載すべきものではない。しかも、入金前なので入金方法が記載されるべきではない。このような事実から判断すると、当該受払簿は受注時の「備忘録」として記帳されていたものと推測することができる。

ちなみに、これら以外に記載方法として、キャンセルという記載がなく、振込とだけ記載されているものが実際にはキャンセルであったり、入金方法が空欄のものが振込であったり、入金方法が空欄でかつキャンセルのものが記載されていたり、無償扱いで直送のものが枠外にメモしてあったりと様々な記載方法が確認された。

これらのものを可能な限り正確に修正した上で、集計し直したものが次の表である。

【『消防操法』に関する受払簿の修正後の集計結果】

(単位：冊)

入金方法	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (~6/25)
現金	2,194	517	90
振込	1,386	248	207
小計	3,580	765	297
無償	298	22	0
合計	3,878	787	297

以上のように「千葉県消防操法解説書受払簿」を修正した上で、監査時点の『消防操法』のあるべき在庫数を集計すると以下のとおりとなる。

【『消防操法』の在庫の集計】

(単位：冊)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (~6/25)
期首在庫数	0	2,134	1,347
払出合計	3,878	※2 787	297
受入合計	※1 6,012	0	0
期末在庫数	2,134	1,347	※3 1,050

平成 25 年度の受入合計 6,012 冊 (※1) のうち 12 冊分は、外部監査時の実地棚卸数である 1,050 冊 (※3) から逆算して集計した差額であり、この差額を印刷会

社から無償配布された落丁対応分として推定しているものである。印刷会社からの納品書等、証拠書類が消防協会内では保管されていないため、実際の落丁対応分が何冊であったかについて、消防協会側では正確には把握していなかった。しかし、前述のとおり関係人調査を実施した結果、印刷会社からの落丁対応分(見本品)は、書類(「作業指示書」及び「上製本作業伝票」)の上での確認と質問等の実施の結果、「20部」であった。したがって、推計上の「12冊」との差異は、8冊であり、僅少な差異と判断することができる。

一方、消防協会調査及び県消防課調査の中では、平成26年度の払出合計は850冊(※4)とカウントされており(正しくは上記※2の787冊)、実際よりも63冊だけ多く、落丁対応分も同冊だけ多く75冊(※5)とカウントされていた。いずれにしても差額を落丁対応分としていることに変わりはない。

ちなみに、県消防課調査の結果から、該当箇所を抜粋すると次のとおりである。

<受払数、在庫数の関係>

平成25年度	受入 6,000冊	払出 3,878冊
平成26年度		払出 850冊(※4)
平成27年度(～4/28)		払出 169冊
差引数		1,103冊
落丁対応分		75冊(※5)
在庫数		1,178冊
	<u>(消防協会が保管する在庫数：233冊)</u>	
	<u>印刷業者が保有する在庫数：945冊</u>	
	合計	: 1,178冊)

このように、『消防操法』に係る受払簿の記帳の正確性を検証した結果、正式な受入れと払出しの記録簿ではなく、担当者の備忘録という性格が強いことを消防協会も千葉県防災危機管理部消防課も認識すべきであった。平成27年5月15日付けの調査報告書に記載されている平成26年度払出冊数(850冊)及び落丁対応分(75冊)には、誤りがあることを認識する必要がある。今回のように関係証憑等の確認もなく、拙速に『消防操法』の在庫数から受払冊数及び落丁対応分等の数値を推計する場合は、確認可能な手続を慎重に実施し、その上で、実施できなかった確認手続に関する仮定を明記することが必要であった。このような推計計算を実施してしまっただけの原因は、受払簿に記帳された数値が会計帳簿としてのルールに従った記帳がなされていないことにあることから、会計帳簿の記帳の適正なルールを遵守するよう徹底されたい。

なお、上記の監査結果からは、結果として、『消防操法』の在庫数及び受払冊数には一定の整合性を見出すことができた。

③ 預金残高の適正性について（意見）

『消防操法』に係る事業の預金通帳と修正後の「千葉県消防操法解説書受払簿」とを照合し、不適切な支払や不明な入金がないか確認した上で、現在の預金残高が適正なものであるかどうかを検証する必要がある。しかし、監査日現在の預金通帳の残高である 11,172,184 円（平成 26 年度において、第 20 回全国女性消防団活性化ちば大会に係る経費として、1,932,830 円が支出されているが、その支出がなかった場合、その預金残高は 13,105,014 円である。）の適正性について、第四次改訂版以前の旧版に関しても、十分な会計取引資料等により検証することが求められる。しかし、それらの資料は第三次改訂版の一部を除き、消防協会では廃棄されているため、その正確性を確認することができない。すなわち、現在の預金通帳に記載されている預金残高の正確性については、第四次改訂版が発行された平成 25 年度以降に限定してしか、検証することはできない。

そこで、当該事業に関して主として確認できた書類としては、預金通帳と「千葉県消防操法解説書受払簿」のみであり、これらの監査資料を照合しつつ集計した内容をまとめると次の 2 つの表のとおりである。

ただし、既述のように「千葉県消防操法解説書受払簿」に記載されている内容については、キャンセル分、記載漏れ及び誤記載があったため、監査人側で消防協会の説明を受けて、数値の修正等を行った上で、実態に近い受払簿としたものである。

【預金口座の推移】

（単位：円）

区 分	H23	H24	H25	H26	H27 (~6/25)
期首残高	8,868,382	9,368,444	10,298,837	11,033,147	10,635,184
入金額	500,062	930,393	4,894,554	1,534,867	537,000
利息	1,462	1,593	1,554	1,867	0
売上入金	498,600	928,800	4,893,000	1,533,000	537,000
支払額	0	0	4,160,244	1,932,830	0
当該事業経費	0	0	52,644	0	0
他事業経費	0	0	0	1,932,830	0
仕入額	0	0	4,107,600	0	0
期末残高	9,368,444	10,298,837	11,033,147	10,635,184	11,172,184

【受払簿の払出数から推計した入金額の推移】

(単位：冊、円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27 (～6/25)
現金及び振込での販売冊数(受払簿より) …a	265	393	3,580	765	297
各年度の販売単価…b	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500
各年度の売上額 (b×a) …c	477,000	707,400	5,370,000 ※1-1	1,147,500 ※2-1	445,500
各年度期首の売掛金(税務申告書より) …d	243,000	221,400	0	469,500	195,000
各年度期末の売掛金(税務申告書より) …e	221,400	0	469,500	195,000	-
各年度のあるべき入金額(c+d-e)	498,600	928,800	4,900,500 ※1-2	1,422,000 ※2-2	640,500 ※3

※1-1 税務申告書上の事業収益より 7,500 円多い。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※1-2 預金口座残高より 7,500 円多い。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※2-1 税務申告書上の事業収益より 111,000 円少ない。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 103,500 円少なかった。

また、期首の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※2-2 預金口座残高より 111,000 円少ない。期末の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 103,500 円少なかった。

また、期首の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 7,500 円多かった。

※3 預金口座残高より 103,500 円少ない。期首の売掛金が税務申告書上の売掛金より実際は 103,500 円少なかった。

したがって、平成 25 年度以降の推計入金額については、税務申告書上の事業収益や売掛金残高と若干の乖離が認められる。推計値ではあるが、今後、税務申告書等との整合性を図るよう要望する。

④ 現金受領による販売の統制について(指 摘)

『消防操法』の販売に係る代金受取方法は現金受取と振込入金の 2 つの方法がある。代金受取の件数でいえば、その大部分が現金受取である。しかし、現金出納帳や領収証(控)、金種票等は作成されていないため、現金受取による販売の実績を直接確認することができない。

すなわち、『消防操法』に係る現金販売については、「千葉県消防操法解説書受払簿」上で受注時の「備忘録」として記帳しており、その入金方法が「現金」と記載されているものを除き、確認することができない。

そこで、これら「現金」記載の項目を集計した金額と振込入金とされている金額との売上合計を算定し、その金額と預金通帳に記載されている金額とを照合した。

まず、修正後(前項②を参照。)の「千葉県消防操法解説書受払簿」を活用して、

その入金方法別で販売冊数を集計したものを次のとおり掲載する。

【現金受取・振込入金別の入金額の推移】

(単位：冊、円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27(～6/25)	合計
各年度の販売単価…a	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500	
現金での払出冊数…b	263	149	2,194	517	90	3,213
現金入金額 (a×b)	473,400	268,200	3,291,000	775,500	135,000	4,943,000
振込での払出冊数…c	2	244	1,386	248	207	2,087
振込入金額 (a×c)	3,600	439,200	2,079,000	372,000	310,500	3,204,300
現金・振込合計の払出冊数	265	393	3,580	765	297	5,300
現金・振込合計の入金額	477,000	707,400	5,370,000	1,147,500	445,500	8,147,400

現金受取で入金となったものに関しては、ある程度まとめて預金口座へ入金しているということであるが、その入金タイミングには一定のルールはないということであった。

ここで、現金受取による販売について、現金出納帳への記載や領収証（控）等の保管等、現金入金を確認できる資料は作成されていない。また、消防協会内では、現金受取による販売に関して確認又は承認及び報告等もされていない。

そこで、「千葉県消防操法解説書受払簿」の備考欄に記載の入金方法（振込・現金・無償）に従って、上記（現金・振込別の入金の推移）の表中の「払出冊数」を集計し、これと入金額を照合するしかないが、当該「千葉県消防操法解説書受払簿」については、キャンセル分や記載漏れ及び誤記載があり、確認や承認等がなされておらず、預金通帳を確認しつつ、修正等を行っているのが実態であった。確かに、当該受払簿に「現金」と記載あるもののみが現金入金の全てであるという確証はない。そして、預金口座に入金されている金額が現金売上の全額であるという、網羅性に関する十分な監査証拠は得られていない。

しかしながら、今回の外部監査では資料等の確認ができる範囲内で、修正後の受払簿と預金通帳の入金額が整合していることを確認することはできた。

したがって、消防協会は今後、当該事業を正式な財務会計に受け容れる際には、現金受取による販売の際の領収書等の証憑類を整え、現金出納簿等の帳簿等への記帳を行い、適正な会計処理を行うよう、仕組みを整えられたい。

⑤ 無償配布に係る証憑確認について（指 摘）

『消防操法』に係る無償配布については、「千葉県消防操法解説書受払簿」上で受注時の「備忘録」として入金方法を「無償」と記載されている。しかし、当該記

載以外に確認することができる書類は存在しない。そこで、消防協会に質問したところ、次のことが分かった。

- i 無償配布について印刷業者に指示した文書等が残っていない。
- ii 印刷業者に直接送付を指示した先としては、次のとおりである。

県下各消防本部	31×3 冊 = 93 冊		
県下各消防団	48×3 冊 = 144 冊	合計	237 冊

- iii 消防協会では、実地棚卸を行っていないが、税務申告書上、当期の売上に対応する原価を算出し、期首商品棚卸高からその原価を差し引いて期末商品棚卸高を算出しているため、無償配布分は、期末商品棚卸高に累積されている。本来無償配布分はコストとして認識しなければならないので税務申告書の利益が異なってくる。

また、「千葉県消防操法解説書受払簿」の備考欄に「無償」と記載されている送付先がある。それらは、税務上の決算書の中では売上に含まれていない。ここで、無償配布としている送付先は大部分が消防学校であるが、消防学校への払出は無償の他に、現金受取や振込入金による販売の場合もある。

平成 25 年度の第四次改訂版以降の無償配布については次の表のとおりである。

【『消防操法』の無償配布先リスト】

(単位：冊、円)

H25	受払簿に記載の配布先名	提供数	販売した場合の金額
4 月 1 日	学校	20	30,000
4 月 1 日	訓練指導科	1	1,500
4 月 1 日	協会 (会長)	7	10,500
4 月 1 日	西部	2	3,000
4 月 30 日	各支部	10	15,000
5 月 2 日	県消防課	15	22,500
5 月 17 日	学校	1	1,500
1 月 16 日	学校	5	7,500
H26			
6 月 18 日	消防学校副校長	1	1,500
12 月 24 日	学校 新教官	2	3,000
1 月 20 日	学校 新教官用	1	1,500
2 月 23 日	学生 新教官用	2	3,000
3 月 31 日	消防学校	16	24,000

計	83
H25 年度印刷会社より無償分の直送	237
再計	320

平成 25 年度に印刷会社より直送としているものが 237 冊あるが、これは、第四次改訂に当たって、消防本部（31 か所）と消防団（48 か所）へ各 3 冊ずつ配布したものである。これについても、印刷会社への依頼文や消防協会内での承認及び報告等を確認することができる資料はなく、また、関係人調査においても印刷会社から直送分の証憑を確認することはできなかった。ただし、当該印刷会社に対する質問では、『消防操法』の直送は存在した旨の回答を得ている。

また、この表に記載されているもののみが無償配布であったということを確認できる資料を確認することができず、消防協会内でも承認及び報告等を確認できる資料がない。

以上より、無償配布を行う際には無償配布先やその理由等を文書により明記して決裁し、印刷会社からの直送による無償配布についても、指示書や納品書等を作成し、又は受領して適切に保管・管理することを検討されたい。

⑥ 簿外事業に係る直接費の処理の適正性について（指 摘）

『消防操法』に係る事業に関しての経費としては、印刷会社への仕入れ以外、印刷会社から直送した際の配送料や他事業の費用を例外的に当該口座から支払ったものを除き、支払われていない。当該事業で負担すべき直接費が他事業の経費となっていないかどうかを確認する必要がある。そこで、この件について消防協会に質問した結果次のことが分かった。

- i 『消防操法』は各配布先へ郵送されているが、その経費は、正式な財務会計に位置付けられている公益目的事業のうち、防災思想普及事業の中の通信運搬費から支出されている。
- ii 配送料の他に当該事業での直接費の発生はない。

このように配送料については、実際には、公益事業の防災思想普及事業／通信運搬費から支出されていた。金額的には僅少であるが、配送料は当該事業の直接費であり、当該事業で負担すべきものであるため、本来負担すべき事業に留意して会計処理を行われたい。

⑦ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて（指 摘）

『消防操法』に係る事業で管理する預金（10,635,184 円）及び棚卸資産（922,156 円）については、平成 26 年度末に消防協会の正式な財務会計に取り込んでいる。しかし、税務上の決算書において計上されている売掛金 195,000 円については、取り込まれていなかった。なお、税務上の決算書では売掛金は 195,000 円とされてい

るが、受払簿と平成 27 年度の入金額から集計すると、平成 26 年度末現在の売掛金は 91,500 円である。

したがって、平成 26 年度末で正式な財務会計に取り込んだ預金残高及び棚卸資産以外にも、売掛金が存在することに留意し、しかも、当該売掛金については、再度正確な残高を算定されたい。

2. 簿外事業B（公益財団法人日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業）について

（1）概 要

簿外事業Bの内容は、日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る事業であり、対応する預金通帳も1種類存在する。当該事業の簿外会計では、日本消防協会の斡旋物品に係る販売代金、その仕入れ代金及び関連する諸経費を計上している。その取扱物品は、日本消防協会からの斡旋物品と消防協会独自の斡旋物品であり、それらの内訳及び販売価格等は以下に示す表に記載のとおりである。

① 取扱い斡旋物品等について

【日本消防協会からの斡旋物品】

（単位：円、％）

取扱物品	対象期間	売価	原価	利益
消防団幹部職章	H22～H26	各種（＊1）	90%	10%
消防団幹部実務必携	H22～H25	1,050 円	950 円	100 円
	H26	1,080 円	980 円	100 円
記念 T シャツ	H22～H26	1,500 円	1,400 円	100 円
消防団手帳	H22～H25	450 円	440 円	10 円
	H26	463 円	453 円	10 円
カレンダー	H24	1,000 円	950 円	50 円
東日本大震災全国消防団報告研修会報告書	H23	1,000 円	1,000 円	0 円
消防団 120 年・自治体消防 65 周年記念大会 記念章・参加章	H25	500 円～ 4,000 円	95%	5%
勤続章の記章	H26	1,080 円	1,080 円	0

（＊1）「消防団幹部職章」については、物品により売価が異なっており、詳細は次の表のとおりである。

【平成 22 年度～平成 25 年度】 (単位：円)

区分	制服	私服	セット
団長	6,500	7,000	12,000
副団長	5,500	6,000	10,000
分団長	5,500	6,000	10,000

【平成 26 年度】 (消費税増税に対応して価格改定) (単位：円)

区分	制服	私服	セット
団長	6,680	7,190	12,340
副団長	5,650	6,170	10,280
分団長	5,650	6,170	10,280

日本消防協会からの斡旋物品は、消防協会が購入希望者からの注文を取りまとめ、購入希望者から斡旋物品代金が販売価格で入金された後、当該斡旋物品代金の仕入価格を日本消防協会に支払うという注文販売形態であり、在庫は存在しないということであった。斡旋物品の引渡し方法は、業者から直送される場合と消防協会から送付する場合がある。その取引の結果として入金額と支払額の差額が協会の手元に残る。これらのうち、「勤続章」は、希望者が全県下で1名であった。この斡旋手数料は、少額であるためか、当協会では受け取っていないということである。

なお、消防協会では、「利益」ではなく事務手数料と承知しているが、この事務手数料が適当な額かどうか（人件費等に見合う額を補うかどうか等）、厳密な積算をしているわけではないということであった。

【消防協会独自の斡旋物品】 (単位：円)

取扱物品	区分	H23	H24	H25	H26
統一き章	入金	○	-	-	-
	出金	○	-	-	-
賞状用紙	入金	○	○	-	-
	出金	○	○	-	-
ネクタイピン	入金	○	○	○	○
	出金	○	-	-	-
タイタック	入金	○	○	-	-
	出金	-	-	-	-
卒業バッチ	入金	-	-	-	-
	出金	-	-	-	-
消防訓練礼式の基準	入金	-	-	-	-
	出金	-	-	-	-

この表に示されている消防協会が独自に取り扱う斡旋物品は、消防協会がその各支部等や消防団員からの申込みを受けて取りまとめを行い、斡旋物品を消防協会の手元在庫から引き渡す場合と業者に伝達して業者から引き渡す場合がある。消防協会独自の斡旋物品は販売価格による入金額と同額を仕入価格として支払っており、利益が残らない取扱いである。したがって、消防協会では、消防協会独自の物品についての斡旋は、斡旋価格と仕入価格という二重の価格設定という取扱いはしておらず、利益は発生していない。上記以外に取り扱っている物品はないということである。

なお、消防協会独自の斡旋物品については、消防協会本体会計の修学奨励事業の一環として無償支給しているものと共通しているものもあり、在庫管理は十分に行われていないということである。

② 税務上の取扱いについて

当該事業における取扱い斡旋物品に係る税務上の取扱いは、入金額を売上計上、支払額を仕入れ計上、又は経費計上する総額主義で処理している。また、在庫の計算は、期末の在庫数量に単価を掛けて算定している。その年度別の期末残高の内訳、及び直近でカウントした在庫数量は以下のとおりである。

【斡旋物品在庫】

	品名	数量	単価	金額
23年度	賞状用紙 支部長特別功労	22	100	2,200
	支部長功労	30	75.6	2,268
	支部長精勤	33	75.6	2,495
	支部枠のみ	13	54.6	710
	職員枠のみ	15	54.6	819
	団員表彰	294	72	21,168
	団員枠のみ	82	54.6	4,477
	消防訓練礼式	9	1,299.6	11,696
	ネクタイピン	158	483	76,314
	タイタック	50	630	31,500
	タイ止めカフスセット	5	1,575	7,875
	合計			161,522

	品名	数量	単価	金額
24年度	賞状用紙 支部長特別功労(*1)	0	100	0
	支部長功労(*1)	0	75.6	0
	支部長精勤(*1)	0	75.6	0
	支部枠のみ	13	54.6	710
	職員枠のみ	15	54.6	819
	団員表彰	294	72	21,168
	団員枠のみ	2	54.6	109
	消防訓練礼式	9	1,299.6	11,696
	ネクタイピン	158	483	76,314
	タイタック	47	630	29,610
	タイ止めカフスセット	5	1,575	7,875
	合計			148,301

	品名	数量	単価	金額
25年度	賞状用紙 支部長特別功労(*1)	0	100	0
	支部長功労(*1)	0	75.6	0
	支部長精勤(*1)	0	75.6	0
	支部枠のみ	13	54.6	710
	職員枠のみ	15	54.6	819
	団員表彰	294	72	21,168
	団員枠のみ	2	54.6	109
	消防訓練礼式	9	1,299.6	11,696
	ネクタイピン	158	483	76,314
	タイタック	47	630	29,610
	タイ止めカフスセット	5	1,575	7,875
	合計			148,301

	品名	数量	単価	金額
26年度	賞状用紙 支部長特別功労(*1)	0	100	0
	支部長功労(*1)	0	75.6	0
	支部長精勤(*1)	0	75.6	0
	支部枠のみ	13	52	676
	職員枠のみ	15	52	780
	団員表彰	294	72	21,168

	団員枠のみ	2	52	104
	消防訓練礼式	0	1,299.6	0
	ネクタイピン	153	460	70,380
	タイタック	47	600	28,200
	タイ止めカフスセット	5	1,500	7,500
	合計			128,808

【平成 27 年 6 月 25 日現在の在庫】

品名	数量	
賞状用紙 支部長特別功労 (*1)	-	
支部長功労 (*1)	-	
支部長精勤 (*1)	-	
支部枠のみ	13	
職員枠のみ	15	
団員表彰	294	
団員枠のみ	2	
消防訓練礼式	0	
ネクタイピン (*2)	149	この他に (団員 53、職員用 5)
タイタック (*3)	47	
タイ止めカフスセット (*4)	5	この他に見本 1
卒業バッヂ	179	職員用

(*1) 平成 24 年度に公益財団法人へ移行したことに伴い、賞状用紙のうち、「財団法人」の名称で作成されたものは使用できなくなったため、使えなくなった在庫を廃棄しているため、数量が 0 となっている。

(*2) ネクタイピンの内訳は、団用シルバー緑が 84 個、団用シルバー赤が 15 個、団用ゴールド紺が 20 個、団用シルバー紺が 22 個、職員用シルバーが 8 個、計 149 個である。平成 26 年度末在庫から、4 月中に 4 個払い出している。また、これら以外に、修学奨励金等として研修終了時に交付する記念品があった (団員用 53 個、職員用 5 個)。

(*3) タイタックは、団用が 29 個、職員用が 18 個あった。

(*4) タイ止めカフスセットは、団用が 1 個、職員用が 4 個あった。また、これら以外に見本が 1 個あった。

以下では次の項目について検証することとする。

- ① 平成 25 年度の「記念大会記念章・参加章」の斡旋手数料について
- ② 消防協会独自の取扱物品について

- ③ 切手等金券類の受入等管理について
- ④ 財務会計上の会計処理のルールについて

(2) 手 続

日本消防協会の斡旋物品の販売等に係る契約関係書類の有無、納品及び受払等の帳簿及び証憑類等を閲覧、照合、分析し、不明な点については消防協会に対して、文書等により質問を行い、上記の視点等について検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 平成 25 年度の「記念大会記念章・参加章」の斡旋手数料について（指 摘）

平成 25 年度の「記念大会記念章・参加章」については、購入希望者から販売代金が入金となり、同額を日本消防協会へ仕入れ代金として支払った後、販売価格全体の 5% 分（102,800 円）が手数料として日本消防協会から入金されている。ただし、当該手数料相当分の入金は、平成 26 年 2 月 14 日に消防協会の正式な財務会計上の預金口座に入金されている。

その理由については、平成 25 年度の日本消防協会取扱品に係る入金処理は、自治体消防 65 周年記念大会の参加章を日本消防協会から消防協会が購入した時の手数料として入金されたものと認識しており、併せて消防職員等の個人購入分の記念章の斡旋手数料である。これは、簿外事業 B で処理する通常の斡旋に係るものではなく、また、一回性のものであり、通常の斡旋とは異なるものと考えたためである。その他に正式な財務会計で処理した斡旋取引等はないということであった。

なお、正式な財務会計上の取引として、受取補助金等で処理されている当該手数料は、税務申告上、益金又は損金の減額とされるべきものであるが、「受取日本消防協会補助金」として課税対象外の取扱いとなっており、法人税の申告上集計されておらず、税務上、売上計上漏れ又は経費の過大計上として、申告漏れとなっている。一方で、消費税の申告上は集計されていないため、取引の実態を忠実に表していない。

このように簿外事業 B の実施に伴う手数料相当分の収入が、正式な財務会計で処理されていたり、税務申告上の取扱いが益金扱いされていなかったり、取引の首尾一貫性が図られていない。財務会計上の処理のルール及び税務申告上のルールを、再度確認されたい。

② 消防協会独自の取扱物品について（意見）

消防協会独自の取扱物品の仕入れ及び販売に係る入金・出金状況の推移は、次の表に示すとおりである。

【消防協会独自の斡旋物品】

（単位：円）

取扱物品	区分	取引先	H23	H24	H25	H26
統一き章	入金	各支部他	3,080,724	0	0	0
	出金	業者A	3,080,721	0	0	0
賞状用紙	入金	各支部他	214,808	18,018	0	0
	出金	業者B	175,589	5,460	0	0
ネクタイピン	入金	各支部他	28,980	2,283	2,400	2,484
	出金	業者A	48,300	0	0	0
タイタック	入金	各支部	630	1,407	0	0
	出金	-	0	0	0	0
卒業バッジ	入金	-	0	0	0	0
	出金	-	0	0	0	0

この表から、ネクタイピンの販売は平成26年度まで実績があるが、そのほかの取扱物品については、平成25年度及び平成26年度の実績がない。その理由はこれらの物品の取引需要量が少ないことから、消防協会及び取扱業者ともに経済性・効率性の面から取扱いについて積極的ではないということである。すなわち、統一き章については、消防協会には在庫がなく、平成24年度から消防関係者と業者間での直接取引の扱いとしている。また、賞状用紙、タイタック、ネクタイピン及び卒業バッジについては在庫がなくなるまでは斡旋を行うこととしている程度である。なお、タイタック及び卒業バッジについては、最近では消防関係者からの要望がなく、斡旋の取引がない状況である。また、賞状用紙は数種類あり、原則として在庫があるものは在庫から出庫し、在庫がないものは、直接業者との取引を促している。なお、在庫があっても、数量の関係で消防関係者と業者間で直接取引を勧める場合もある。

また、ネクタイピンの過去の取扱い管理で見られるように、消防協会としての修学奨励事業用（消防学校の所定の課程を修了した者への記念品としての贈呈用）としてのネクタイピンの管理と斡旋用のネクタイピンの管理とで、一部、貸借が整理されていないことも把握される（平成22・23年度の貸借純計69個の取扱い）。

当該簿外事業は早急に正式な財務会計への取り込みが求められるが、消防協会独自の斡旋物品について、それらの需要状況と取扱業者の営業上の取扱いロットの経済性等を考慮して、消防協会が直接物品を取り扱うのかどうかを含めて、当該事業の整理を早急に判断するよう要望する。

③ 切手等金券類の受入等管理について（指 摘）

切手等金券類の受入等管理について、総勘定元帳を確認したところ、次の表に示すとおり、平成 25 年度において郵便局との取引のうち、摘要に内容の記載がないものがあった。

【総勘定元帳記載の切手等金券類の購入記録】

（単位：円）

科 目	事 業		日付	金 額	内 容
通信運搬費	公益	防災思想普及事業	25. 9. 27	240, 000	切手
通信運搬費	収益	会館管理	25. 12. 4	40, 000	〃
通信運搬費	公益	防災思想普及事業	25. 12. 24	35, 000	年賀葉書
通信運搬費	公益	防災思想普及事業	26. 3. 28	79, 450	切手、葉書、印紙
通信運搬費	収益	会館管理	26. 3. 28	144, 100	切手
通信運搬費	法人	管理	25. 4. 2	1, 000	印紙
通信運搬費	法人	管理	26. 2. 20	76, 000	切手
通信運搬費	法人	管理	26. 3. 28	79, 000	切手
合 計				694, 550	-

これらの取引について請求書及び受払簿の提示を求め、それらの取引の実在性等を確認した。その結果、上記の総勘定元帳上では記帳されていない切手の受入記録が受払簿上で把握された。上記以外の取引として記録されている可能性が他の勘定科目でないとは言えないが、当該科目間違いの有無についてまで、取引の特定をすることはできなかった。

i 平成 25 年 6 月 12 日、80 円切手：200 枚受入（16, 000 円分）

ii 平成 25 年 11 月 29 日、80 円切手：105 枚受入（8, 400 円分）

また、受払簿上の数量と購入数量が一致しないものが次のとおり 1 件存在した。

i 平成 26 年 3 月 28 日、205 円切手 250 枚。それに対して購入数量は 150 枚。

したがって、20, 500 円の差異がある。

なお、消防協会によると、収入印紙については契約に必要な都度、購入しているため、受払簿は必要ないということであった。

切手等の金券類は換金可能性の高い財務項目であるため、その受払記録や会計処理等においては、特に厳格に管理されたい。

④ 財務会計上の会計処理のルールについて（指 摘）

同一の取引先について処理科目が統一されていないもの（業者 C 等）及び公益

目的事業や収益事業ごとの配分ルールが月単位で経費配分されているように見受けられるものが次の表に掲げるとおり、散見された。

【処理科目の不統一事例：平成25年度の総勘定元帳】

(単位：円)

内 容	科 目	事 業	金 額	摘 要
業者C	事・会議費	公益・教養訓練	116,875	3月分
	事・消耗品費	公益・防災思想普及事業	2,037,515	6-12, 2-3月分
	事・消耗品費	収益・会館管理	213,395	1月分
	管・消耗什器備 品費	法人・管理	84,640	2月分
	管理・消耗品費	法人・管理	208,310	2-3月分
はがき・切手等	事・通信運搬費	公益・支部事業活動	252,423	8月以外計上あり
業者D	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	319,859	5-8, 11, 3月分
	事・通信運搬費	収益・会館管理	83,867	9-10月分
	管・通信運搬費	法人・管理	200,880	7, 11-1, 3月分
業者E	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	749,749	4-5, 8-3月分
	管・通信運搬費	法人・管理	106,112	6, 7月分
業者F	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	354,450	9, 12月分
	事・通信運搬費	収益・会館管理	184,100	12, 3月分
	管・通信運搬費	法人・管理	156,000	4, 2, 3月分
業者G (システム会社)	事・通信運搬費	公益・防災思想普及事業	157,500	3月分
	管・借損料	法人・管理	1,102,500	4, 6-11, 2-3月分
	管理・委託料	法人・管理	186,900	12-1月分
業者H (リース会社)	事・消耗品費	公益・防災思想普及事業	257,250	4-7, 11月分
	事・消耗品費	収益・会館管理	205,800	9-10, 1-2月分
	管・消耗品費	法人・管理	154,350	8, 12, 3月分
業者I (印刷会社)	事・消耗品費	公益・教養訓練	77,700	8月分
	事・印刷製本費	公益・防災思想普及事業 (機関誌)	2,217,936	5-7, 9-11, 1, 3 月分
	事・退職者報償 費	公益・退職者報償事業	10,500	6月分
	管・印刷製本費	法人・管理	36,687	1月分
業者B	事・消耗品費	公益・教養訓練	56,905	8月分
	事・消耗品費	公益・支部事業活動	87,422	6, 12, 1月分
	事・印刷製本費	公益・防災思想普及事業	27,300	3月分
	事・葬祭費	公益・弔慰救済	317,150	9, 11月分

	事・定例表彰費	公益・報償	49,980	12月分
	事・報償費	公益・支部事業活動	43,008	9,12月分
	管・印刷製本費	法人・管理	37,800	1月分
業者A	事・消耗品費	公益・支部事業活動	692,327	9,1月分
	事・消耗品費	公益・防災思想普及事業	472,560	9,3月分
	事・退職者報償費	公益・報償	390,600	3月分
	事・退職者報償費	収益・退職者報償事業	1,152,270	6,10,2-3月分
	事・修学奨励金	公益・教養訓練	205,800	9,3月分
	事・定例表彰費	公益・報償	390,285	12月分
	事・報償費	公益・支部事業活動	637,738	1月分

また、人件費の会計処理についても、その配分基準等のルール（例えば、公益目的事業、収益事業及び法人管理への報酬及び給料諸手当の配分方法）が月単位で配分されているものが次の表のとおり見受けられた。

【人件費配分ルールの不統一事例：平成25年度の総勘定元帳】（単位：円）

内容	科目	事業	金額	摘要
役員報酬	事・役員報酬	公益・防災思想普及事業	8,348,566	4-2月分
	事・役員報酬	収益・会館管理	189,000	1月分一部
	管・役員報酬	法人・管理	529,650	3月分
給料手当	事・給料手当	公益・防災思想普及事業	22,438,684	4-2月分
	事・給料手当	収益・会館管理	1,406,564	3月分
	管・給料手当	法人・管理	449,400	1月分一部

公益財団法人移行後の会計処理として、月単位の経費配分処理でしかも、科目によって、公益目的事業等への負担の月が異なる処理を行っている合理的な理由について、明確な回答を受けることができなかった。これらの事例は会計処理が取引の実体を忠実に表していないものと考えられる。これらの不合理な会計処理については、斡旋取引に関する諸経費が正式な財務会計に含まれていないかどうかを確認する監査手続の一環の中で発見したものである。

このような正式な財務会計上の処理については、従来からの会計処理システムを利用し、開発業者が保守を行うと同時に、経理処理についても仕訳処理を含めて、経理処理業務委託を行っているということであった。委託業務に対する監視モニタリングが効果的に行われていないものと考えられる。

今後、簿外としての斡旋取引を消防協会の正式な財務会計に取り込むにしても、総

勘定元帳のうちの貸借対照表科目が出力されない点や会計処理担当者が認識していない科目で処理をされ、その結果として財務諸表の数値が取引の実態を表さないシステムということでは、システムとしての不備やシステム運用上の不備が継続する恐れが懸念される。

平成 26 年度の外部監査でも監査意見として述べているが、会計上の技術的能力を高めることが求められていることは前提の上で、会計システムそのものの問題点を取りまとめ、公益財団法人にふさわしい会計システムへの転換を検討されたい。

3. 簿外事業C（「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業）について

（1）概 要

簿外事業Cの内容は、「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業であり、対応する預金通帳も1種類存在する。この「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業については、次のような視点で外部監査を実施した。

- ① 事業として備えるべき帳簿等の有無について
- ② 預金残高の適正性について
- ③ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて
- ④ 「守れ、わがまち」の斡旋価格の適正性について

（2）手 続

「守れ、わがまち」の斡旋及び「団長記章」の製作・販売に係る契約関係書類の有無、納品及び受払等の帳簿及び証憑類等を閲覧、照合、分析し、不明な点については消防協会に対して、文書等により質問を行い、上記の視点等について検証した。

（3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 事業として備えるべき帳簿等の有無について（指 摘）

当該事業について、資金及び貯蔵品等の出納等に関する適正性を検証するためには、預金通帳に記載された取引記録と、売上、仕入れ及び経費に関する資料を照合する必要がある（在庫はない）。しかし、当該事業の監査の中で確認できた書類は、平成 20 年 8 月 18 日以降の預金通帳（2 冊）、平成 24～27 年度における冊子、記章の仕入れ支払に係る領収証及び冊子並びに記章の販売に係る申込書のみであった。そして、平成 24 年度以降のこれらの資料と預金通帳を照合した結果、整合することを確認することはできた。しかし、それ以前の取引についての確認はない。

そこで、冊子「守れ、わがまち」の幹旋及び団長記章の製作・販売に係る事業については、以下のような書類等の整備が必要であるものと考えられる。

- i 冊子発注、記章製作に係る契約書や発注書
- ii 冊子、記章の納入に係る納品書
- iii 冊子、記章の仕入に係る請求書
- iv 冊子、記章の仕入支払に係る領収証
- v 冊子、記章の販売に係る契約書や受注書（申込書）
- vi 冊子、記章の納品に係る納品書控
- vii 冊子、記章の販売に係る請求書控
- viii 冊子、記章の販売に係る領収証控

したがって、今後、正式な財務会計として位置付けるためには、規程等に基づき、「守れ、わがまち」の幹旋及び「団長記章」の製作・販売に係る事業に関する上記のような契約書、納品書、請求書及び領収書等を作成し、保管されたい。

なお、当該事業に関して確認できた「預金通帳」と「申込書」（「守れ、わがまち」と団長記章）、仕入れに関する「領収証」を照合しつつ集計した内容をまとめると、次の表のとおりである。

【預金口座の推移】

（単位：円）

区 分	H24	H25	H26	H27(～6/25)
期首残高	341,558	208,548	218,543	139,912
入金額	162,740	381,245	236,269	20,364
利息	40	35	29	0
冊子売上	47,700	316,210	166,240	20,364
記章売上	115,000	65,000	70,000	0
支払額	295,750	371,250	314,900	0
冊子仕入	180,750	371,250	179,900	0
記章仕入	115,000		135,000	0
期末残高	208,548	218,543	139,912	160,276

② 預金残高の適正性について（意見）

消防協会調査及び県消防課調査によれば、冊子、記章ともに原価と同額で頒布しているため利益は発生せず、口座残高は年度間の繰越しによるものであるとされている。平成 27 年 3 月末の残高は 139,912 円であったが、平成 27 年 3 月末以前（今回照合することができた平成 24 年度から平成 26 年度の間）で収支の対応がされず繰越しとなっているのは、以下の 2 件のみであった（いずれも冊子分）。

平成 27 年度千葉支部への販売 750 冊分が平成 27 年 3 月 13 日に入金 108,000 円	
平成 25 年度 C 市への販売 10 冊に対する未収金	▲1,500 円
	<u>106,500 円</u>

したがって、平成 27 年 3 月末の預金残高は、106,500 円及びこれまでの利息（数百円程度）となるはずであり、33,000 円程度、残高が過大である。消防協会によると、以前、日本消防協会から斡旋の要望があり、その際の事務手数料を当事業の預金口座で管理していた時期があったため、当該事務手数料分が残っている可能性があるということであった。しかし、平成 20 年 8 月 18 日以前の通帳はなく、これがあったとしても、平成 23 年度以前の仕入支払に係る領収証や販売に係る申込書がないため検証することはできない。

今回の差異は僅少ではあるが、事業のあり方に関するルールに留意し、預金残高に係る年度間の変動の原因分析にも意を用いるよう要望する。

③ 当該事業の正式な財務会計への取り込みについて（指摘）

簿外となっていた当該事業は、平成 26 年度末に預金残高 139,912 円と経常外収益 139,912 円を正式な財務会計に取り込んでいる。しかし、この他に平成 25 年度から未収となっている売掛金 1,500 円があるため、次回の取り込みの際には留意されたい。

④ 「守れ、わがまち」の斡旋価格の適正性について（要望）

「守れ わがまち」の販売価格について、日本消防協会からの事務連絡の文書によると、「この斡旋価格は、当協会が貴消防協会へ販売する場合のみ適用します。貴管下消防団等へは販売価格にて販売していただきますようお願いします。」と記載されている。しかし、消防協会は、このような依頼にとらわれず、手数料を徴取せずに斡旋価格で販売している。その理由としては、消防協会では次のように考えている。

すなわち、「守れわがまち」の消防団員に対する斡旋価格をどう設定するかは、協会の裁量であると考えている。したがって、消防協会が原価で斡旋していることについて、日本消防協会への報告や承認は得ていない。日本消防協会から消防団員への譲渡価格について、例えば、全額当協会が負担することとして無償としても、日本消防協会へ指定の「仕入価格」を支払い、日本消防協会に損害を与えなければ許容されるものと考えている。日本消防協会からの文書はお願いの文書であり、消防協会が手数料を得なければ販売してはならないという条件設定をされているという認識はないということであった。

平成 26 年度版「守れ、わがまち」の価格について、日本消防協会からの事務連絡に従って斡旋販売を行う場合、平成 26 年度の消防協会での仕入価格は 144 円であり、販売価格は 154 円ということになる。しかし、実際は、仕入価格 140 円に対して、販売価格も同額の 140 円であった。

「守れ、わがまち」の製作等の権限は日本消防協会にあり、消防協会はそれを仕入れて、販売等を行うものであるが、その事務手数料等を考慮すると、事務手数料分だけでも消防協会が販売価格の中にも含めることは、日本消防協会の文書に基づくことでもあり、また、法人経営の面からも望ましいものであるため、仕入れ・販売手数料等の確保策を検討されるよう要望する。

第3 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。